## 平成25年第3回大津町議会定例会 会期日程

月日	曜	開議時刻	区 分	日 程	備考
6月11日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
6月12日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
6月13日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
6月14日	金		休 会	議案等整理	
6月15日	土		休 会	議案等整理	
6月16日	日		休 会	議案等整理	
6月17日	月	午前 10 時	本会議	一般質問	
6月18日	火	午前 10 時	本会議	一般質問	
6月19日	水	午後2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
2	会	期		9日間	

本 会 議

提案理由説明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

### 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 平成24年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成24年度公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 専決処分の報告について(2件)
- 平成24年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森報告事項第21期事業報告書
- 平成24年度定期監査報告書(行政編)
- 平成24年度定期監査報告書(小・中学校、幼稚園編)
- 平成25年3月例月出納検査の結果について
- 平成25年4月例月出納検査の結果について
- 平成25年5月例月出納検査の結果について

# 平成25年第3回大津町議会定例会会議録

平成25年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)								
平成25年6月11日(火曜日)								
出席議員	1 番 金 田	英樹	2 番	豊	瀨 和 久	3 番	佐 藤	真 二
	4 番 松 田	純子	5 番	桐	原 則 雄	6 番	山本	重 光
	7 番 本 田	省 生	8 番	府	内 隆 博	9 番	吉 永	弘則
	10 番 源 川	貞夫	11 番	坂	本 典 光	12 番	手 嶋	靖隆
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	田桂伸	15 番	荒木	俊彦
	16 番 大 塚 🏗	龍 一 郎						
欠 席 議 員								
職務のため	局	長	内 隆	_				
出席した事務局職員	書	記	川 美	紀				
	町	長家	入	勲	企画部企	画課 長	杉水	辰 則
地方自治法第 121条第1	副町	長 德	永保	則	会計管兼ねて会員	理 者 十課 長	徳永	太
項の規定によ	総 務 部	長岩	尾 昭	德	総務	部	白 石	浩 範
り説明のため出席した者の	企 画 部	長木	村	誠	総務課行	牧 係 長	<b>1</b> 4	行 ""
職氏名	福 祉 部	長中	尾精	_	企 画 企画課財 兼ねて行革推	部 依 係 長 進係長	羽熊	幸治
	土 木 部 併任工業用水道	長 課長	山 誠	也	教育	長	那 須	雪 子
	経 済 部	長大	塚義	郎	教育	邪 長	松 永	髙 春
	子育て支援	<b>農 課</b> 杉	泳	春	農業委員会事	務局長	松岡	秀雄
	総務部総務記	果長 田	中 令	児				
	総務部税務	果長 坂	1 川 晴	幸				

# 会議に付した事件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成24年度大津町一般会計補正予算(第9号))
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第5号))
議案第38号	大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第39号	平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第40号	平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第41号	平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第42号	平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

## 平成25年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情番 号	件名	提出者	所 管 委員会
平成25年 3月 5日 請 願 第 1 号	後迫区内の町道拡幅に関する請願	大津町大字大津2131番地 後迫区区長 吉本國弘	経済建設 常任委員会

議事日程(第1号) 平成25年6月11日(火) 午前10時 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成24年度大津町一般会計補正予算(第9号))

日程第 7 承認第 4号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号))

日程第 8 承認第 5号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第 5号))

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 9 議案第38号 大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第10 議案第39号 平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第40号 平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号) について

日程第12 議案第41号 平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第13 議案第42号 平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号) について

一括上程、提案理由の説明

日程第14 議案質疑

議案第38号 質 疑

議案第39号 質 疑

議案第40号から議案第42号 一括質疑

日程第15 委員会付託

議案第38号から議案第42号まで 請願第1号

午前10時00分 開会

開議

○議 長(大塚龍一郎君) ただいまから、平成25年第3回大津町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番桐原則雄君、6番山本重光君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長(津田桂伸君) おはようございます。だいまから、議会運営委員会における審査の 経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月3日午後2時から委員会A室において議会運営員全員出席の下、また大塚議長に 出席を願い、平成25年度第3回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の10件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。町長提出議案のうち承認第1号から承認第5号まで5件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することといたしました。

なお、一般質問については10名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり本日から19日までの9日間といたしました。なお、最終日に契約案件、人事案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長報告を終わります。議員各位にご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から6月19日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの9日間に決定しました。

#### 日程第3 諸般の報告

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

## 日程第4 承認第1号から日程第8 承認第5号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・ 討論・表決

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第4 承認第1号から日程第8、承認第5号までの5件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第5号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって 委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第5号までの5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

**〇町 長(家入 勲君)** 皆様、おはようございます。九州北部豪雨災害から11カ月が過ぎようとしております。1日も早い復旧事業を進めておりますが、これからも災害対策等に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例、 並びに承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律などが公布、施行されたことに伴い、 条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町一般会計補正予算(第9号)につきましては、今回の補正は地方譲与税及び地方交付税の特別交付税の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億518万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9千991万6千円としたものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、今回の補正は、療養給付費等の負担金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千341万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億197万4千円としたものでございます。

承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第5号)でございますが、今回の補正は、繰越明許費の繰越額を補正したものでございます。

承認第1号から承認第5号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第 1項の規定により議決事件で、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、 同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) おはようございます。承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は1ページから7ページ、説明資料集は1ページから17ページになります。改正の概要についてご説明させていただきますので、説明資料集の1ページから順次お開き願います。

この案件は、現下の経済情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、社会保障と税の一体改革を着実に実施するため、個人住民税の住宅取得借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うため、地方税法の一部を改正する法律等が交付されることに伴うものであり、地方税の課税の特例適用日が平成25年4月1日のため、大津町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めるものでございます。

はじめに、第34条の7の改正につきましては、平成25年分から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税の税率が関係するふるさと寄附金に係る住民税の税額控除計算方法の見直しを行うものです。第54条改正につきましては、土地区画整理事業、土地改良事業などの施行中の土地に係る固定資産税の納税義務者の見なし規定の中で、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法に基づく土地改良事業における納税義務者の見なし規定の削除を行うものです。第131条の改正につきましては、土地区画整理事業、土地改良事業などの施行中の土地に係る特別土地保有税の納税義務者の見なし規定の中で、旧独立行政法人緑資源機構法に基づく土地改良事業における納税義務者の見なし規定の削除を行うものです。附則第3条の2の改正につきましては、国税の延滞税の特例の見直しに併せ、地方税の延滞金の特例についても同様の改正を行い、見直しを行うものです。具体的には、改正前までは納期限後1カ月以内についてのみ特例措置がありましたが、改正後は納期限後1カ月以内と併せて1カ月を経過する日から納付の日までについても特例措置を設けるものです。また、特例の基準となる特例基準割合についても見直しを行うものです。改正前の特例基準割合は、各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合でしたが、2ページに記載しておりますよう

に、改正後の特例基準割合は当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定に告示された割合 に年1%の割合を加算した割合になります。これらの改正により、納期限後1カ月以内の延滞金は、 改正前は現在の割合年4.3%が改正後は現在の計算では新特例基準割合2%に早期納付を促す観点か ら1%を加算した割合、年3%になります。また、納期限後1カ月を経過する日から納付の日までの 延滞金は、改正前は現在年14.6%が改正後は現在の計算では新特例基準割合2%に早期納付を促す 観点から7.3%を加算した割合、年9.3%になります。なお、法人税法第75条の2第1項の規定 に基づく法人町民税の納期限の延長の特例を受けた期間の延滞金については、他の延滞金とは別に今 回の改正第2項の規定により新特例基準割合とするものです。また、附則第4条の改正で、この法人 税法第75条の2第1項の規定に基づく法人町民税の納期限の延長の特例を受けた期間の延滞金につ いては、その申告基準日における商業手形の基準割引率が年5.5%を超えた場合には、附則第4条の 規定により計算した割合が優先するとのこれまでと同様とする規定のための条項等の整理が行われて います。附則第4条の2の改正につきましては、租税特別措置法等の改正に伴うもので、その内容は 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた公益法人等が非 課税承認が取り消されたときは、当該ほかの公益法人等に対して寄附時の譲渡所得等に係る個人の町 民税の所得割を課すると規定しているものです。附則第7条の3の2の改正につきましては、平成2 6年4月からの消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、住宅ローン控除の拡充を行うも のです。具体的な内容は、対象となる居住年を平成25年末までを平成29年末までの4年間延長し、 その期間のうち平成26年4月1日から平成29年12月末までに住宅を取得した場合の住民税の控 除限度額を所得税の課税総所得金額の5%、最高9万7千500円を7%最高13万6千500円に 増額するものです。

3ページへ続きますが、なお、この改正による平成27年度以降の個人住民税の減少額は、全額国費で補てんすることになっております。附則第7条の4の改正につきましては、第34条の7の改正で説明いたしました平成25年分から復興特別所得税が課税されることに伴い、ふるさと寄附金にかかる住民税の税額控除計算方法の見直しに伴う条項等の整理を行うものです。附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の項の改正に伴う項及び号の整理です。附則17条の2の改正につきましては、租税特別措置法等の改正に伴い、条項の整理を行うもので、その内容は収用交換等の5千万円の特別控除などを適用した場合には、第1項の規定する優良住宅地の造成等のために土地等に該当しないものと見なすと規定しているものです。附則第22条の2の改正で、今回の改正後の第1項及び第3項については、租税特別措置法等の改正に伴う条項等の整理を行うものです。その内容は、納税義務者が東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合に、一定要件の下、その居住用家屋の土地等を譲渡した場合の所得については、住民税課税計算上、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等の国税関係法律の臨時特例に関する法律の課税の特例を受けることができるとする読み替え規定であります。第2項の改正規定は、租税特別措置法等の改正に伴い行うもので、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等して、居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がそ

の取得をした日から所有していたものと見なして住民税課税計算上、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等の国税関係法律の臨時特例に関する法律の課税の特例を受けることができるとする読み替え規定でございます。附則第23条の改正では、附則第7条の3の2で説明いたしました平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う住宅ローン控除の拡充を行う改正を東日本大震災に係る住宅借入金と特別税額控除にも同様に適用するためのものでございます。具体的な内容といたしまして、第1項は住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間についても引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるとする読み替え規定でございます。第2項は、東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失等により居住の用に供することができなくなった居住者が住宅の再取得または増改築等をした場合には、当該滅失等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別税額控除の適用は、当該再取得または増改築等をした住宅借入金と特別税額控除と重複して適用できるものとし、その年における税額控除額は、それぞれの特例による税額控除額の合計額とすることができるとする読み替え規定でございます。

附則の第1条施行期日で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。ただし、 次の各号に掲げる改正規定等は、それぞれ各号に定める日から施行するとしています。

1号で、34条の7第2項の改正規定、附則第3条の2、附則第4条、附則第4条の2、附則第7 条の4、附則第17条の2、附則第22条の2の改正規定、本改正条例附則第2条及び附則第3条第 1項及び第2項の規定は、地方税法の改正規定により平成26年1月1日とするものでございます。 2号で、附則第7条の3の2、附則第23条の改正規定、本改正条例附則第3条第3項の規定は、地 方税法の改正規定により、平成27年1月1日とするものです。附則第2条の延滞金に関する経過措 置で、新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に適用し、それ 以前の期間については、なお従前の例によるものとしています。第3条の町民税に関する経過措置の 第1項で、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年以後の年度分の個人の町民税について適用し、 平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしています。第2項で、 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に 行う土地の譲渡について適用するとしています。第3項で、新条例附則第23条の規定は、平成27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、な お従前の例によるものとしています。附則第4条の固定資産税に関する経過措置の第1項で、別の定 めがあるものを除き、新条例の固定資産税に関する部分は、平成25年度以降の年度分の固定資産税 について適用し、平成24年度までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしています。 第2項で、地方税法附則の改正により、固定資産税の減額の対象となる耐震改修工事費要件が平成2 5年4月1日より30万円以上から50万円を超えるに変更されたことに伴う平成25年3月31日 までに30万円以上50万円以下で契約締結された耐震改修についても減額対象とする読み替え規定 でございます。

なお、法律に関して改正する各条文の規定については、国からの通知等に基づき改正しております

ので、新旧対照表の6ページから17ページまでの改正後との説明については、省略させていただき たいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は8ページから10ページ、説明資料集は18ページから24ページになります。改正の概要についてご説明させていただきますので、説明資料集の18ページから準備お開き願います。この案件につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度の開始に伴う国民健康保険税世帯の保険税軽減措置の見直しを行うため、地方税法の一部を改正する法律等が交付施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例適用日が平成25年4月1日のため、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正の内容を説明する前に、条例における用語についてご説明申し上げます。特定世帯は、同一世帯にいる国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その世帯の被保険者が一人になる世帯で、移行後5年間の期間になります。次に、特定継続世帯は、同一世帯にする国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その世帯の被保険者が一人なる世帯で、移行後5年間が経過した翌月から3年間の期間となります。次に、特定同一世帯所属者は、後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の資格を喪失した方で、資格喪失日以後も継続して同一の世帯に所属する方のことです。国保喪失日に国保の世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主であることも用件になります。

次の条例の改正内容をご説明申し上げます。第5条の改正につきましては、現行の制度は後期高齢者医療制度の開始に伴い、75歳に達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合において、被保険者が一人になる世帯については緩和措置として移行後5年間は基礎課税額医療分の世帯別平等割額が2万5千円を2分の1減額し1万2千500円と規定されております。今回の改正は、5年間の軽減措置終了に伴う急激な負担増を避けるため、現行の制度に加え6年目から8年目までの3年間については、基礎課税額医療分の世帯別平等割額を2万5千円の4分の1を減額し1万8千750円とするものです。

次に、第7条の2の改正につきましては、現行の制度では後期高齢者医療制度の開始に伴い、75歳に達するものが国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合において、被保険者が一人になる世帯については緩和措置として移行後5年間は後期高齢者支援金等の課税額にかかる世帯別平等割額を6千500円の2分の1を減額し3千250円と規定されております。今回の改正は5年間の軽減措置終了に伴う急激な負担増を避けるため、現行の制度に加え6年目から8年目などの3年間については、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額6千500円の4分の1を減額し、4千875円とするものでございます。

次に、第23条の改正につきましては、現行の制度、後期高齢者医療制度の開始に伴い、75歳に 達するものが国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合において、緩和措置として移行後 5年間は軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定するものです。今回の改正は、現行の制度から期限を区切らない恒久措置とするもので、具体的な改正内容は、第5条及び第7条の2の改正で説明いたしました特定継続世帯の世帯別平等割額について、地方税法第703条の5の規定に基づく7割、5割及び2割軽減が受けられるよう医療分及び後期高齢者支援金分の軽減額を新たに規定しています。

この新たな軽減額につきましてご説明いたします。議案集の9ページをお開き願います。下から10行目の第23条第1号の下の特定継続世帯、1万3千125円は、医療分の7割軽減額です。次の3千413円は、後期高齢者支援金分の7割軽減額です。次の9千375円は、医療分の5割軽減額となります。

10ページをお願いいたします。特定継続世帯2千438円は、後期高齢者支援金分の5割軽減額です。次の3千750円は、医療分の2割軽減額です。次の975円は、後期高齢者支援金分の2割軽減額となっております。

戻りまして、説明資料集の19ページをお願いいたします。次に、附則第15項の改正につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものと見なして、国民健康保険税の課税計算上、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等の国税関係法律の臨時特例に関する法律の課税の特例を受けることができるとする読み替え規定でございます。

次に、附則第1条の施行期日で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。ただし、附則第15項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の改正規定は、平成26年1月1日から施行するとしています。附則第2条の適用区分で、第1項では第2項で定めるものを除き、改正後の大津町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、これまでと同様としております。第2項で、新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の国民健康保険税について適用するとしています。なお、法律に関して改正する各条文の規定につきましては、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の20ページから24ページまでの改正後との説明につきましては省略させていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 企画部長木村 誠君。
- **〇企画部長(木村 誠君)** おはようございます。承認第3号、平成24年度大津町一般会計補正予算 (第9号) についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億518万8千円を追加し、予算の総額を12 5億9千991万6千円としたものです。今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確 定に伴うもので、急施を要したため、3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願 うものであります。

歳入からご説明いたします。11ページをお願いいたします。款2の地方譲与税から13ページ款10の地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものであります。地方交付税の増額は、国の補正による普通交付税の追加交付と特別交付税の3月交付分の増額です。これは、普通交付税によって精算されなかった法人町民税の過年度分の一部、加えまして九州北部豪雨災害等に伴う災害復旧費などが措置されております。

14ページをお願いいたします。款14国庫支出金は、公共土木災害復旧事業にかかるもので、補助額の確定です。款15の県支出金は、児童手当の負担金です。県の予算枠による減額です。改めて 平成25年度の交付となります。款17寄附金は、町内企業様からの寄附金です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。 15 ページをお願いいたします。 款 3 民生費は、児童手当の県負担金の減額に伴う財源の組み替えであります。 款 11 災害復旧費も国庫補助金の確定に伴う財源の組み替えであります。 款 13 予備費で、財源調整をいたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) おはようございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。今回の案件は、国・県等の交付金等の額の確定に伴い専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお願いします。併せまして、補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千341万9千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ31億197万4千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担金が増額となり、3千711万円の増額補正でございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保財政力不均衡を調整するために交付されるものですが、交付金算定に使用する国の本算定基礎係数が確定したことによる70万4千円の減額補正でございます。節2特別調整交付金は、結核性疾患や精神病にかかる医療費が多額であるなど、特別な事業により交付されるもので、今回額が確定したことによります370万7千円の増額補正でございます。目3出産育児一時金補助金は、額の確定により5万9千円の増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる72万2千円の減額補正でございます。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率向上等の取り組みにより交付されますが、額が確定したことによる31万6千円の増額補正でございます。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職者医療に係る療養給付費等の額が確定したことによる2千365万3千円の増額補正でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金の287万3千円の増額補正は、 実績によるものでございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金の810万円の増額補正も実績によるものでございます。款12、項1、目1予備費で予算調整を行い、5千244万6千円の増額補正を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** おはようございます。

承認第5号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。これにつきましては、本年3月議会でご議決いただきました平成24年度公共下水道特別会計補正予算(第4号)の繰越明許費について、委託先の日本下水道事業団から3月末に出来高不足が生じるとの連絡がありましたので、補正前の金額にその相当額を追加して繰り越すように専決をお願いしたものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の繰り越し明許費の変更は、第1表繰越明許費補正によるとしております。

2ページをお願いいたします。第1表繰越明許費の補正ですが、浄化センター等改築工事業務委託、補助率0.55の関係分について、補正前の額に2千414万円を増額して1億1千420万円としたものです。その理由ですが、浄化センターの沈砂池の土木工事と水処理設備工事との工事調整により、沈砂池の電気設備工事に遅れが生じたことによるものです。下水道事業団との連絡調整が不足していたことを反省しております。

以上でございます。

〇議 長(大塚龍一郎君) これで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 承認第4号と5号について質疑いたします。4号につきましては、歳出で高額療養費あたりが増えていますけれども、こういった歳出の増を見てみますれば、予防に努めるということが旨でありまして、それでもなお、やはり高額療養と言いますれば、ものすごくひどい体の不調で、そういった医療が必要になるということですから、やはりそれにはその原因追及と申しますか、ある程度予算主義でありますので、ある程度どれぐらいだろうという、これは確定した額ではありませんので、しかしながら増えたということは、減ったならばいいんですよね、増えたということは、そういった予防のための今までの様々な施策というものと合致あってないのじゃないのかなということが生じるのではないかと思いますので、この増えた原因と、食生活とか普段の私生活と言われたら終わりですけれども、こういった予測が逆にきちんとできてなかったとも言えるわけです。この点について、どういった形でそれを把握されておるのか、質疑いたします。

それと、承認5号についてでありますが、繰り越しで2千414万円という、これはかなりの高額

でありまして、その意思疎通ができてなかったとかいろいろ部長が言われましたけれども、あまりにも高額すぎて、全く計算外だったということではないかなと思います。実際、所管委員会とするならば、きちんとですね、そういったものを早くお知らせしていただければ、臨時委員会でも開いて事実確認ということができるんでありますから、そういったことを繰り越しの補正ということで2千400万円というものを出しておられるので、ちょっとこれは計算外もひどすぎるのではないかなというふうに思います。全く計算に入ってなかったのか、それともそういった観察力がなったのか、そういった原因を、ただ意思疎通ができなかったという原因で2千400万円というのはちょっとひどすぎるかなと思いますので、この点について質疑したいと思います。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 永田議員の質疑に対しましてお答えいたします。

現在、町のほうでも予防ということで努めておりますが、健康づくりという部分でやってはいるところなんですけれども、昨年の増額の理由につきましては、CKD、特に慢性腎臓病の方の増ということで、思いがけない部分で増加しております。健診等での結果を分析して早めに対応するということもやってはいるんですが、なかなかそこに追いついてない状況があります。本年はそれ以上に健康づくりということで分析内容を少し多めにしております。それから、健康づくり事業の拡大ということで努めているところですが、人数的には被保険者の増加によるものもあります。それから、前期高齢者の増加によるものもありますが、なかなかそういう部分での対応としまして、特に町を挙げて健康づくりは今後もしなければならないと思っております。特に議員ご指摘の予測がきちんとできてなかったのではないかということでございますが、先ほども申しましたが、予測以上に腎臓透析等のCKDの医療費につきまして増えております。昨年、慢性腎臓病の方が5名ほど増えてしまった経緯がありますので、早めに訪問等も含めまして何度も何度も対応しながら医療費の伸びを抑える形を考えていきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 永田議員の質問にお答えいたします。

公共下水道の関係につきましては、非常に低入札とか再入札等いろいろ、そういうことで工事の進 捗が非常に遅れていたことが一つ理由としてあります。それから、平成23年度事業についても、土 木工事、あるいは水処理工事の完成が平成25年の3月20日前後までかかったということで、その 関係で平成24年度事業の着手も遅れたと、そのような形で、当初予定しておりました電気設備の工 事について出来高不足が生じたということで今回専決で繰り越しをお願いしたものでございます。 以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 承認第5号については、きちんと事態を把握するように、あくまでもすべて言いなりで、いくら高くなりましたよと言って、それはでけんとこっちから言よわれんわけでありまして、きちんと把握して議会に提出するように努めていただきたいと思います。

4号についてでありますけれども、この人口に関する予算の誤差というのが出てくるのは常であり

まして、この人口推移の予測やその統計じゃないですね、そういった予測の仕方というものをもう少しあらゆる、例えば開発とか開発行為や、いろんなもので誤差が生じてくると思うんですよ。それとか、逆に過疎化していったりとか、今回の災害でまたいろんな形で影響が出たりとか、そういった人口のそういった把握の仕方というものをきちんと把握しないと、予算措置というものが、制度がやっぱり劣るんです。ですから、こういった人口の推移というものは、これはすべての自治体においてですね、非常に大切でありまして、こういったものをきちんと随時いろんな影響を加算して予測を立てていくような、そういったシステムが必要じゃないかと思うんですけれども、これ所管福祉部長ではないかもしれませんけれども、そういった人口の推移についてですね、予測というものはどんな形でされておりますか。この点についてのいろんな増額補正とかいうものは非常に多いです。それは、もうもちろん、大津町は人口が増えておりますので喜ばしいことではありますが、そこの制度を高めるためのそういったシステムが必要と思いますが、質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 企画部長木村 誠君。
- ○企画部長(木村 誠君) 永田議員のご質疑にお答えいたします。

振興計画等、人口予測を立てて、それに伴って各事業の展開がなされております。ご存じのとおり、 既にその中で表しおります数字も既に現在地との相違は見えております。国のほうが出す2030年 の人口等でも、大津町は大きく伸びるというような数字も出ておりますが、それ以外に、議員からご 指摘いただきました各自治体の状況、開発の状況、あるいは医療費の状況等を鑑みながら、改めてや はりその都度その都度、人口等につきましては精査をし、各事業の展開に支障がないように精査して まいりたいと思っております。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議 長(大塚龍一郎君)** ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する 条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。 次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方 はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。 次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町一般会計補 正予算(第9号)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方 はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。 次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町国民健康保 険特別会計補正予算(第3号)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに替成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。 次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成24年度大津町公共下水道 特別会計補正予算(第5号)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。 しばらく休憩します。11時5分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

 $\triangle$ 

午前11時04分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第9 議案第38号から日程第13 議案第42号まで一括上程 提案理由の説明

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第9、議案第38号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例についてから、日程第13、議案第42号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補 正予算(第1号)についてまでの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

**〇町 長(家入 勲君)** 提案いたしました承認案件につきましては、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

早速、議案第38号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援の拡大を図るため、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号、平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、平成25年度当初予算は骨格予算であったため、今回政策的な経費を組み込んだ肉付け予算としての補正と国の経済対策に伴う地域の元気臨時交付金の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9千552万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5千715万1千円としたものでございます。

次に、議案第40号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1千93万6千円としたものでございます。

議案第41号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、これも4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9千503万4千円としたものでございます。

次に、議案第42号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、職員の人事異動に伴う補正でございまして、歳入歳出予算の総額を歳入5千973万8千円、支出5千656万3千円としたものでございます。

議案第39号から議案第42号までの4議案につきましては、補正予算でございますので地方自治 法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 議案第38号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は14ページから15ページ、説明資料集は25ページをお願いします。

こども医療費の助成につきましては、これまで0歳から小学6年生までを対象に実施してきましたけれども、子どもの健康保持及び健全な育成並びに子育て支援の拡大を図るため、助成対象を中学3年生まで拡充するものでございます。つきましては、大津町こども医療費助成に関する条例第2条第1号中の「満12歳」を「満15歳」に改めるものでございます。

なお、附則でこの条例は、平成25年12月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第41号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は、4月の人事異動に伴う補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9千503万4千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算書の8ページをお願いします。款6繰入金、項1一般会計繰入金、目3その他一般会計繰入金の225万4千円の増額は、4月の人事異動に伴う職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いします。款3地域支援事業費、項1地域 支援事業費、目2包括的支援事業費の225万4千円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額で、節 2の給料を140万1千円、節3の職員手当等を39万1千円、節4の共済費を46万2千円それぞ れ増額しております。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 企画部長木村 誠君。
- **○企画部長(木村 誠君)** 議案第39号、平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)について ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。併せて、補正予算の概要をご参照願います。第1条で、既定の予算の総額に7億9千552万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億5千715万1千円とするものです。第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正を、それぞれ記載のとおりといたしております。今回の補正の主なものは、人事異動などに伴う人件費等の調整と国の経済対策による地域の元気臨時交付金を財源とする道路の整備や学校等の補修、迫井手圃場整備事業の非農用地の購入などであります。

8ページをお願いします。第2表、債務負担行為の補正です。情報システムサーバー機器類借上料は、更新時期を迎えましたウィルスチェックサーバーほかの機器借上料であります。庁舎事務用パソコン借上料は、パソコンOSのウィンドウXPのメーカーサポートの期限が来年4月に終了することに伴うものであります。高精度体成分分析装置の借上料は、住民検診時において個別の体成分分析により、よりきめ細かな保健指導を行うものであります。

9ページ、第3表地方債の補正です。追加は、8町営住宅整備事業は、曙団地の駐車場の整備ほかであります。9、防災基盤整備事業は、防火水槽の整備に係るものです。10の防災基盤整備事業は、小型ポンプ積載車の購入です。

(2)変更です。2の町道整備事業と3の県道負担金は、国の経済対策による地域の元気臨時交付金に財源を組み替えるものであります。4の都市再生整備事業は、駅前楽善線と新小屋桜山線の工事に係るものです。5の一般公共事業は、県営迫井手圃場整備事業の負担金です。6自然災害防止事業は、米山、古城地区の河川改修事業です。

歳出から先にご説明させていただきます。17ページをお願いいたします。款1、項1、目1議会費です。カラー複合機の借上料とパソコン2台とブルーレイレコーダーの購入です。

18ページをお願いいたします。款 2、項 1、目 6 企画費は、再生エネルギーなどに関する講演会の講師謝礼です。目 7 電子計算費です。節 14の情報システムサーバー機器類借上料は、更新時期を迎えましたウィルスチェックサーバー、無停電電源装置ほかの機器借上です。事務用パソコンの借り上げは、パソコンOSのウィンドウXPのメーカー延長サポートが 26年4月に終了することに伴う

ものです。現在使用中の機器の内、アップグレードの対応が可能な30台についてはOSの入り換えを行い、対応ができない116台につきまして、当初予算で購入・更新予定の33台も含めましてリースによる機器の更新を行い、予算の平準化を図るものであります。

なお、116台はすべて購入後5年から9年を経過するものであり、今回のリース契約においても 5年後は無償譲渡とし、できるだけ長期間使用するように努めるものであります。

22ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費の節19の社協補助金は、自分一人では判断が難しい方々の権利を守るための事業やボランティアセンターの強化などに伴い、職員を1名雇用するものであります。節28介護保険特別会計繰出金は、人件費関係の補正です。そのほかの各特別会計の繰出金も、すべて人件費関係の補正であります。目2障害者福祉費の扶助費は、障害のある方への訪問入浴サービス事業であります。

23ページをお願いします。目5老人福祉センター運営費は、配水管や屋根、空調機の改修工事です。

25ページをお願いします。項2、目1児童福祉総務費の節13委託料は、国の子育て支援の新制 度開始に伴いニーズ調査を行うものです。

27ページをお願いいたします。款4、項1、目1保健衛生総務費です。節7の臨時職員賃金と節11の印刷製本費は、自殺を未然に防ぐための専門相談員の雇用と啓発用パンフレットの印刷です。 10割補助になります。節18は、検診時に使用する器具の滅菌消毒器の買い換えです。

28ページをお願いします。目3環境衛生費の住宅用太陽光発電システムの設置補助金は、申請件数の増加に伴い、新たに23件分を補正するものです。目4健康増進費です。節11は、大津町健康づくり推進計画書の印刷製本費です。節14の借上料は、債務負担行為の補正でご説明しましたものであります。目7子ども医療費は、中学生までの医療費の無償化を図るための電算システムの改修や医療費の助成のための扶助費などであります。12月からの無償化をするものであります。

29ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費です。耕作放棄地緊急対策事業補助金は、実績に伴うものです。みんなで取り組む耕作放棄地活用補助金は、岩坂地区のひまわり等の植え付けによる耕作放棄地の活用に対する補助金です。いずれも10割補助になります。

30ページをお願いいたします。目5農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル岩戸の里の改修 工事で、改修計画に基づく泉源水中ポンプの取り替えなどであります。目6農地の負担金は、向上活動分の県負担金の確定に伴うものであります。目7圃場整備費は、迫井手圃場整備地内の幹線道路整備工事と非農用地の購入費が主です。

32ページをお願いいたします。項2、目2林業振興費です。節13の委託料は、荒廃しました里山の保全を図るための緊急雇用創出事業です。節19の補助金は、住宅の新増改築などに対しまして、森林認証材の利用促進を図るものであります。

33ページをお願いいたします。款7、項1、目1商工総務費の節19広域連携プロジェクト推進 事業負担金は、熊本県北5市5町で連携を取りながら観光ツアーなどの実証実験をするものでありま す。目3観光費の地蔵まつり補助金は、照明や警備体制の見直しなどにより内容の充実を図るための 増額です。

35ページをお願いします。款8、項2、目2道路維持費は、調整池の浚渫や町道引水吐線ほかの維持補修費です。節19の私道整備補助金は、一般の交通に利用されている私道の整備や補修工事を行う地区に対する補助であります。

36ページをお願いします。目3道路新設改良費は、町道美咲野大津線ほかの新設改良費です。目4社会資本整備総合交付金事業は、町道新小屋桜山線の通学路の整備であります。

37ページをお願いいたします。項3、目1都市計画総務費の節13委託料は、室地内約200ヘクタールの雨水排水の流域調査をするものであります。目2公園緑地費は、昭和園の外灯などの補修工事です。目5社会資本整備総合交付金事業は、都市計画道路駅前楽善線の工事費であります。

38ページをお願いいたします。項4、目2住宅維持費は、曙団地の駐車場整備工事などであります。款9、項1、目3消防施設費です。節15の防火水槽工事は、岩坂と平川地区の2カ所を予定いたしております。節18は源場班の積載車の購入と行政嘱託員さんの自宅に戸別受信機を設置するものであります。節19は、消防団小林班のポンプ倉庫の整備補助です。目5災害対策費です。節8の講師謝礼は、地域の防災リーダーを育成するためのものです。

39ページをお願いいたします。節19消耗品は、災害対策本部職員の作業服などです。節12の通信運搬費と節15の河川監視カメラ設置工事は、上井手や下井手などの河川5カ所にカメラを設置し、水位等を監視するものです。節19の補助金で1の自主防災組織活動支援事業は、防災訓練や資機材整備のための助成です。2の地域コミュニティ助成事情は、下町区、つつじ台区への地域無線整備の助成と室北区への地域防災組織育成助成であります。

40ページをお願いします。款10、項1、目2事務局費の節13委託料は、学校図書システムの 更新に伴う蔵書の登録と点検の業務です。項2、目1小学校の管理費です。美咲野小学校のコミュニ ティスクール推進委員会委員の報酬関係と41ページは護川小学校の体育館改修ほかの各小学校の改 修費と一般備品は大津小学校の理科教室のイスほかであります。

42ページをお願いいたします。項3、目1中学校の管理費です。大津北中学校の増築の設計業務 委託や駐輪場の増設工事ほかであります。一般備品は、机やイスほかの購入であります。

43ページをお願いいたします。項4、目1幼稚園費は、遊戯室を改修するものであります。

44ページをお願いします。項5、目1社会教育総務費です。節19の補助金は、いずれも美咲野 4丁目集会所と小林地区集会所の整備に係るものであります。

45ページをお願いします。目3生涯学習センター費は、ホールなどの空調設備と屋根の改修関係であります。目6生涯学習施設運営費は、オークスプラザの屋根の改修工事です。

46ページをお願いします。項6、目2体育施設費は、武道館の改修やトランポリンの購入関係であります。

47ページをお願いします。目3学校給食費は、給食センターの屋根やシャッターなどの修理などを行うものであります。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、九州北部豪雨災害に伴う農地の復旧工事の助成です。補助率の見直しのより増額補正をするものであります。

48ページをお願いします。款13予備費で、今回の補正予算にかかる財源を調整させていただい ております。

続きまして、歳入をご説明いたします。13ページのお開きをお願いいたします。款14、項2、目1民生費国庫補助金です。節2障害者福祉費補助金は、訪問入浴サービス事業に係るものです。節3社会福祉費補助金は、地域福祉権利擁護事業に係る社会福祉協議会運営費の補助です。目3土木費国庫補助金です。節1道路橋梁費補助金は、岩坂南2号線ほかの道路新設改良の補助です。節2都市計画費補助金は、町営住宅の整備と駅前楽善線の新設改良と新小屋桜山線の歩道整備工事に係る補助であります。目4教育費国庫補助金は、小中学校の理科教育備品購入の補助になります。目5総務費国庫補助金は、国の経済対策に伴い、24年度3月補正予算で計上しました事業の町の負担分の90%から70%、それぞれの自治体の財政力に応じて地域の元気臨時交付金として交付されるものです。今回の補正予算におきまして、道路の整備や学校などの公共施設の改修の財源として充当いたしております。併せまして、当初予算で計上いたしました同様の公共事業にも充当できますので、財源の組み替えを行っています。補正予算の概要の15ページから17ページにその関係の資料を掲載いたしております。なお、資料の17ページの説明におきまして、臨時交付金当初見込み額(全教説明資料)といたしておりますが、3月の議会全員協議会の「協」が間違っておりますので、ご訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

14ページをお願いいたします。項3、目3教育委託金から款15、項2、目5商工費県補助金まで歳出でご説明しましたそれぞれの事業に係る補助金を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。款16、項2、目1不動産売払収入は、迫井手圃場整備地内の非 農用地の売払収入です。款18、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源不足を補 うものです。今回の繰り入れにより、年度末の同基金の残高は約24億円の見込みであります。款2 0、項4、目2雑入は、災害対策費の助成金です。

16ページをお願いいたします。款21の町債は、先に第3表地方債の補正のところでご説明したとおりであります。人件費等につきましては49ページ以下給与費明細書のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

- **〇議 長(大塚龍一郎君**) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君) 議案第40号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ12億1千93万6千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入に関して、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人事異動等に 伴う人件費の補正に伴い一般会計の繰入金を減額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出に関しましては、款1、項1、目1総務管理費は、4月の人事 異動等に伴い、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ記載のとおり減額するものです。 続きまして、議案第42号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について 説明申し上げます。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出の予定額について、収入の 補正はありませんが支出につきまして営業費用を236万6千円増額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給 与費を236万6千円補正するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) これで提案理由の説明は終わりました。

#### 日程第14 議案質疑

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第14、議案質疑を行います。 まず、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案第38号について質疑を行います。

医療費助成ということで満12歳から満15歳までに達するという形で書いてありますけれども、この医療費助成、この延長に伴いまして一般財源も増えてきております。子ども医療費あたりの28ページですけれども、対象年齢引き上げに伴うという形で、各費目が上がってきております。この負担増ということと、この医療費助成については町長のマニフェスト、公約であったかなと思っているんですが、もし公約であるならば、それだけの経費を使ってこういった医療費助成を拡充させるということで、子育て支援、または健全育成ということで、取り組みは確かに認めますが負担をするのは町民でありますから、町民と被保険者の方々という形になりますので、そういったことを考えますれば、このことの効果、どういった効果が、例えばその子育てだけじゃなくてそういった人口が増えるような、そういった拡充をすれば環境が整いまして国全体がですね、いい方向に導かれるとか、そういった大義というものが必要になってくるかなと思われます。これに伴う経費というものはかなりの増額でありますから、それに伴う町長の公約だからやったというんではなくて、こういった効果が見込めますというような、そういったところは何なのか、質疑いたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 中学生までの医療の補助というようなことで今回提案をさせていただいておりますけれども、この件につきましては、もう議員おっしゃるように、大津町の若者の定住を図るために、そしてその若者たちの生活支援とともに子育て支援というような形で今後大津町にしっかりと住み着いていただくという意味も含んでおりまして、もちろん中学生になりますと各家庭でのいろんな教育関連等の費用が嵩んできておりますので、そういう意味におきましても支援をやっていきたい。もちろん郡内の近隣町村におきましても、大津だけがちょっとそこまで追いついていなかった関係もございますので、ぜひ大津に住んで子育てをしっかりやっていただければなという思いで今回お願い

をしたいということで、この件につきましては、もう1、2年ずっと検討をさせていただいておりまして、今回についてその準備をさせていただきましたので、12月1日からできればお願いしたいというふうに思っております。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第39号を議題とします。質疑ございませんか。 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 2点ほどお伺いをしたいと思います。

一つは、今質問がございました子ども医療費の補助の引き上げですが、説明書の4ページで扶助費の増加分が、現物分が2カ月分、償還分は4カ月分、これは医療費の支払い事務の関係でこういう説明になっているのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、もう1点はですね、予算書の45ページです。3の生涯学習センター費、いわゆるオークスプラザのことですが、今回、このオークスプラザの屋根などの改修工事が含まれております。この件でですね、このオークスプラザは完成した当時から大変おしゃれな設計ではあったんですが、雨漏りがずっと続いております。何度もヒビの補修をやったとかなされてまいりましたが、修理をするのは当然だと思いますが、そもそもこのオークスプラザを設計した設計者に対して、これは設計のミスがあったんではないか。あるいは、工事をやった業者の工事のミスがあったんではないか、そういう点検がなされるべきではなかろうかと思いますけど、お尋ねをいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 荒木議員の質疑に対しましてお答えいたします。

ただいまご指摘がありました20扶助費の増加分でございますが、現物につきましては、先ほどおっしゃいましたけれども、12月、1月分の請求が2カ月ぐらい遅れてくるということで、本年は2カ月分を対象に入れている部分でございます。 償還分については4カ月分ということで、12月から3月分までを予算として計上しているところです。よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。
- ○教育部長(松永髙春君) 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。ちょっと確認でございますけれども、45ページの生涯学習センターでございますか、それとも町民交流施設、どちらでございますか。
- ○15番(荒木俊彦君) オークスプラザ。
- ○教育部長(松永髙春君) 役場の前の。わかりました。

今回、町民交流施設の屋根等の改修工事出させていただいております。太陽光も乗せてですね、それ以外のところも今回お願いするということで元気交付金でやるわけでございますけれども、これ何回も一般質問とか議会のほうでいろいろこう今まで議論がされてきたところでございますけれども、議員おっしゃるようにですね、屋根の部分の三角の部分でございます。ああいう設計はですね、非常

に今後については担当部としては好ましくなかったというふうに反省をしているところでございます。 今後につきましては、なるだけ設計の段階から雨漏りがないようにですね、そういった設計について も十分検討していきたいというふうに考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 町民交流施設ですね、改装工事をするのは当然だと思いますが、改修にあたってですね、もう500万円ですから、大きい金額ではないとは思いますが、しかし設計ミスなのか、あるいは施工が悪いのか、これは当時の設計業者、あるいは施工業者も含めて、そこをはっきりさせて工事にかかる。損害賠償を求めろとか言っているわけじゃない。そこをはっきりさせないと、またこれをやって、また失敗したら、これはまた大変なことになるわけですから、そこが必要ではなかろうか、そういう考えは、対処を考えているかどうか、そういうことをお聞きしたいということです。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。
- **〇教育部長(松永髙春君)** 再質問にお答えしたいと思います。

私の記憶によりますと、あのオークスプラザの施設につきましてはですね、当時アートポリス関係のデザインを重要視した建物だというふうに記憶しております。そのようなことでですね、非常に屋根とかですね、そういったデザイン重視ということで、今考えますとですね、非常に設計上、無理があったのかなという分は感じているところでございます。

今後につきましてはですね、やはり屋根の分につきましては、陸屋根等も今非常に、10年の保証はございますけれども、大体10年過ぎたころからですね、どこの施設でも陸屋根等については雨漏りが生じているようでございますので、この辺はですね、設計技師とも相談しながら今後このようなことがないようにですね、検討していきたいと、考えていきたいというふうに考えております。

失礼いたしました。アートポリスじゃないようでございます。通常の設計でございましたけれども、 デザイン重視の設計だというふうに認識をしております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 今回、その改修にあたってですね、この建物は陸屋根じゃないんですよね、 三角の屋根で、普通であれば水は漏る、雨漏りをすることは考えられない形です。ですから、今度の 工事にあたってですね、何が問題だったのかというのをこれからやるわけですから、きちんと検証を して、明らかにするべきではないかということです。誰か責任を取れとか、損害賠償を打てとかいう ことではなくてですね、きちんと何でこうなったのかというのを明らかに同時にしていかないと、ま たこういう失敗が繰り返されると思いますので、そこのところが対処はどう考えているのか、お尋ね したいということです。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。
- ○教育部長(松永高春君) 今、議員がおっしゃったようにですね、原因を追及していきたいというふうに思います。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。 桐原則雄君。

○5番(桐原則雄君) 2、3点お願いしたいと思います。ページ38ページの消防施設費と災害対策費関係でございますが、今回、防災行政無線の戸別受信機を各区長さんや民生員さんに配置というようなことでございますけれども、戸別受信機は一方的に情報が流れるだけということですので、逆に相手側からの情報の発信あたりの検討をなされていくべきではないかというふうに思っております。また、いろんな一般質問の中でも難聴地区や高齢者の方の戸別受信機の対応あたりも考えていかなければという質問等もあっておりましたが、その辺の検討がどういった形でされているのかというのを一つお願いしたいのと、自主防災組織活動関係でも、ここにありますように今回初めて資機材の補助をするということでの新しい取り組み、非常にいいことだと私も思います。それと併せまして、コミュニティ助成事業ということで、今回2カ所ほど地域の無線を活用すると、大津東が一つあって、次に今度2カ所ほど出ると。この辺も全体的に防災無線とこの地域無線の整理をしていきながら整備をしていくと、町の全体的な計画が必要じゃないかというふうに思っておりますので、その辺もどういうふうに検討されてきているのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次に、もう1点は42ページの学校管理の中で中学校の空調設備の設計業務委託が載せられております。ただ、業務委託だけで、あと整備費が予算として計上されてないという点がございます。これは何かの事情があるというふうに考えますので、その辺の経過なりを教えていただき、また小学校も同じように暑い状態が続いています。その辺の小学校、中学校を含めて公共施設の部分で子どもたちがされる空調施設あたりの検討がどのような形でなされてきているのかというのをですね。

もう一つは、それぞれ小学校や中学校、幼稚園等で工事がなされます。今回、予算に上がっておりますので設計業務をして工事をするとなりますと、夏休みには非常に厳しい状況があるのかなと。児童生徒さんの安全確保を十分考慮した施工、またはその辺をやっていただきたいということで、併せてその辺をお伺いしたいということです。よろしくお願いします。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 桐原議員のご質疑にお答えいたします。

まず、はじめに各住民の方との、今回無線配備とかさせていただきますけれども、こちらから情報 提供するという形になりますので、逆に相互間のそういったシステムができないかということでござ いますけれども、それにつきましては今後消防団の今無線機の活用をしておりますけれども、これを デジタル化という形でですね、今後検討していきたいと思いますので、そういったシステムも含めて ですね、考えていきたいと、検討していきたいというふうに思います。

それから、難聴の方のことについてでございますけれども、今、携帯のメール等がございますので、 そういった形での配信をしながらご確認いただけるような形も含めて今後考えていきたいと思っております。

今先ほどのコミュニティ無線あたりを今回お願いをしているところでございますけれども、今回2地区ということで申請が上がっておりまして、今回予算化することができておりますけれども、現在65局ですね、前回のときもご質問ございましたけれども、聞こえにくいとかそういったこともございますので、全体的な防災行政無線のそういった配置状況あたりも精査してですね、今回全体的なそ

ういった面の解消を含めて併せてシステムとそういった検討を考えていきたいというふうに思います。 よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。
- ○教育部長(松永髙春君) 桐原議員の質疑にお答えいたします。

まず、エアコンのことでございます。まず、設計と工事は一体的なものということでございました。 そういった質問内容だったと思います。公立学校の施設整備交付金というのがございます。これは文 部科学省の交付金でございます。これが毎年建築計画協議を5月に県経由で国のほうに上げるように なっております。エアコンにつきましては、本年度は上げておりませんでした。それで、来年度以降 にですね、その公立学校の施設整備の交付金がいただけるように、今現在県のほうに提出していると ころでございます。

そういったことと、もう一つはですね、北中学校につきましては増築と併せてエアコンの整備も行いたいということ。それから、大津中学校につきましてはですね、将来的には大規模改修もございますけれども、エアコンを今回やるということになってきますとですね、いろいろこのやり方、方法等についてですね、十分検討しなければいけない部分があると思います。今年でどんなやり方が一番いいのか、十分設計協議をしながらですね、来年度以降に向けてお願いをしたいということで今回は設計のみということでお願いをしております。

それから、安全対策のことだったと思います。今回、元気臨時交付金を活用させていただきまして、教育予算、たくさん6月補正に計上させていただいております。今回ですね、計画修繕、要するに予防保全はわずかでございます。計画的な修繕はわずかでございます。大半が緊急修繕、事後保全のものがほとんどでございます。夏休み中にできるものについては、なるだけ夏休み中に実行していきたいと。ただ、設計を組んでおりまして、設計をしなければいけないものについてはですね、どうしても設計する期間が必要でございます。ですので夏休みは無理かなということで、議員ご心配の点だろうと思います。安全はもちろん、子どもたちの授業に支障がないように、なるべく支障がないように、休日等を中心に施工計画協議を十分煮詰めながら、学校とも相談しながらですね、例えば大津小学校が今回一番中身ちょっと関係がございまして、美咲野小学校に子どもたちが半分ほど移りました関係でですね、教室が、余裕の分がございますので、教室等を移動させながら計画的にやっていくというようなことでございます。

小学校も当然ですね、これはエアコンのほうを整備していかなければいけませんけれども、今のところはですね、まず中学校ということで、随時小学校のほうも考えていかなければならないというふうに教育委員会は考えているところでございます。短期、中期、長期ということで今後計画を立てていかなければいけないというふうに思っているころでございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) それぞれ計画的に整備関係をよろしくお願いしたいと思います。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。 永田和彦君。

#### 〇13番(永田和彦君) 質疑いたします。

まずは、この概要のほうですけれども、3ページの中でこの保健衛生総務費の中に自殺の予防対策 事業として予算が組まれております。専門職を雇われるということでありますけれども、ここまでし なければならないような状況に至っているのかなというふうに察するわけでありますが、この自殺を 考えたりとか、そういった精神的に追い詰められておられるとか、そういった方々というのは、果た して窓口をつくったりとか、そんな方々が来られるのかなというふうに思いますし、例えばそういっ た方々であるならばこちらから出向いていくというような、その専用のラインを引いてやるとか、い ろんな方法があると思うんですよ。これだけの予防対策をするのであるならば、きちんとした対応を 充実させなければならないと思いますので、その対応の仕方というものをお聞きしたいと思います。

次に、補正予算書の38ページのこの消防費で防火水槽のことでありますけれども、防火水槽あたりは本来ならば当初予算に載せるべきだと思います。それはそれでいいんですが、この防火水槽のつくり方ですね、私も永年議員をして、いろんなところを防災の先進地研修とかに行ってまいりました。その中で、飲み水として利用できる防火水槽というのものを見て、これはもう十数年前に一般質問したりとか、やれやれという話をしたんですけれども、なかなか進まなかったんですけれども、最近になりましてそういった東日本とか、いろんな大規模な災害が起きまして、その防災の意識は高まっております。ですから、この防火水槽としたときにですね、総合的に考えられて、食料の備蓄やそんなことを口ではきれいごと言われますけれども、非常に難しゅうございます。例えば1週間分の水と食料を確保しなさいとか、簡単に言われますけれども、最近では評論家の方々が1週間分は恐らく必要ないだろうと。大体3日程度で緊急の体制が国としてはできるだろうとか言っておりますけれども、まず水ですね、水というものも、やっぱり水槽をつくるのではあまりにも策がないのではないかなと。そういったところに一つ一つ取り組んでいくことですね。ということで、町はそういったその防災都市、いうならば充実していくものと私は考えますので、このつくり方についての中身を詳細にお聞きしたいと思います。

それと、45ページの生涯学習センターの、またこれも屋根の改修のことですけれども、1千250万円ということでまた多額な、多大なお金が支出されるということで、この件について全員協議会でも指摘しておりましたけれども、前回修理をしたときに、例えば3年とか5年とかはっきりはしませんが監査のときにですね、そのときに見たときに、そういった屋根の改修や防水のいろんな形のことをやって、3年間とか5年間は、もしまた雨漏りが起きたときには、その施工した業者がまたしなければならないという契約書がたしかあったと思います。そういったものをクリアした上で、次に行っているのか。その点についてお聞きしたいと思います。

#### ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。

#### ○福祉部長(中尾精一君) 永田議員の質疑にお答えいたします。

自殺対策につきましては、平成24年度から事業を実施しているところですが、本年度事業につきましては新たな事業展開ということで10分の10の助成をいただきながら実施したいと考えているものです。

先ほどご指摘がありました、専門職の雇用ということで、そこまで状況として来ているのかというお話でございますが、大津町でここ10年、約70名の方が亡くなっておられます。それから、県としましては450名の方が平成24年度に亡くなっておられます。全国については、ご存じのとおり3万人を切った状況ですが、約2万8千人の方が亡くなっているということで、まずは相談業務をやっていこうということで今回も事業を進めてまいりたいと考えております。特にその専門職ということでは、臨床心理士、それから社会福祉士のどちらかの方をお願いしようというふうに考えております。相談窓口としまして対応するということで、先ほどお話しがありましたとおりに、事前の対応ということで相手の家に出向くとか、そういったことの体制もきちんとした形でつくっていかなければならないと考えております。現状では、特に精神障害、うつを発症されている方の相談がかなり増えてきておりますが、その方たちに対して事前に対応ができる体制ということで今回専門職の方をお願いしたいというふうに思っています。事業としましては、本年、来年2年間をまずは考えているんですが、それ以降に対しましても、職員のレベルアップはもちろんですが、そういった体制づくりということで、今後も議会のほうにご相談しながら体制づくりをつくっていきたいと考えております。

先ほども申しましたように相談が増えているのは、もうかなり以前と比べて多くなっている現状がありますので、事前に相談を受けて関係機関へつなげる体制も含めまして、専門職の方の雇用をお願いしたいと考えているものでございます。現状としては、私たち、町としてもぜひやりたいということでの事業展開をお願いしております。よろしくお願いします。

#### ○議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長(岩尾昭徳君) 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、はじめに防火水槽の件でございますけれども、防火水槽の当初からという関係でございますけれども、今回、防災関係の事業でございますので、それで肉付け予算ということでございまして、 地元からの要望等もございまして今回の肉付け予算という形で計上させていただいております。

それから、防火水槽の設置の内容でございますけれども、平川の宮本地区が1カ所、それから岩坂地区ということで、グラウンドがございますけれども、そちらのほうに1カ所ということで計2カ所になります。それと、防火水槽につきましては40トンという形で今回設置をさせていただくということでございます。大きさにつきましては、幅が7メーター30、高さが2メーター40、横幅が2メーター60ということでの40トンという形になります。事業費につきましては、ご存じのとおり、記載してありますように903万円ということで、残りは起債と国庫補助、一般財源という形での事業になります。

それから、飲み水の関係でございますけれども、飲み水につきましては、やはり防火水槽につきましては溜めることでございますので、そのまま飲料水という形ではつかえない状況でございますので、現在では、もうそういった事態で飲料水が必要な場合につきましては、企業団から5千本一応用意をしておりますので、そちらで対応していきたいと思いますけれども、今後十分なそちらの飲料水に対しての対応ができるように、また今後いろいろ考えていきたいと思います。

#### ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。

#### ○教育部長(松永髙春君) 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

永田議員が監査の折にもですね、何度か指摘をしていただいてですね、その都度対応してきたとい うことは十分ご存じだと思いますけれども、あの建物がですね、昭和58年度に竣工しております。 その後、平成15年度に屋根部分の改修工事を実施しました。平成15年の12月に改修工事は竣工 いたしましたが、平成18年度にやっぱり雨漏りがするということで補修工事をしていただきました。 でも、部分的な補修を続けなければ雨漏りがずっと続いてきたということでございます。保証書によ りましては10年の保証がございますので、その後も何度かですね、そのたびたび補修をしていただ きましたけれども、なかなか抜本的に治らなかったということで、平成19年度にまちづくり交付金 事業においても計画をしたというふうに担当から聞いております。ただ、施工後5年しか経っていな かったということで、その保証期間が残っていたということでですね、そのまちづくり交付金事業か ら外したということを聞いております。そういう中でですね、ずっと雨漏りがするたびに業者のほう に連絡して、シートつぎはぎつぎはぎした、一時的には止まるんですけれども、ちょっと構造上です ね、これも先ほどの話じゃございませんけれども、上に屋根に降った水がずっと溜まるようになって おります。溜まって、排水管を伝わって流れていくということで、排水管以上に雨が降ったときにで すね、ずっと対流するような構造になっております。私も何回か見ましてですね。今回ですね、構造 的に問題があるということで、対流させて排出するというようなことでですね、なかなかその乾きに くい状況であると。その上に防水を貼っていますので、なおさら乾きにくいということで。それと、 もう一つが劣化が進んでいるということでですね、今回のその太陽光を乗せる部分については元気交 付金でできますので、それ以外の部分の併せてですね、今回抜本的にやりたいと。そして、排水につ いてはですね、段階的に落とすんじゃなくて、一番上の斜めの分の一番広い部分の排水については直 接落とすということで考えていきたいなということで、今協議をしているところでございます。どち らにしてもですね、今までずっとその抜本的にできなかったことについてはですね、非常に迷惑を掛 けたなというふうに考えております。今後についてはですね、その辺も十分、今回太陽光も乗せます ので、保証期間もございますので、ぴしっとですね、今回はこういったことがないように設計もぴしっ と技師のほうとも相談いたしましてですね、雨漏りがないように努めていきたいというふうに考えて おります。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

**〇13番(永田和彦君)** 各委員会で深く審議していただけるとは思っておりますけれども、先ほど総務部長の答弁の中で、どうしても気に掛かりますので再度質疑いたします。

防火水槽がそういった飲み水あたりの水槽という形で積み上げていけば、防災都市ができあがるじゃないかということを付け添えて、答えあたりが、企業団が5千本ぐらい確保しているとか、町もある程度はそこに入っていますよね。ただ、5千本と考えたときにですね、人口今は町は何人ですか。5千人ですかね。そういった答えはですね、子どもの答えと言うんですよ。3万人超えているんですよ。そのときにですね、ということは6倍以上ですよ、7倍程度にあたる1本をですね、じゃ7人で1和本を分けろといったときに、100ccにも満たないわけですよ。そういった答えだけはですね、今

後やっぱりしてもらいたくないですね。勉強不足も我々もそういった数字をですね、足し算、引き算もしきらんような議員が揃っているわけじゃなかっですよ。そういった答弁は非常に失礼です。ですから、この後、例えば各ご家庭においてそういった備蓄を進めいくとかいう言葉にとどめんと、そういった足し算、引き算のような答え言われたんでは、やっぱり我々議員としても何ばやりよっとかとしか言われませんよね。気をつけてもらいたいと思います。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。
津田桂伸君。

以上です。

- ○14番(津田桂伸君) 今日は教育部長が花形んごたるばってん、いっちょ二つ聞きたいと思います。 学校管理費の中でですね、小学校の委託料と工事請負費の中で護川小学校の体育館が出ております のでですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。委託料については、体育館と委託料が工事請負費の 中に入っておりますが、体育館の改修工事ということで予算の概要で載っておりますが、どういうと ころを扱うか。護川小学校は放送施設においては、いつも入学式とか卒業式に行きますが、放送設備 が、本当にマイクが聞きにくい部分がありました。何回も修理はしておりますがですね、今どうにか 聞けるような状況になっております。これは大体設計ミスということでありましたが、この体育館の 今度の工事はどういうことを主にされるかお聞きしたいと思います。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長松永髙春君。
- ○教育部長(松永髙春君) 津田議員の質疑にお答えします。

護川小学校の体育館でございます。防音関係が非常に悪いということで、もう以前から問題になっ ておりまして、何度か専門家に見ていただきました。音響関係を、今、最新型のやつが出ております ので、それに変えればある程度解消はするというお話でございまして、1回テストをいたしました。 テストをいたしましたけれども、やっぱりどうしてもですね、ちょっとハウリングみたいなことがご ざいまして、特に舞台の上が非常に音が響きまして、ちょっと支障があるということでございます。 行事の時にですね、これは本当にあれなんですけれども、杉水保育園のほうがその音響のいいのがあ るということで、護川小学校のほうの校長が借りて一度やったことがあって、そのときは音響の機械 を前のほうに、舞台よりも前のほうに出して、舞台も前のほうにつくりましてやった関係でですね、 若干解消はできたというふうに聞いておりますけれども、やっぱり全体的に抜本的な解消にはならな いということで、今回、長年迷惑掛けていたということでですね、防音関係の施工をお願いするとい うことで、原因につきましてはコンクリートのべた打ちの上に直接合板が張ってありまして、その合 板に穴が開いているということでございます。これ専門家のほうにも見ていただきましてですね、やっ ぱりべた打ちと合板の間にですね、隙間がないと防音にはならないということで専門家からアドバイ スいただいております。その辺も含めて、板とそのコンクリートのべた打ちの間に隙間をつくって、 そしてやり直したいということで設計を組ませていただいております。方法については、もう一回専 門の方によります設計をお願いしてですね、なるだけ安価にできるように努力していきたいというふ うに考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 津田桂伸君。
- **〇14番(津田桂伸君)** これは、何回もやっとるわけです。今度はですね、えらいよっがあればですたい、今度だけはですね、これだけの金を掛けるなら立派なものができるんだろうと思いますので、しっかり監督しながらいい工事ができるようにお願いしまして、質疑を終わります。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。
  金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 私からは、消防費について1点質疑させていただきます。

予算書の37ページ、款9、項1、目15工事請負費、河川監視カメラ設置工事のところでございます。こちら水位確認用のカメラを5台840万円で設置とございますが、水害が予測される場合ですね、目視した場合にも、なかなか、例えばどの時点で避難勧告出すか、なかなか難しいところだと思います。一方で、この金額掛けるからにはある程度の効果はあってしかるべきなんですけれども、やっぱりカメラの場合には固定した、限定したポイントしか確認できないところで、あくまでも補助的な役割にしかなり得ないとは思っております。それらを踏まえまして、一体どのような機能のカメラをアクションプランの中でどのように位置づけて利用していく計画なのかということを伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 金田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず監視カメラの件でございますけれども、まず矢護川水系、それから平川水系、それから上井手、下井手ですね、一応4つの水系の中で矢護川水系に1台、それから平川水系に、多々良、仮宿地区の把握ができるようにということで1台。それから、上井手・下井手のそれぞれの流域関係の状況把握ができるようにということで、水位の観測ができるようにという形で計5台という形で考えております。監視カメラにつきまして、昨年の豪雨災害の中で十分確認が取れなかったということで、それを踏まえまして、今後カメラによる監視を行いまして、早めにそういった増水時における状況を把握しながら、早めに避難等を地域の方に促して安全を確保するというような形で一応考えたいと思っております。それぞれのカメラにつきまして、町の本部とのそういったインターネットを活用して監視をするというような形で考えているところでございまして、当然カメラだけに頼るんじゃなくでですね、やっぱり先ほどございましたけれども、地域防災組織とそれぞれの防災体制の中で連携を取りながら、当然地域の方、また消防団、それから区長さん、民生委員さん方、またそういった方々の連携をきちんと今回整備した上でですね、連絡をとって、そしてそういった状況のときには早めの避難をしていただくと。また、状況に応じてまた対応をしていくという形で一応考えているところでございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) もう少し詳しく質疑させていただきたいと思います。ここカメラの使い方なんですけれども、確認のためということですが、例えばどういった頻度だとか、どういった時間帯に確認するだとか、例えばある一定の水位になったら実際見に行くだとか、そういったところのアクションプランのほうは立っているのでしょうか。決まっているようでしたら、お伺いしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 金田議員の再質疑にお答えいたします。

当然、監視カメラにつきましては、24時間重々確認をしながら、そしてその中でやっぱり増水とかそういったことにつきましては、現地に確認しに行くとかですね、先ほど申しましたようにカメラだけに頼るんじゃなくて、当然組織体制の中でこちらから現地に行って確認するとか、早めの対応をしながらそういった状況をお伝えして、そしてそれに対応していくというような形を考えております。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号から議案第42号までの3件を一括して議題とします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第19 委員会付託

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第19、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第38号から議案第42号までをお手元に配付しました議案委員会付託表(案)のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号を請願・陳情委員会付託表(案)のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後0時22分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成25年第3回大津町議会定例会会議録

平成25年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)								
平成25年6月17日(月曜日)								
出 席 議 員	1 番 金 田	英 樹	2 番	豊	瀨 和 久	3 番	佐 藤	真二
	4 番 松 田	純 子	5 番	桐	原則雄	6 番	山本	重 光
	7番本田	省 生	8 番	府	内 隆 博	9 番	吉 永	弘則
	10 番 源 川	貞 夫	11 番	坂	本 典 光	12 番	手 嶋	靖隆
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	田桂伸	15 番	荒木	俊 彦
	16 番 大塚	龍一郎						
欠 席 議 員								
職務のため	局	長 府	内 隆	_				
出席した事務局職員	書	記 堀	川美	紀				
地方自治法第 121条第1 項の規定にあり説明のた者の 職氏名	町	長 家	入	勲	企画部企画	i 課 長	杉水	辰 則
	副町	長 德	永 保	則	会計管兼ねて会計	理 者 · 課 長	徳永	太
	総 務 部	長 岩	尾昭	德	総務	部	<u> </u>	) <b>小</b> //
	企 画 部	長木	村	誠	総 務 総務課行政		白 石	浩 範
	福 祉 部	長中	尾精	_	企 画 企 画 課 財 政 兼ねて行革推	部 孫 長 進係長	羽熊	幸治
	土 木 部 併任工業用水道	長 中	山誠	也	教育	長	那須	雪 子
	経 済 部	長大	塚 義	郎	教 育 部	長	松 永	髙 春
	子育て支持	爰 課 松	永 髙	春	農業委員会事	務局長	松 岡	秀雄
	総務部総務	課 長 田	中令	児				

# 一 般 質 問

# 5 番 桐 原 則 雄 君 p51~p64

- 1. 防災教育の取り組みについて
  - (1) 東日本大震災や九州北部豪雨災害が発生するなど自然災害がいつ発生するかわからない状況にあり、小中学校における児童生徒の防災教育等の取り組み強化は大変重要であると考える。

学校安全教育の中での防災教育は、どのように実施し対応しているか。

- (2) 町防災計画との連携を取りながら、児童生徒の成長段階に応じた系統的、体系的な防災教育カリキュラム等を策定し、実践的訓練などを行い災害時に自分の身を守るとともに、積極的に地域は貢献できる将来を担う子供たちの育成強化を学校、保護者、地域と一体となって取り組む考えはないか。
- (3)各学校を避難所として活用しており、学校における備蓄用品等の整備は必要と考える。また、実践教育を進めるために、子供たちや地域でも活用できる訓練用品等を整備し、活用していく考えはないか。
- 2. 地域防災力の強化について
  - (1)九州北部豪雨災害対応に係る検証結果から、見えたものは何か。

そして、防災計画の見直しと行動計画に反映されているのか。

防災、減災のまちづくりには、特に、自主防災組織の充実強化と活性化に取り組むべきである。

今後、支援内容等を含めて、具体的にどのように進めるのか。

- (2) 地域づくり支療事業や、今回、防災関係の補助率を上げて対応されるが、地域負担もあるので地域毎の格差が出ないように整備する必要がある。具体的に、各地域の防災力の強化として、地域の整備基準や内容をどこまで充実強化していくのか。
- (3) 災害時における支援体制の一環として、防災リーダーやボランティアなどの育成 強化が必要である。今年から育成を強化する方針であるが、支援内容や育成方法 及び活用をどのように進めるのか。

# 2 番 豊 瀨 和 久 君 p64~p71

- 1. 橋梁長寿命化修繕計画について
- (1)計画の進行状況及び今後の取り組みについて。

- 2. 子どもの軽、中度の難聴児に対する支援策について
- (1) 3分の1負担(自己)を、1割負担で補聴器を購入できるような助成をできないか。
- 3. 商店街と地域の活性化に関する取り組みについて
- (1) 特色ある取り組みで、商店街やまちのにぎわいにつながっているものや独自性のある取り組みをしている、他の商店街などを参考にして、にぎわいのあるまちづくり への取り組みができないか?

# 15 番 荒 木 俊 彦 君 p72~p82

- 1. 白川の改修は安全か。全体を把握しているか。立野ダムの危険性と自然破壊に真剣 に取り組むべきではないか。
- (1) 昨年7.12 水害の一番の反省点は、
  - ①護岸などの危険性、脆弱性を管理者の県が把握していなかった。
  - ②町も情報をつかんでいなかった。要望もしていなかった。
  - ③河川整備計画そのものがなく、町として要求してこなかった。 こうした反省に立って、河川整備計画を要求するべきではないか。 町は率先して、白川の改修計画を明らかにして町民に説明するべきではないか。 立野ダムの危険性、自然破壊の懸念に対して、国交省の説明で納得しているのか。 町民に堂々と説明できるのか。
- 2. 合併浄化槽の町民負担の在り方
- (1)合併浄化槽は、維持管理費が公共下水道と比較して負担が高くなっている。 全国でも差額を援助している。下水道への接続まで町民負担の公平性を確保するため援助するべきではないか。特に高齢世帯にとっては酷である。
- 3. 住宅リフォーム助成制度の具体化
- (1)議会が可決した「住宅リフォーム助成」の具体化を求める。

制度の意義、効能

町民に喜ばれる。バリアフリーやトイレの水洗化など、町民の福祉の増進。 健康対策、特に高齢化社会への対応。

消費税増税で経済が停滞する。地域経済活性化のため、地元業者の仕事確保。 地元職人の育成につながる。

# 3 番 佐 藤 真 二 君 p82~p88

- 1. 小中学校の備品や施設の充足について
- (1)学校の備品(特に教材用備品)の整備は十分か。
- (2) 学校施設全体の中長期的な整備方針「学校施設整備基本構想」を策定するか。
- 2. 今年度の保育サービス供給量(保育所関連)の拡大計画について
- (1) 今年度の保育サービスの需要の予測と供給計画はどうなっているか。 需要を満たす(待機児童を発生させない)ことはできるか。
- (2) 埼玉か東京のように、待機児童の保護者からの異議申し立ての懸念はないか。
- (3)「地方版子ども・子育て会議」「子ども・子育て支援事業計画」の取り組み方針について

#### 11 番 坂 本 典 光 君 p88~p96

- 1. 教育委員会の権限、責任及び委員の待遇
  - (1) 政府の教育再生実行会議の提言は、あいまいになりがちな教育委員会の権限や責任を、首長が直接任命する教育長に集中させる。広く民意を集めるために導入された教育委員会制度に終止符を打つよう求めている。それを受け文科省が5月20日に開いた中央教育審議会の教育制度分科会で議論が始まった。町長、教育長の所見をお聞きします。

#### 2. 住むに便利な大津町のPR

(1)本来、大津町は農業を中心とし、商業も発達した地域都市であった。その後、本田技研を始め企業の進出で県下随一の工業都市となった。しかしここにきて状況か変わってきた。農業は生産性の高い大規模農業に変わりつつあり、小売りの個人商店は大規模の量販店に変わってしまった。リーマンショック以来、工場も海外に移転する傾向にある。ただ、逆風にもめげず、子育てしやすい町として人口を増やしてきた。さらにこれからは、熊本県の真ん中にあり、利便性のある、住むに便利な町をPRすべきだと考える。

熊本市にも近く、山鹿、菊池、阿蘇にも近い。高速道路にもアクセスが良い。 空港には無料タクシーが走っている。数あるビジネスホテルに泊まって阿蘇観光 する人々もいる。南阿蘇村には東海大学農学部がある。学生数約1千名のうち8 割は県外出身者で地元を中心とした下宿、アパートに住んでいる。ただ買い物は 大津町が中心とのことである。ホテルルートインの前から大学往復のシャトルバ スが1日10便ほど出ているとのこと。健康づくりには、スポーツの森大津、フィットネスクラブ健康館がある。20分車を走らせれば、県立運動公園、パークドームもある。人口を増加させるために住むに便利な大津町をPRするべきだと思う。

# 3. 上井手(光尊寺の西側)の雑木の件

(1) 昨年の洪水による上井手護岸復旧工事が行われてきた。それに伴い護岸の雑木も 伐採されて、防災上も景観からもすっきりしたが、光尊寺の西側の20メートル ほどが伐採されずに残っている。地元から苦情が出ているが、経過と今後の見通 しを聞きたい。

# 4 番 松 田 純 子 君 p101~p108

#### 1. コミュニティバスの導入について

(1) コミュニティバスとは、明確な定義はないが一般的には「地方公共団体などが、 交通空白地域・不便地域の解消、高齢者などの外出促進などを目的に自らが主体 的に運行するバス」といわれている。大津町内には交通空白地域が多くある。地 域的に乗合タクシー等も実施されているが高齢化する社会において空白地域の高 齢者は、免許証を返上せず運転継続となるケースが考えられる。高齢者の交通死 亡事故は、増加傾向にある。現状を踏まえた上でコミュニティバスの導入、又は 路線バスへの補助金を増額、乗合タクシーの拡大など検討されている内容、又は、 今後の方針を聞きたい。

# 2. コミュニティ特区として、副行政区嘱託員制の導入はできないか

(1)町内の区の中には、世帯数の少ない区から多い区までいろいろな形態がある。世帯数の多い区の問題は配布物の量の多さと世帯管理である。区を分割すれば一番早いが、区の中には、分割しづらい区もある。そんな中で配布物、世帯管理のみを実施する副行政区嘱託員を、創設してはどうか。報酬は行政区嘱託員分を分割する等の処置をとれば、財政への負担はない。

# 3. 男女共同参画社会実現の為、町の方針と拠点づくりについて

(1) 平成2年7月大津町男女共同参画推進懇話会が発足。平成20年9月「大津町まちづくり基本条例」の中で男女「参画」を原則としたまちづくりを促進すると明記してある。平成17年度末から、女性グループの活動拠点が廃止された。グループ間の連携、協働体制が迅速に機能していない。車成24年4月から子育て支援倉庫の一角を会議室として一時借用しているが、活動の拠点としては設備に乏し

く機能がはたせない。男女共同参画センターの設置は、多様化する相談業務、学 習機能、情報交換等、必要と考えられるが、今後、設置の考えはあるか。男女共 同参画社会実現について、どの様な意識を持って取り組んでいくのかを聞きたい。

# 1 番 金 田 英 樹 君 p109~p122

- 1. 今後の介護・高齢者福祉への取組について問う
  - (1)現在、町内の特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設には多数の待機者が存在する。一方で、高齢者人口は更なる増加傾向にあり、財源が不足する状況のなか、昨年4月にも65歳以上の介護保険料が引き上げられているが、今後たとえ施設を新設しない場合においても、介護保険料の更なる引き上げは避けられない状況であろう。

しかし、介護・高齢者福祉は、全住民が向き合う可能性のある重大な課題であり、厳しい財政状況のなかでも、出来る限りムリ・ムラ・ムダのない効率的な形で何らかの対策を行なっていく必要がある。そのためには、まずは介護度や医療依存度、経済状況等によっても異なるニーズの総量・比率を正確に把握・分析することが一つのスタートラインになると考えるが大津町ではまだそれが十分に出来ていないという認識である。

以上の観点から、次の2点について問う。

- ①今後の介護・高齢者福祉ニーズ把握に向けた計画
- ②待機問題改善に向けた計画

#### 2. 介護給付適正化に向けた取組みについて問う

(1) 高齢者人口の増加等により介護給付が急増するなか、国、県としても介護給付の 適正化を推進することで、不適切な給付を削減し、介護保険制度の信頼感を高め、 持続可能な介護保険制度に資するための取組を行っている。もちろん、単なる介 護給付の削減が目的化することは許されず、手法を誤ってはならないが、国や県 からの負担金や住民が支払う介護保険料が急増している現状においては何らかの 対応が必要である。

その中で、熊本県の介護給付適正化プログラムにおいては、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメントの適切化」、「サービス提供体制および介護報酬請求の適正化」が3本の柱として挙げられている。我が大津町においてもその枠組みの中で県と協力しながら取り組み、一定の効果はあげていると言えるが、不十分な点も見受けられ、今後は更に踏み込んだ取組が必要だと考える。現実的な方策として、町の職員数も限られている現状においては、各担当職員の専門知識向上、取

組別の効果測定に基づいた各取組の優先度付け、先行事例研究や現状分析等による手法自体の改善・見直し等が求められる。

以上の観点から、次の2点について問う。

- ①介護給付適正化プログラムにおける町の取組の現状評価
- ②介護給付適正化に向けた今後の進行計画

#### 3. 幼稚園の入園待機者対策について問う

(1) 現在、大津町では「保育園」の待機児童について語られることは多いが、「幼稚園」の入園待機者については語られることは殆どない。しかし、町内では幼稚園においても多数の入園待機者が存在するのが現状である。

これらの課題は一緒くたに捉えられがちだが、保育園が「両親が共働き等の理由により保育に欠ける乳幼児  $(0\sim5$  歳)の受け皿」であるのに対し、幼稚園は家庭の事情とは無関係に「就学前教育を受けさせることで幼児  $(3\sim5$  歳)の心身の発達を助長する」ことを目的としている。

昨今では「就学前教育」に積極的に取り組んでいる保育園も多く、この観点からの違いは曖昧になりつつあるが、今回課題として取り上げるうえでの論点は「専業主婦などは特殊な事情がない限り我が子を保育園に入れる資格がないため、この多感な時期に我が子に就学前教育を受けさせたい多くの親の問題は保育園の待機児童問題が解消しても幼稚園の入園待機問題が解消しない限り直接的には解消しない」という点である。

町内の幼稚園の状況に目をやると、現状でも多数の待機者がおり、またそれ以外にも待機となってはいないものの致し方なく町外の幼稚園を活用している家庭も多いとの情報を得ているが、「子育てのまち」を謳う大津町としてのこの課題における計画について問う。

# 4. 歳入増加に向けた広告事業への取組について問う

- (1)地方自治体の厳しい財政状況が続くなか、歳出の削減だけでなく、現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき、歳入を増やす必要性が高まっている。我が大津町も例外ではなく、税収は減少傾向にあり、町の「経営」努力、工夫がこれまで以上に必要になっている。そこで、新たな財源確保策の一つとして、町有財産等を活用した次のような広告事業に取組む考えがないかを問う。
  - ①現在HPのみに限定されている「情報媒体」への広告掲載を町の「広報誌」や 「生涯学習情報誌」等の刊行物へ拡大
  - ②現在窓口封筒のみに限定されている「備品・消耗品等」への広告掲載を、「住

民への発送封筒」、「指定ごみ袋」、「役場の受付番号札や図書貸出票などのロール紙」等へ拡大

- ③「公用車」への広告掲載
- ④「町有施設」のネーミングライツ(命名権)売却

# 13 番 永 田 和 彦 君 p122~p134

#### 1. 新環境工場整備について

(1) 東部清掃工場の老朽化に伴い、菊池環境保全組合により新環境工場が提案されているが、今までのごみに対する処理法を踏襲した計画で概念が古すぎる。技術革新や建設コスト削減による住民負担の低減を示さないまま進行させてはいけない。

世界では、ごみ処理と焼却時に発生する熱を使った発電とを組み合わせた工場や、PFI方式で民間資金を活用、日本では生ごみはディスポーザーを使い下水処理場で対応するなど自治体で取り組むところも出てきた。住みよい環境整備の要と考える。

#### 2. 体罰について

(1) 文部科学省の有識者会議がまとめるガイドラインなどは、客観的指針としては認めるが、現場における様々な事例に対応するものではない。教師も生身の人間であり、犬や猫のペットをしつけるが如しではいけない。生徒たちが「先生みたいな大人になりたい」と感じる教師を育てるのが大切で、生徒のことを真に思った結果が、様々な形で現れることもあるだろう。

学校経営者としての責任を持つ町は、良質な教育環境を提供するため、教師の 資質向上を図らなくてはならないが、文部科学省の言いなりでは、日本の教育が ダメにならないか心配である。

教育委員会は、今求められる教師像を示さなければならない。

#### 6 番 山 本 重 光 君 p134~p145

- 1. 危機管理体制について
  - (1)次の項目等について、現在の対応と問題点及び今後の方策は。
    - ①サイバー攻撃(電算システムに対する)
    - ②非常時の食糧等備蓄
    - ③AEDの設置状況(民間も含む)
    - ④公園の安全対策

# ⑤準公金

- 2. 生活道路の安全対策について
  - (1)地域からの要望に対する対応
  - (2) 道路維持のための方策
- 10 番源川貞夫君 p146~p151
  - 1. 防災体制の見通しはどうなったのか
    - (1) 去年の7月12日の九州北部豪雨災害の検証は区長さんや町民の意見を参考にして見直され地域への説明会も行われた。その後、自主防災組織を検討されているところもあるようです。白川の洪水も勿論ですが、俵山を源流とする鳥子川の水が白川に直角に流れ込むので、森地区、鳥子川地区の住民の方々は、心配されている。

近隣自治体、特に西原村、阿蘇市との情報提供等の連携が必要と思われる。地元の消防団や区長さんへの早めの連絡がとれるシステムづくりの考え方はないか問う。

# 議事日程(第2号) 平成25年6月17日(月) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前9時59分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は10名ですので、本日が1番から5番まで、18日が6番から10番の順で行います。

# 日程第1 一般質問

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

桐原則雄君。

○5番(桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。5番議員桐原則雄が、通告順に従い一般質問を させていただきます。

今年は、昭和28年6月26日の白川大水害から60年という節目にあります。また、東日本大震災から3年が過ぎ、昨年の7月12日の九州北部豪雨から1年を経過しようとしています。被災された皆様のいち早い復興・復旧が進みますよう願っております。町も昨年の豪雨災害に対応すべく、国や県の支援とともに町単独事業も進め、急ピッチで復旧を進めるなど一生懸命に対応され、努力されていることについて敬意を表します。しかし、まだ災害箇所の対応が間に合っていない場所など数多くあり、住民の方が不安を抱いておられるところもあるようでございます。梅雨入りは平年より9日早くなっていますが、雨もなかなか降らず、田植えの準備も遅れていたり、水田への水張り事業の一時中断、水不足による農産物等への生育不良など、様々な影響が出ているようです。しかし、集中豪雨や台風、そして地震や阿蘇の噴火など、いつ発生するかわかりません。町民の皆様が安心して安全で暮らせるまちづくりに対する取り組みと対応を今後とも頑張っていかなければならないと思います。

さて、各小中学校では、毎年学校経営案を策定され、その中で学校安全対策の一環として生活安全、 交通安全、防災教育関係で災害対策安全など、様々な計画を立て、教育実践をされていると思います。 最近は、先ほど申しましたように、いつ、どのような災害が発生するかわからない状況が多くなって おります。災害発生時に自分の命は自ら守る自助、そして共に助け合う共助など、特に小さいときか ら防災に対する意識啓発、そして体験活動などが必要と考えます。5月に教育の日に久しぶりに各そ れぞれの学校等を回りました。陣内幼稚園、大津南小学校、大津中学校、そして大津高校と、私が通っ たところを回らせていただきました。その中で、児童生徒の授業風景、学校の生活ぶりなど見学をさ せていただいたところです。 陣内幼稚園では、親子の参加の事業をはじめ、Jリーグのロアッソ熊本の選手がサッカーを通して遊びの中からスポーツの楽しさやルールを学び団体行動で練習するなど、園児たちが元気よく遊び、学んでおりました。小学校や中学校でも先生と子どもたちが一体となって運動会の練習や授業を楽しみながら学校生活をしたように感じ、本番の体育大会では、一致協力して素晴らしい協議や団体演技などを見せ、先生や保護者、そして地域の皆様も大いに喜んでおられました。高校は母校である大津高校を見学させていただきました。落ち着いた雰囲気の中で、生徒が真摯に授業を受けており、町や地域の将来を担う子どもたちがすくすくと育てられていると感じたところであります。

さて、東日本大震災を受け、平成24年7月に文部科学省が防災教育、防災管理等に関する有識者 会議を開催し、主体的に行動する態度の育成を重視する取り組みを進めていくと掲げられました。そ のような状況を受け、県・市町村においても重点的に取り組みがなされてきていると思います。学校 関係の防災対策の充実など、学習指導要領の中でも示されているようです。

質問の1点目ですが、今回、防災・減災のまちづくりの取り組みの一環として、特に小中学校における成長段階に応じた防災教育の実践や対応状況などどのようになされているのか、教育長にお尋ねを申し上げます。

2点目は、災害時の児童生徒の安全確保等の指針、学校安心メール、危機管理対応マニュアル、AEDを含む心肺蘇生法の実習、災害時の安心につながるカードの整備など、災害時の児童や教職員用の備蓄品の配備の取扱いも含め、東日本大震災の教訓と国の動向を踏まえ、避難訓練が中心であった防災教育を見直し、町独自の防災教育カリキュラムを策定し、目指す子ども像、観点別・発達別段階の防災教育の目標を立て、小学校・中学校9年間で教育の中で系統的・体系的な指導、実戦訓練を実施する取り組みを始める必要があると考えます。また、東日本大震災のときに被災地では中学生が避難誘導活動の支援、その後の支援物資の整理、避難者介護の手伝いなど、ボランティアとしても地域のために大いに力を発揮したという事例が報告されております。

そこで、町防災計画との連携を図りながら、児童生徒の各成長段階に応じた防災教育カリキュラム等の策定と併せ、実践的な訓練を行い、災害時に自分の命を守るとともに、積極的に地域に貢献できる町の将来を担う子どもたちの育成強化を学校、地域、保護者と一体となって取り組んでいく考えはないか、教育長、町長にお尋ねを申し上げます。

3点目は、災害時の避難所として活用される小中学校ですが、耐震化など進んでいると思います。 しかし、町には防災倉庫をはじめ4千200食の備蓄食料を配置するというふうに聞いております。 避難時における児童生徒や避難者に対応する各学校の備蓄用品などの配備や保管状況はどうなってい るでしょうか。また、実践的訓練を実施するために、訓練用の用品や備品の整備も必要と考えます。 菊池広域連合消防本部には、訓練用の用品はあります。ただ、2市2町の全体で講習を受けるために 活用されており、授業などに対応する場合には非常に厳しい状況があるというふうに思っております。

そこで、小学生の高学年への指導や中学生は、特に先ほど言いましたように地域防災の重要な担い 手として指導・育成する必要があると思います。AEDや人形を活用した救急救命講習、テントの設 置、ケガの手当など、炊き出し訓練など実践に役立つと思います。先生たちも大変厳しい、忙しい時 期と思います。負担も増加しますが、学校現場でもいつでも訓練などに活用できるように町も財政的な負担増にもなりますが、子どもたちや地域でも活用できる訓練用品等の整備をし、活用していく考えはないか、教育長、町長に尋ねます。1点目についてご質問申し上げます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。
- **〇教育長(那須雪子さん)** 皆さん、おはようございます。桐原議員の防災教育の取り組みについての ご質問にお答えいたします。

まず、防災教育はどのように実施し対応しているかということですが、防災教育は、安全教育の一 環として各学校で教職員の共通理解の下で作成しております学校安全計画の中に位置づけ、理科、体 育、保健体育などの各教科や道徳、総合的な学習の時間等の中で命を大切にする心を育てる教育とし て行っております。また、特別活動や学校行事として、地震、火災及び水難を想定した避難訓練や起 震車体験や煙体験、保護者等への引き渡し訓練などを実施し、防災意識の高揚や安全・迅速な行動力 を高めるように努力をしております。災害安全につきましては、日ごろから防災設備の点検、防災情 報の入手と伝達方法等を作成し、緊急事態に対応できるようにしております。また、学校が組織とし て迅速に対応できるように、また関係機関との連携により防災・減災効果を上げることができるよう に、校内防災組織づくりや他機関との連絡マニュアルを作成しております。また、避難場所、避難経 路を設定し、避難訓練を通して安全確保の検証をしているところでございます。教育委員会といたし ましては、このたびの東日本大震災や九州北部降雨災害の教訓を受け、災害時に児童生徒や教職員が 適切な行動が取れるよう、各学校に対して文部科学省が作成しました学校防災マニュアル作成の手引 きを参考にしまして、各学校の防災マニュアルの見直しをするように指導してまいりました。その結 果、各学校での具体的な見直し例としまして、次のようなものがございます。地震対策について、学 校生活時、登下校時、校外学習中の基本的対応について細分化したマニュアルを作成した。緊急時子 ども引き渡しカードを本年度中に作成する予定である。災害内容ごとに細分化した計画を作成した。 地震時の校舎内避難所設置計画をしている等が上げられます。今後は、各学校の取り組みの成果を共 有し、防災教育の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、防災教育カリキュラム作成と学校、保護者、地域とが一体となった実践的訓練に取り組む考えはないのかというお尋ねについてお答えいたします。現在、大津町内の学校で防災教育カリキュラムを作成できているところはありません。学校安全計画に基づく安全教育の中で防災教育を行っている現状であります。防災教育の重要性は、東日本大震災を通して十分認識していますので、系統的・体系的に防災について学び、自ら考え行動することができる子どもたちを育成するために防災教育カリキュラムを作成したいと思っております。しかし、学校現場と協議しなければ実現は難しいので、ここで即答はできませんが、校長会議に諮ってまいりたいと思います。

また、家庭や地域社会を巻き込んだ実践的訓練としましては、下校時の災害を想定した避難訓練を 行い、児童の保護者への引き渡し訓練を地域の協力を得て実施した学校や防災マップの作成等により 保護者の啓発を行った学校も出てきています。さらに、地域を巻き込んだ防災キャンプの実施を計画 している学校があります。秋休み中に防災をテーマにして地域の人たちと一緒に校内キャンプをしよ うという計画です。具体的な内容や方法については、これから詰めてまいります。

ほかの学校でも、保護者や地域と連携した防災訓練をしたいという考えは持っていますので、具体 化に向けて町総務課や消防団等も協議しながら、また実践例等があれば、それを参考にしながら実施 に向けて考えていきたいと思っております。

東日本大震災の被災地では、中学生が小学生やお年寄りを高台に誘導することでたくさんの命を守ることができた例や、避難者等においてボランティア活動が報告されております。教育委員会といたしましては、災害時には児童生徒自身の安全確保が最も優先されますが、安全が確保された後は、避難場所などの支援活動に取り組むことは極めて大切なことであると考えております。そこで、災害時に自分の命は自分で守り、人も助けることができるような児童生徒を育成するためにどのような学習や訓練をどのように実施したほうがよいのか、防災士等の助言指導を受ける機会をつくりたいと考えています。

次に、学校が避難場所になった場合の学校の備蓄用品等を整備し活用していく必要があるのではないか。また、心肺蘇生法やAEDの研修会は実施しているのかというお尋ねについてお答えいたします。東日本大震災において、避難所となった体育館等で多くの教職員が支援活動を行いましたが、大津町においても昨年の九州北部豪雨の折り、中島区の方々が大津南小学校体育館に避難されましたので、その折りは大津南小の教職員がマットを敷いたり、湯茶の準備をしたりなど受け入れ体制を整えました。

このように、災害時における教職員の役割に期待が高まっております。大津町でも8校の体育館が避難所となっており、6月末には大津町から災害対策用備品、例えばトランシーバー、拡声器、簡易担架、簡易トイレ、ガスコンロ式発電機などが配付予定であります。当然、学校においてはこういった備品等の管理と心肺蘇生法やAEDの研修の実施は必要であります。小学校においては、すべての学校でプール監視の研修として、夏休み前に教職員及び保護者対象の心肺蘇生法、AED研修が実施されております。大津南小学校では、6年生がAEDの操作学習を行っております。中学校においては、教職員対象に心肺蘇生法、AED研修が実施されております。生徒も保健体育の時間に体験的学習をしています。今後も災害、事故発生時にすべての教職員が迅速かつ適切に行動する能力やAED等の正確な操作ができるように繰り返しの研修を推進してまいります。

さらに、消防署の協力を得ながら児童生徒もAEDが操作でき、いざというときに人命救助にあたれるように、学習機会の設定について助言してまいります。そして、自らの命は自らが守るという自助という考え方を基本に、災害時に自らの安全を確保する行動が取れるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の考えの下、進んで地域に役立つことができる児童生徒の育成を目指して、実践できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

# 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

**〇町 長(家入 勲君)** おはようございます。桐原議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年の九州北部豪雨災害を検証しまして、地域防災計画を見直しておりますが、その中で学校教育 については学校教育における防災知識の普及という項目を新たに追加いたしまして、学校と連携して 体系的な防災教育や指導時間の確保など防災教育の充実に努めていきたいと考えております。防災教育を受けた小中学生がいつか成人となり、家庭を持ち、親として命を守る、地域を守ることを子どもに伝えていく、そのようなサイクルができあがれば、結果的に子どもを通じて、親や地域社会に防災教育の成果が広がることを期待しているところであります。そういう意味におきまして、子どもたちにいかに実践的な防災訓練を行うことが重要で、通学途中で地域や崖崩れに遭遇した場合の対処など、地域や保護者を巻き込んだ訓練が必要だと認識しています。今後学校長と防災会議を行っていきますので、その中で十分協議をしていきたいと思います。

また、小中学校は災害時の避難予定場所として指定をしております。小中学校には防災資機材として発電機や無線機を配備いたしますが、避難場所には様々な人たちが避難されてきますので、救急救命やAEDをきちんと使えることも大切だと思っております。今年度は、防災士の資格を持っている人を防災指導員として区や学校に派遣し、実践的な防災訓練や防災教育に取り組んでもらう予定です。訓練を行うための救急救命用具やAED等の機材整備については、菊池市、南部消防署など関係機関を活用するとともに、防災指導員や学校関係者と打ち合わせを行っていきたいと思います。

また、地域防災計画や学校防災マニュアル等に基づいて、各学校の教師が共通理解を図り、災害時などを想定し児童生徒の安全を確保することや、被害軽減を図るため、人命救助の機材や訓練用品等を活用した研修を行うことは、学校が避難所や防災拠点としての機能も考えられることから、体制整備の面からも大切なことであると考え、今後危機管理における訓練や研修に伴う防災用品等の配備については、学校や関係機関と十分協議しながら活用については考えていきたいと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。

○5番(桐原則雄君) 教育委員会のほうから、教育長のほうから詳しい内容を説明していただきました。学校でもそれぞれ大変な中で取り組みをされていると。それをシステム化し、マニュアルとしてしっかり構築し、小学校から中学校を含めてですね、やっぱり体験的にこういう子どもたちを育てるんだというシステムはやっぱりつくるべきであるというふうに思いますので、先ほどありましたように、再度その辺もしっかり頑張っていただきたいと思います。

2点目の関係ですけれども、児童生徒の、先ほど言いました取り組みは非常に大切であるということで、地域との関連でございますけれども、運動会とか各種イベントには非常に子どもが参加するということで保護者やおじいちゃん、おばあちゃん、地域の方々、一生懸命参加されて、家族総出で参加をされるというのが非常に特徴的に見えると思います。そういうことで、児童生徒の防災教育が進みますと、家庭での話し合いの中で防災についてしっかり話し合うことができたり、また地域の安全を担う消防団員も非常に不足しております。また、防災リーダーやボランティアの育成ということで、そちらのほうにも非常につながっていくと。先ほど町長も申し上げられたように、ちっちゃいときからそれぞれが積み上げていけば大きくなったときにはそういう大人になっているということで、地域を担う方々が非常に増えてくるということで、非常に大切であると思います。また、町には高校生がいます、翔陽高校や大津高校、こちらの方々もかなりの人数がおられます。この方々も災害を受ける身ではありますが、自分の命を守れば、次は先ほど言いましたボランティアやいろんな対応ができる

子どもたちに変身ができるというふうに思うわけでございます。その辺で、中学校と高校の中高連携 あたりの会議も教育委員会では持たれていると思いますので、その辺の論議も深めていただいて、ぜ ひ学校教育の中で地域や保護者を含めた一体的な取り組みを、また進めていくということあたりを、 再度ご質問したいと思います。

3点目は、先ほど言いましたAEDや各施設の学校の整備についてでございます。町長のほうもそれぞれ非常に厳しい財源の中で調整をし、いろんな手当を本年は6月の予算の本格予算の中に組み込まれてきております。ただ、先ほど言いました菊池広域連合消防本部につきましては、台数的ではありますが、全体に関わる講習等をやっていくために、どうしても借りに行って出してという時間と、先ほど言いました人材の不足もございますので、ぜひその辺はですね、早急に、先ほどありました施設整備につきましても、小中9校でございますので、その辺もしっかりこう、大変な中ですけれどもいくつかの用品だけでもですね、やっぱり整備をして使えるということができるんじゃないかと思います。その辺で、菊池市の菊ノ池小学校につきましては、今、教育長が先ほどご説明があったように、10歳以上を対象にした救命入門コースというのに6年生35人がAEDを活用して心臓マッサージ、止血法、応急手当を実施したという例もございます。また、さいたま市では子どもたちを指導される学校の先生が、すべて救急救命の講習を受けるのがまず条件であるということを条件付けをされて、その先生方が、先ほど言いました防災カリキュラムとして各学年10時間以上のカリキュラムを組んで、その体系的なものに基づいて指導をするというような取り組みもされておりますので、その辺についても、再度またご検討をしていただけたらなというふうに思います。ちょっとその辺も含めてお願いしたいと思います。

また、多くの町民の皆さんが命を守るために、学校だけでなく町の職員を含め、私たちも含めてですけれども、消防団も訓練をされています。ただ、一部の人しか救急救命蘇生法も受けていないというような状況もございますので、私も元役場におりましたので、4年前に消防本部で救急救命蘇生法を受けさせていただきました。しかし、その後、3年以上経ちまして最近また薄れておりますので、そういった形で訓練用のAED、または人形、これはぜひ、町長、やっぱり必要ではないかと思います。買ってきて段取りするまでの時間等もありますので、すべての学校に置くのでなければ、役場の中にいくつか置いて貸し出しができるというような取り組みは非常に大事だと思います。その辺を整理をしながら、いつでも活用でき、地域が訓練をするときでもいつでも利用できるような体制の整備ということで、再度整備についてのお考えをお願いしたいと思います。

○議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。

以上です。

**〇教育長(那須雪子さん)** 桐原議員の再質問につきましてお答えいたします。

議員提案の防災カリキュラムにつきましては、本当に必要だというふうに思いますが、現在のところ、安全教育カリキュラムはできておりますけれども、安全教育カリキュラムの中の一部としての防災教育として取り扱っておりまして、まだまだ重点化されてない部分がございますので、防災を重点化したところでのカリキュラムについて、今後作成に向けてですね、校長会等で図りながら実現に向

かわせたいというふうに思います。

それから、地域との連携でございますけれども、今本当に消防団員になる方が非常に少ないという 実態がございます。私陣内でございますけれども、陣内のほうもどうでしょうか、十分とは言えない 状況にあるんじゃないかというふうに思います。ただ、南小学校の運動会に行きますと、ほかの小学 校でもあるかもしれませんけれども、消防団が出られる競技があるんですね。その消防団の出られる 競技も操法を見せていただいたり、または消防団のリレーなんですけれども、そのリレーが何ですか、 ホースですか、ホースをくるくる巻いたものを担いでですね、それをバトン代わりにタッチしていか れるリレーがなされております。そういうのを子どもを含めて地域の方々が見られると、また消防団 に対する普段の敬意の念と、それから小学生の中には憧れを持つ子どもたちも出てくるんではないか なというふうに思っております。

また、学校によりましては防災マップを新たにつくった学校等もございます。交通安全マップはいずれの学校もつくっておりますけれども、防災マップは、まだ全部の小中学校が作成できている状況ではありませんので、防災マップあたりをつくることによって、子どもたちと家族の方々がですね、自分たちの通学路のどの辺のところを気をつけなければならないのか、どういう災害が発生したときにどう自分たちは行動しなければならないのか、話もできるというふうに思いますので、そのきっかけとしましても防災マップづくりを全校に徹底できるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、大津町内を本当に幼稚園、保育園、小学校、中学校、それに県立学校、高校も2校ございますね、わりと距離的にも近いところにありますので、連携を図ることはとても大事と思います。現在、いろんな意味で連携を図るために、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携協議会というものを立ち上げて、普段の中で連携を強化しているところです。本年度は、つい先日、その第1回目の協議会をやったんですけれども、その中でも本年度新たに防災をテーマに据えて、何かこう連携できる部分はないか検討していこうではないかという投げかけをいたしておりますので、具体化できる部分が出てくるんではないかと期待しているところでございます。

また、中高連絡会もつくっております。これまでは、基本的な生活習慣とか、学力向上を目指していたところでの中高連携を主にやっておりましたけれども、防災もテーマに据えてですね、中高連携も考えていかなければならないというふうに思っております。7月に入りましたら第1回目の中高連絡会を予定いたしておりますので、その折りに提案していきたいというふうに思います。

それから、AEDとか救急救命についてでございますけれども、こちらのほうも熊本県下でも、ちょっと新聞に出ていまして、どこの消防署だったか、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、県北のほうの消防署は小学生をこのAEDをどの子も使えるように訓練をして、いざというときには、大人がいなくても子どもたちが操作できるようにしようということで、子どもたちに対する指導が消防署のほうからなされているという記事が出ておりました。大津町も消防署が近くにございますので、相談しましたら要請があれば出向きますよとお答えがございましたので、少なくとも小学校4年生以上ぐらいを対象にしてですね、いずれの小学校でもAEDの操作ができるような、そういう学習の機

会を持ちたいというふうに思っております。

それから、用具等があればですね、特に中学校あたりでは保健体育の時間に救急救命、AEDの学習をするようになっておりますので、そういう学習の時間を使っても、今後さらに充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 桐原議員の質問にお答えいたします。

各学校における避難箇所というようなことについての対応については、今、教育長関係から初期の 行動、そしてまたその災害後の行動関連等の支援をどうするかということをしっかりと検証しなくちゃ ならないと。例えば、白川水系の南、東小学校、あるいは平川水系の北小学校、大変危険な状況であ るのは確かでございますので、この辺についても初動避難、あるいはその後の関連等につきましては、 やはり地域の皆さんと今後ご相談をしながらしっかりと取り組みをさせていただければなというふう に思います。もちろんそういう初動体制等については、もう学校の先生をはじめ地域の皆さん、そう いう方々とじっくりと連携をとって行動ができるようにお願いしたい。もちろん、そういう中での機 械・資材整備等について、学校に必要なもの、あるいは地域の集会所関連等に必要なものというよう なものをしっかりとその地域地域における災害関連等に関する備蓄関連等についてもしっかりと地元 とご相談をしていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、小中学校、あるいは 幼稚園、保育園関連等についても、各施設の職員や関係者の皆さんとともにどう避難したがいいかと いうのもやっぱりしっかりと捉えていかなくちゃならないし、もちろんボランティア関係等につきま しては、社会福祉協議会のほうで把握をしておりますので、高校生や中学生関連等のボランティア活 動についてもしっかりと、そして今年できましたボランティア連絡協議会関連等の力を借りながら、 今後その関係の皆さんとも防災関連等についての勉強会をしっかりとっていかなくちゃならないとい うふうに思います。町におきましても、第1回目の大津町全体職員の防災訓練をやらせていただきま したけれども、無線機の取扱いや各地域にある無線関連等の取扱い等についても、まだまだ配置職員 の活動、取扱い、そういうものが問題であるというにふうに反省をしておりますので、今後について は、それぞれの機械の取扱い、講習関係等をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。
- ○5番(桐原則雄君) それでは、教育長、町長、それぞれお話をしていただきました。財政も非常に厳しい中でございますが、最低必要なものについてはですね、整備をお願いしておきたいと思います。

最後に、大津町は防災に対する取り組みを子どものときから育成して、町民すべてが自助共助ができ、公助と連携する、みんなでボランティア活動に積極的に参加し、活動される人材育成を図る、災害に強く、命を大切にし、安全で安心に暮らせる町として推進していかれることをお願いしたいと思います。

2点目の質問に移ります。地域防災力の強化についてということで2点目の質問をさせていただきます。九州北部豪雨災害対応に係る検証結果の報告と意見交換会が4月の下旬から5月上旬に各校区

ごとに実施をされました。周知方法としては、たしかホームページと嘱託員さんなど関係者の皆さんへの周知ということで、期間が非常に短時間であったような気がします。参加状況を見てみますと、7校区で約205人、職員は別ですけれども、嘱託員や民生児童委員さん、消防団、自主防災組織関係の皆様はともに、その会議や意見交換会の結果を受けて、検証委員会など立ち上げて協議をなされているのではないかというふうに考えます。その検証結果の中で、問題点や改善点が見えてきたことだと思います。それを報告書にある程度まとめてあったのが、前回いただいた資料にあると思います。その改善策として、本年度の防災計画も見直しをされたと思います。私も見せていただきました。下線がかなり引いていって、かなり見直しはされているようです。その修正点をどのように反映し、本年度の行動計画に生かすのかということをお聞きをしたいと思います。

また、防災・減災のまちづくりを目指す中で、町のほうで9項目の項目が掲げられておりますが、 その中でも一番大事なのは自助共助の取り組みであるというふうに私は考えます。特に自主防災組織 の充実強化と活性化への取り組みをスピードアップする費用があるというふうに考えます。今回の肉 付け予算でもかなり予算的なものを付けていただいていますが、組織内への支援内容等も含めて具体 的にどのように進めていかれるのかをお尋ね申し上げます。

2点は、昨年の災害発生の検証から、地域の意見の中で特に感じた点として、避難所の開設に伴う 鍵の管理や備蓄用品の問題、体の不自由な方や高齢者向けのトイレに整備関係、そして体調管理に伴 う冷暖房関係の整備、避難者へのボランティアの支援体制強化など、特に避難者の多くは高齢者や子 どもの皆さんなど弱者の方が非常に多いという点を踏まえた取り組みが必要であるというふうにお伺 いをしました。

そこで、町が整備するもの、また自主防災組織が整備するものに整理区分をする必要があるという ふうに感じます。さっき言いましたように、町も財政的には厳しいものがあります。早急な取り組み が必要でございます。現在の自主防災組織の組織率は、記憶によりますと私は68%程度というふう に記憶しております。共助の取り組みとして、これからは組織率を100%に近づけていくために、その一環として自主防災組織への活動支援や地域づくり支援事業で防災関係の補助率も上げられているようでございます。各自主防災組織の構成や防災用品などの所有状況の現状をどこまで把握されて おるのか。そして、各地域の現状を踏まえ、用品を整備するには地元負担も発生をいたします。整備 に対応できない地域も発生する可能性もあります。地域ごとに格差が出ないような、ある程度の一定レベルの水準の整備をする必要があるというふうに考えます。具体的に、各地域の地域防災力の強化 として、避難所の整備をはじめ地元負担の問題等もありますが、整備の基準、内容をどこまで充実強化する計画の取り組みがございますのか、その辺を町長にお尋ね申し上げたいと思います。

3点目は、各地域の危険箇所や防災対応など、様々なに、先ほどお話があったように、地域地域で防災に対する考え方や取扱いが違います。そこで、地域が団結して対応できるためにも、普段からのコミュニケーションが必要であると、地域の絆、そしてそれを普段から動かす組織のリーダーが必要であるというふうに地域の方々に聞くと必要だというふうに感じたと言われております。各地域の防災力強化の充実でございますが、先ほど小中学校の防災教育にも関連をいたしますけれども、消防団、

自主防災組織、防災クラブ、民生児童委員さん、ボランティア団体や嘱託員、教育関係者などと連携をはじめ、災害時における支援体制の一貫として早急に防災リーダーやボランティアを育成する必要があるというふうに考えます。地域防災力のすそ野を広げるために、研修会や講習会の時間も必要ですし、費用も発生します。今年の施政方針で防災リーダー等の育成強化をするという方針を3月の議会で述べられました。支援内容や育成方法及び活用をどのように進めていかれるのか、町長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 桐原議員の今回の災害に対する反省と今後の取り組みについてのご質問でご ざいます。地域の防災力の強化というようなことでご質問あっておりますけれども、今後の災害対策 等に備えた危機管理体制の整備や施設機能等の充実をさらに図っていかなければならないと考えてお ります。議員がご承知のように、災害時、昨年7月に校区別災害打ち合わせ会議を開き、区長さんか ら意見を聞き、職員アンケート調査、さらには被害の大きかった真木区や岩坂区の区長さんからは、 直接意見を聞きました。これらの意見を踏まえ、災害発生直後の初動期における町の対応状況等を確 認し、災害対応体制や情報収集伝達体制など、どのようにすれば被害を最小化できるかに重点を置き、 それぞれの課題ごとの対策の検証・検討を行っております。議員のご質問の検証結果から見えたもの としての課題等につきましては、まずは気象関係情報伝達及び住民等への伝達に伴い、災害対応の基 礎となる大雨に関する気象関係がどのような形で町に伝達され、町民にどのように伝達されたのか。 次に、職員の参集体制や災害警戒態勢、災害対策本部設置など、どのような形で行われたのか。3番 目に、災害時の避難所として老人福祉センターの活用はあってはいましたが、今回初めて小学校など の避難所を指定しており、その運営体制や支援体制についてどうだったのか。 4番目には、災害時に おける水防関係機関、被災者支援関係機関との連絡体制や支援体制について。最後に災害時擁護者支 援体制、自助共助への取り組みなどについて、それぞれの項目を細分化し、校区別対策会議、4月か ら5月に開催されておりまして、関係機関を含め詳細に検証と対策を行っております。その後、九州 北部豪雨災害検証結果を踏まえ、防災対策に伴う計画の見直しによる新たな計画に基づく行動指針と うについて、去る6月4日大津町防災会議を開催して関係機関並びに関係者に説明を行っております。 今後の支援内容等を含めて、具体的にどのように進めるかにつきましては、防災行政を総合的かつ計 画的に推進することにより、地域の保全、町民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに、災 害の拡大防止を図っていかなければならないものであり、防災計画の見直しにより、次に申し上げま す項目を重点的に取り組みを推進していきたいと考えております。1つは、気象関係等の情報の収集 や伝達強化、2つ目が初動体制・災害対策本部体制の充実、3番目に住民避難及び避難支援体制の整 備、関係機関との連絡体制の強化、災害時要援護者等の避難支援体制の確立や地域防災力の向上、ボ ランティア活動の環境整備、以上のことについて反映された内容として、今回新たな大津町地域防災 計画の策定を行っております。ただいま申し上げました中で、地域防災力の向上では、自主防災組織 の育成、活性化、大津町防災指導員制度の導入、住民に対する防災知識の普及啓発、地域コミュニティ の強化など考えております。特に地域防災力の向上については、今回、自主防災組織活動支援事業の

新設や地域づくり支援事業の拡充や充実に努めるとともに、新たな防災指導員による自主防災組織活性化及び防災リーダーの育成を図りたいと考えております。また、ボランティアの育成については、 災害ボランティアセンターの体制整備とともに、ボランティア連絡協議会との連携を図り、災害等に 備えた環境整備に努めていきたいと考えております。

このように、危機管理体制の強化と充実により、人命を守り、災害を最小限にするため、自助・共助・公助の観点の下、さらに地域防災力を高め、総合的な防災力の向上に取り組んでいかなければならないと考えております。

個別の状況等については、担当部長から説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 議員ご質問の件につきましては、先ほど町長の答弁でありましたとおりでございますけれども、私のほうからは支援内容等の状況等について申し上げます。防災減災のまちづくりで、特に自主防災組織の充実強化と活性化に向けました支援内容等で、熊本県内の自主防災組織率は、先ほど議員おっしゃいましたように、平成24年4月時点では57.7%、全国平均では77.4%でございます。平成27年度末の目標といたしましては80%となっているところでございます。大津町の現在の組織数は51で、世帯数で見ますとカバー率は65%でございます。この組織数の中で、現在の活動状況や備品等の具体的な把握ができてないところがございますので、今後は新規の自主防災組織の設立を含め、自主防災活動支援事業等によります資機材等の整備や防災指導員による講習会実施によります防災知識の普及等を行い、防災リーダー育成の推進を図りますとともに、地域コミュニティの強化を進め、地域内の連携強化につながることで防災活動の活性化に努めたいと考えております。

次に、地域づくり支援事業では、防災・減災において地域の持つ役割といたしましては、自主防災組織や地域の実情をよく知った身近な人が初動対応において迅速に行動することが被害を最小限度に抑えることになり、地域の防災の大きな力となります。このようなことから、今回の補正で自主防災組織の新規の設立、組織及び既存組織に対します防災資機材や活動経費として1団体10万円をお願いし、自主防災組織の活性化等を図っていきたいと考えております。また、地域づくり活動支援事業では、その拡充を行い、災害への被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する活動といたしまして、防災関係備品を対象として補助率3分の2の補助限度額30万円を活用していただきたいと考えております。なお、町が支援の対象とする防災関係の資機材等につきましての基準については、熊本県が示しておりますものを対象基準として、地域として必要なものを備えていただいて、防災対策などの活動において活用していただければと思います。

次に、災害時における支援体制として、地域住民の方が自主的な活動が行いやすいようにするために、防災指導員制度導入によります地域防災リーダーの育成に努めていきたいと考えております。今回の補正でお願いし、防災士の資格を有する方に講師となっていただき、地域防災組織や地域防災リーダーの育成のための事業展開を進めてまいりたいと考えております。

また、ボランティアの育成につきましては、東日本大震災や九州北部豪雨災害では、多くのボラン

ティアが活動されております。先ほど町長の答弁がございましたように、社会福祉協議会と連携した センターの整備やボランティア連絡協議会と連携し、災害時等における支援活動が迅速にできますよ うボランティアの育成を進めてまいりたいと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。

**〇5番(桐原則雄君)** 今、町長のほうから、また担当部長のほうから詳しくご説明がありました。検 証結果を受け、かなり検討されているものというふうに感じました。九州北部豪雨災害の検証で、熊 本市の場合は学者や報道、議会関係を含め様々な専門の方を入れた検証部会を立ち上げて4回以上の 中から改善する短期と長期という区分に分けて、先ほど町長が6点か7点今後の改善点ということで お話がありました。市の方では、先ほどありました同じように情報の収集と共有体制の構築と活用が 必要であると。2点目に、情報を整理し、意志決定する環境の整備が必要であると。3点目に、情報 伝達体制の強化が必要と。4点目に、自主防災組織の肝要などを中心にまとめられた結果を生かして、 今後の情報収集、共有、伝達体制の一元化、そして情報を整理して優先順位を決めると。また、それ をスピードある意志決定をするというような取り組みも行い、災害の未然防止と災害対応を決定する ということで、緊急時に対応する担当部署や全職員のスキルアップも図られていると。先ほど全職員 の説明会等もあったということで、訓練等につきましても机上ではなく、ある程度その辺も整理して 想定した、大津町は地域が広うございますので、職員も200名はいないような状況でございます。 全体で対応するためには、それぞれの地域を熟知しなければ情報が来てもどこが何なのかということ も把握ができない、また対応ができないという状況も発生しますので、その辺も十分教育をしていた だいて、検証をしていただいて対応をしていただきたいと。それと併せまして、先ほど整備の関係で 10万円の限度で今回予算を上げてあります。この辺の整備の状況も、それぞれの地域が思いがある かもしれませんが、新たな一定レベルはですね、相対的な同じような地域レベルを達成し、その後、 先ほど言った地域支援づくり事業の3分の2の補助するという取り組みだと思います。その辺をじっ くり地域の方々とお話をしていただいて、早めの組織体制ができるようにお願いをしたいというふう に思います。

先ほど言いました2点目の情報収集の関係ですけれども、これも町や警察、消防団、消防署、また住民からの情報の整理ということで、対応の優先順位の決定あたりが非常に難しいと。また、強化が必要であるということと、防災計画も見直されました。また、地域版のハザードマップの作成あたりも検討されていると思います。そういう形で、その辺も進めていただきたいというふうに考えます。また防災無線が非常に聞き取りにくいというような状況もあるということで、避難命令等がどういうこと、なかなか難しいという状況も聞きます。阿蘇地域では、緊急避難を知らせるサイレンを活用すると、今は火災が起きたときのサイレン等と同じですけれども、サイレンの方法を避難の方法に、こういったサイレンの方法を鳴らせば避難ですよというような体制を整理をし、決定をされ、住民に周知をされているそうです。その辺の取り組みもですね、十分考えて、町のほうとしてもやっていただければ、緊急的に大きなサイレンがなればどうなんだということを住民が認識し、避難態勢や対応ができるというようなことがあると思います。また、各地域にあります防災無線の子局と役場の無線は

対応ができるようになっていると思います。この辺の、下の子局から役場のほうにも無線が届くはずでございますので、その辺の情報の収集、整備ですね、また講習会等を含めた対応あたり、また消防団のほうも移動経路無線が今はアナログだと思います。デジタル化に変わらなければならない時期に来ていると思います。それも併せまして、各地域への消防と同じように無線配備も含めた計画等も、予算の関係もございますので検討していただきたいなというふうに思います。

また、自主防災組織関係では、活動中の保険対応をですね、一般の住民の方が組織に入られます。 非常に難しい点がございます。今、コミュニティ活動保険を活用し、実施をしているというふうに思います。これは、もう訓練時等だと思います。熊本市では、日本消防協会の保険に加入をし、これもなかなか活動の一体ではなく、訓練時の保障しかありません。これは金額的にも、町民一人たしか1円ちょっとぐらいだったと思いますので、そんな金額はかからないと思います。また、国や県に対しても自主防災組織に参加されて活動中の保険対応等につきまして、なかなか制度がありませんので、要望等を上の方にしていただくような取り組みもお願いできないかというふうに思います。その辺を含めて総合的に再度ご質問をしたいと思います。ちょっといっぱい多かったので、申し訳ありませんが、簡略してお願いします。

# 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 今後の対応の中でいろいろと情報伝達が一番というようなことでありますので、いろんな形で今、大津町においても子局や、あるいは地域コミュニティの無線関係等が今各地域でも今回2カ所申請されておるようでございますし、まずは我々としても、個人あるいは地域のそういう方にしっかりと情報が届くような形をやっていかなくちゃならないということで、今、議員おっしゃるように消防団関連の無線とか、あるいは子局を利用したもの、そして最終的にはやっぱりいざというときのあの我々が小さいときからサイレンというものについてはすぐに注意を促す、そういう意味において、そういうものの伝達のほうをしっかりと今後取り入れていくためには、地域の皆さんとしっかりご相談をしていかなくちゃならない。もちろんおっしゃるようにボランティア活動とかいろいろやっておる中におきましての自主防災組織活動の中における賠償保険制度関係等もございますので、十分活動できるようなことがなされるように県とも十分ご相談し、そのような対応をしっかりとやっていけるようなことを上のほうにもお願いしていきたいし、大津町でできることであれば、その辺も考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういういろんな形がありますけれども、まずは情報伝達関連等についてしっかりと地域の皆さんに届くようなことを重点的にやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後とも地域の皆さんとしっかりと、そしてその地域のリーダー育成とともに密なる連携が取れるよう今後ともそういう事業を図っていきたいというふうに思っております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 桐原則雄君。

○5番(桐原則雄君) 先ほど、1点目と2点目の部分がございますけれども、様々な取り組みに予算も必要ですし、ソフト面、ハード面、いろんな問題があります。一つ一つ整理をしながら、より安心して暮らせる、住民の方が安心して暮らせるまちづくり防災の整備をやっていただきたいということ

をお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

 $\triangle$ 

午前11時08分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。 2番議員、公明党の豊瀬和久です。ただいまより、通告に従い3点質問をさせていただきます。1点 目は、大津町橋梁長寿命化修繕計画について、2点目は子どもの軽度・中度の難聴児に対する支援策 について、3点目は、商店街と地域の活性化に関する取り組みについての3点です。どうぞよろしく お願いします。

国民の生命と財産、そして生活を守ることこそ政治の一番の使命であります。多くの尊い人命が失 われた東日本大震災の教訓を生かし、公明党は命を守る公共事業を推進する防災・減災ニューディー ルを主張してまいりました。その具体化として、自公政権は平成24年度補正予算と25年度予算で 老朽化した社会インフラの維持補修を力強く進める予算を確保いたしました。全国各地で道路や橋、 水道管などの総点検が一斉にスタートしました。この総点検を通じて、必要なものを整理し、事業に 優先順位を付け、補修や改修などが進められることになります。もちろん情報公開を徹底するなど無 駄な公共事業は認められません。コスト面でも老朽化が進んでから造り直すのでは費用が嵩みます。 社会インフラの維持管理は、老朽化が進行する前に予防的に手入れをして寿命を延ばすほうがコスト を大幅に抑えることができます。コンクリートなどの建築物は、古くなればなるほど整備費用が嵩み ます。例えば、鉄は表面が錆びただけだと塗装などの補修で済む上に長持ちをしますが、深いところ までさび付いてしまうと取り替えなくてはいけません。つまり、前倒しをして補修すれば、費用は少 なくて済みます。寿命も長くなるというわけです。総務省の試算によれば、約65万橋ある地方自治 体管理の橋を補修することによって、今後50年間で17兆円も費用を縮減できるとしてます。公明 党の防災・減災ニューディールは、災害による被害を少なくするとともに、補修整備費用を抑えるこ ともできるのです。また、集中的に補修整備を行いながら、規模と期間と方向性を明確にし、民間の 会社に仕事を発注することで、雇用拡大も見込め、お金が回り始め、経済が活性化していきます。経 済効果が期待でき、雇用の面を見れば建設業界に限って見ても就業者数は減っています。集中投資に より雇用拡大が見込め、さらに様々な業界への波及効果が望めます。そして、現役世代だけでなく、 防災・減災の効果が将来世代の子どもたちに引き継がれます。命を守り、経済を再建するのが防災・ 減災ニューディールです。

ところで、公共事業はすべて悪と言わんばかりの公共事業悪玉論を唱える人たちがいらっしゃいますが、高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラが約50年経過し、現在急速に老朽化しつつある今、防災・減災の公共工事をやらずして、どうやって大規模災害から町民の命を守るというの

か、あまりにも無責任な批判であります。そして、時代遅れの批判です。家入町長も平成25年度施政方針の中で、住民の皆さんが安全に安心して暮らせる魅力的で快適な生活環境づくりに努めてまいりますと言われています。まさにそのとおりだと思います。そういった観点から、最初の質問は平成22年に計画された大津町橋梁長寿命化修繕計画について、それが計画されてより3年ほど経っておりますが、現在までの計画の進行状況及び今後橋梁を長寿命化させていく具体的な予防保全の取り組みについてお尋ねをいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員の大津町の橋梁関連等についての、これも安心安全な地域づくりの一環としての橋梁の改修関連等でございますけれども、大津町の町道は、大体260キロございまして、その中に151の橋が架かっております。これらの橋については、1950年代から1970年代の高度経済成長期に構築されたものが多く、今後急速に老朽化する恐れがあるのは確かでございまして、大体橋も50年以上というようなことでございますので、この件につきましても計画的に付け替え改修関連等をやっていかなくちゃならないというふうに思っております。18年から23年度に掛けて町内の橋についての実態調査を行っておりまして、21年度には延長15メートル以上の橋梁19の橋についても橋梁長寿命化修繕計画の策定を行っております。そういう維持管理の基本方針もホームページ等に公表させていただいております。本年度につきましては、15メートル未満の132の橋の橋梁長寿命化修繕計画の策定を行う予定にしておりまして、今後につきましてその計画的なものをやっていきたいということですけれども、今年度につきましては、その一つといたしまして、鶴口橋、あるいは一の尾橋について設計業務を行う計画を立てております。今後につきましても、基本設計や詳細設計の費用を予算計上しており、今後の整備方針を決めていきたいと考えております。状況につきましては、担当部長のほうより説明をさせていただきます。
- **○議 長(大塚龍一郎君**) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 豊瀨議員の質問にお答えいたします。

現在、大津町が管理する橋梁151橋のうち高度経済成長期の1950年から1970年に建設された橋梁は全体の約45%、80橋ほどあります。これらの橋梁は、今後急速に高齢化を迎え、大規模な修繕や架け替えが同時期に発生することが予想されますので、多大な必要が必要になり、大きな財政負担となることが懸念されます。また、一般的に橋梁の更新は50年が目安とされておりますが、大津町の橋梁の中で15年後に建築後50年以上となる橋は全体の約60%、90橋を超えることになります。このような状況の中で、町では平成18年度から23年度まですべての橋梁について目視点検により実態調査を行っております。調査項目につきましては、高欄、橋面、床板、支承、橋台、橋脚などになっており、それぞれ部材ごとの損傷に応じて点数化し、集計した評価値を出しております。この中で平成21年度に延長15メーター以上の橋梁19橋について橋梁長寿命化修繕計画を作成し、橋梁の維持管理の基本方針をホームページに公表しております。また、今年度は延長15メーター未満の橋梁においても、長寿命化計画の策定を行うことにしております。なお、15メーター未満の橋梁につきましては、これまでは補助事業の対象外でしたが、整備費用が新たに補助の対象にな

りますので、今後の橋梁の高齢化に対応するため、これまで事後的な修繕や架け替えから損傷が小さい時期に計画的に予防保全的な修繕を行い、また長寿命化修繕計画に基づく架け替えと円滑な政策転換を図り、コストの縮減と道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するようにしていきたいと考えております。将来管理している橋梁が急速に老朽化し、大規模な整備が同時期に発生することにより費用が急増し、大きな財政負担となることが懸念されておりますので、これが長寿命化修繕計画による整備費用に補助が付くことは町にとっては喜ばしいことであり、それを利用する町民の皆様の安全にもつながることではないかと思います。また、近年公共事業が削減されてきた影響で建設業者も減少しており、そのため災害時などの緊急時の対応に支障が出ている自治体もあるようです。そこで今回のような長期的に続く事業の見通しがあれば、建設業者の育成にもなりますし、雇用の確保にもつながることだと考えております。

ところで、本年度橋梁整備の一環として鶴口橋、一の尾橋の2橋梁につきまして設計業務を行う計画を立てており、予算をお願いしております。このうち、鶴口橋につきましては、平成18年度に行った橋梁診断で健全度が低く、補強、改築が必要との診断がありました。また、鶴口橋に架かっております町道美咲野大津線はバス路線であり、通学路でもあることから、早急な整備が必要と判断して今年度基本設計、詳細設計を行い、今後の整備方針を決めていきたいと考えております。

次に、一の尾橋につきましては、昨年の九州北部豪雨において大量の流木が橋脚につかえたことで、 水をせき止め、越流し、河川が氾濫したことで広範囲の農地、農業施設に甚大な被害をもたらしました。今後も予想される水害による被害の軽減を図るため、本年度詳細設計を予定しております。 以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) 防災・減災に関わることでもありますし、経済対策という観点からもスピードが大切だと思います。国のほうからも地方自治体向けの防災安全交付金というのがあると思いますけれども、このようなものを最大限活用し、平成25年度以降に計画をされている事業を可能な限り前倒しをして実施すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。再度ご見解をお伺いいたします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 関係箇所の状況は十分に考えながら、補助関連等の申請ができて決定できれば、そのような方向にいきたいと思いますけれども、まずは詳細の設計関係等の予算を今後十分その辺の箇所についての設計を行いながら予算要望をやっていければなというふうに思っておりますので、なるだけ前向き的に検討をしていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) なにしろ防災、天災、経済対策をしっかりとやっていただきたいと思います。 それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。2点目は、子どもの軽度・中度の難聴児に対する支援策についてお尋ねいたします。大津町では、平成24年12月より難聴児補聴器購入費助成事業としまして、障害者支援法から外れている軽度・中度の聴覚障害者のうち、18歳未満の子どもたちに対し、九州7県では初めてではありますが、補聴器の購入費用を県・町と合わせて3分の2を

助成する制度が創設されております。一般に音というものは、自然界に存在しないそうです。風が吹 いても、鳥が鳴いても、それを音源とする空気の波だけです。空気の波は、集音器である耳に入り、 鼓膜などで振動音は大きくなり、そして振動音が電気信号に変換され、どんな周波数か、どんな強さ か分析をし、分類され、聴神経に運ばれ、最後に脳が記憶を照合し、これが何の音かを決定します。 この過程を経て、初めて音は聞こえます。補聴器とは、基本的に音を大きくする増幅器と言えます。 マイクに入った音を増幅器で大きくして、大きくなった音をスピーカーから出して耳に伝えます。し かし、補聴器には音や会話の内容を分析したり識別したりすることはできません。音を認識するのは、 脳だからです。補聴器がいくら音を大きくして耳に伝えても、それが何の音かを識別するのは脳であ り、脳に音を伝える聴神経が機能していなければ音の識別はできません。しかし、補聴器を付けた人 の練習と慣れによって休んでいる脳神経を目覚めさせることができ、少しでも聞きやすくすることは できます。県・町の助成制度の対象者は国の基準以下で、日常会話ができないか、聞き取りにくい環 境にある、聴力レベルが30デシベル以上70デシベル以下の障害者自立支援法の基準に該当しない 子どもたちが対象となっています。支援制度は、補聴器を必要とする耳鼻咽喉科の意見書を持った1 8歳以下の難聴児が補聴器を購入する場合に助成が受けられます。しかし、今回、県・町の助成制度 は補聴器購入の3分の2は助成をされますけれども、それでも3分の1は自己負担であり、負担額は 軽いものではありません。子どもの場合、両耳装用になりますので、自己負担額は10万円を超える ことになります。教育基本法の第4条の国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の動態に応 じ十分な教育を受けられるような教育上必要な支援を講じなければならないと定めています。この法 律を遵守するならば、軽度・中度難聴児も障害者自立支援法と同等の制度で救済していくべきであり ます。県・町の支援策は、大きな一歩ではありますが、さらにその隙間を埋めることですべての子ど もたちに温かい光が届くようになります。既に天草市では障害者自立支援法と同じく1割負担で購入 できるよう制度を定め実施しております。このような趣旨をぜひご理解していただき、さらなる支援 拡充策を求めますが、前向きに取り組んでいただけるでしょうか。子育て教育の推進に力を注がれて いる家入町長にはご理解いただけるものと思いますが、さらなる支援拡充策についてのご見解を求め ます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員の軽・中度の難聴児に対する補聴器の補助関連等につきましてのご質問でございますけれども、おっしゃるように子どもの健やかな成長と将来の社会参加のためにも大切なものだと考えております。そのために、本人負担を軽減し、該当児童の皆さんへ国の補助事業と同様な負担で購入できるよう県が実施している事業関係の本人1割負担に変更するように、今後も県と協議を行っていきたいと思いますし、町といたしましても早い時期、よければ9月補正で10月から行うようなことも考えていきたいというふうに思っております。

状況等につきまして、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 皆さん、こんにちは。豊瀬議員の一般質問の中の関係事業の状況につきま

してお答えいたします。

現在、町では聴覚障害者の皆さんに対しての助成事業としまして、国の総合支援法に基づく補装具必要の給付事業での補聴器購入等支給事業、それから日常生活用具給付事業での人工内耳体外器の設置費用等の支給事業を実施しております。平成24年度の実績では、補聴器購入費の助成が21件で約110万円の助成になります。また、人工内耳体外器の設置が1件、電池交換が2件で、約59万円の助成になっております。

次に、今回指摘されております事業としまして、熊本県が平成24年度から国の総合支援法に基づく支援から外れている18歳未満の軽度・中度の難聴児の方に対して、言葉を覚える大切な時期の子どもたちを県独自で支援するため補聴器購入事業として実施されております。負担額は、先ほど議員のほうからもおっしゃいましたが、県が3分の1、市町村が3分の1、本人が3分の1ということですけれども、機種によって異なりますので、両耳で購入した場合、本人負担額は約3万円から9万円の間になっております。実施自治体につきましては、県内32市町村で、平成24年度の実績としまして県内14件、27台の購入に対し助成されております。大津町でも一人の対象の方が購入されており、助成をしております。その中で、先ほどもお話がありました天草市さんが本人負担を1割ということで事業を実施されております。なお、町が把握している18歳未満の該当される方は3名ですが、今後とも関係機関と協力し、該当児童の把握を行いながら、保護者の方と早めの相談や関係事業の周知を行いたいと思っております。

聴覚につきましては、音声言語の獲得、発達に欠かせないものであります。子どもの健やかな成長、 将来の社会参加のためにも大切なものだと考えます。そのためにも、難聴や聴覚障害をお持ちの方へ の補聴器等の購入費用の助成や支援は必要だと考えます。

今後、国・県や近隣自治体の動向、先進自治体の状況を確認の上、関係機関との協議、該当児童の 把握や要項改正を進め、先ほど町長が申しましたとおり早い時期に実施できるように手続き等を進め てまいりたいと考えております。

以上のとおりです。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) 再度、時期について確認をさせていただきますが、町長は先ほど9月補正で1 0月の実施というふうに言われたような感じですけれども、再度確認をさせていただきます。よろしくお願いします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 1日も早く子どもの該当者の児童のためにも早いほうがいいと思いますので、 そのような手続きができるように担当課のほうで進めさせていただければなというふうに思っておりますので、議員おっしゃるような時期、目標に頑張っていきたいと思います。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** 町長の子どもたちに対するやさしい心のこもった答弁をいただき、感謝申し上げます。ぜひ1日も早く実現することを望みます。

3点目の質問に移らさせていただきます。3点目は、商店街と地域の活性化に関する取り組みにつ いてです。商店街の活性化は、地域経済の取り組みとして不可欠であり、まちづくりの中心となる商 店街や市街地の空洞化対策が急がれています。大津町としても、以前から地域の活性化については様々 な取り組みがなされてきたと思います。そこで、今まで以上に活発に取り組むためにも、特色のある 取り組みで町の賑わいにつながっているものや独自性のある取り組みをしている他の地域を参考にし たまちづくりができないかと思います。経済産業省より頑張る商店街77選というものが発刊されて おりますが、その中に選ばれた大分県豊後高田市では、衰退したまちの再建への道を模索する中、豊 後高田商業まちづくり委員会を立ち上げ、繰り返し行われた検討会議の中で活性化へのテーマを中心 市街地と決定、市街地の古代から近代に至る歴史の調査から始まり、その時間、空間軸を1枚の地図 に組み込み、豊後高田ストリートストーリーを作成、既存の市街地、その歴史的背景、まちづくりの 洗礼といったそれぞれの要素を考慮し検討する中で、古くて不便とばかり思っていた既存の商店街が、 実は歴史と伝統のある昭和の姿をとどめた魅力があることがわかり、昭和がこの町のテーマであるこ とを確信し、昭和というテーマの決定後は行政、商工会議所、商業者の三者が一体となり、1年を掛 けて街なみ実態調査を実施。徹底したまちの分析から既存商店街の建物の約7割近くが昭和30年代 以前のものということが判明。歴史を振り返る中で、市が最も元気であった昭和の商店街再生に向け て取り組みをされました。いろんなことをされますが、目玉となるものは、商店街に隣接していた巨 大な米蔵を改装して、その蔵の中に10万点を超える古いおもちゃを展示する駄菓子屋の夢博物館と いうものをオープンされています。おもちゃコレクターである博物館の館長につきましては、商工会 議所関係者の方が福岡県へ何度も足を運び、口説き落とされました。まさに企業誘致ならぬ人材誘致 です。また、昭和のまちのシンボルマークでもある画伯の絵本原画を展示した昭和の絵本美術館とい うものもオープンさせ、さらに食の情報発信施設として和食レストランも整備をされ、メニューの監 修や建物の設計は著名な専門家が手掛けました。年間5万人の観光客を見込んでスタートした昭和の まちでありましたが、メディア、テレビなどに多く取り上げられたことから、予想を大きく上回る2 5万人を超える観光客が訪れ、全国から100件以上の視察が来るなど奇跡的に商店街に活気が蘇っ たという事例が紹介されていました。まちの再建を模索する中での徹底した検討、調査、分析など、 熱い情熱を持った取り組みは参考にすべきことが数多くあるんじゃないかと思います。まちづくりに 対して国からも商店街まちづくり事業や賑わい補助金、まちづくり補助金などの補助金が活用できる ものもあると思います。常日ごろから町長の大津町をよくしたいという情熱はお聞きしておりますけ れども、改めてまちづくり、地域の活性化に関する町長のご見解をお聞きさせていただきたいと思い ます。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 大津町の中央街というか、旧57号線沿いのまちの活性化、賑わいのまちづくりについてのご質問でございます。議員おっしゃるように、いろいろとまちの活性化についてこれまで町は取り組んできております。最初に、昭和53年に都市計画道路を認定しておりまして、その道路改良に伴いましてのまちづくり商店街活性化をというようなことを考えながら都市計画決定を、

道路決定をさせていただいたわけでございまして、その時期に大店舗関連等の問題もございまして、 そういう流れの中で県道駅前停車場線、街路駅前楽善線の一部開業にあたらせていただいて、そこに 大型店を引き入れる予定でございましたけれども、南のほうへ移りまして区画整理事業というものに 取りかかりまして、現在駅南のほうに現在のイオン関連等が設置し、駅南の商業の活性化を創り上げ ておるとともに、57号線沿いの沿道の商業集積がなされておるというような状況でございます。し かし、北側につきましていろんな政策をやらせていただいておりますけれども、街路事業ではという ようなことで、平成20年1月に都市計画道路の認可を廃止しております。その廃止の中で、今後に ついてのいろんな状況、利子補給とか店舗改造とか、いろんなことをやらせていただいておりますけ れども、なかなか空き店舗というものが済んでおって、まちの衰退をしかねるというようなことで、 平成21年の11月に大津町のまちづくり推進協議会からの提言をいただきながら、それに基づいて まちづくり交付金事業として前期事業として外灯等を設置しております。また、そのほかに新しい地 域コミュニティを具現化するためにも、交流会館、あるいは歴史伝承館関連等をつくらせていただい て、住民の皆さんや団体の皆さんの交流を行いながら、地域の活性化を図っているところであります。 しかし、やっぱり今後については、計画されております上井手沿いの公園、神社、仏閣を生かした歴 史散策関連等、また商店街の活性化の連携を図っていかなくちゃならないというようなことで、今後 につきましては社会資本整備事業関係に基づきまして、大津町によるチャレンジショップなどの整備 を行いながら、若い起業家の人を呼び込みながら、新しい商店をシャッターというか、空き店舗を改 修していくような方向で力を入れていかなくちゃならないんじゃないかというふうに思っております。 もちろん、そういう中で今回創り上げました観光協会、あるいは J A や商工会との連携をしながら、 大津町の食を掘り起こした大津町独自の体験できるような飲食店、街なみを呼び込むようなまちづく りをしたいなと考えておりますので、今後についてはまちづくり交付金事業でまちづくり協議会から 提案いただきました空き店舗の活用をしっかり図っていく、そのためにはまちでやりながら、そして 若手企業の呼び込んだ活性をはかっていければなというふうに考えております。現況関連等につきま しては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

#### ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。

○経済部長(大塚義郎君) これまでの町の商店街の活性化への取り組みについてご説明いたします。昭和53年に旧国道57号線の都市計画道路の認可による道路の拡張や歩道等の整備については、町長が申されましたように事業の認可が廃止されているところです。また、平成になってから取り組みは、平成6年度に大津むらおこし事業が計画されております。平成10年度に熊本県中小商業活性化事業や平成16年には中心商店街活性化基本方針を策定するなど、商店街の活性化を目指して町として取り組みを重ねてきているところです。そして、平成16年4月1日より平成21年3月までの5年間、大津町いきいき商店街事業として店舗改修費や家賃の補助を行い、4軒の出店がありましたが、現在は1店舗が残っております。現在の助成事業としましては、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給や大津町がんばる商店街支援事業を行っていまして、店舗改装等利子補給は、現在までに多くの事業所に利用していただき、本年度も3軒の利子補給の予算を措

置しているところです。

また、商店街の空き店舗調査についてですが、国の緊急雇用を利用しまして、平成22年度に調査を行い、商工会のホームページに紹介をしております。現在の空き店舗は19軒あり、役場近くの旧57号線沿線には4軒あります。随時商工会には問い合わせがあっているようでございます。

旧57号線には前栄会と商栄会の2商店会があり、つつじ祭りや地蔵まつりでは、祭りや地域の活性化のための出店などを行っていただいております。今後とも地元の商店会との連携はもちろんですが、大津町商工会や肥後大津観光協会とも連携しながら中心街区の発展のために支援を行っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- ○2番(豊瀬和久君) どの自治体も地域の活性化については同じように問題意識をもって取り組まれているのではないかと思いますけれども、違いがあるとするならば、その問題に対する切実な思いといいますか、情熱があるのか、ないのか、その違いによりまして、奇跡的に蘇った地域があったり、なかなか進展しない地域があったりすると思いますけれども、その情熱と地域再生に掛ける情熱というものについて、再度、町長の情熱をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 大津町の商店街については、今、担当部長のほうからいろんな事業を、支援事業やってきておりますけれども、なかなかうまく乗っていかないというか、やっぱりここで大津町自体がしっかりと取り組んでいかなくちゃならない。そのためには、先ほど申しましたように、社会資本整備事業、40%の補助事業を活用しながら、空き店舗の皆さんと十分相談しながら、その活用をお願いしていきたいというふうに思っております。そういう地域の活性化のために、やはりそこに住んでおられる地域の人のご理解とご協力が一番であるためには、しっかりとこのまちづくりの説明をお話しながらご理解を求めていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。都市計画道路の事業保障というような形で活性化を図ろうというような思いがありましたけれども、この社会資本整備事業でその店の、買い取るか、あるいは改修か、貸し付けかというようなことを町自体がやっていく気持ちを持って、そして新たな若い人たちの起業家の皆さんが大津町の食に対する取り組みをしていただくことが、この商店街、地域の皆さんのご理解に基づいて計画しておる上井手関係等とのつながりで大津町の食の街なみができてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、地域住民の皆さんのご理解を得るために、しっかりと、丁寧に説明をしながらご協力を願っていくように、そういう計画をしっかりと今後つくっていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 豊瀬和久君。
- **〇2番(豊瀬和久君)** 私も17年前に大津町に憧れて引っ越してきました。素晴らしいまちだと思っています。大津町の活性化のために、今まで以上に行政と住民の皆様と協力し合い、知恵を出し合えるような環境になるように望みます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

 $\triangle$ 

午後 0時58分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
荒木俊彦君。

**〇15番(荒木俊彦君)** 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

最近、政府の復興庁の官僚が、いわゆるツイッターを使って福島で被災をされた皆さん方に対する 暴言を繰り返していたことが明らかになりました。被災者の皆さんの大きな怒りと失望を巻き起こし たことは当然のことであるかと思います。こうした大震災に関わる復興、そして我が町においては最 初に質問をいたします災害対策について、私はまさに必要な公共事業は、国民・庶民の命を守るとい う観点から借金をしてでも早急に取り組べきである。しかし、一方で国民にとって不要不急の公共事 業、とりわけ大きな巨大な公共事業は、本当にそれが国民のためになるのかどうか、このことを冷静 に、また住民の皆さんの納得の上で進めなければ、結局無駄な、あるいは危険な公共事業になってし まい、その財源は国民への増税となって跳ね返ってくるということを最初に申し述べておきたいと思 います。

そうした観点から、最初に2点についてお尋ねをいたします。昨年の7.12、やがて1年になろう といたしております。とりわけ1級河川であります白川の大水害、この白川の水害についてきちんと した反省を行い、それに対応する対策が求められておりますが、私は昨年の7.12水害の一番の反省 点として、白川の護岸の危険性、あるいは脆弱性、皆さんもご承知のとおり何十トン、あるいは何百 トンと思われる巨大な護岸が水圧によって押し流されているのを目の当たりにいたしました。こうし た白川の護岸が大変もろい、危ない、これを管理者である熊本県がきちんと把握をしてこなかった、 あるいは把握していたのにそれを公表していなかったと、これが1点。併せて、熊本市の小磧橋から 下流は国土交通省が管理をいたしております。しかし、1級河川でありながら、この小磧橋から菊陽 町の未来大橋の間は、熊本県管理、皆さんもご承知のとおり龍田陳内地区では、まさにあやうく人命 が失われるところでありました。そして、問題は菊陽のこの未来大橋から、今日質問をいたします立 野峡橋に至る、いわゆる白川の中流域と指定がなされておりますが、この白川中流域は、熊本県が管 理、責任を負っております。この大津町、菊陽町の中流域の白川の危険性について、いわゆる県が管 理しておりますから、一番地元の大津町としてそうした情報をつかんでこなかったと言わなければな らないと思います。とりわけこの中流域は河川整備計画、これが未策定の、策定がされていない、整 備計画がつくられていない区域となっております。私は以上の反省に至って、河川整備計画を熊本県 に対して強く要求するべきであると思います。そして、町は率先して白川の改修計画を明らかにさせ て、町民に説明をするべきだと考えます。また、これから梅雨の時期を迎えることになります。去年 のような大雨がいつ降るかわからない、そういうことが想定されます。しかし、1年経っても改修計

画の全体像が見えておりません。熊本県のホームページで災害対策等緊急事業推進ということで、この自川の改修計画が公表されておりますが、とりあえずその改修計画ですが、災害の復旧工事、そして復旧と併せて護岸のかさ上げなどを行う工事が現在進められておりますが、この県の説明を見ますと、一応詳しく書かれているのは、自川の阿原目地区の急カーブのところの川底を掘削すると。要するに、川底を下に下げるということは明らかにさせ、また急カーブのところの護岸のかさ上げが明記されております。しかし、ご承知のように、自川から町あるいは下町のほうに7.12水害で堤防を一時越水をし、まさに護岸すれずれまで、私が見に行ったときは水位が上がっておりました。ところがこの護岸のかさ上げについては何に書かれていないと。上流の陣内地区、あるいは森校区、工事は進められておりますが、詳しい説明はこれでは全くわからないという状況であります。要するに、熊本県がこれまで河川整備計画を立ててこなかった。7.12のあの大洪水があったにもかかわらず、こうした抜本的な計画をつくっていない。計画がなければ、いつやられるかわからないということで、住民の皆さん、あるいは関係者の皆さんは毎年毎年不安に陥れられることは明らかではないでしょうか。そういう意味で、河川改修整備計画を要望ではなく熊本県に要求をすべきである。このことについて、町長にお尋ねをいたします。

次に、なぜ河川整備計画がこれまでつくられてこなかったのか。その背景には、上流域の立野峡谷に立野ダムを建設すると、これを前提として、いわば中流域の白川整備は、まさにほったらかし状態になされてきたことは明らかではないでしょうか。私は、これまで、最初に議員になった当時は、立野ダムはダムに穴が開いて、平常はそのダムの穴から白川の水が流れて、自然に優しいということで、ああそういうダムもあるのかということで、特に問題だと考えたことはありませんでしたが、この間、この穴あきダムについていろいろ勉強をする中で、立野ダムの危険性、また自然を破壊する、このことについて強い疑問を、大きな疑問を持つようになったところであります。私は、その問題点を指摘し、町長はこの立野ダム建設が町民の安全、あるいは自然破壊ではないということについて堂々と説明ができるかとうかと、このことを訴えたいと思うわけです。なぜならば、立野ダムの建設予定地は立野駅のすぐ東側のV字状の鋭い峡谷が予定地であります。その対岸は、まさに北向谷原始林ということで、大津町大字外牧ということで、大津町の管轄地域であるからであります。

そこで、立野ダムの危険性について訴えたいと思います。国交省の立野ダムのホームページを皆さんもぜひご覧になっていただきたいと思います。洪水が起きたとき、立野ダムがどういう働きをするかというシミュレーションの映像が出てまいります。私は大きく、町長にもお渡ししておりますが、川底から立野ダムは堤防の上段まで90メーターございます。90メーターといいますと、熊本県庁が60メーターですのでそれより30メーター高いところまで堤防があり、国交省のシミュレーションを見ますと、この堤防すれすれまで洪水が押し寄せる。しかし、国交省のシミュレーションは絶対この堤防を越えることはありません。この一番川底に近いところに5メーター角の放水のためのトンネル、これが3カ所設けられるために、この洪水の水は5メーター角の3つの穴からものすごい勢いで水が下流に放出をされる、ものすごい水圧がかかると思います。

そこで、危険の第1点は、90メーターに溜まった洪水の水、一番底に穴がありますから、ここに

あらゆるものが吸い込まれていくことは明らかであります。よくプールの排水溝に子どもさんが吸い 込まれて事故が起きたという事例がありますが、プールの水深2メーターところではない、90メー ターの水が水圧となってここにあらゆる岩石、あらゆる流木が吸い込まれていく。国交省の説明では、 ここは穴がつまらないように全面に鉄格子を付けると、だから穴が詰まることはありませんと、こん な子どもだましの言い訳をしているわけです。鉄格子があろうと、なかろうと、余計ここに格子があ れば余計詰まりやすくなってしまう。つまり、この穴は放流不可能になってしまうということであり ます。国交省のこのシミュレーションを見ますと、このダムに溜めることができる水は約1千万立米 であります。計画流入水量といって、上流から水が流れ込んでくる。これが1秒間に2千800立米。 これちょっと計算してみますと、穴がなければこの水量で59分でこのダム湖は満杯になってしまう。 1時間ないんです。つまり、7.12並みの大雨が降った場合、穴が詰まってしまったら1時間でダム 湖は満水になる。ここで、雨が止んでしまえば何ら問題はありません。何らということはないですけ ど、とりあえず危険はないですが、1時間後も大雨が降り続いた場合は、このダム堤の上、これは非 常放流ということで、ダムの上から水を放流することになります。下流が既に大雨で洪水状態のとき に、このオーバー水を放流していったら、まさに下流に濁流が押し寄せると。そういう意味で、ダム は洪水調整機能を全く失うと同時に、下流域を大惨事に巻き込みかねないと、そういう立野ダムの危 険性があるということをまず指摘しておきたいと思います。

もう1点は、見過ごすことのできない問題は、自然破壊であります。北向谷原始林、立野ダム建設予定地の上流、下から上に向かって右側は、いわゆる北向山がありますが、この北向山のすそ野には、北向谷原始林が広がっております。太古の昔から人の手が入っていない、そういう意味で大変全国的にも貴重な国の天然記念物になっております。北向山原始林じゃなくて、北向谷原始林が正式な名前だそうです。つまり、あの立野峡谷の谷間の原始林こそが最も希少価値があると言われているわけであります。ところが、町の議会だよりの裏表紙に奇しくもこの北向谷原始林の写真が載せられております。ここに、いわゆるトロッコ列車、高森に行くトロッコ列車の白川第一橋梁がかかって、大変風光明媚ということで、この鉄橋から川底まで約62メートルありますが、トロッコ列車がわざわざここに止まって風景を楽しむと、そういう景勝地となっているわけであります。ところが、ダムをもしつくった場合、必ず試験的に水を溜めなくちゃならないと、試験湛水といいますが、これが3カ月から6カ月ほど水を溜めなくちゃいかん。このダム完成後に水を溜めた場合、この鉄橋まで水没しますから、鉄橋から下のこの貴重な照葉樹林は枯れ死してしまう、死んでしまうということになってしまうわけであります。まさに貴重な天然記念物を死なせてしまうという自然破壊につながるわけであります。

それからもう1点、立野ダムの上流には、白川と黒川の合流点が、両方の川が合流してまいりますが、ダムができた後には、洪水が起きれば必ずこのダム湖内に大量の土砂、岩石、それだけではなくて阿蘇山のカルデラ内の水が流れてくるわけですから、大量の火山灰が、いわゆるョナが水に混じって、このダム上流に堆積をすることは誰が考えても明らかなことであります。ところが、国交省はダムが満水になって洪水が終わると川はさっと流れて元のきれいな川底が表れるというふうに先ほどの

シミュレーションの中でやっているわけです。国の莫大な予算、ダム建設には、これから500億円 ほど必要だと言われておりますが、また一流の専門家たちがよってたかってこのダム建設に関わって いるにもかかわらず、こんな子どもだましのようなことをごまかしをしながらダムをつくろうとして いるということを私は指摘をしたいわけであります。

そこで、町長にお尋ねをします。立野ダムの予定地は、南阿蘇村と、対岸は大津町であります。このどちらかの首長がダム反対を言えば、ダムをつくることはできません、不可能です。あの川辺川ダムを見てください。4千億円以上税金を投入しながら、結局ダムをつくることはできませんでした。しかも、立野ダムを本当につくってしまったら、最低でも10年かかるそうですが、その後、先ほど指摘したような大惨事が起きれば、私たち、まして町の代表である町長の責任が問われることになる、それほど重大な問題であるということを再認識する必要があるかと思います。

以上の白川の問題、それから立野ダムの危険性、自然破壊の問題について、町長の答弁を求めるものであります。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 荒木議員の白川改修と立野ダムの件についてご質問でございます。この件につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

白川はこれまで幾度となく氾濫を繰り返し、流域へ過大な被害を起こしております。昨年の九州北部豪雨災害においては、白川の本流において両岸の護岸施設、または堰や頭首工施設の甚大な被害が起き、また越水により人家への浸水や農地の流出などの未曾有の災害でありました。現在、白川の河川復旧計画関係につきましては、菊池振興局で災害復旧事業と災害関連事業などが併せて行われております。まずは、人命を守ることを最優先に、家屋の浸水被害の軽減に向けた緊急的な対策工事に取り組んでおられるところです。大津町分の事業費としまして、災害復旧費と災害関連費を合わせ約21億円が予定されており、また白川中流域の災害に対する災害対策等の緊急事業として、菊陽町と合わせて15億3千万円の事業が行われる予定になっております。ただし、地元からはまだまだ様々な要望が出されておりますので、今後ともさらなる整備を要望していきたいと考えております。

また、河川の整備計画につきましては、平成14年度に策定されていますが、大津町や菊陽町区間の具体的な治水対策までは示されていません。しかし、これまで大津町の区間においては、県の事業により川幅の拡幅や堤防の築堤、河道の掘削が行われてきており、もし何も事業がなされていないままであれば、昭和28年の大水害に近いような事態も起きたのではないかと思うところです。ただし、治水を考えたとき、河川整備計画はなくてはならないものと考えておりますので、今後とも具体的な整備メニュー、あるいは考え方を求めてまいります。

次に、立野ダムについてですが、これまで国において様々な検討が重ねられ、今の計画が示されております。まず、ダムの形式は5メートル四方の放流用の穴が3つあり、そのうちの1つが現在の河床付近にある流水型ダムで、この穴に流木等が詰まるのではないかとのご指摘ですが、現在、安全対策として、このダムの上流に流木等を捕捉する施設としてスリットダムの設置が計画されています。さらに、放流口の飲み口部もスクリーンが設置され、流木を捕捉する計画になっておりますので、こ

れらにより放流口の流木等による閉塞的対策は取られていると認識をしています。

2点目の土砂の堆積についてですが、立野ダムは流水型ダムであり、通常は河川の形態を有しています。洪水時には、一時的に土石も流入し、ダム貯水池内に堆積しますが、その後の水位の低下に合わせて堆積した土砂はダムの下流に流れます。このため、平常時に土砂が溜まった状態が長く続くことはなく、川の流れが濁り続けることはないと思っております。

3点目の北向山の原始林が枯れるというご指摘ですが、通常はダムには水は溜まっていませんので、 これまでと同じ状態です。洪水時は一時的に水が溜まりますが、その時間は1日程度と短いので、植 物への影響は少ないと想定されています。

また、ダム完成後に実施されている試験湛水については、期間を短くする方法を今後検討されると 伺っております。

以上のように、立野ダムにつきましては、反対をされる方の意見もありますが、これまで長い時間を掛けて様々な角度から検証検討をされた中で決められてきておりますので、白川の改修と併せ不可欠なものと理解しております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- 〇15番(荒木俊彦君) 白川については、また後で担当部長のほうにお尋ねをしますので、準備をお願いしたい。

先に、じゃダムのことについてもう一度お尋ねをします。 5 メーター角の 3 つの放流のトンネルが つまらないと、これを前提として立野ダムが成り立っているわけであります。しかし、これは常識で 考えれば、まさに中学生だってわかるということだと思います。 9 0 メーターの高さに水が溜まって、一番底に 5 メーターの穴があったら、あらゆるものがこの穴に向かって吸い込まれていくことは明ら かであります。流木対策として、スクリーン、いわゆる鉄格子をはめる、余計そこに流木だけじゃな く草や、吸い込まれたもの、あらゆるものがその穴に向かって吸い込まれ、閉塞することは誰が考え ても明らかなことではないでしょうか。

それから、もう一つの、いわゆる子どもだましじゃありませんけれども、ダムの上流に流木をつかまえる、いわゆるスリットダム、早い話が鉄の爪みないなものを付けて流木を細くすると国交省が言いますが、高さ5メートルです。流木というのは水の上に浮いてくるんですよ。水の高さが5メーター以内であれば、そこでつかまえることはできます。しかし、90メーターまで水位が上がることを想定しているのがこの立野ダムであります。スリットダムで流木をつかまえることは不可能であります。これこそ、子ども騙しだと言わなければなりません。

それから、土砂の堆積はないと、ダムから上流に向かって一番奥は立野のカルデラから急激に落ち込んで、まさに滝状になっておりますが、皆さんも誰もが考える、いわゆる砂防ダムというのがございます。砂防ダムは、砂を受け止め水を脱がすというつくりになっておりますが、この立野ダムが巨大な砂防ダムになることは明らかではないでしょうか。上流から土砂、火山灰、流木、いろんなものを含んだものが流れてきて、ダムの手前で必ず流速が落ちるわけです。流速が落ちれば、重い物から順番にダム底に堆積をしていきます。そして、一番軽いのは火山灰でありますから、その上に火山灰、

ョナがどんどん堆積をしていく。百歩譲ってこれが、洪水が終わったら流れてしまうということであれば、火山灰が堆積をしたその水が1年中白川の水を白く濁らせて白川の水がきれいに澄むことがないということになってしまう。これもまた大変な自然破壊になるかと思います。

ちなみに、この穴あきダム第1号は、島根県の益田川ダム、町長が以前お話されておりましたので私も調べてみました。この益田川ダム、島根県のダムも確かに穴あきダムであります。しかし、できてから大きな洪水はまだ1回も起きておりません。同時に、この益田川ダムは立野ダムの半分の高さしかないんです。48メーターです。しかもダムの上流にはですね、河川敷にサッカー場、運動公園、こういった施設がつくられております。つまり、この島根県のダムの上流はですね、川幅が広くて、奥になだらかな川、そういうところにつくられたのがこの益田川ダムであります。とりわけ雨を集める流域面積は、この島根県の益田川は87平方キロメートルに対しまして、立野ダムの流域面積は383平方キロメートル、つまり阿蘇のカルデラ内のすべての水をこの立野ダムで受け止めるということになっているわけです。まさに、益田川ダムとはとても比較しようがないということです。ましてや、火山灰が大量に流れてくるような、そういう河川というのは、多分この白川以外にはないと思います。

以上のことから、それでも全く心配ないということでありますならば、町民が安心をするようにですね、国土交通省も巻き込んできちんとしたシンポジウムなり、あるいは説明会なり、これを町が音頭を取って行うべきではないでしょうか。町民の疑問に対してきちんと答えられるかどうか、こういう検証が必要だと思います。そういう意味でですね、まさに孫子の代まで危険をずっと引き延ばしていくと取り返しのつかないことになりかねないというこの立野ダムについて、冷静な、私は単にダムだから反対するというものではありません。今言ったような取り返しのつかない危険をもたらすという疑問が払拭されない限り、ダム建設は見合わせるのが町民の代表である町長の使命ではなかろうかと思うわけです。そこで、再度お答えを願いたいと思います。

それから、白川の河川整備計画については、担当部長のほうから、本当にこの河川整備計画を県に 真剣に要求する、そういう段取りがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 立野ダムの危険性等につきましては、もうご心配されているように、私のほうも立野ダムの所長にご相談をしております。もちろん、今言われるように、立野ダムの穴あきダムでございますので、そのみのぐち部についての状況をどうやっておられるかということで質問しますと、スクリーン関係をつくりながら、その流木を防ぐためには浮き沈み一緒にするような施設をつくるというような話を聞いております。もちろんその立野ダムの上流のほうに、さっき言ったスリットダムをつくりながら流木関係を細くするというか、ような施設をつくってみのぐち部における流木を防ぐというようなことの説明を受けております。もちろん、この件につきましての説明会関係等、あるいは視察関係等についてお願いしますというようなことでございますけれども、関係資料をちょっと見せていただきましたけれども、今の段階ではちょっとしばらくお待ちいただければということで、視察関連等についてもしっかりと計画をしながら、住民の皆さんの説明を果たしていきたいというふ

うにおっしゃっておりますので、益田川関係のダムについても、我々も熊本市長と共々に視察に行ってまいりましたけれども、今言ったように大変スケール的には違うわけでございますので、その辺につきましてはきっと国交省はそれなりの検討をこれまでやってきておるものと思いますので、今後についてはダム所長のほうからちゃんとした資料をもらいながら、安全性をしっかりと確認していきたいし、また我々としての望み関連等についても、1、2点前々からお話をさせていただいておりますけれども、その辺の受け入れについてもいい返事はいただいておりませんけれども、しっかりとその辺の要望関連等についても立野ダム事務所のほうにしっかり言いながら国土交通省のほうにもお話をしていきたいというふうに思っておりますので、近々国交省のほうで地域住民の皆さん関連等についての説明会がなされるものというふうに思っております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- ○土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君) 荒木議員の白川整備計画についてお答えいたします。 一応県のほうともいろいろ協議しながら整備計画についてお聞きしているところですが、一応白川 の整備計画については、県・国の基本方針としては、整備計画としてはできているという方針みたい です。ただし、大津菊陽間については具体的な整備のメニューが出されていないというのが今のとこ ろの現状だと思います。今現在、県のほうで白川改修については進められてきておりますけれども、 そのあたりの具体的なですね、方法というのも今後町のほうとしても県と協議していきたいと思って おりますけれども、今現状としましては、今後20年、あるいは30年の整備目標として現時点の市 街地や下流ブロックにおける流下能力と同程度の1500立米ミリですかね、砂速1500トンの水 が流れるということで計画を進められているような状況でございます。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 立野ダムの問題については、私は国も、国交省、県も、県議会の大半もダム推進ということでありますが、私は関係住民の皆さんにも訴えながら、このダムの危険性を今後とも伝えていきたい。

そこでですね、最後にのもう1点だけ。このダム建設は今後最低でも10年間かかると言われております。普通、この規模のダムでしたらそんなに長くはかからない。益田川ダムはたしか5年ぐらいで完成しております。なぜかというと、この立野峡谷周辺は非常にもろい、岩がもろい。しかも、無数のひび割れが入っていて、ダムをもしつくったとして、試験湛水をして、水が溜まらない可能性もあると言われております。試験湛水をしなければ、ダムは、まさにダムとしては成り立たないわけですね、試験湛水しなければ。そういう危険性も指摘がなされている。なおかつ500億円の、現在の計画で約500億円の建設費用が見込まれております。10年後、もしできあがったとしていくらふくれあがるかわからないということです。そして、何よりも10年間の間に、昨年のような大雨が降らないとは限りません。そういう財源があるのであれば、白川の護岸を直ちに必要な堤防のかさ上げ、補強、こちらのほうこそまずダム関連ではなく、大津町民の命と財産を守るのであれば、こちらのほうに財源を振り向けて、まさに集中的な白川の整備を要求するべきであると思います。その点で、町

長の見解を求めたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 立野ダムの関連等につきましては、もう何百箇所かボーリング調査をやっておられると聞いておりますし、その図面も見せていただきました。それに対応するようなダム関連等ができあがるものというふうに思いますので、金はそれ相当かかるものというふうに思っております。できるなら立派なダムをつくっていただく。金は国直営でございますので、しっかりとつくっていただくことによって、我々住民と熊本市民の安心安全な河川に造り上げていただきたいというふうに思っております。

それとは別に、白川改修関係は県の直轄事業でございますので、県がしっかりと国に要望を申し上げ、我々地元もしっかりとその辺を国・県に要望しながら白川改修は1日も早い完成を目指していただきたいというふうに今後とも国・県のほうにしっかりと要望をしてまいりたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 白川の安全な対策のための改修、または立野ダムの安全性、自然破壊について、払拭されたわけではありません。今後ともですね、町民の皆さんやあるいは関係者を含めて、シンポジウムあるいは説明会、町民の皆さんの納得が得られる形ですね、進めることを求めておきたいと思います。

時間がありませんので、次の質問にまいります。合併浄化槽の町民負担のあり方についてお尋ねを いたします。ご承知のように、大津町には公共下水道、農業集落排水事業ということで下水道事業が 進められておりますが、これらの計画区域外、あるいは計画はあっても管路が来ていない地域にとっ ては、排水をきれいにして流すという意味で、合併浄化槽というのは非常に重要な役割を担っており ます。ところが、私はこの間、この合併浄化槽を設置している町民の方から浄化槽の維持管理費が何 でこんなに高いのかという疑問の声が寄せられました。そこで、それを調査をする中で明らかになっ たことは、合併浄化槽は年に3回以上保守点検をしないといけない。また、年に1回以上、くみ取り などの清掃を行わなければならない。さらには、年1回法定検査を受けなければならない。この3つ の義務が法律によって明記をなされております。これを法律どおり守っていきますと、私の試算では、 例えば7人槽の合併浄化槽は年間の維持管理費が7万円から8万5千円かかります。ところが、公共 下水道で同じような環境にあった場合ということで、3人世帯ですね、3人世帯で使う平均的な水道 の水量というのは、今明らかにされております。3人世帯で1カ月で約21トンの水を平均的に使う そうであります。水の量が決まりますと下水道料金が自動的に決まります。この3人世帯で21トン の水量で公共下水道の場合2万6千640円の、年間ですね、年間の公共下水道第が約2万7千円弱 でありますが、合併浄化槽を調べてますと、約8万円年間維持管理費がかかるわけです。つまり、合 併浄化槽を使っているがために公共下水道区域外の人は年間で5万円以上の負担を多く支払わなけれ ばならないという差額が発生するわけです。1年間で5万円多く払うということは、10年で50万 円の負担がこうした合併浄化槽を使っている人たちの負担となっているわけであります。さらには、 合併浄化槽は、最初設置をするときに数十万円の負担があります。補助金はもちろんありますが、そ

れでも数十万円掛けて合併浄化槽を設置して、さらに年間約5万円の余分な負担を同じ町民でありながら強いられていると。さらには、下水道が延びてきた場合はこれにつなげなくちゃいけませんので、またこれをつなぐための工事費がかかる、あるいは撤去費用がかかるということであります。このことで明らかなように、合併浄化槽については、ほかのところを調べてみましたら、自治体がこの差額分を補助している自治体が多数ございます。大津町においても、同じ町民の公平な負担の観点から、合併浄化槽に対して補助をするべきではなかろうかと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 公共下水道と合併浄化槽、あるいは農業集落関係の維持管理費等についての補助はできないかというような状況でございますけれども、これから少子高齢化というような形の中で、あるいは郡部における農業集落関連等についての維持管理というものは大変厳しい状況になってくるというふうに思っております。そういうような中でございますので、今後はやっぱり全体的なものをしっかりと見直しながら考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。現在の状況といたしましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。
- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 荒木議員の質問にお答えいたします。

まず、公共下水道と合併浄化槽のそれぞれの負担額についてなんですが、公共下水道は使用水量に応じ従量制で使用料を支払うことになっておりますが、合併浄化槽の場合は、議員のご指摘のようにそれぞれの費用が必要になっております。あくまで平均的な試算、うちのほうで試算したもので議員のご指摘と若干違うかもしれませんけれども、公共下水道を接続されている5人世帯の場合での年間の使用料と合併浄化槽を設置している世帯を比較しますと、合併浄化槽のほうが年間1万2千円程度負担が多くっているようです。また、最近はコンパクト浄化槽という容量の小さいタイプが主流となっておりまして、これになりますと従来のタイプと比較しまして清掃料金が1万円前後安くなっているようですので、下水道との年間の負担額の差はあまりないようです。さらに、高齢者のみの世帯や一人暮らし、長期出張など、使用が少ない世帯の合併浄化槽の場合に対しては、保守点検業者の配慮により通常より保守点検の回数が少なくっており、平均的な世帯より年間で1万2千円ほど負担が少なくなるようです。しかし、高齢者のみの世帯などでは水道使用料がすくないため下水道使用料も少なくなりますので、当然議員のご指摘のように合併浄化槽の維持管理費と公共下水道を比較すれば標準的な家庭よりその差は大きくなるようです。

議員のご指摘のその費用の一部を負担したらどうかということなんですが、これに対して現時点で、今の町のほうの状況がどうなっているかということで調査しております。現時点でアパートを含めた町全体の合併浄化槽の利用の世帯調査をしてみましたところ、内訳としまして、下水道計画区域のうち汚水管の整備が進んでいない区域に420世帯、そもそも現時点で下水道の区域に入っていない世帯が740世帯の住民の方が合併浄化槽により汚水処理されております。また、これとは別に説明会を実施し、接続を推進しているものの、様々な理由で接続していない世帯もあります。さらに、このほかにも町内全域には1千世帯以上の方が単独浄化槽による処理、そしてくみ取りをされている方も

800世帯ほどあります。

このような状況で、今後総合的に判断しないと合併浄化槽の維持管理の補助については簡単に判断できないということで考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- 〇15番(荒木俊彦君) 再度質問いたします。

合併浄化槽というのは、大体下水道が来ていない地域ですから、わりと周辺部です。私が相談を受けたのは大林地区でありますが、最初家を建てたときは夫婦と子どもさんがいて、最低でも4、5人の家族をもって家を建てて合併浄化槽を据えた。ところが、子どもさんが大きくなっていくと家から離れて、現在は高齢者の二人暮らしという家族も相当増えてきているわけであります。ですから、最初、家を建てるときは5人槽、7人槽の合併浄化槽を据えなければならない、これは義務づけられております。ところが現在は2人世帯。先ほど例を述べましたが、2人世帯の場合は、1カ月大体15トンほどの水しか使いません。ですから、当然公共下水道料金も2万円を切るわけであります。部長が言われたのは、多分平均かなんかかと思いますが、2万円対8万円の差額は6万円であります、年間でです、毎年毎年6万円多く払わなければならない。これはあまりにも不公平ではないかと、これはお認めになるかどうか、町長にお尋ねをします。

それからですね、合併浄化槽は浄化槽法で、先ほど言いましたように保守点検、清掃、法定点検、これが法律によって義務づけられております。実態としては業者が人数の少ないところは年に1回でもいいやというような、しかもこれは法律違反になるわけですよ。部長にお聞きしますけど、この合併浄化槽の点検の報告が役場に上げなければならないとなっていますけれども、法律どおりにこの合併浄化槽がきちんと点検されているかどうか、町はつかんでおりますか。法律に反しても我々の知ったことではないということで済ましているのかどうかですよ。ですから、法律を守ってまじめに整備をなさっている人たちは、年間何万円も負担を公共下水道に比べてたくさん出さなくちゃならないんですよ。町長はこの点についてですね、不公平だと思われるかどうか、再度、それから部長にもお尋ねいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 合併浄化槽をしながら文化的な生活と自然の水質の保全に努力されてこられておるわけでございますけれども、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。大林地区という話になりますけれども、この地域につきましては、現在公共下水道でやろうというような計画がなされております。ただし、あの地域は大変状況が違いますので、ある議員さんからの質問もありましたように、上の方に合併浄化槽をやっても排水関係がないから、その辺の道路をしっかりつくらなくちゃならない、排水道路をやらなくちゃいけないんじゃないかなと、そういうような状況であります、上のほうについては。しかし、今26年度までに57号線の改修工事も行われておりますので、その辺の結論も早く出さなくちゃならない。いろいろ設置箇所等については十分担当のほうで説明をやっておりますけれども、今お話聞く中では、高齢化社会の中におきましてのその辺の負担というものは

大変厳しくなっておるし、その辺の下水道関連等の維持管理というものが、また変わってくる状況になりますので、負担というものはそういう下水道の、公共下水道なりそういうものも今後増加する懸念を持っておりますので、この辺のところについては十分合併浄化槽でやったほうがいいかどうかということも今後検討をしていかなくちゃならない今後の課題がありますので、もちろん今の段階では議員おっしゃるように、それなりの生活関連等についての厳しい試練を受けておられるというのは確かでございますので、早めに全体的な、あるいは今後の下水道関連事業についての維持管理関連等についてもしっかりと検討をしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今の段階については十分その辺の調査をしながら、将来的に遺恨がないような形を取っていかなくちゃならないというふうに思っております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 荒木議員の再質問にお答えいたします。

保守点検業者さんに聞いているところなんですが、大津町で点検されている業者さんについては、 大体毎月、ほとんど毎月することによって水質を良好に保つためという形で、ほとんど毎月されてい るような状況のようです。費用的には数回に分けてする場合と、ほとんど変わらない費用でやられて いるみたいですけれども、その回数をですね、住んでいる方が少ない場合は減らしているということ で、費用的にそのあたりで保守点検費用が少なくなっているということでお聞きしているところでご ざいます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** もう時間がありません。公平公正な町民に対する公平性を保っていただきたいと、このことを主張して、質問を終わります。
- ○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後1時58分 休憩

 $\triangle$ 

午後2時08分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 佐藤真二君。
- ○3番(佐藤真二君) 通告順に従いまして質問をいたします。本日の質問は2点、小学校での備品や施設の充足についてと今年度保育サービス供給量の拡大計画について、この2点でございます。

まず1点目、学校の施設や備品の充足についてということでお尋ねいたします。今回の補正予算におきましては、大津小学校の復旧、南小の外壁の改修や護川小学校の体育館など老朽化あるいは不具合のある学校施設の改修・改良・充実に目を向けていただきまして、子どもたちの教育環境が改善されることと期待しております。とはいえ、今回の施設改修の財源は、臨時の経済対策により生じたものです。これまでに学校施設について問題点が蓄積されていて、その中でも優先順位の高いものについて対応されるのだと思います。ですから、まだ多くの問題も残っているし、今後も経年劣化や様々な損耗により新しい問題も発生してくるものと思われます。もう一つ、施設の問題だけでなく学校の

老朽化した備品、新しく導入を求められている備品等の整備の問題もございます。そこで2項目、学校の教材備品、施設整備の今後の方針について質問をします。

まず1点目、学校の備品の充足についてです。平成24年度文科省は従来の教材機能別分類表を改定した教材整備指針を策定しました。これは、学校が標準的に備えるべき教材・教具の書類と量の目安を示したものです。教材は、子どもたちの学習指導にとって、先生の力量と同様に極めて重要なものであり、また学習指導要領や教科書の改訂、学習指導の方法の変化に対応するために、常に変化していくものでもあります。しかし、教育の日などに学校を訪問してみると、その整備が非常に遅れていることに驚かされます。例えばテレビです。一昨年7月の完全地デジ化からまもなく2年が経過しますが、新設校を除けばほとんどの学校、教室には、未だにアナログ、ブラウン管のテレビが設置されています。DVDプレイヤーをチューナーとしているので、地デジ放送を視聴できないわけではないんですが、それでも学校での視聴が多いNHKのEテレなどの教育番組は地デジを前提に制作されていますので、番組を有効活用することがなかなかできないようです。もう一つの例を挙げますと、指導者用のデジタル教科書です。デジタル教科書の学習指導における有効性は高く、熊本県での23年度末の整備率は全国の5位で約35%、24年度末は50%程度になると予想されますが、急速に導入が進んでおります。私もこれまでほかの市町村の多くの学校でデジタル教科書を活用され効果を上げている事例を見ているんですけれども、残念ながら大津町では見たことがありせん。

こうした状況を見たとき、現在の大津町の学校の教材整備の水準は十分なものと考えておられるのか。また、不十分ということであれば、教材整備指針が求める整備水準にキャッチアップしていくためにどのような年次的な計画が採られているのかについてお尋ねします。これがまず1点目です。

次に、2項目目、学校施設の改修等についてです。先日、大津中学校の保護者から普通教室棟の手洗い場の蛇口の数が少なくて、給食の前に大変混雑し手洗いが雑になって衛生上望ましくないという話があり、現場を見に行ってまいりました。実際にかなりの混雑で、手洗い場に生徒が長い行列をつくっている状態でした。また、その際、女子トイレの数が不足しているとの話も出てきて調べてみましたところ、運用面で若干の改善はできると考えられますが、現実には労働安全衛生法の施行規則である事務所衛生基準規則が定める基準を満たしていない状態にあるようです。

こうした例のように、学校施設設備には老朽化、経年劣化以外にも問題点が数多くあります。とすれば、学校施設設備をどうやって良好な環境に維持していくのか、その考え方が求められているのではないでしょうか。今回の補正予算に上げられている雨漏り対策がやたらと目立つ施設補修について考えてみますと、そもそも屋根の防水処理はもともと10年から15年の耐用年数が見込まれているものであり、雨漏り等の被害を食い止めるためには定期的な予防保全が必要な性質のものです。しかし、実際には被害が発生してから、さらに予算の都合がつくまで我慢して、ようやく予算が降って湧いたときに修繕するという予防的というよりも場当たり的な対応となっております。先ほど申しましたように、今年度かなりの学校施設の整備が行われるものの、それらは単発的なもので、中長期的な計画に基づくものではありません。平成24年度の基本事業評価調書の3の3の4、良好な教育環境の整備の部長評価の中には、今後は早期に計画修繕(予防保全)が行える中長期改修計画を定めなけ

ればならないとあり、中長期的な予防保全の計画の必要性は認識しておられると理解しております。

そうした状況の中、今年3月に文部科学省の学校のあり方に関する調査研究者会議が学校施設整備基本構想のあり方についてという報告書をまとめています。その内容では、各学校の個々の施設の問題に対応していくばかりでなく、域内すべての学校の施設を中長期的にどのように整備していくかという考え方についての学校施設整備基本構想の策定を求めています。これは、大津町の学校の現状と合わせて考えると、実にタイムリーなものであると思われます。大津中学校の再生整備計画、大津北中学校の校舎増築等の計画もあるようです。当然、現状からすれば必要な計画であることは理解できます。しかし、そうした個別の計画だけでなく、今後町のすべての学校施設の良好な環境を維持していく上で老朽化対策も含めた基本構想が必要と考えます。この構想の策定に対する教育委員会の方針についてお尋ねいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。
- ○教育長(那須雪子さん) 佐藤議員の小中学校の備品や施設の充足についてのご質問についてお答えいたします。

まず、学校の備品、特に教材用の備品でございますけれども、この整備は十分ですかというご質問についてお答えいたします。現在、町内の小中学校の教材備品につきましては、文部科学省の教材整備指針に基づきつつ、各学校の要望を尊重しながら地方交付税による財源措置を踏まえて整備を進めているところでございます。平成25年度の肉付け予算では、学校の要望に応える最大の努力をいたしたところでございます。これまで学校におけるICT環境整備につきましても、各学校の要望を踏まえ、電子黒板をはじめ実物投影機、プロジェクター、地上デジタルテレビ等のICT機器等を整備してきているところでございますけれども、まだまだ十分とは言えない現状でございます。

今後につきましても、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、教材教具の安定的かつ計画的な整備は必要不可欠なものと考えております。学校におきましてのICT環境整備によって、子どもたちの学習への関心意慾を喚起し、理解を深め、学力を向上させること、またICT活用公務の情報化によって、教職員の事務負担の軽減につなげて、子どもと向き合う時間の確保を図ること、これらを通じて教育の質の向上を図ることができると考えていますので、整備のため、なお一層の努力が必要であると認識しているところでございます。

大津町の現状は、昨年文部科学省が策定いたしました平成24年度から平成33年度までの10年間の義務教育諸学校における教材整備指針に示された教材整備の目安を踏まえますと、ほとんどの教材が整備水準にはまだ達してない状況であります。今後、心掛けて整備に向けて努力をしていかなければならないと考えております。厳しい財政事情ではございますけれども、各学校の要望を踏まえ、年次計画を立てて教材備品の予算の確保に努めてまいります。

次に、学校施設全体の中長期的な整備方針、学校施設整備基本構想を策定するのかというご質問についてでございますが、学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習及び生活の場であると同時に、 災害時におきましては児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難場所として、また地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことから、学校施設の性能確保は重要であります。保全の実 施状況ですが、6月補正にも計上いたしておりますが、予防保全はわずかでありまして、大半が緊急保全でございます。学校施設も建築後確実に経年劣化が進行しておりますので、長期にわたる基本的な機能、性能、あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修・修繕等を実施し、適正に維持管理していく必要があると考えております。さらに、昨今の厳しい経済情勢の中で、施設の長寿命化、建物に係る生涯コストの縮減が求められており、財政負担の平準化を図りながら施設を維持していくことが必要だと考えております。昨年、町内小中学校及び幼稚園の校舎体育館等の老朽化度合い等を調査分析し、整備の優先度を定め、適正な時期に適正な保全ができるよう、学校施設中長期保全計画を作成したところでございます。これも踏まえながら、現在作成中の町全体の公共施設維持改修基本方針と財政面も含め整合性をただいま図っているところでございます。国が言う学校施設整備基本構想の策定につきましても、大津町教育基本構想を踏まえ、中長期的に目指すべき学校施設像や中長期的な整備方針を検討することは、質の高い学校施設を整備する上で、また他の公共施設との連携を検討する上で重要でありますので、先駆的な取り組みをされている他の地方公共団体を参考にしながら策定に向けて準備をしていきたいと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) 学校の設備についてはですね、中長期的な計画もあるということで、これは着 実に進めていっていただければなというふうに思うところでありますが、教材の整備に関してもう少 し話をさせていただきたいと思います。今、ちょうどICTのことを中心に言われましたが、私、特 にそこを強調したいというわけではなくて、教材全部のことを申し上げたところです。それを地方交 付税の措置を受けながらということでお話がありましたけれども、地方交付税措置の基礎の算定額と いいますと、以前標準学校と言われていました小学校18クラス、中学校で15クラスという標準的 な学校で考えた場合に、1校当たり小学校で年間300万円、15クラスの中学校で大体400万円 程度が教材整備には必要だろうということで積算がなされているところです。そのとおりにやりなさ いということではなくて、そのくらいが必要だろうという目安ではございます。それに対しましてで すね、実際に今のところどのくらいの予算がついてこれまで執行されてきたのかというのを今回調べ てみましたところ、学校整備の問題もありましたので10年間の長期の平均で取ってみましたが、年 間の平均が小学校全部で266万円、中学校2校の合計で135万円ということで、求められる1校 当たり300万円、あるいは中学校の400万円からすると大きな乖離があります。予算のことは、 今、ここでお尋ねするわけではございません。こうしたその大きな予算も必要だということを年頭に、 それを確保することの努力を一層ですね、高めていっていただきたいというのが1点と、ぜひ財政部 所におかれましては、こうした教育整備へのご理解をお願いしますということで、一つ目の質問は以 上でございます。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。今年度の保育サービスの供給量の拡大計画について ということでお尋ねします。今年度の保育サービスの拡大計画と子育て支援新制度への取り組みについてお尋ねいたします。3月の一般質問で、待機児童解消に向けた計画策定についてお尋ねしました ところ、新制度における事業計画とは別に、取り組めるところは取り組んでいきたいとのお答えをい ただいたところです。その後の担当部署との話でも、現時点では潜在的待機児童を折り込んだ計画とはならないが、それでも顕在化している待機児童については対応していくとのお話がありました。ちょうどこの時期に安倍首相は待機児童解消加速化プランというものを打ち出して、今年度と来年度で20万人分の保育の受け皿を整備する緊急集中取り組み期間と位置づけております。

こうした状況を踏まえまして、3項目の質問をいたします。

1、今年度の取り組みについてです。4月末の時点で待機児童数は12人、待機児童とは認定されないが申し込みをされて待っておられる方は40人から45人というふうに聞いております。この人数は、この後どのように推移していき、それに対応するための受け入れ体制をどのようにつくっていかれるのか。それによって今年度の待機児童の発生はなくなるのかということについてのお尋ねがまず1項目です。

次に、埼玉や東京ではですね、こうした待機児童の保護者からの異議申し立ての、訴訟とは言わないのかもしれませんが、が相次いでいるようです。今年2月以降に発生しておりますけれども、それに対する判断というか、複数の弁護士がブログなどではこうした申し立てというものは争えば行政側の不作為が認定されるだろうということで見解を示していて、極めてリスクの高いものだと考えられます。こうしたことがですね、現在待機児童を抱えている大津町でも今後発生する可能性があるんではないかなと懸念するところですが、そうした異議申し立てがあることを前提に対策を進められているのか。もしそうしたことが起こった場合にどのように対応されるのかというのが2つ目です。

もう一つは、今後の地方版子ども子育て会議、子ども子育て支援事業計画への取り組みの方針と進め方です。これについては、委員会のほうでも少しお話がありましたので、詳しくなくて結構でございます。よろしくお願いします。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 佐藤議員の子育て支援関連等についてのご質問に、本年度の保育サービスの供給関係に拡大の計画についてのご質問でございますけれども、今年度の待機児童に対する取り組みについては、これまでも国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消先取りプロジェクト実施方針に基づき、待機児童ゼロ計画の採択を願いながら待機児童解消を最重要課題として取り組んでまいりました。昨年4月から比較すれば、就学前人口は117人の増加となっております。保育所定員については、新規保育の創設により120人増員したわけですが、依然として待機児童が発生している状況です。本年度、新規に保育所申し込みの方は166人おられましたが、就労状況や家庭状況報告等により、その中で113人を入所決定しました。4月1日現在の保育に欠ける状態の待機児童数は12人となりました。その後、4月に21人、5月に20人の新規申し込みを受け、5月1日に16人、6月1日から22人の入所決定を行いましたが、6月の待機児童数は19人となり、4月と比較しました場合、7人増加している状況です。

今後の町の保育所入居可能な数はごく少数となり、待機児童ゼロは望めませんが、待機児童解消に 努めてまいります。

その一つに、今年度も家庭的保育事業所に基づく研修会が開催されますので、拡大になればと期待

しているところです。また、早急な対策としては、今後手上げ方式で実施される待機児童解消加速化 プランの具体的な内容の通知があれば積極的に参加し、待機児童家庭や町の財源負担軽減の有効な活 用を行っていきたいと思います。

2つ目の待機児童の異議申し立てが起きた場合に対する対応についてでございますが、保育所の入 所決定につきましては、これまでも不満の訴えのあるなしに関わらず、公平公正な入所決定を行って きたところです。待機児童がゼロにならない限り発生する可能性はありますが、町の子育て支援に関 するサービスや資源の活用、親切丁寧な窓口対応に併せ、身近な相談支援を行い、異議申し立てが起 きないように努力してまいります。

子育て関連等については、会議については本日県のほうで研究支援制度の説明会が開催されておりますので、この件につきましてはその説明後に対応をしていきたいというふうに思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。
- 〇3番(佐藤真二君) 待機児童については、4月1日の12人から6月1日で19人ということで少 し増えているという状況がわかりました。その中でですね、やはり家庭的保育をまた拡充するという ようなお話がありましたけれども、拡充ができればいいなという話ですね、があったかと思いますけ れども、その中で一つ私からも提案という意味も含めましてお話したいのが、家庭的保育で本当に大 丈夫なのかということがまず一つございます。今、家庭的保育を行っている施設が3カ所ございます。 様々な心配をされている声も入ってきますし、何よりも時間的な充足がちょっと不足しているという ところであります。通常の保育所が大体7時から、延長まで含めてですけれども、大体7時、8時ま で時間的に見られているのに対して、家庭的保育の場合は時間的に8時間ということが定められてお り、それを増やしても、今の待機児童が求めている時間をなかなか充足できないだろうということが 非常に懸念されるわけです。もう一つはですね、家庭的保育、あくまで個人、あるいは小さな団体の 努力によってなされているものなんですが、極端に言うと運営する側の負担というのはかなり大きい です、大きいと聞いております。もしその家庭的保育を拡充するというんであれば、そうした時間の 問題と運営する側の負担をどのように軽減していくのかということも検討しなければいけないと思う んですが、それよりもですね、もう一つ考え方として、小規模保育のほうが、より合理的なのではな いかなという提案をさせていただきたいと思います。まず人数的なものですけれども、家庭的保育が 定員が5人であるのに対して15人までと、ある程度まとまった量が確保できることと、もう一つが 運営する側の負担ですね、これが規模が大きくなればなるほど負担が軽くなりやすいという考え方が あるというところです。あと時間の問題に関してはですね、これは町のほうが8時間という上限に対 して、弾力的に運用するということで対応できるかと思います。そうしたやり方をですね、新たに今 までの家庭的保育に加えて小規模型保育というもの、グループ保育ですね、を積み重ねて対応できる んじゃないかなというふうに考えているところです。そうした考え方についてもですね、可能なのか ということも含めてお尋ねしたいと思います。
- ○議 長(大塚龍一郎君) 教育部長、子育て支援課松永髙春君。
- ○教育部長、子育て支援課(松永髙春君) 佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうがですね、本日6月17日に県庁において子ども子育て支援の新制度の説明会が開催されております。この説明会を踏まえて、町としての考えをまとめ、取り組みの方針、それからスケジュールを決定していきたいというふうに考えております。ちなみに県の子ども子育て会議の設置は、9月議会で計上されると、予定されていると聞いております。県の意向と町の実績などを踏まえた上で、ニーズ調査の内容協議と調整を行っていきたいというふうに思っております。今回6月の補正ではニーズ調査のみの委託料を計上しておりますが、調査内容等を検討しながら入札後の調査期間は秋ごろになるかと思っております。今後においても、9月議会での地方版子ども子育て会議の条例化、また電子システムの構築に要する経費などの予算化も必要になるものと思っております。

先ほどの待機児童解消の問題でございますけれども、まず家庭的保育事業については、今3カ所で 実施しておりまして、様々な今までやった中でですね、いろいろ問題課題もできております。当然そ の問題・課題についてはですね、今後検討して、そして解決していかなければいけないというふうに 思っております。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、待機児童解消加速化プランなるもの が今後国から県を通じてなされるということを聞いております。それにつきましては、現在待機児童 がある、10月1日現在で待機児童が生じている町村についてはですね、手を挙げることによって採 択なされるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。その中の5本の柱の一つ として、今、佐藤議員が提案された小規模保育事業などの新制度の先取りというような事業もあるよ うでございます。それから、そのほかにも、これ人も大事ですので、保育の量拡大を支える保育士の 確保、たしか日曜日か土曜日かの新聞で、熊本市の関係でその保育士が足らないというようなことも 出ておりました。そういった人、それからその箱物ですね、当然その保育所整備も含めたところで考 えていかなければいけないと。その中で小規模保育設置促進事業というのもございます。この辺、そ れから認可を目指す認可外保育施設への支援、今現在大津町でも事業所内で保育されているところも あるようでございます。そういったところへの支援とかですね、そういったものについても、国のほ うは示すようでございますので、それに合致するようなものがあればですね、積極的に取り組んでい きたいというふうに考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) 今、待機児童解消加速化プランについての話がございまして、言われました5本の柱については、私も手元のほうに資料を用意して確認しているところです。その中の小規模保育事業の先取りということがございますけれども、これが一つ今後の待機児童解消への進め方のポイントになるのではないかなと考えておりますので、何とかですね、まず今年度何かができればなというふうに考えているところで、そういった期待を持って質問のほうは終わります。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。

**〇11番(坂本典光君)** こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は教育委員会の権限、責任及び委員の待遇についてであります。イギリスが植民地を通して 7つの海を支配し、経済の分野でもポンドが世界の基軸通貨でした。勝ちはしましたが、第2次世界 大戦でドイツ、日本から激しい攻撃を受け、大きなダメージを受けました。その後を受け継いだのが アメリカであるのは承知のことであります。江戸時代の日本は、対外的に鎖国を敷き、経済は内需の みだったと思います。一方、学問の分野では儒教、朱子学、国学が主流だったと言われております。 庶民は寺子屋で読み書き、そろばんを勉強しました。儒教の本質は、天下をあずかる政治家が儒教を 守って正しい政治を行えば社会全体がうまくいくというものだそうです。1776年にアメリカ独立 宣言が発せられるのですが、その中ですべての人間は平等につくられている。創造主によって生存、 自由、そして幸福の追求を含む犯すべからず権利を与えられていると述べられております。ここから、 自由、平等が世界に広がっていくわけですが、その背景には、世界の宗教、キリスト教があるとされ ております。神は絶対であり、人間は神がつくった罪深い存在である。王様も金持ちも貧乏な人も、 それらは人間界の出来事であり、偉大な神の前では神から見れば人間は皆平等である。もちろん、道 徳もキリスト教から来ています。日本は明治維新で富国強兵とともに脱亜人を目指しました。制度、 技術、学問も中国寄りから欧米を見習います。しかし、道徳、秩序維持の面からみれば、儒教が色濃 く残っていたと思います。ここに、戦前の方々が暗唱された教育熟語があります。現代語訳で読み上 げますと、天皇陛下の言葉として、私が主には、我が公室の先祖が始められたのは、はるかに遠い昔 のことで、代々築かれてきた徳は深く厚いものでした。我が国民は、忠義と孝行を尽くし、全国民が 心を一つにして代々にあたって立派な行いをしてきたことは我が国の優れたところであり、教育の根 源もまたそこにあります。あなたたち国民は父母に孝行し、兄弟仲良くし、夫婦は仲むつまじく、友 だちとは互いに信じ合い、行動は慎み深く、他人に博愛の手を差し伸べ、学問を修め、仕事を習い、 それによって知能をさらに開き興し、徳と才能を磨き上げ、進んで公共の利益や世間の努めに尽力し、 いつも憲法を重んじ、法律に従いなさい。そして、もし危急の事態が生じたら、正義感から勇気をもっ と公のために奉仕し、それによって永遠に続く公室の運命を助けるようにしなさい。これらのことは、 単にあなた方が忠誠心厚く、善良な国民であるということだけではなく、あなた方の祖先が残したよ い習慣を褒め称えることであります。このような道は、実に我が公室の祖先が残された教訓であり、 その子孫と国民が共に守っていかなければならぬことで、昔も今も変わらず、国の内外を問わず、間 違いのない道理です。私は、あなた方国民とともに、この教えを胸中に明記して守り、皆一致して立 派な行いをしていくことを切に願っておりますと。これは明治天皇の命により、井上毅と元田永孚が 文章の寄贈にあたり、各学年の修身の教科書の最初のページに記載されていたそうです。今でも納得 できるところも多々あります。儒教教育は、孔子孟子の言語録に基づいております。一方、西友諸国 の倫理道徳は、旧約聖書、新約聖書に由来しております。戦後、GHQは、教育勅語の朗読と申請的 な取扱いを禁止しました。ついで占領下の日本の国会で、教育勅語は廃止され、それに代わるものと して教育基本法が制定されました。現在の教育基本法第2条は、教育はその目的を実現するため、学 問の自由を尊重しつつ、次に上げる目標を達成するよう行われるものとする。その1、知識と教養を 身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 その2、個人の勝ちを尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとと もに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。その3、正義と責任、男女 の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、

その発展に寄与する態度を養うこと。その4、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。その5、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと記されております。しかしながら、これに違反したからといって、処罰されるというものでもなく、道徳規範は法律としてつくればよいというものではないのではないかという意見もあるようです。先ほども述べたように、西洋諸国の倫理道徳は、キリスト教の聖書に基づき、家庭や教会で教えられる、一神教であるキリスト教では、神は絶対であり、神によってつくられた罪深い人間は、その教えに従わなければならない。日本では絶対的なものがないから、道徳規範は従うも自由、従わないのも自由ということになるんでしょうか。社会が慣れ親しんだ儒教文化の中に、戦後キリスト教と西洋の歴史をベースとする自由、平等、人権などが入ってきた。字面とか表面的にはわかっても、体ではよくわからないのかもしれません。本当の意味では、我々はよくわかってないのかもしれません。

さて、そういうふうな中で入ってきた教育の制度に教育委員会制度があります。教育委員会は、都道府県及び市町村におかれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツなどの幅広い施策を展開しています。制度の意義として、文部科学省は、1、政治的中立性の確保、2、継続性・安定性の確保、3、地域住民の意向の反映。教育委員会制度の特性として、首長からの独立性、2番、合議制であるということ、3番、住民による意志決定、レーマンコントロールとしております。滋賀県大津市のいじめ事件のときの教育委員会の対応のまずさをマスコミで大々的に取り上げられ、改革の機運が盛り上がりました。政府の教育再生実行会議の提言は、曖昧になりがちな教育委員会の権限や責任を首長が直接任命する教育長に集中させる。広く民意を集めるために導入された教育委員会制度に終止符を打つよう求めております。これを受け、文部科学省が5月20日に開いた中央教育審議会の教育制度分科会で議論が始まりました。

それから、話は飛びますが、私はこの今の教育長の前の宮崎教育長のときからずっと話していたんですが、大津町の教育委員さんの報酬は、その権限や責任、そして責任活動のわりには安すぎるのではないかということです。ちなみに、全国的に見て町村の委員の平均月額報酬は2万8千266円とのことです。町長、教育長の所見をお聞きいたします。

## ○議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。

○教育長(那須雪子さん) 坂本議員の教育委員会の権限と責任及び委員の待遇についてのご質問にお答えいたします。議員がお述べになられましたように、教育再生実行会議では、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、教育委員会制度を改革することを提言しています。制度改革の方向性として3点上げられております。まず、1点目、地方教育行政の権限と責任を明確にすること。2点目、責任ある教育が行われるよう国・都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うこと。3点目、地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する、この3点でございます。今後この提言を受け、文部科学大臣が中央教育審議会に諮問し、そこにおいてさらに専門的に審議され、年内には答申されることになっております。そして、答申を受けて、法案が来年の国会に提出される見通しとなっております。

それでは、現行制度がどのようになっているのか、また新制度がどのようにイメージされているのか、少し触れさせていただきます。現行教育委員会制度の仕組みですけれども、教育委員会は首長から独立した行政委員会です。教育委員会は、教育委員長が主催する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的事務を執行することになります。つまり、教育長は事務局長の立場です。教育委員は首長が議会の同意を得て任命します。非常勤で原則5名です。任期は4年で、再任可能となっております。教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員の中から教育委員会が選挙で選びます。任期は1年です。教育長は常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命します。教育委員長との兼務はできません。教育委員会制度の趣旨として重視されている点は、先ほど坂本議員もお触れになられましたけれども、政治的中立性の確保、2点目は継続性・安定性の確保、3点目は地域住民の意向の反映です。

次に、現行制度の課題として上げられていることについて述べます。

まず一つは、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、 責任を果たしていくには自ずと限界があること。

2つ目、権限と責任の不明確さです。教育委員長の責任か、教育長の責任か不明確である。教育行政の権限と責任を明確にするために、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があるという指摘であります。そこで、提言された新制度の柱ですけれども、これは首長が議会の同意を得て教育長の任命罷免を行い、任命された教育長が教育行政の責任者となり、教育委員会は教育の基本方向性を示すとともに、教育長の職務執行状況をチェックする機関とするということです。

今まで説明したことを踏まえまして、これから先は私の全くの私見でございます。

まず、現行制度の趣旨として尊重されてきた教育の政治的中立性、継続性、安定性は維持していく 必要がありますので、首長の意志が教育長がコントロールされることになれば危機意識を持ちます。

次に、教育長に権限と責任が集中してしまいますと、教育長の資質能力が教育行政全般を左右することになりかねず、大変心配であります。しかし、現行制度のままにも限界を感じます。非常勤である教育委員の合議体である教育委員会が自ら管理執行する必要がある事務は限定的であります。大部分は教育長に委任されております。この状態で権限と責任を教育委員会という機関に持たせる曖昧さがあります。さらに、教育委員会は首長から独立した行政委員会ですが、教育予算の編成や執行権はありません。教育行政や学校運営に対して、首長の意向も踏まえつつ、地域住民の意向を適切に反映させる仕組みが必要であり、首長も責任一端を担う必要があると考えます。今後、中央教育審議会で詳細な制度設計について審議されますので、その内容を注視していきたいと考えております。

もう一つのご質問の教育委員の報酬は適正かについてお答えいたします。教育委員会議は年間20回ほど、町内小中学校、町立幼稚園訪問を年間それぞれの園・学校、3回ずつ訪問します。教育の日の訪問も含めますと、日数にして年15日ほど費やします。そのほか、教育委員会の主催行事や学校行事にも参加いたしますので、年間トータルで50回近くになります。現在の報酬が適正かと問われますと、低すぎると思います。そこで、本年度引き上げのための予算化を検討したのですが、隣の菊

陽町と現在同額であります。菊陽町は来年の引き上げを考えるということでしたので、大津町も来年 はぜひ引き上げられるように確実に予算化していきたいと考えております。 以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町長(家入 勲君) 坂本議員の教育委員会の権限や責任及び委員の待遇のご質問でございますけれども、平成25年4月25日付けで下村文部科学大臣より中央教育審議会への今後の地方教育行政のあり方について諮問がなされまして、内容については坂本議員及び教育長の答弁の中で述べられたと思いますが、これまでの地方における教育行政は教育の政治的中立性、継続性や安定性の確保や地域住民の意向の反映を主とする教育委員会制度を基盤として教育の機会均衡をはじめ、教育水準の維持向上、文化スポーツの振興に重要な役割を果たしてきました。しかしながら、急激な時代の変化に伴い、子どもたちを取り巻く教育環境を考えますと、各方面から様々な議論や問題点が指摘されていることは、日本の将来を支える大切な子どもたちにとって大切であると思います。今後、議論・審議重ねられ、秋ごろには中間まとめがなされる予定と聞いておりますので、教育再生実行委員会の委員に熊本県の蒲島知事も有識者として参加されておりますので、推移を見守りたいと思っております。現在の教育委員の処遇関係につきましては、先ほど教育長が言われましたとおり、今後の近隣の町村の関係と仕事の教育委員の内容について十分検討しながら、ますますの活躍をお願いしたいということで前向きに考えていきたいと思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- **〇11番(坂本典光君**) 2問目に入ります。

もともと大津町は農業を中心とした町です。さらに、米の生産が主でした。細川藩のときには上大津にお蔵があり、大津近隣と南郷谷、阿蘇谷の米の集積場だったわけです。集積地だからこそ、酒屋、油屋、呉服屋、宿屋などができ、商業地を形成してゆきました。米作時代における熊本と阿蘇の間の地方都市だったわけです。戦後においても、昭和30年代までは何とか維持してまいりましたが、大都市への人口移動で人口は減少していきます。1万8千人まで落ち込んだところに、本田技研工業の工場進出があり、それから上昇に転じます。中核工業団地の完成もあり、県下随一の工業都市になりました。本田技研第2工場ができ、それらに伴いビジネスホテルが3カ所建設され、これからというとき、いきなりリーマンショックに見舞われ、工場は海外に移転する傾向にあります。農業は、生産性の高い大規模農業に変わりつつあり、小売りの個人商店は大規模量販店にとって代わられてまいりました。ただ、逆風にもめげず、子育てしやすい町として人口を増やしてきたわけであります。だけどそれだけはいきません。合志市も子育て日本一の旗を立てています。

ここで、各都市の人口を眺めてみたいと思います。今、政令指定都市が全国で20ありますけれども、まずその政令指定都市の中で一番人口が多いのが横浜市の3千360万人、それから2番目が大阪市260万人、名古屋が220万人、北海道札幌190万人、神戸150万人、そして福岡が149万人、わが熊本は熊本市が73万7千人、これは2012年10月1日の推計であります。大体こうやって見ていきますと、人口の多いところがますます多くなっていくというふうな傾向にあるよう

でございます。さらに、都道府県別で見ますと、東京都が1千300万人、神奈川県が900万人、 大阪が880万人、愛知県740万円、埼玉県710万円、千葉県が620万人、そして9位に福岡 県が500万人ということで、我が熊本県は23位で181万7千人ということになっておりまして、 ちなみに一番人口の少ないのは鳥取県であって58万8千人しかおりません。

こうやってみますと、この政令指定都市もそうだし、この都道府県の人口の推移というか、多さにおいても、大きいところはより増えていき、少ないところだんだん過疎化になっていくと。勝ち組、負け組がはっきりしているようなところでございます。

6月9日の毎日新聞で、福岡市のことが出ておりました。福岡市の推定人口が150万人を超えた と。同市は2010年以降、政令市の中では人口の増加率と増加数が共に最大、34年をピーク時に 約160万6千300人になる見通しだと。福岡は九州全体の堰になっており、福岡がなければ関東 や関西に人が出る可能性がある。推計人口150万人突破は5月1日、人口増は経済力、都市の魅力 のバロメーターとも言えると13日の福岡市役所での定例記者会見で高島宗一郎市長は、3、4年後 に神戸市を抜き、政令市で5番目の人口規模となると意欲を示しております。また、海も近く、山も あるし、交通の便がよく、天神で買い物もできるので住みやすいと市出身のフリーターの男性は福岡 市の魅力を語っているということでございます。 1カ月ほど前なんですが、ある週刊誌に道州制のこ とが載っておりました。その道州制の中で、道州制になったらどこが州都になるかということなんで すが、九州はダントツで福岡であるというふうに述べております。これは今までのこの人口推移を見 れば大体誰でもわかることなんですが、そこの週刊誌の中には、ただドンキホーテが1件あると、熊 本県であると。自分のことがわかっていないようなことを述べてありました。これは悔しいですね。 やっぱしその福岡一極集中になるというのは、やっぱし熊本県人としては寂しいものでございます。 だけども、熊本県の中では我が大津町は隣の菊陽、それから合志市と共に人口が増えているところで ございまして、この流れ絶やすことなくですね、施策を打っていかないといけないんじゃないだろう かというふうに思うところでございます。

今、大津町のホームページを覗いてみましたが、この大津町のホームページ、この大津町のホームページというのは大変よくできておりまして、非常に評価も高いんですが、大体その私たちが委員会とか何かで行政視察行ったときも、相手のところは必ずこの町のホームページを調べてまいります。そして、今まで私が行った中では、やっぱり調べて、着いて挨拶すると、いやいや、私たちのほうからおたくたちに聞きたいことがあるんですよというふうに逆に聞いてこられるところが非常に多かったということで、ホームページを見て相手の市町村も大津町を見ておられると、こういうことだと思うんですけれども、この大津町の紹介の中で、位置と地勢ということで、ちょっと読んでみますと、大津町は熊本市の東方約19キロメートル、阿蘇山との中間に位置しており、別府、阿蘇、雲仙などの観光ルートの路線上にあります。阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、原野地帯と、それより緩やかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって、南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。大津町は、国道325号線と国道57号線が縦横に走っており、熊本空港、九州横断自動車道路熊本ICを近くに要する交通条件に恵まれた田園都市です。

人権は3万人を突破し、近年ますます増加を続けております。こういうことが書いてあります。確かに非常にいいことなんですけれども、しかしやはりこれからですね、もう少しその気合いを入れてPRするというのも大事なんじゃないかということです。例えば、家入町長も選挙のときはリーフレットで有権者にいきいきと力強く訴えられておりました。この人口を増やそう、大津町に住んでくださいと、こういういいところですよというふうなPR、これは相手に思いが伝わるような熱意のあるPRをしていこうではありませんか。

さて、私が思いつくまま大津町の長所を述べてみたいと思います。これは、もう皆さん周知のことなんですけども、まず交通の利便性がいいということ、熊本市にも山鹿、菊池、阿蘇にも近い、JRは30分ごとに出ている、熊本駅もで36分しかかからない。大津着最終便は夜の12時23分であると、JR南口から熊本空港まで無料タクシーが出ていると、高速道路も近い、高速バスを利用して天神まで通勤している人もおります。

2番目に、健康づくりに便利だということ。スポーツの森大津には5キロのジョギングコース、ウォーキングコースがあり、体育館がある。その中にはトレーニングルームもあります。民間のフィットネスクラブがあり、筋肉トレーニング、水泳、エアロビクス、ヨガもできます。総合型スポーツクラブもあります。卓球、バドミントン、テニス、ミニバレーなどが楽しめます。それから、熊本市の県立運動公園パークドームまで車で20分しかかかりません。

3番目に、買い物に便利だということです。大型量販店としてHIヒロセ、イオン、ダイレックス、 鮮度市場、ナフコ、しまむら、西松屋などがあります。

4番目に、安全・安心であるということです。まず、地元に大津警察署があります。こんなに安全なことはありません。5番目に、若者が多く活気があると。これは、もちろんその大津高校、翔陽高校の高校がありますし、またお隣の南阿蘇村にある東海大学農学部の学生というのは千人おりまして、そのうちの800人はよそから来ているそうですが、熊本県じゃなくてですね、県外の人だそうですけれども、その人たちが南阿蘇村の下宿、アパート、そして一部は大津町にも住んでおります。そして、その下宿なりアパートにいる800人の学生は、買い物はほとんど大津町でするそうであります。そういうことで、若者が多く活気のある町であります。

それから、6番目に、さっきも出ましたビジネスホテルが多いと、こういうことでございますけれども、こういったことをホームページに載せて、積極的に大津町に住んでもらうようなことをやる。 あるいは、大津町においでというふうな、大津町に住みませんかというふうなコーナーを設けるのもいかもしれません。

町長にお尋ねいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 坂本議員の大津町、本当に便利な町、これから伸びゆく町というようなことで、今までの大津町の素晴らしいところを言っていただきまして、我々としても、さらなる大津町をよくするために今までやってきて、子育て支援関連等に対する美咲野団地の住宅がいっぱいになったというような思いもしております。もちろん、そのほかには誘致企業関連等をしっかりと誘致しなが

ら、雇用の確保も図ってきたところであり、本当に大津の利便性というか、生活しやすい町になって きたのは確かであります。しかし、これに安心することなく、次のチャレンジをやっぱりやっていか なくちゃならない。子育て支援関連は、ともかく続けながら、あるいは企業誘致も続けながら、今後 については高齢者の健康増進に対する施策をしっかりと今後やっていかなくちゃならない。そうする ことによって、住んでよかったなと言われるような高齢者の皆さんに喜ばれる、そんなまちづくりも 第一に必要ではないかというふうに思います。もちろん、企業誘致の関連等につきましても、今、議 員おっしゃるように、57号と325号、あるいはJR、あるいは阿蘇熊本空港ございますけれども、 新たに我々がずっと計画が延び延びになっております中九州高規格道路関連等についても、しっかり とした推進を今後図っていくことによって、企業誘致の推進につながってくるものというふうに思っ ておりますし、利便性のあるためには、現在駅前楽善線を平成26年度完成目指して頑張っておりま すので、その辺の台地の新たな開発、学校周辺等の開発関係等も推進をしていかなくちゃならない、 今後のいろんな課題もございますので、そういうような一つ一つの課題を新たなチャレンジとして、 新たなまちおこしにつないでいけるようなことを今後しっかりと取り組んでいきたいと思います。そ のためには、大津町の農業関連等の職の問題等についてもしっかりと観光協会をつくらせていただい ておりますので、そちらのほうの協会のほうでしっかりと大津町のPR啓発をお願いしていきたいと いうふうに思いますとともに、町のホームページもしっかりと、さらなる更新をやって町外の皆さん とともにPRを心掛けていくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) やはり町が発展するということは、町民のみならず、大津町出身者から見てもうれしいことだと思います。東京で、大阪で、そういう人たちが大津町のホームページを見て喜ばれる。そして、自分たちが一緒になって応援してくれる。そして、私たちも一人一人が、大津町はよかとこですというところをPRしていただけたらいいと思います。今、大津町は大体1年間に500人ほど人口が増えていると思いますけれども、しかしこれがもし減少なんかに転じたら大変なことであります。これはすべてが非常に悪いほうに、悪い方になっていくわけですから、この辺、一生懸命やっていきたいと思います。

それから、3問目に入ります。上井手光尊寺の雑木の件であります。昨年の洪水による上井手護岸復旧工事が行われましたけれども、それに伴い護岸の雑木も伐採されて、防災上も、景観からもすっきりしましたが、光尊寺の西側の20メートルほどが伐採されずに残っております。地元から苦情が出ておりますけれども、経過と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 坂本議員のご質問にお答えします。

上井手は大津町、菊陽町の水田382ヘクタールの灌漑用水路として延長13.4キロメーターを有しておるところです。周辺の宅地化が進み、上井手水路の流入量が増加していることから、これまで国・県の事業等により整備を図ってきたところですが、平成20年度から平成26年度まで県営灌漑排水事業第1期計画で右岸の上井手水路の改修を行っているところであります。議員ご指摘の箇所は、

第1期計画で未整備区間だったため雑木が残っております。大きく土地改良区と協議しまして、今年 の水留め期間に伐採するとの内諾を得ておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 坂本典光君。
- O11番(坂本典光君) これで終わります。
- ○議 長(大塚龍一郎君) これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時20分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成25年第3回大津町議会定例会会議録

平成25年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)								
平成25年6月18日(火曜日)								
出 席 議 員	1 番 金 田	英 樹	2 番	豊	瀨 和 久	3 番	佐 藤	真 二
	4 番 松 田	純 子	5 番	桐	原則雄	6 番	山本	重 光
	7番本田	省 生	8 番	府	内 隆 博	9 番	吉 永	弘則
	10 番 源 川	貞 夫	11 番	坂	本 典 光	12 番	手 嶋	靖隆
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	田桂伸	15 番	荒木	俊彦
	16 番 大 塚	龍一郎						
欠 席 議 員								
職務のため 出席した	局	長府	内 隆	_				
出席した事務局職員	書	記 堀	川美	紀				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のた者の出席した者の職氏名	町	長家	入	勲	企画部分	è 画 課 長	杉水	辰 則
	副町	長	永 保	則	会計 管兼ねて会	管 理 者 会計課長	徳 永	太
	総 務 部	長岩	尾昭	德	総総	务 部 亍 政 係 長	白 石	浩 範
	企 画 部	長木	村	誠			П 41	(百 単)
	福 祉 部	長中	尾精	_	企 企 画 課 貝 兼ねて行 <sup>達</sup>	画 部 対 政 係 長 革推進係長	羽熊	幸治
	土 木 部 併任工業用水道	長 課長 中	山 誠	也	教	育 長	那须	雪 子
	経 済 部	長大	塚 義	郎	教 育	部 長	松永	髙 春
	子育て支持	爰 課 松	永 髙	春	農業委員会	会事務局長	松 岡	秀 雄
	総務部総務	課 長 田	中令	児				

## 議事日程(第3号) 平成25年6月18日(火) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前9時58分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

#### 日程第1 一般質問

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 一般質問を行います。 順番に発言を許します。 松田純子さん。

**〇4番(松田純子さん)** おはようございます。通告番号6番、4番議員松田純子が一般質問いたします。

最初に、コミュニティバスの導入についてお伺いします。コミュニティバスとは明確な定義はあり ませんが、一般的には地方公共団体などが交通空白地域、不便地域の解消、高齢者などの外出促進な どを目的に、自らが主体的に運行するバスと言われております。県内の地域公共交通再編の動きは、 この10年で加速的に進んでいるようです。路線バスの赤字が増えたのが直接の原因ですが、再編に 向けた法改正が後押しした側面も大きいようです。まず、2002年の道路運送法改正で乗り合いバ ス、タクシーの需給調整規制が廃止されました。同規制は、交通事業者自身が黒字路線の収益を赤字 路線に回して維持するのが目的だったのですが、赤字路線が増えすぎて交通網を維持できなくなりま した。バス路線の体質も許可制度から届け出制に緩和され、補助制度も見直され、市町村内路線には 国庫補助ができなくなりました。つまりは、地域の公共交通については地域で対応すべしということ です。2007年には、地域公共交通活性化再生法が施行されました。これらの状況の中で、各自治 体は試行錯誤を繰り返しながら、交通の空白地域解消の取り組みがなされてきております。県内の状 況はどうかといいますと、バス路線の補てんが町の財政を圧迫しているところがあります。例えば、 地域の広い天草市では、2008年約2億5千万円を補助し、年々補助額は増加しているということ です。しかし、いろいろなところでそれらをなんとかしようと、コミュニティバスや乗り合いタクシー を利用するところが増えてきております。水俣市では、2001年にコミュニティバス導入検討委員 会を立ち上げたとき、補助金が2千600万円に達していたということですが、2003年から20 08年に掛けて、コミュニティバス6路線、乗り合いタクシー、スクールバスの利用で、スクールバ スは利用登録した人に無料で乗車する仕組みだそうです。スクールバスを活用している自治体は、1 0年度で全国で347あるそうです。水俣市は、それ以外に路線バス、鉄道、あらゆる手段で空白地 域の解消に努力しているようですが、2012年度のバスの補助金は約3千800万円、乗り合いタ

クシー関係が約1千400万円、計5千200万円で、導入のときよりも増加しております。近隣の合志市では、乗り合いタクシーが3路線、循環バスが2路線を週3回、大人100円で運行しております。また、12年度からレターバスといい、毎日運行するバスが増便されています。バスや乗り合いタクシーの乗降のときは運行ルート上であれば安全管理の下、希望の場所で降りるということもできるようです。利用者に配慮した方法と思います。これで実績は、運行経費、熊本電鉄への委託料、運賃収入、その他を計算すると循環バスで市民一人当たりの負担額は年間129円、レターバスでは566円、乗り合いタクシーは164円、計859円。合志市の人口約5万5千人として財政負担額は単純に4千724万5千円となります。市町村で全国初国の補助事業を活用していない団体として、国土交通大臣表彰に輝いた菊池市の場合です。2002年から2004年に掛けて、市街地は巡回バス、郊外は予約制の乗り合いタクシーに変換しました。この転換により、3千万円を超える路線バスの補助金が約800万円、3分の1に縮小したそうです。市街地を循環するきくちべんりカーは1時間15分で一周、運賃は100円、コミュニティバスは1日に3人乗れば成功と言われているそうですが、菊池市は5年連続で平均乗車数は11名を突破しています。市街地以外はきくちあいのりタクシーで利用者は毎年10%ずつ増加しているということです。

このように、地方の自治体は交通空白地域の移動手段を獲得するために様々な手法を考案し、試行しております。財政の負担をどれほどにするのかは自治体の状況にもよるでしょうし、地域の実状に関しても違いがあります。しかし、確実に高齢化は進み、自家用車に頼れなくなる人々は増えております。24年度の交通事故情報で熊本県の死亡事故者は82人です。その中で、65歳から74歳までが12名、75歳以上が40名となっております。1年間の交通死亡者の約半数が75歳以上ということです。運転により事故に巻き込まれるばかりとは言えませんが、高齢者にとって安全な移動手段を確保するためにも、公共交通機関というものの存在は必要と考えられます。今現在、公共交通機関の乗り入れを希望する方々も出てきていると思いますが、安全・安心のまちづくりのためには、安価な移動手段としてのコミュニティバスの実現を検討していただきたいと思います。

そこで、これらの現状を踏まえた上で、コミュニティバスの導入、または補助金額の増額、乗り合いタクシーの拡大など検討している内容、そして今後の方針を伺いたいと思います。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) おはようございます。松田議員の公共交通機関関連等についてのご質問でございますけれども、町内の公共交通機関としては、地域内を路線バスが運行しており、路線バスのバス停から500メーター以上離れた地域については、公共交通空白地域として、平成17年からデマンド型乗り合いタクシーを導入して、現在家庭の玄関までの運行をしておるところであります。そのことにより、地域における公共交通の空白地帯は解消したものと考えております。平成22年度には、大津町地域公共交通総合連携計画を策定し、公共交通の現状分析を行い、公共交通体系の活性化に向けての方策を検討したところです。その中においても、自家用車を持たない高齢者の商業施設、金融機関、病院、公共施設などの中心部の周遊をどうするかという課題もあります。議員がおっしゃるコミュニティバスについてですが、今後高齢化が進み、高齢者の交通事故も増加傾向にあることを考え

れば、高齢者の方にとって移動手段としての公共交通はなくてはならないものであると思います。コミュニティバスは、既に導入されている自治体もありますが、利用状況を踏まえて経費的な問題が課題となっている自治体も多いと伺っております。また、現在の公共交通を見てみますと、路線バスの再編や路線バス等乗り合いタクシーの連結、または交通結節の拠点であるJR肥後大津駅へのアクセス、さらには学生の通学手段の確保など、大津町における公共交通を体系的に考えなければならないと思っております。今後地域の方や利用者の方のご意見を伺いながら、町の地域公共交通会議において議論を重ねていただき、大津町においてはどのような公共交通体系が望ましいのか、利用者の方にとって、より利便性の高い公共交通体系を目指した取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、現在の公共交通の状況については、担当部長のほうから説明をさせます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- **〇総務部長(岩尾昭德君)** おはようございます。松田議員のご質問にお答えいたします。

現在、町はバス路線に対し生活路線維持補助費として約4千万円の補助を行っております。路線といたしましては、森山西線、岩坂山西線、内牧環状線、菊池線、山鹿線、それと交通センター行きが4路線、合計9路線ございます。平成22年度にはバス路線の見直しを実施いたしまして、高森線と桜丘線の2路線を廃止いたしております。また、バス路線がない公共交通空白地域でバス停から500メーター以上離れている地域から町の中心まではデマンド式の乗り合いタクシーを導入しております。平成23年度と平成24年度の比較では、利用者数が4千451人から6千109人、1千658人の増でございます。37.2%増となり、利用者には大変好評であります。利用時間帯も2便を増便いたしまして、1日4往復、土曜・日曜・祭日の利用も可能であります。今後は、高齢者の利便性の向上や学生の通学の支援も考慮しながら、バス路線の見直しと乗り合いタクシーのエリアの見直しを行っていかなくてはならないと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- **〇4番(松田純子さん)** いろいろなところに補助金を使われているということにびっくりしましたが、 今後バス路線を見直していただき、いろいろな皆さんのところに交通空白地域がないように、そちら のほうを考えていただき、コミュニティバスとか、そういったことも検討していただきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

次に、コミュニティ特区としての副嘱託員制度の導入についてお話ししたいと思います。大津町の人口は約3万3千人、世帯数は1万2千800世帯、それを今65区に分けて行政を円滑にするために、各区には行政嘱託員が配置されております。嘱託員は、行政機関からの配布物を各世帯に配付し、人口移動を管理、世帯からの希望や依頼に対し適切に対応するなど、様々な業務を有しております。区の世帯数は数十軒の世帯から900軒になろうとする区まで様々です。大きな世帯数ができてきたのは近年ですが、業務の内容は状況の変化に対応することなく、以前と変わりはありません。大変なのは印刷物の配付と人口動態です。世帯数が増えれば、区を分割すればいいということもあります。しかし、区にはいろいろな状況が存在します。若い世帯が集まっている集団には嘱託員の配置は難しいところです。また、アパートが次々と建ち上がっているところは分割するとアパート住人に十分な

行政が及ばない可能性もあります。そこで、副嘱託員制度を特区として創設して導入してはどうかと思いますがいかがでしょうか。世帯数250前後に嘱託員の補助として副嘱託員を嘱託員が指名し、配布物の管理と人口動態を依頼するなどして嘱託員の業務の軽減を図ります。その上で、報酬の世帯割の分を分割にすれば、特に報酬の面で増加することはないと思います。報酬は条例で決まっております。もし、この副嘱託員制度を制度化するとなると、条例の改革とかいろいろな面で必要なことが出てくるかと思いますが、それらのことを考慮した上で特区という形を採って全体としてもし多い世帯を分化するとなれば、嘱託員の世帯割数が増えまして100万円程度の増加となりますが、そういったことを考えた上で、副嘱託員制度を制度化した上に報酬を分割するというやり方にすれば、財政的な負担というのは減るかと思います。そういった考えはいかがでしょうか。コミュニティはいろいろな形があります。いろいろな形がそのまま古い状況の中で存続するよりか、新しくできたことに対して新しくいろんな形、そういった形を採るのもいかがかと思いますが、そこのところをよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 松田議員の行政区関連の増加行政区についての分割や、あるいはどのような 方法で負担を軽減するかと、あるいは地域の住民の皆さんとサービス低下がないようにというような ご質問かと思いますけれども、町が委嘱しております行政嘱託員は62名の皆さんには町と地域を結 ぶ重要なパイプ役として行政情報の伝達や世帯の管理、地区の皆さんのご意見やご要望の集約など、 町政の円滑な運営のために大きな役割を担っていただいております。また、区長とし、地区の代表と して、区の行事や相談ごとから、福祉活動、防災活動など、様々な面でご活躍をいただいております ことに対しましても深く感謝を申し上げます。行政区の現状につきましては担当部長から説明をさせ ますが、世帯数が増加している地区もあれば、少子高齢化が進んでいる地区など、抱えている課題も 様々であります。その形態につきましても、昔からの歴史を持つ農業集落を基本とした行政区や、ア パートや新興住宅など新しい住民で組織されている行政区、そしてその両方が混在している行政区に もあります。そのような中で、美咲野区のように世帯数が急増した行政区においては、行政区嘱託員 をはじめ役員の方々、世帯の管理や役場からの文書配付など、大変なご苦労をお掛けしていることと 思います。本年度これらの行政区のあり方や地域づくりをどのような形で行っていくのか、区長会な どと協議していきたいと考えております。そのため、まず行政区の組織体制や役割分担など実態を確 認し、各行政区における問題点や課題を整理していく予定です。議員ご提案の美咲野区における特区 による新たな副行政区嘱託員制度につきましても、その中で整理をさせていただき、行政区嘱託員の 役割や行政区の再編成、そして新たな地域づくりについて方向性を示していきたいと考えております。 現状、課題については、担当部長のほうから説明をさせます。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 議員ご質問の中で、現状等について申し上げます。

行政区嘱託員さんをはじめ、行政協力員の方々におかれましては、年間を通して役場からの文書配付等、大変お世話になっております。現在、配布物が多いところでは美咲野区が889、新区が68

0、駅通区と室東地区で598となっております。少ないところでは、米山区が12、古城区が13、 護東区が14となっております。現在、各行政区におかれましては、区長さんを中心として役割分担 をしていただき、町からの配布物等の対応をしていただいているところでございます。

このように、各行政区におきまして配布物の数も組織体制も様々でございます。現在の各行政区の問題点や課題点を調査させていただき、それぞれの行政区に合った方法を皆様と相談させていただいて、改善できるところは一緒に取り組んでいかなければならないと思います。

今後の新たな地域づくりにつきましても、歴史的な面、伝統的な面におきまして、いろいろな課題・問題があるかと思いますので、行政区の皆様と十分にご相談させていただきまして、展開していかなければならないと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- **〇4番(松田純子さん)** ありがとうございます。美咲野は889とありました。それと、あと米山とかそういったところが12、13、14ぐらいの世帯数、その違い、あまりにも世帯数が違うんですが、そういったところはいくつかのところに合流するとか、そういったことできないんでしょうか。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 再質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今年からですね、行政区関係の件につきましてはアンケート等いろんな形で調査をさせていただきたいと思います。先ほど申しましたように、伝統的な面、文化面、いろいろそれぞれの地域コミュニティございますので、その辺を十分区長さんをはじめ住民の方からお聞きしまして、その辺も含めて今後総合的に考えていきたいというふうに思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- ○4番(松田純子さん) 地域の活性化のために、よろしくお願いしておきます。

次に、男女共同参画社会実現のための町の方針と拠点づくりについてお伺いいたします。平成2年7月、大津町男女共同参画推進懇話会が発足しました。平成20年9月、大津町まちづくり基本条例の中で男女の参画を原則としたまちづくりを促進すると明記してあります。第5次大津町振興計画後期基本計画、平成23年度から平成27年度の男女共同参画の推進の中で、1、基本事業を取り巻く現状と課題では、男だから、女だからという役割分担的意識、社会的慣習があるため能力の十分な発揮がされず共同参画が遅れている。2、各種審議会へ女性登用については、女性の参画は限られている。3、近年、女性への暴力や高齢者への虐待は増加傾向ですが、個人的な問題と捉えている人も多く、社会的理解が不十分で、正しい認識と地域力を必要としています。また、基本事業の目標として、各種審議会の女性登用率、現状値17.6%から30%へ、女性区長を3人へとあります。基本事業の展開方針としては、男女共同参画都市として男女共同参画社会の実現を推進するとあります。しかるに現状はどうかといいますと、平成22年度大津町町民意識調査から男女が平等と思えるのは教育の場だけであり、社会通念上の差は存在している。法律や制度は平等だが、実生活は平等と感じることはないという回答がたくさんありました。各種審議会の女性登用枠に関しても、計画スタート時19.5%から逆に低下しています。女性区長を3人という目標についても、目立った行動も成果もありま

せん。目標の達成は平成27年です。あと2年です。女性が社会の中で力を発揮できないのはなぜでしょうか。いろいろな場面を考えてみますと、第一に身体的な問題があります。女性は子どもを産み育てることです。大学や高校を卒業し、男女同じように仕事に就きます。そうした中で、結婚して妊娠をします。妊娠するとどうなるかというと、退職ということがほぼ一般的な結論となります。社会がそのように動いてきていましたから。では、なぜ退職かといいますと、子どもは3歳まで母親の手で育てなくてはいけないとか、保育所がないとか、仕事と子育てと家庭運営と近所づきあいとPTAと子ども会と親戚づきあいと、数え上げればきりがありません。そういう環境が退職へと流されていくのではないでしょうか。それを当たり前に考えている身近な人たちは、今もたくさんおられます。

第2に歴史的背景があります。人類が誕生し、数人の集団が生活をするとなると、家をつくること、 獣を捕ること、集団が大きくなり武力を用いるようになったときには、男性の力は女性の力の比例は なく、自然と男性社会となってきました。それから何千年と引き続いているのではないでしょうか。 もし、女性も男性と同じ筋肉があったら、今の世は違っていたかもしれません。これは私の持論であ り、意見であり、確たるものではありません。しかし、女性が子どもを産むということは、人類にとっ て最も重要で、最も過酷な問題です。妊娠・出産が過酷というと、生命誕生に何ということを言うと お叱りを受けるかもしれませんが、今でこそ出産は安全に、母子共に危険が少なく安心できることで すが、もっともっと古い時代では、妊娠と出産は生死を分かつほどの大きな出来事だったのです。世 の中は力強い男性と人類の未来を背負った女性でできている集団です。それぞれが、それを尊重しあ い、重く受け止めて社会を構成しなければなりません。女性が社会で能力を発揮するときに、この人 類の未来の問題がついて回ってはいけません。働きやすい職場をつくり、男性であっても育児に参加 し、PTA活動に名を連ね、料理はできなくても掃除はしましょう。仕事で保育園のお迎えがママが 遅くなったらパパが時間をつくって迎えに行こう。このごろの若い夫婦にはこのような生活をしてい る様子が伺えます。このような若い夫婦が増えていけば、男女共同参画について頭を抱えることもな いかもしれません。しかし、現在の状況ははなはだ悲観的です。女性が結婚して働くことは、これか らの社会にとって必要不可欠です。いろいろな意見をいろいろなところではっきりと口にし、能力を 自在に発揮して活力ある社会を構築してもらわねばなりません。女だからといって意見を差し控える ことは、自ら女性の未来を封印してしまっているのです。しかし、封印してしまうような状況がある とすれば、質さなくてはいけません。自分たちの時代が悲壮感に満ちたというのは言い過ぎかもしれ ませんが、今後の世界は男女参画が普通の世界になる、そのためには今の私たちがしっかりしなけれ ばならないと思っています。大津町はその宣言をしております。しかるに、平成17年度末から女性 の活動拠点が廃止されました。女性活動グループ間の連携、共同体制が迅速に機能していけません。 平成24年4月からは、子育て支援センターの倉庫の一角を会議室として借用されているようですが、 活動の拠点にしては設備に乏しく、機能が果たせません。男女共同参画センターの設置は、多様化す る相談業務、学習機能、情報交換など必要と考えられますが、現状は倉庫のたらい回しに等しいです。 懇話会の方々は男女の認識を変えるべくエプロンシアターなど積極的に活動されているように見受け られますが、あまりにもバックアップがなさすぎると思います。

DVの問題も看過できません。各種の報道機関を賑わさせた長崎ストーカー殺人、日本中に様々な問題を投げかけております。DVなど大津町では聞かないなと思ったら大間違いです。女性に対するDVは増えております。はっきりとDVから逃げてきたと意思表示して行政の支援を求めることができるとすればよいほうです。DVを受けても、私の言い方が悪かった、怒らせた私が悪い、DVがなければ優しい夫だ、そう言いながら現状に甘んじている人もいます。そのような状況を放置することは、女性の消極気質を助長することになります。DVに対し毅然と対処し、自分らしい生活を取り戻す援助も大きな仕事の一つです。もし、ご自分の娘さんが結婚して里帰りのたびにシップを貼っている、元気がない、ケガをしている、もしかしたらDVと感じたとき、どこに相談しますか。

いろいろ申し上げましたが、男女共同参画社会の実現を目指す町の方針と拠点づくりについてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 男女共同について、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合 い、性別に関わりなく個人の尊重と能力を発揮することができる、そのような男女共同参画社会の実 現は重要な課題であると認識をしております。まちづくり基本条例でも、自立した地域は男女が共に その個性と能力を発揮して、まちづくりに参画することで創り上げていただいたと記載をしておりま す。最近は経済情勢が大きく変化し、少子高齢化はさらに進み、そして女性の社会進出が著しくなっ てきております。子育て、職場、家庭などにおいて女性を取り巻く環境は多様化しており、そのニー ズも様々ですが、町としましても子育て支援をはじめ相談事業などにも力を入れているところです。 今年3月に大津町男女共同参画推進懇話会から第8次の提言をいただきましたが、4つの提言の中の 一つが、男女共同参画社会の実現のための拠点づくりとして、男女共同参画センター設置の提案であ りました。現在、中央公園の倉庫の一角を会議室としているが、活動の拠点として設備が乏しい。 2 つ目が、女性が気軽に集まり、交流し、情報交換ができる施設とする。3番目に、NPOや企業、団 体などの連携や情報を集約発信する新たな公共としての拠点が不可欠であるなど、具体的な提言であ りまして、女性センターの今までの経緯や現在の取り組みなどにつきましては、担当部長から説明を させますが、平成23年に男女共同参画都市制限を行い、現在男女共同参画推進プランに基づき、男 女共同参画社会の実現に向け取り組んでいるところです。懇話会からの提言を尊重し、大津町女性の 会をはじめ、関係団体、機関との連携を図り、意見交換を行いながら実現に向けて取り組んでいきた いと考えております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 議員のご質問にお答えいたします。

その中で現状でございますけれども、現在、男女共同参画推進プランに基づきまして、男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、喜びを共有できる男女共同参画のまちづくりを推進しているところでございます。その中で、大津町男女共同参画推進懇話会では、町への提言はもとより、活動する懇話会といたしまして固定的性別、役割分担やワークライフバランスなど、身近な生活の中の出来事をエプロンシアターで表現し、ふれあいサロンやデイケアなど、多方面で地域出前講座を行い、住民

の意識改革を推進されております。また、男女共同参画推進セミナーのOBで結成されたきらめき会の活動は、会員で講座等を計画立案され、会員自ら講師になり講座を開催されております。このように、地域に根ざした活動や広報紙、情報誌、チラシなどにより住民への啓発に取り組んでおります。 今後もNPO法人など多くの住民活動団体との連携を密にしながら、男女共同参画社会の実現に向け着実に推進していきたいと考えております。

女性研修センターにつきましては、平成9年から現在のシルバー人材センターを利用されておりましたが、平成17年に大津町振興総合計画の策定のときに、健康センターと男女共同参画センターの複合施設の建設を検討いたしましたが実現いたしませんでした。その後は、大津町交流施設の研修室やシルバー人材センターの会議室などを活用されておりました。平成24年子育て健診センターの隣接地にあります倉庫の一部を改修し、会議室として利用いただいております。

今後は女性に関する情報収集や発信、各種技術の習得、そして女性や子ども、高齢者などが集えるような多目的施設を備えた拠点は必要ではないかと思っております。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 松田純子さん。
- ○4番(松田純子さん) ありがとうございます。昨日の一般質問の答弁の中で、大津町は子育ての町、 高齢者に優しい町という内容がありました。でも私は一つ抜けていると思うんですよね。それは女性 が元気な町ということで、男女共同参画社会を目指すのであれば、女性の社会進出を町政全体がバッ クアップしなければいけないと思います。女性区長の擁立に対して、全体としてどのように対応され てきたんでしょうか。もしそれらの対応が抜け落ちていたとすれば、早急に皆さんの意識改革をして いただいて、男女共同の一つの課だけにいろいろなことを、担当を負わせるのではなくて、全体で考 えて実行していくべきだと思います。女性区長に問題に関しましても、ただ単に女性区長は3人にし ようというふうな目標を掲げるだけではなく、総務課などからですね、女性区長の擁立に関して地域 に呼びかけるとか、そういったことも必要になってくるかと思うんですが、そういった対応というの が役場全体、町政全体の意識が薄いと感じるんですけれども、今後そのような意識をしっかりもって いただくということをお願いしたいと思います。

それから、6月23日から29日というのは、何かご存じでしょうか。これは、男女共同参画月間として階段にひっそりとポスターが貼ってありましたが、とても寂しい思いがいたしました。もう少し町全体で男女共同参画事業ということに対して意識を持っていただきたいと思います。人材が乏しいと言われてしまえば終いかもしれませんが、発掘の仕方も悪いと私は思いますので、今後とも総務課の方々、それから町政全体として女性の活躍の場を広げていただくこと、そして発掘していただくこと。いろいろなところからいろんな情報を得て、女性が手を挙げて来れるような、そういう場所づくり、そういったことを考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。10時50分から再開いたします。 午前10時38分 休憩

 $\triangle$ 

## 午前10時49分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) おはようございます。お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号1 番金田英樹が一般質問をいたします。

まずはじめに、今後の介護高齢者福祉への取り組みについて伺います。現在、町内の特別養護老人ホームをはじめとする福祉施設には、多数の待機者が存在し、特に私自身、特別養護老人ホームの受入数増加の要望を受けることは少なくありません。一方で、高齢者人口はさらなる増加傾向にあり、財源が不足する状況の中、我が大津町においては昨年4月にも65歳以上の介護保険料が4千800円から5千100円に引き上げられ、高い介護保険料に対する不満の声も聞いております。高齢化が進展し、自然体でも介護保険料のさらなる引き上げが予測される中、特に補助の割合の高い特別養護老人ホームを増やせば、間接的に投入されることになる国・県・町の公費の増加はもとより、直接町民の支払う介護保険料にも跳ね返ってくることが予想され、この2つの要望を両立し得るのは難しいというのが現状でしょう。実際に昨年度の介護保険料改定の際に老人ホームなどの充実化を図った苓北町では、3千400円から4千400円と上げ幅にして29.4%、千円の値上げを行っており、サービスを受けていない世帯においては、数字だけを見れば負担のみが増加した結果となっております。

そういった中、実際に大津町の住民の声としても、私自身、町を歩き、福祉を語る際、困っている人のために特別養護老人ホームを増やすべきだとの言葉をいただくことは少なくありません。一方で、介護保険料が高いとの声も同様によく耳にしており、このトレードオフ、両立の難しい関係の中、自治体としても頭を悩まされているということは十分に理解できます。しかし、そういった状況だからこそ、行政の努力、工夫をするとともに、積極的な情報提供により、住民の方々の理解を得ていくことが重要だと考えております。厳しい状況です。しかし、介護高齢者福祉は、全住民が向き合う可能性がある重大な問題であり、その厳しい状況の中でもできる限り、ムリ、ムラ、ムダのない効率的な形で何らかの対策を行っていく必要があります。また、結果的にサービスを享受しない場合においても、充実した福祉体制はすべての住民が安心して暮らすために不可欠なものと言えるでしょう。

こういった状況の中、国の基本的な路線としては、予防による健康年齢の引き上げ、公費負担の少ない地域密着型サービスをはじめとした在宅介護・看護の充実などを推進しているところであり、これまでのところ大津町としても基本的には同様の路線にて取り組みを進めている、そういった認識です。ただし、現実的には予防の効果には限界があるとともに、老人一人暮し世帯、夫婦のみの世帯に等においては、在宅介護では対処できないケースも多数あります。また、そのほかにも経済的な理由等により特別養護老人ホームしか選択肢がない方もいるのが現状です。

そのような現状を踏まえ、大津町において、より多くの住民が安心して暮らせる充実した福祉体制 を構築するために、まずは介護度や症状、世帯状況、経済状況等によっても異なるニーズ、需要の総 量、比率を正確に把握分析することが一つのスタートラインになると考えますが、担当課には事前 ヒアリングの際もお話させていただいたとおり、大津町ではまだこのニーズ把握が十分にできていない

という認識です。しかし、現状ある程度正確に把握できていない限り、中長期的な計画は立てられず、 場当たり的な対応ではムダやムラが多くなることは明白です。特に国の方針として、住民票のある自 治体の住民のみが利用可能な地域密着型サービスを推進する中、大津町としても在宅、入所を問わず、 どのようなサービスが我が町に必要かを積極的に把握し、計画的に手を打っていく必要があります。

ニーズとそれに伴う必要なサービスについて具体的な事例を話させていただきますと、例えば大津町には入居できる施設として、特養以外にグループホームや老人保健施設もありますが、例えばグループホームは、そもそも認知症がなければ対象にならず、また概ね身辺の自立ができ、共同生活を送ることに支障がないことが前提となります。さらに、医師・看護師は必置ではなく、介護度や医療依存度が高いと受け入れられることはまれという現状があります。要件では、医療費が包括払いであり、透析や持続的な点滴を行っている方などは同様に入所が難しく、さらに基本的には病院から自宅や老人ホームに移るためのリハビリを行うことを目的としており、通常は入居期間が3カ月に制限されております。経済的な問題では、グループホームの場合は相場は安くても月10万円程度。それに入居時に10万円から利用料2カ月分程度の補償金や入居料が必要になるのが普通です。また、老健でも一般的には同程度の費用がかかり、ある程度の所得や蓄えがないと入所できないのが現状でございます。もちろん、在宅者へのサービスに関しても様々なサービスの種類があり、ニーズの把握とそこからの対応が求められます。例えば、私も医療措置も必要な要介護者を持つ複数の家庭より夜間看護体制の充実化を求める声を複数受けております。今後、町の介護、高齢者福祉を考えていく中、まずこのニーズ把握を早急に行い、それに基づいた中長期的な計画を立てるべきだと考えております。

以上を踏まえて、介護高齢者福祉ニーズ把握の現況と今後の計画及び施設の待機状況、その中でも特に要望の多い特別養護老人ホーム待機問題改善に向けた計画について、町長の考えを伺います。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 金田議員の今後の介護や高齢者福祉等への取り組みについてのご質問につきまして、大津町におきましては平成24年度に第5期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、その計画に基づき事業を展開しているところでございます。本年度は、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の資料収集の年度でもあり、菊池圏域で調査内容等を検討し、住民からのニーズ調査を行うこととしています。現在の町の65歳以上の高齢者人口は6千384人で、今後も増加傾向です。また、要介護・要支援認定者として1千196人が認定されております。その中で、居宅での介護サービスの状況としましては、訪問や通所の介護サービスやリハビリ等のサービス等を実施しています。

次に、家庭での介護が困難になってきた場合には、小規模の地域密着型サービス利用や介護老人福祉施設等に入所され、サービスを受けておられます。現在、介護老人福祉施設への待機状況としましては、介護度4または5の人で、在宅からの待機者や介護老人保健施設での待機者、あるいは老人ホーム等の入所者が体調をこわされ待機されている方もおられ、増加しております。本年度は、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に必要なニーズ調査を行うとともに、早い時期に介護老人福祉施設、特養等の待機状況を把握し、分析し、今後の介護保険事業や高齢者福祉の充実に努めていきたい

と考えております。

また、地域の子どもや高齢者が利用できる健康増進トレーニングセンターなどの多目的施設の整備 も考慮していかなければならないと考えております。そのためには、民間活用も併せて協議していく 必要があると思っております。今後の取り組みについても、部長のほうから説明をさせていただきま す。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 金田議員の一般質問の中の今後の介護高齢者福祉への取り組み状況についてお答えいたします。

町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画としまして、平成26年度までは現状の第5期計画で事業を展開してまいりたいと考えております。現在、町の65歳以上の人口は本年5月末で6千384人、高齢化率で19.2%です。今後も増加傾向にあります。その中で、健康寿命を延ばすため健康づくり事業、介護予防事業を推進し、地域の中で元気に暮らしていける方を増やす取り組みをしております。

次に、現在の要介護・要支援の認定者の方が1千196人で、この5年間約230名が増加しており、認定率は18.7%になっております。平成25年5月現在の介護サービスの状況としましては、在宅の方への訪問介護や通所サービス等の居宅サービスを利用されている方が723人おられます。それから、在宅での家族等の介護サービスが難しい方で、地域密着型のサービスを利用されている方が70人おられます。介護老人福祉施設特養等に入所されサービスを利用されている方が235人おられます。現状では、居宅サービスが多く6割以上を占めております。そのほか、養護老人ホームや有料老人ホーム等6施設を利用し生活されている方が186人おられ、大津町出身の方は78人になっております。

平成23年度末の第5期計画の中でのニーズ調査におきましては、高齢者保健福祉に対する要望で特に多かったのが次の3点でございます。1番目が、在宅介護のための自宅を訪問するサービスの充実で、2番目が特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設の整備、3番目が在宅で介護をする家族に対する支援の充実となっております。本年度は、先ほど町長が申しましたように、第6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の資料収集の年度でもあります。このような要望を念頭に、今後のニーズ調査の結果を介護保険事業や高齢者福祉の計画に生かしていきたいと考えております。

なお、ニーズ調査の内容につきましては、国から8月ごろに通知がある予定で、その後、菊池圏域で打ち合わせを行い、調査内容を決定し、各市町で実施予定になっております。現状を分析し、十分な打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。

さて、現在町の介護老人福祉施設特養はつつじ山荘のみですが、定員110名になっております。 現在の待機者はかなりおられますが、その中に大津町在住の方が何人おられるのか、早期入所が必要 な方がどれぐらいおられるのか、状況を確認しているところでございます。現状では100人を超え る待機者の中で大津町の方が30人程度おられるということで、町の入所者の方が82名おられます。 現在、町全体の待機状況としましては、介護度4または5の人で在宅で待機されている方、介護老人 保険施設で待機されている方、老人ホーム等の入所者で体調をこわされて待機されている方がおられます。ある程度の待機者は把握しておりますが、早い時期に調査を行い、介護老人福祉施設特養等の 待機状況を把握分析し、今後の介護保険事業や高齢者福祉の充実に努めていきたいと考えております。

先ほどの町長答弁の中にもありましたが、待機者の状況次第では地域密着型の施設整備、介護老人福祉施設特養の整備や子どもから高齢者まで利用できるトレーニングセンターの地域開放型の多目的施設整備が必要になってくると考えます。そのためには、補助事業での整備や民間活用等も考え、協議していく必要があります。なお、施設整備での利用者の介護サービス増加については、介護保険料のアップにもつながると予想されますので、慎重に対応していきたいと考えております。議会への対応としましては、状況報告も含め、早い時期から協議させていただきたいと考えております。

以上のとおりです。よろしくお願いします。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問いたします。

通告書をご覧いただきますと、私の質問としては、今後の介護高齢者福祉ニーズ把握に向けた計画ということでしたが、どちらかというと今後高齢者福祉全般に向けたご回答だったかと思います。ここでちょっともう少し詳しくお伺いしたいんですけれども、高齢者福祉ニーズ把握に向けてというところで、先ほど国の動きを待つというお話だったんですけれども、例えば今の待機問題というのは、昨日今日発生した問題ではなく、これまでもあった問題で、町としても検討してきたことはあると思います。国だとか菊池圏域に任せるのではなく、大津町としても何かしらやっていくべきことだとは思っております。

そういった中で、今は国と菊池圏域の動きでしたが、大津町としてどういったことを計画しているか、そういったものが漠然としてでも計画が立っていればお答えいただければと思います。

#### ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長(中尾精一君) 金田議員の再質問にお答えいたします。

現状の内容の把握ということでは、関係者ということでケアマネージャーの方、それから関係事業所の皆さんと現状の把握をしていくということでは、現在話を進めているところでございます。ケア会議等につきましても毎月行っておりますので、その中でこの今後のニーズ調査についての検討も入れさせていただきたいと今考えております。現状、所管の福祉部の中でも会議の中で今後の介護計画につきましての内容、どういう問題を質問事項に入れるかということで、国から、先ほど申しましたように、内容の部分が届きますけれども、それだけでの調査という形ではなくて、町独自での計画もそこに入れさせていただきたいと思います。実際に老人介護施設等に入所されている方、それから家族の方からのご意見もいただいておりますけれども、そういう部分ももう少し分析させていただきながら、町独自の調査内容にさせていただきたいと思います。

それから、待機の調査につきましては、大津町の施設だけではなくて近隣の施設に入所されている ところもありますので、広域的な調査ということで、今どういう形で進めるかを検討しております。 早めにそういう内容を決めながら、8月の国からの内容を私たちのほうで確認しながら、圏域のほう にも生かしていきたいと思いますし、町独自でのニーズ調査としても生かしていきたいと思っております。特に待機につきましては、先ほど少し人数を申しましたけれども、現状、急々な場合での対応としましては、ケアマネージャー、それから家族との会議の中で必要な施設、それから必要なサービスを準備しております。現在、老健施設では20数名の空き具合がありますので、そういった急々の場合での対応としては、現状やっていけるということで私たちも把握しておりますので、そういう部分では利用される方が困らないサービスということではやっているつもりですが、そういった部分でまだ不足しているサービスがありますので、そういう部分のサービスにつきましても、今後のニーズ調査の中に要望等を入れさせていただきたいと考えております。

以上です。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 先ほどの答弁の中に、ケアマネージャーを通して把握しているというお話がございましたが、ケアマネージャーというのはあくまでも相談に来た方、顕在化しているニーズのところだと思います。そこだけではなく、まだ相談には来てない、あるいは今後高齢者になって福祉のニーズが発生する中で、そういった方がどうだということで考えていく、点ではなく線でも捉えていく必要があると思います。そういったところに関しても、8月までを待つのではなく、実際来たときどういった対応をしていくかということを今のうちにしっかりと考えて、より有効なものになるようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。介護給付適正化に向けた取り組みについて伺います。介護保険を取り巻く厳 しい環境については先ほどの質問で述べたとおりであり、正確なニーズを把握することで、ムラ・ム ダのない計画を立てていくことの必要性について話をさせていただきました。言うなれば、資源の適 正配分により限りある財源を有効に使う、そういう発想です。一方で高齢化人口の増加等により介護 給付が急増する中、出口確認、つまり無駄な施設を減らすための取り組みも同様に重要となっており ます。国・県としても、介護給付の適正化を推進することで、不適切な給付を削減し、介護保険制度 の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度に資するための取り組みを行っているところです。その中 で、熊本県の介護給付適正化プログラムにおいては、要介護認定の適正化、ケアマネージメントの適 切化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化が3本の柱として上げられております。これらの 取り組みを簡単に解説すると、要介護認定の適正化は介護度の認定調査に対し審査判定手順や調査方 法などの研修等を実施し、適正な介護認定に努めるものです。ケアマネージメントの適切化に関して は、介護サービスを提供するために適切なケアプランが必要な過程を経て作成されているか、提供さ れているサービスは過不足なく要介護者の状況に即しているかの点検。さらに、住宅改修、福祉用具 購入、貸与に係る現地調査等により、利用者のニーズに対して適切に給付がされるよう取り組んでい るものです。サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化については、適正な給付の実現のため、医 療給付情報と介護給付情報との突き合わせ、被保険者ごとの給付情報の確認を行うとともに、さらに 介護給付費通知の発送などにより、利用したサービスの内容や支払った費用を被保険者自らに確認し てもらうことにより、適正なサービス利用の意識啓発を図るものです。これらについて、我が大津町 においても一定の取り組みは既に実施しているところでありますが、現状では先進地と比較すると各 取り組みの進度不足は否めず、今後はさらに踏み込んだ取り組みが必要であると考えております。

具体的にいくつか上げさせていただきますと、例えばケアプランチェックにおいては、点検件数が 十数件、全体の1、2%程度であり、抽出先についてもケアマネージャーや施設によりばらつきがあ るとのことですが、ケアマネージャーや介護支援業者へのより一層の意識付けの観点から、よりバラ ンスよく抽出することが求められます。さらに、ケアプランチェックによる過誤の発見、プランの質 の向上の必要性、重要性を考えれば、抽出数を増やすことも必要であるかと思います。また、現在は 過誤の発見にとどまっている取り組みの進度を始動まで深めることも考えていかなければならないか と思います。住宅改修の点検や医療情報の突合、縦覧点検についても同じく抽出件数は数%であると のことですが、このように取り組みは行っているものの抽出件数が少ない自治体があることは、県と しても課題として上げている部分であり、実効性の観点からも、より一層の取り組みが必要になるか と考えます。また、福祉用具貸与については、基本的にケアマネージャー任せになっているとのこと ですが、私の身近でも介護状況の変化等にて使わなくなった福祉用具が借りっぱなしになっていると いう話を耳にします。しかし、例えば一月のレンタル料が利用者1割負担、400円のシルバーカー の場合でも介護保険からは残りの9割、一月3千600円が支払われることとなり、こういった無駄 が多数発生していては財源がいくらあっても足りなくなるのは明白でございます。もちろん、これら の取り組みは限られた財源の中で必要な人に必要なサービスを最適に配分するのが目的であり、それ を忘れ単なる介護給付の削減が目的化することは許されないことです。しかし、国や県からの負担金 や住民が支払う介護保険料が急増している現状においては、やはり何らかの対応が必要です。よって、 大津町で早期に取り組むことができる現実的な方策の一つとして、町の職員数も限られている現状に おいては、各担当職員の専門知識向上や取り組み別の効果測定に基づいた各取り組みの優先度付け、 先行事例研究や現状分析による手法自体の改善・見直し等が求められると考えております。

以上を踏まえまして、介護給付適正化に向けた町の取り組みの現状評価、こちらは簡潔にで結構でございます、及び介護給付適正化に向けた今後の計画について、町長の考えを伺います。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

**〇町 長(家入 勲君)** 金田議員の介護給付適正化に向けた取り組みについてお答えします。

高齢者及び介護認定者の増加により、介護給付費が増加している現状の中で、町の介護サービスは 地域包括支援センターが介護保険関係の事業所と相談や支援を行いながらケアマネージャーが作成し たケアプランに基づいてサービスを提供しているところでございますが、議員おっしゃるように、そ のケアプラン、あるいはケアマネージャーの内容等については、まだ不十分であるのはもう自覚して おります。そういう意味におきまして、今後は職員の専門的な知識向上のためにしっかりと講習を行 いながら、包括支援センターでの活躍できるような立場を今後取っていかなければならないというよ うなことで、職員数も少ないような状況でございましたので、今回、保健師を採用させていただいて おりまして、しっかりとケアマネージャーになるように指導・講習を受けさせていただきながら、地 域のために頑張っていただきたいというふうに思っております。 また、介護保険事業からのケアプランの内容を十分に確認し、介護給付の適正化にも取り組んでいかなくてはなりませんので、その現状評価としましては、またはっきりした効果は見えておりませんので、ただ過誤請求の洗い出しという点では、効果が出てきております。今後につきましても、県・関係機関との連携を取りながら事業所の状況調査や指導を行いながら、介護報酬の適正化についても取り組み、介護サービスの必要な方へ適切なサービスを提供するとともに、適切な保険給付にも努めてまいりたいと考えておりますので、今後についても計画について担当部長のほうから説明をさせていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 金田議員の一般質問の中の介護給付の適正化プログラムの現状計画について説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうからも申し上げましたので、少し内容を簡略させていただきます。現在、町の介護給付費につきましては年々増加しておりまして、合計で約16億円程度になっております。平成24年度の実績でも増加しており、年々増加傾向ということになっております。このような増大する給付費を抑制するためにも先ほど議員おっしゃいましたとおり、県の方では介護給付の適正化プログラム、三本の柱で実施させております。特に町の職員につきましても、指導及び研修が行われております。今後も資質を上げるために参加をしていきたいと考えております。

それから、大津町におきましては、昨年度より専門のコンサルのほうに業務委託を行っております。 介護給付の適正化ということで、重点的に取り組んでいるところですが、介護サービスに点検では、 医療情報との突合、あるいは複数月にまたがっての縦覧点検などを実施し、過誤納請求の洗い出しを 行っております。

それから、ケアマネージメントの点検では、各事業所の介護支援の専門委員からの毎月のケアプランの一部を提出していただき、チェックをしているところでございますが、先ほどご指摘がありましたように、件数が少ないということで内容的なものも不十分な点もございますので、今後こういう部分では増やしていきたいと考えております。そして、内容ももう少し十分な点検をさせていただくということで、職員レベルを上げていきたいと思います。

それから、介護給付適正化の現状評価につきましては、先ほど町長のほうも申しましたとおり、まだ1年ということですが、以前から担当職員がやっていたということではありますけれども、なかなか効果が出てきていないのが現状でございますので、ただ過誤請求の洗い出しという点では一定の効果が上がっていると考えております。

また、今後の振興計画としましては、現在行っております介護サービスの点検の内容を充実させるとともに、将来的には、先ほどもお話があっておりました住宅改修等の点検や福祉用具購入、貸与の調査、こちらについても十分な内容の調査をさせていただきたいと思っております。適正化、きちんとできるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、ケアマネージメントの点検につきましては、専門的な知識も要求されますので、担当職員の 専門的知識の修得、研修にも力を入れていきたいと思います。 それから、現在行っております委託内容の見直し等も行い、効果的な点検ができるよう行っていき たいと思います。

要介護認定に係る調査につきましても、現在調査員がおりますけれども、その内容の点検等のそこの内容をもう少し適正に要介護認定につながっているのかということで、職員も含めまして十分今調査をしているところでございます。

国・県・関係機関との連携を取りながら、介護保険事業所等の状況調査や指導をこれから多く行っていきたいと考えております。要介護認定や介護報酬の適正化につきましても、取り組み、適正な介護サービスの提供や保険給付に努めていきたいと思います。不十分な点があるかと思いますが、これにつきましても十分内容を分析しまして、今後の適正化に努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

# 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問いたします。

先ほど町長の答弁でも現状の課題については十分な認識があるということをいただきました。福祉部長の答弁においても、今後の取り組みについて様々なことを言っていただきまして、非常に前向きな回答だったと思っております。しかし、そういった取り組みに関して、先ほど指摘したように、人員が限られている中で、まず優先順位を付ける必要があると思います。その上で、スケジューリング、例えば、今言った中には明日にでもできるようなこともあるかと思います。一方で、人員措置が必要であれば来期にまたがることもあると思います。あるいは、次期振興計画でないとできないこともあると思います。私が一度この話をした後に少し時間経っておりますが、そういった整理ができていればお聞かせいただければと思います。もしできていないのであれば、そういったスケジューリングと優先度付けということを提案させていただきますが、そのことについてお考えを伺えればと思います。

#### **○議 長(大塚龍一郎君)** 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長(中尾精一君) 再質問にお答えいたします。

先ほどの内容につきましては、今現状できちんとした今後のスケジュールについてはできておりません。今後、内容の分析を私たちのほうももう少しさせていただいて、いつの計画に生かしていくのか、今現在やれるものがどういうものがあるのか、そういうものをもう少し私たちのほうで分析させていただきながら、やれるものについては早めから対応していきたいと思っております。現状できちんとした形のものは、ここでは言えないような状況ですので、今後も内容を十分検討させて、前向きのほうでの取り組みということでご理解いただければと思います。

以上です。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問させていただきます。

先ほど優先度付けだとか、スケジューリングやっていただけるとのことでしたが、その優先順位だとかスケジューリング自体を、大体例えば今年度中なのか、あるいは2、3カ月のうちなのか、あるいは次期振興計画に載せないとできないのか、そういったところを伺えればと思います。その整地で

はなくて、本当の大体の出せる範囲で構いませんので、お願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。
- ○福祉部長(中尾精一君) 金田議員の再質問にお答えをいたします。

現状での時期ということでございますが、先ほど申しておりました第6期計画が平成27年度からになりますので、平成26年ということではなくて、本年中にできるものは本年中にやりたいと思います。次年度以降に検討する部分については、次年度以降にということで現状どの部分を本年度中にするのか、どの部分を3カ月とか4カ月でするとかいう部分にいては、ここではまだ述べることができませんので、そういった部分では福祉部内のほうでも十分打ち合わせさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- **〇1番(金田英樹君)** では、今後の動きについて、私のほうでもぜひ関わらせていただければと思いますので、協力できればと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。幼稚園の入園待機者対策について伺います。現在、大津町では保育園の待機 児童については議会内外において話題になることは多いですが、幼稚園の待機問題が話題になること はあまりないかと思います。しかし、現状では保育園だけではなく、幼稚園においても多数の入園待 機者が存在するのが実情です。もちろん、これまで入園待機者を発生させないため、あるいは解消す るために町立幼稚園の受入数拡大を行うとともに、町内の私立幼稚園に対しても同様に受入数拡大を 要望してくるなどの措置を随時行ってきた町の取り組みは評価されるべきものではあると思います。 また、近隣市町村を見れば、町立幼稚園がある自治体は少なく、その中で子育ての町として町立幼稚 園を2園持つ大津町は、ある意味では恵まれているとの考えもあるかもしれません。しかし、一方で 人口増加に伴い、3歳から5歳の人口も増える中、対策が追いつかず、結果として入園待機者が発生 しているのも、また事実でございます。幼稚園と保育園の待機問題は一色単に捉えがちですが、保育 園が両親の共働き等の理由により保育にかける乳幼児の受け皿であるのに対して、幼稚園は家庭の事 情とは無関係に就学前教育を受けさせることで、幼児の心身の発達を助長することを目的としており ます。昨今では、就学前教育に積極的に取り組んでいる保育園も多く、この観点からの違いは曖昧に なりつつはありますが、今回、課題として取り上げる上での論点は、専業主婦などの特殊な事情がな い限り、我が子を保育園に入れる資格がない方の課題は、保育園ではなく幼稚園の入園待機問題が解 決しない限り、直接的には解決しない、そういった点でございます。保護者の中には、待機として数 字には上がっていないものの、仕方なく菊池市などの隣接市区町村の園に我が子を入園させ、毎日遠 くまで送り迎えをしている方や、定員の問題から3年保育を諦めて2年保育を選ぶ方も多数いらっしゃ います。また精神的にも仲の良い保護者がいない園へ入園させることに負担を感じている方や、我が 子が小学校に入学する際、同じ園出身の児童がいない可能性があることを不安に感じている方も多い と聞いております。

そんな中、私自身も子育ての町という点に惹かれ大津町での居住を選んだことに後悔する、そういっ

た声も聞いており、そのような現状も踏まえ、当該問題については子育ての町として、より一層の取り組みが必要であると考えております。

なお、担当課に事前にお話させていただいたとおり、私としては町立の幼稚園の受け入れ枠を拡大 できないかと考えております。具体的には、国の基準では幼稚園の定員は35名、副担任の配置も義 務づけられておりませんが、大津町の場合、定員は年少25名、年中30名、年長35名、全クラス に担任・副担任が配置されております。県内外、複数の幼稚園の定員を確認したところ、年少に関し て35名の受け入れを行っている園はごく少数ですが、30名までの受け入れを行っている園は多数 あります。また、年中に関しては35名までの受け入れを行っている園も少なくありません。実際に 大津町の町立2園、大津幼稚園、陣内幼稚園にてヒアリングをさせていただいたところ、園長の認識 としては、年少での受入数拡大については、一時30名ほど受け入れていたこともあるものの、慎重 な議論の上での判断が必要とのことでしたが、年中の35名受け入れに関しては、マンパワー的には 可能である、そういった見解でございました。また、現在町では陣内幼稚園のイベントルームである リズム室を増改築し、年長クラスを一つ増やす構想があると伺っております。その流れと合わせて、 私が提案させていただきたいのは、年少は25名から30名への5名増、年中は30名から35名の 同じく5名増とすることで、年少、年中ともに5名掛ける大津と陣内で合計3クラス分の15名の受 入数拡大を行い、年長は1クラス増やすことで最大35名の受入数拡大を行うことができると考えて おります。想定されるコストに関してですが、当初より構想にある陣内幼稚園でのクラス数の増加に ついては、職員数の増加を伴う可能性があるため、一定のコスト増加が想定されますが、年少・年中 の受入数拡大に関しては、増園あるいはクラス数の増加とは異なり、町の支出もそれほど増えない、 そういった認識です。また、平成27年度から本格化する認定こども園の動きが不透明な状況ではあ りますが、このスキームであれば今後需要が減少した際も人数の調整がしやすいというメリットもあ ります。受入数の拡大には、教育等の質の低下が懸念されるかもしれませんが、まず預ける側の心持 ちとして、待機が発生している現状の中、待機となった保護者はもとより、抽選によって運良く我が 子を町内の園に入れることができた保護者の方々の多くも、何とか受入数を拡大してほしい、そう考 えていると伺っております。また、年少30名、年中35名の定員であれば、ほかの多くの園でも受 入の実績がある。その上、さらに大津町の場合には担任・副担任の2名制で、かつその内1人はすべ て正職員ということで、職員の経験値も高く、十分名対応が可能であるのではないかと考えておりま

以上を踏まえまして、子育ての町をうたう大津町としてのこの課題における計画について、教育長の考えを伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。
- ○教育長(那須雪子さん) 金田議員の幼稚園の入園、待機者対策についてのご質問にお答えいたします。

大津町の就学前教育機関といたしましては、公立幼稚園2園と私立幼稚園2園がございます。近年、 就学前児童数が年々増加していますので、待機者対策といたしまして、平成23年2月に大津町立幼 稚園の管理運営に関する規則を改正し、陣内幼稚園の定員を平成23年4月から15人増やして就学直前の年長児を受け入れるように配慮してきたところでございます。しかし、さらに幼稚園の応募が増加傾向で、平成24年9月に各幼稚園の施設規模等を考慮し、定員を大津、陣内幼稚園ともに5人ずつ増やし、平成25年4月から2園の定員を大津幼稚園180人、陣内幼稚園90人、合計270人としたところでございます。平成22年度と比較しますと、現在は定員を25人増やした状態となっております。学校教育法第3条の規定により、金田議員がおっしゃいましたように、幼稚園設置基準では1学級35人以下を原則とするとなっています。現在、町立の2園とも年少組1学級25人、年中組30人、年長組35人で編成しており、担任は全学級とも2人体制を取っております。幼稚園現場の現状を踏まえますと、年長組につきましては30人から35人への増員はどうにか可能と思われます。年少組につきましては、園児個々へのきめ細やかな対応が必要であり、特に近年配慮が必要な園児が増加傾向にあるため、30人や35人への増員は現実的には厳しく、質の低下を招く恐れもありますので、不可能に近い状態だと私は考えております。

このように、少しずつではございますが、2園とも定員を増やして対応してきましたが、近年の出生増、自然増も重なり、本年も依然として多数の待機者がいるという現状でございます。本年度陣内幼稚園は定員増により入園式、卒園式、発表会、そのほか行事等の会場として利用しております園の中で一番広い部屋のリズム室が大変手狭になってしまいまして支障をきたしております。

そこで、まずは年長組の待機者解消を考慮しまして、年長組の部屋を兼ねたスペースを増築し、多目的に利用できるよう整備するため、6月補正予算で計上させていただいているところでございます。また、年小、年長組の待機者の解消につきましては、現段階では大津幼稚園、陣内幼稚園の年長組の定員を5人ずつ増やして対応していきたいと考えております。年少組は、増員は厳しいと思います。そして、その後の状況を見ながら、私立2園とも相談し、大津南小学校の空き教室の活用も視野にいれながら待機者対策を考えていきたいと思っております。まず、短期的に解消できる対策について述べましたが、就学前教育の重要性は十分認識していますので、需要に応えられるような中長期的な対策も講じていかなければならないと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 再度質問させていただきます。

先ほど短期的な可能な取り組みとして、年長に関しては可能でありやっていきたいというご答弁で ございましたが、具体的に、例えば期中なのか、来年度なのか、あるいはもう少し先になるのか、そ ういったところを伺いたいと思います。

もう一つ、年小に関して現状では難しいということで、私もここはぜひ慎重に議論はしていただき たいんですけれども、現実問題として待機が多数発生していて、困っている方も多い状況で、もしか したら30という形じゃなくても27だとか、28だとか、そういった中途半端な数でも検討の余地 はあると思うので、もしよろしければその可能性も含めて答弁いただきたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。
- ○教育長(那須雪子さん) 再質問にお答えいたします。

先ほど触れましたように、陣内幼稚園のリズム室を増築するのに併せまして、年長組が利用できるような部屋をつくる予定でございますので、来年度ですね、来年度、26年度には陣内幼稚園のほうを年長組2クラスにしたいと思っております。そして、これも来年度ですけれども、年中組を現在30人を一クラス35人、5人増員ということです。年少組につきましては、私も幼稚園勤務経験ございます。子どもの実態を見たときに、たとえクラス担任2人つきましても、これを30人とか35人にしますと、一人一人の関わりが大変手薄になってしまいまして、本当に質的に低下してしまうんではないかと危惧いたしておりますので、最大今25名までで誠意いっぱいじゃないかと思います。待機者がいらっしゃる、そのための解消となりますと、やはり一クラス増、クラス編成は25人止まりで一人クラス増を考えなければならないというふうに思います。このクラス増につきましては、私立幼稚園のほうで、もしかしたら対応していただける部分もあるかもしれませんので、そちらとも相談しなければなりません。どうしてもそれが不可能となれば、先ほど申しましたように、陣内幼稚園の敷地内にあります南小学校のほうが児童数が減りまして空き教室がございますので、こちらを一部改修して年小組あたりに使う計画も今持っているところでございます。

以上です。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。

○1番(金田英樹君) 非常に前向きなご答弁でうれしく思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次は歳入増加に向けた広告事業への取り組みについて伺います。地方自治体の厳しい財政状況が続く中、歳出の削減だけでなく、現在保有している資産を最大限に活用することや、また新たな手法に基づく歳入を増やす必要性が高まっています。我が大津町も例外ではなく、税収は減少傾向にあり、町政の経営における努力・工夫がこれまで以上に必要になっています。そこで、新たな財源の確保を図っていくための町有資産等を活用した広告事業の今後の展開について、提案を含めお伺いをいたします。広告事業については、既に多くの自治体で取り組みがなされております。大津町においても広告による歳入増加、歳出削減策として、町のホームページでの広告掲載及び窓口封筒への広告の掲載を行っており、ホームページについては、平成24年実績で約100万円の収入、窓口封筒については、本来コストがかかるものを広告費で賄うことにより、実質的に無料にて作成しております。これまでもいち早く広告事業参入し、一定の成果を上げてきた町の姿勢・実績は十分に評価されるべきものですが、これからはこれまで積み上げてきた実績やノウハウも活用しながら、厳しい財政状況の中、さらなる取り組みを推進すべき時期に来ていると考えております。

そこで、具体的には4点提案させていただきたいと思います。1点目が、現在ホームページのみに限定されている情報媒体への広告掲載を町の広報紙や生涯学習情報誌等の刊行物へ拡大すること。2点目が、現在窓口封筒のみに限定されている備品・消耗品等への広告掲載を住民への発送封筒、指定ごみ袋、役場の受付番号札や図書貸出票などのロール紙などへ拡大すること。3つ目が公用車への広告掲載。4点目が、町有施設のネーミングライツ、こちら命名権と訳されますが、例えば、うまかな・よかなスタジアムだとか、そういったものは耳としてもなじみ深いかと思います。そういったことを大津町でもやっていければ、今後財源の確保にもなるかと考えております。特に命名権については、

大津町においては、例えば先ほど述べたところのような認知度の高いところだとか、マスコミへの露出度の高いところはないかもしれませんが、様々な自治体を確認しますと、かなり小さな自治体施設においても、そういった命名権に取り組むところもあり、数百万円、数十万円ではありますが実際に収入も上げております。例えばそうする中で、コストという面で考えられるかもれませんが、そういった自治体の中でも、実質上は広告代理店などを通さずにホームページ上で広告を募集することによって、実質的には人件費のみに参入コストをとどめているところも多数あります。そういった中で、繰り返しになりますが、大津町においても今までの実績やノウハウをうまく活用しながら、そういった仕組みもうまく準用しながら新たな取り組みを始めてみてはいかがかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** ご質問につきましてお答えします。

国の三位一体改革地方分権の進展や少子高齢化など、行政に対する新たな需要やまちづくりへのニーズも複雑多様化してきまして、そのような環境の変化に対応し、限られた財源の中で、これまで行ってきた住民サービスを低下させることなく継続的な発展を図るために、大津町では平成17年度から平成26年までの14年間を行財政改革の推進期間として、その基本方針となる大津町行政改革大綱並びに平成17年度から5カ年間を前期集中改革プランと位置づけて住民満足や住民協働経営という視点で行財政改革を推進してまいりまして、その取り組みの一つとして、行財政経費の節減並びに新たな財源としての有料広告の導入について調査・検討をしてきました。大津町商工会や大津町企業連絡協議会へのアンケート調査や先進地事例についての調査研修、掲載媒体の検討などを踏まえ、有料広告掲載要綱を策定し、広報媒体として活用が可能なものから導入を進めてまいりました。まず最初に平成19年度から町のホームページのバナー広告をスタートしました。平成20年度には住民の広報付き窓口用封筒を広告代理店と契約し、導入しております。あと、広報紙については、導入の検討をしておりますが、社会経済が冷え込んだ時代背景もあり導入に至ってはおりませんが、引き続き検討していく事項となっているところです。

金田議員ご提案の公用車への広報掲載及び町有施設へのネーミングライツの導入につきましては、 現段階では考えておりません。そのほか有料広告の導入については、後期改革プランにも引き継がれ 検討事項として継続的な検討課題となっております。ただし、リーマンショック以降の社会経済の影響により、企業などの景気回復が見込まれなければ、非常に難しい部分もございますので、今後も行 財政改革の中でどのような広告媒体があるのかを調査し、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 再度質問させていただきます。時間もないのですが、先ほど町長の答弁の中に基本的にはどれもすぐにはやるつもりはないというお考えだったんですけれども、もちろんしっかりと検討した上でやらないといえば私も納得はいきますし、町民の方も納得していただけると思います。ただ今の答弁ですと、ただやらないというお話になってしまっており、なかなか理解しがたいもので

あると考えております。例えば、民間企業においては、例えば大津町は財政状況ただいま豊かなほうではございますが、手遅れになる前に早めに手を打っていくというのが一つの考え方だと思います。 企業誘致等様々な歳入増加策も考えられていると思いますが、小さな取り組みとしてもできることを少しずつやっていく、そういった姿勢というのは今後の町政運営においても大事だと考えております。 それを受けて、ぜひお考えを伺いたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) ネーミングライツの関連等につきましては、民間事業者ではPR効果が期待できると、あるいは地域活性化に貢献できる、イメージアップにもつながるなどがありますが、また自治体側のメリットとしては、事業の実施や施設の維持管理等のための安定的な財源の確保につながると。またイベントや事業の実施により、民間事業者との協働を推進することにより、住民サービスの向上が期待できるというような民間事業者や我々のPR効果とも併せまして、今後についても期待できるものについてはしっかりと検討をしていきたいというふうに思っておりますので、現時点につきましては、公用車とかそういうところについては、大変企業関連等も厳しゅうございますので、今後についても十分検討を、検討というか、考えていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 金田英樹君。
- **〇1番(金田英樹君)** 検討していただけるということで、非常に前向きな答弁でうれしく思います。 ぜひともよろしくお願いいたします。

時間になりますので、以上とさせていただきます。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

 $\triangle$ 

午後 0時57分 再開

- ○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 通告書に従いまして、一般質問を行います。今回は2点、新環境工場整備についてと体罰についてを質問いたします。

まず、町長に対しまして、新環境工場整備についてを質問します。東部清掃工場の老築化に伴いまして、菊池環境保全組合により新環境工場が提案されております。この質問の前には、全員協議会でもって我々議員に説明もありました。そして、また菊池環境保全組合の取り組みと、環境工場建設の取り組みという冊子が各家庭に配られております。しかしながら、私がこの内容を見た結果で思いますところは、確かに全員協議会におきましても、更なる新しい、よりよい方式を求めて検討していくということでありました。これはもうごもっともなことであります。しかしながら、第6号のこの環境組合のこの新工場等建設の取り組みあたりを見てみますれば、やはり今までの焼却をして、そして残った償却の残りの灰ですね、こういったものを埋立処分するという旧態依然のやり方での算出がなされております。そしてまたその算出の方法も、今までがストーカーという方式でありまして、それ

プラスいろんな形で書いてありますけれども、基本的にはそういった、燃やして、そして残った灰を 埋立処分するというものであります。私はここで一つ大きな疑問が生まれておりますのが、こういっ た説明の中で、ごみ焼却に非常に難解なのが生ごみであると。この生ごみを燃やすために多大な燃料 と施設が必要になる。また効率化のために、その清掃工場の温度を保たなければならない。その温度 を保つためには1千300度ですか、400度か、それぐらいの温度を保つために、いつも80%か ら90%以上の稼働率を必要とする。そして、また年間で2カ月ほどのメンテナンス期間が必要にな るというような、堂々巡りの非常にコストが高い方式を今回も検討されているのではないかというこ とです。本来、私たちがごみを処理するときに、町の指定に従って燃えるごみ、そしてまたリサイク ルされるもの、いろんなものに分けますけれども、本来、当たり前の考え方として、水を、そういっ た生ごみですね、水を含んだものを燃料を使って燃やすという、この考え方自体が私は愚行であると 考えます。水物は水物で処理する方法があるのではないかと、そういったことを思い、前回の議会で も委員会において生ごみ処理をディスポーザーで処理して、それは下水処理をすると。そして、また 燃えるごみだけを効率的に燃やして発電効率を高めて、そういったもので対応すると、いろんな自治 体が出てきております。私は、そういった提案的なものが前例踏襲ストーカー方式からその派生した ような形の4つぐらい挙げてありますけれども、どうも納得がいかない。そして、また全体を見まし ても、コストは高止まりしているというふうに考えます。やはり技術革新、そういったもの、建設コ スト削減、そういった住民負担の低減をもう少し示さないと、東部清掃工場が古くなりました、だか ら新しいものをつくらなくてはもたないというようなことでは、あまりにも知恵がなさすぎるのでは ないかなと私は思ってしまいます。日本のいろんな商社あたりがですね、世界をまたに掛けて、これ は一つの新聞に書いてありました切り抜きですけれども、イギリスにおきまして、そういった廃棄物 発電、こういったものを効率化させて、日本の技術によって伊藤忠商事あたりがPFI方式で事業を 請け負ったと、3千100億円あたりを見込んでいるということであります。こういったPFIを活 用し、民間資金を活用するなど、いろんな形があるはずであります。そして、また私が調べたところ によりますと、このごみの焼却場というものが世界を比較してみましたところ、日本が一番多いんで すね。我が日本のこの経済の中で3位に後退しましたけれども、経済大国アメリカにおきましても、 この焼却炉の数というものがアメリカにおきましても351ということで、日本は1千243という 数字です。これはとてつもない数字でありまして、非常に非効率なことを繰り返しているという事例 ではないかなと。アメリカが2番で、その後はフランス、ドイツ、スウェーデンと続きますけれども、 ほかの国は100にも満たない、そういった焼却炉の数であります。要するに、分別処理、いろんな ものが進んでいるということもあると考えられますけれども、眼前に迫ったこの新工場の建設におき ましては、やはり住民の負担を減らすようなことを大儀として持ってこないと、この菊池環境保全組 合が提示されたものを、はい、そうですかとすんなりと通すわけにはいかないと思います。やはり、 住民が納得して、そして応分の負担をする、これは社会的責任ですから、我々も負担をしないと言っ ているわけではありません。しかしながら、今の提示の仕方ではちょっと甘すぎるということです。 生ごみを燃料を使って燃やすというような基本的なところから考え直さなければ、この件については

発展しないのではないかなと、そういうふうに私は考えます。 以上、町長に対して質問をいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- 〇町 長(家入 勲君) 永田議員の環境保全組合の新設、環境工事整備についてのご質問でございま すけれども、環境保全組合では、新環境工場の平成33年度の供用開始を目指して、現在建設用地の 最終調整及び処理方式と運営方式についての検討を行っている段階でございます。建設用地につきま しては、合志市から提案されていた用地が今年度の2月に建設候補地として決定され、現在、組合に おいて地元説明会を開催しながら、地元住民の合意形成を図っているところです。永田議員のご質問 の処理方式と運営方式などにつきましては、平成23年1月に組合が新環境工場建設についての諮問 機関として設置した機種検討小委員会において、環境性や経済性など5つの柱からなる工場建設に関 する基本方針に基づき、処理方式と運営方式の検討が行われ、今年3月27日に組合に対して答申が なされたところです。検討委員会では、処理方式については全国的に実績のある代表的な5つの処理 方式について、それぞれCO2の排出量などの環境負荷やごみ発電の能力、建設費と維持管理費のトー タルコストなどについて評価が行われました。答申では、処理方式ごとのメリットやデメリットなど の整理はできたものの、総合的な評価については建設時期までにおける社会経済情勢の変化や技術的 進歩による変化が現時点での評価に影響を及ぼすことが考えられるという理由から、最善な評価が可 能な時期に改めて機種の選定を行うことが望ましいとして処理方式の選定は見送られた形となってお ります。ただし、いわゆるごみ発電については、国の補助要件にもなっていますので、いずれの処理 方式になりましても、ごみ処理の過程で出る熱を回収し、蒸気タービンを回して発電を行う計画でご ざいます。

次に、運営方式につきましては、公設公営のほか、民間のノウハウを活用した公設民営方式や長期包括委託などの5つの業務事業方式について、経済性や信頼性などを検証するとともに、プラントメーカーへのヒアリングの実施などによる検討が行われました。委員会の答申としまして、資金調達から民間で行い、民間への依存度が一番高いPFI方式については、新しい事業方式であり、現時点において契約期間を終了した事例がなく、問題点や課題が明確になっていないという点と、ヒアリングを行ったプラントメーカーのすべてがPFI方式に消極的であるということが課題として整理されています。現時点では、現行の方式である公設による民間への長期包括委託、組合が財源を確保し、施設の設計や建設、運営を民間事業に委託する公設民営方式が有力となっているようでございます。最終的な事業方式の選定については、施設規模や機種方式が決定した段階で改めて行うことが望ましいとしており、処理方式と同様に現時点では結論に至っておりません。

以上のような状況で、建設関連等については、それぞれの専門の先生、関連等で検討をされてきております。その検討につきましては、平成24年4月に第1回候補地区選定委員会を開催されながら、第6回までの間にメンバー20名、学識経験者2名、熊本県立大学環境共生学部の篠原亮太教授をはじめ、日本環境衛生センター熊本支社長、田北せいきほか、住民代表の13名、各町村4名、合志が4名でその他は3名ずつで、あとは関係町村の担当課長あるいは組合事務長によって候補地関係の検

討をなされて、その検討の結果、選定用地委員会が開催され、第1回が平成22年12月3日から11回において平成24年4月13日まで行われております。これにつきましても、学識経験者、専門の先生2人と、今言う篠原先生、田北先生のほか、候補地の住民代表8名と関係担当課長、事務局5名、候補地選定委員会の委員長及び副委員長2名という形で検討をされてきております。また、第1回の機種検討小委員会を開催されておりまして、この開催は平成23年1月5日から第12回まで行われて、平成25年3月27日まで行われております。メンバーには、専門知識を有する者、熊本県立大学の篠原先生と九州大学大学院の工学研究員の中山先生と日本環境衛生センターの岩永氏、あるいは関係町村の副市町長による4名によりまして検討がなされてきております。いろんな処理方式等についてと今後のやり方につきましては、先ほど申したような形の答申を今いただいておるというような状況でございますので、今後についても、来年までには、平成26年度までには機種、そういうものについてしっかりと取り決めながら取り組んでいくという方向を答申されておるというような状況でございます。

### 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

### ○13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

町長が、全員協議会で説明されたことの踏襲であったかなと思います。そして、それプラス私ども は名刺しかないですけれども、何か偉い先生みたいなのがいっぱい名前が出てきましたけれども、私 はそういったものには動じません、はっきり言っておきますけど。求めるのは結果なんです。評論家 あたりとかですね、大学の教授あたりもですね、責任というものはあまり被っておりませんので、例 えばTPP問題にしても、損か得かと言ったときに2つに分かれるじゃないですか。右といったり左 と言ったりする、あの専門家の方々はたくさんおられるわけであります。ですから、結果を求めるの は負担の減なんですね。それと、我々町民とするならば、社会的責任をきちんと果たすということで す。ですから、ごみ処理の原則である、特に4Rですね、リフューズ、リデュース、リユース、リサ イクルというような、そういったものをきちんとやらないと、今の町が指定する分別、家庭のごみの 分別ですけれども、これというのはもうむちゃくちゃですよ。実際、数年前に一般質問したことあり ますけれども、場所が足りないですもん。いつもですね、若干たまったならば、例えば牛乳パックで すか、ああいったやつは量販店に回収所が設けてありますので、うちの家内あたりもきちんと洗って、 広げて持っていきます。それと発泡トレーですかね、ああいったものを持っていきます。ところが、 そういった分別処理をしたお陰でそのスペースが要る、実際、量販店を見て、その買った品物を袋詰 めする、あの場所のちり箱を見ていただきたいと思います。その中には、経った今買ったお肉が入っ ていたトレーあたりをですね、ビニール袋に入れてそこに捨てていくんですから、そういった人たち もおります。これは分別処理にもう皆さんが嫌がっている、この人は常識がもう桁外れにずれていま すけれども、そういった方がいろんな量販店で見られるのが実際ということです。ですから、もちろ んそういったごみ処理の原則あたりはしっかりと教育なり何なり、また家庭教育でも教えていかなく てはならないのですけれども、実際、町民の皆様方が税負担の中で、その中で多額の税金がそうやっ て使われているということに私はもっと改良の余地があると思いますし、そしてまた有価物の収拾に

ついても私は過去に指摘しました。実際、何々の子ども会や老人会あたりが新聞やビン、カン、いろ んなものを集めれば、それはそれなりに町も補助金を支払ってお金がいただけると。しかしながら、 一家庭で分別して、それを回収に出す場合は、有料の袋を使って出さなくてはならないという、こう いったおっちょこちょいのことをやっているんですね。ということは、これは既にこの菊池環境保全 組合というものがごまかしにかかっているということに僕は感じるんですよ。この菊池環境保全組合 というものは、そういった料金の内容というものを明確にしなければならないのに、うちから議員も 2人行っておりますけれども、そういった説明をその人たちから聞いたこともないし、やろうともし ない。それはそれでその人の資質ですからいいですけれども、納得できないです。やっぱりそれなり にですね、責任を持って、去年よりも今年、今年よりも来年というような計画というものは持つべき ではないでしょうか。ですから、今回のこういった清掃工場の建設におきましては、一度つくったな らば、これは2年、3年の話じゃないんですね。それをやはり5年、10年、15年と使い続けてい くわけでしょう。ということは、やはり事前の研究というものは、計画というものはしっかりと立て ていかなければ、その期間中というものはずっと負担が増えていくと、負担をしなければならないと いうことです。ですから、諸外国におきましては、先ほど説明しましたように、日本が一番そういっ た焼却施設が多いと。何でかというならば、焼却するようなものを出さないんですね、ほかの国は。 それは何かといいますと、やはりデポジット製あたりの、例えば昔我々でもビール瓶あたりを何本か 酒屋さんに持っていくと1本が5円とか10円で買い取ってくれました。そういったものをすると、 例えば廃棄しなくなる。いろんなものを紙パックのものをビンに変えていくとか、いろんなことをや はり諸外国で、先進国ですね、進んでいるんです。我が日本は、消費こそ美徳か何か知りませんけれ ども、そういった愚かなことをずっと続けてきたというふうに感じます。ですから、今、この焼却灰 の焼却場の問題がいろんなところで上がってきております。もちろん、燃えるときのダイオキシン問 題ですけれども、例えば東京都あたりはプラスチックあたりのリサイクルを止めて焼却に持っていき ました。これは何かと申しますれば、先ほど申しました焼却して、そういった焼却灰になるまでには 高温を保たなくてはいけない、1千400度と書いてあります、1千400℃を保ちながら燃やし続 けなければダイオキシンの発生も多くなるし、そういったものが、焼却灰というものが多くなってし まうということで、本来はプラスチックのごみというものはリサイクルが好ましいのだけれども、わ ざわざ燃やすものを求めるんですね。これも何かおかしいと私は思います。そういったものが東京で あっている。ということは、今度また同じストーカー方式ですか、そういったものをやってですね、 ごみが足りないよとかいった場合には、燃やすごみをくれというようなことが起きやしないかなとい うような、何かそういったことも感じます。私は、そういったことを考えたときに、もっともっと議 論の余地があると思います。ですから、今回の質問におきまして、例えばこの大津町におきましても ですね、駅の横の新しいマンションですけれども、ディスポーザーが付いているということで、住ん でいる私の先輩がおられまして、非常に快適であるという答えが返ってきました。音はやっぱりそれ なりに大きいそうです。しかしながら、やはり生ごみを出さなくていいというものは、非常に快適な 住空間が実現しているという話を聞いております。私は、経済建設委員会の委員でありますから、今

回の、今年の先進地研修あたりもですね、そういったところを見にいこうじゃないかという提案もしております。これはどこになるかわかりませんけれども、やはりそういった研究を経て、そしていろんな方式を見て、地政学的にもですね、大津町は水が豊富にあるほうでありますから、そういったものの関係はありやしないかなと思うんですよ。岐阜県の岐阜市でありますけれども、やはり水が大量にないと下水を流す、いろんな形が水処理というのも難しいのかなというものも考えますので、そういったものも、我々は我々でですね、研究していかなければならないのではないかなと、そういうふうに思います。

ということで、この菊池環境保全組合が出しますこういった冊子の中で、比較してあるのは、あくまでもごく一部にしか私は見えないんです。最初に言いました生ごみを燃料を使い焼却するという、この愚行を止めるような方式はないのでしょうか。それとも、今後の取り組み、先ほど申しました教育やいろんなものに持っていってごみを出さないようにする、そういったもの。そういったものも引っくるめて建設というものは進めて、新しい計画というものはあると思いますので、その点について再度質問いたします

# 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

議員おっしゃるように、生ごみが相当ごみの姿態をなしておるのは確かでご 〇町 長(家入 勲君) ざいまして、その生ごみを出さないようにどうするかというのは、各市町村の取り組みによってそれ ぞれの町村の負担金軽減に各町村それぞれ努めておるというような状況でございます。もちろん、環 境保全組合につきましては、その出たごみ関連等についてしっかりと処分、焼却処分というものを頭 に置いてやっていただいております。もちろん、そういう意味におきまして、我々としても今後の、 先ほど申しましたように機種、あるいはその管理運営関連等については、しっかりと、その専門的な 人たちの意見とこれまで経験してきておる各地区の担当の職員と十分な意見交換をしながら、町民に 負担が掛からないような施設をしっかりと取り入れていかなくちゃならない。しかし、ごみの処分関 連等については、もう議員ご承知ように、大変高くつくのはもう確かでございまして、これをいかに 減らすかというのは、各町村の行政の考え方、やり方というような形でありますので、今我々につい ても、ごみの袋関係についてもいろいろとこれまで検討してきておりますけれども、あるいはもうそ のほかにごみを出さないように資源ごみ関係の分別関係、今、22種類ぐらいやらせていただいてお りますので、子ども会や、あるいは町内会の皆さんにご協力をお願いしながら、その補助の支援をや らせていただいているというような状況でございます。もちろん、それには袋代も活用させていただ いているというような状況でございますけれども、そのようにいろんな形で削減に努めているという ような状況でございます。永田議員言われます、ディスポーザーというのが大津町にも駅前につくら れておるのを聞いております。もちろん、議員おっしゃるように、非常に住んでいる人は便利である というような状況であるのはもう確かであります。臭いも、ごみも、そのうちに解決できるというよ うな形で。ただし、貝殻とか、トウキビの芯とか、そういう堅いものについては別に出さなくちゃな らないというような話も聞いております。しかし、そういうごみが減量して下水道に流れるというか、 汚泥として流れていく中におきまして、下水道関係の施設関係等のつながりも出てまいってきておる

ように聞いております。もちろん、おっしゃるように国の試験的なところもやられておりますけれども、問題はないというような話ですけれども、大津町における下水道処理、有明海のチッソ・リンの除去の問題もございますけれども、その辺の施設の改修関連等については、それなりの金が必要になってきておりますけれども、それはどうせ平成33年ごろまでにやらなくてはならない宿題ではございますので、そういう意味におきまして、今後について、このディスポーザーによる減量の一つ、減量減に対する補助というのは、大体6万円から10万円ぐらいの機種でございますのでやっておられるところについては2、3万円やられておるというような話も聞いておりますので、その辺について、今後普及率の問題、いろいろございますので、今後そういう方については勉強をしていかなくちゃならいなというふうに思っておりますので、議会のほうもまた今回予定をされておるような話も聞いておりますので、お互い一緒になってその辺の勉強をしながら住民に減量化にさらに努めていただくよう頑張っていきたいというふうに思っております。

# 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 再度質問いたしますけれども、下水道に及ぼす影響、これは我が経済建設委 員会で下水道課長に聞きただしました。下水道管がつまるようなことはないと、負担というものはな いということです。ただ、今言われました海水と川に行って、それから海に流れていく、チッソ・リ ンの問題点については聞いておりませんが、そういった総合的なものをクリアしていく。それと、私 がなぜそのディスポーザーのことを言ってしまうか、私はディスポーザー屋さんの手先でも何でもあ りませんけれども、この大津町は人口が非常に増えていますね。これでですね、この日本全体が全体 的には減っている中、大津、菊陽、合志、西原と、これからも増え続けるだろうというような予測が 出ていますけれども、そのときにですね、私はやっぱりその自治体の住みよい環境づくりの中に、こ ういったごみ処理あたりが非常に進んでいるというところがですね、私はそれを目指すような人たち も出てきやしないかなと。要するに、私がごみ問題の先にあるのは、これからも発展し続ける大津町 であるための人口増の方策でもあるということです。そういったことを考えますればですね、取り組 んでみる価値はあるのではないかなと。ですから、全員協議会で渡されました資料の中で、新環境工 場整備の基本方針として5つほどその環境に優しいから始まってですね、その目的が書いてあります けれども、やはり私が調べましたNPO法人ネットワークの環境問題を知ろうという、これはプリン トアウトしてきたものですけれども、この中で指摘してあるのがですね、現在の日本のリサイクル法 ですね、これはヨーロッパにおきまして15年以上前に失敗した法律であるという指摘をしてあるん ですよ。では、なぜヨーロッパ諸国、EU関係ですけれども、できたのかと、減量。これはですね、 やっぱりこのごみ処理の原則の、先ほど申しました4Rということです。止める、減らす、再使用、 再利用ということですね。こういったものに取り組んで、もしそういった形が有効に進んで、例えば ディスポーザーではなくてもですね、効率的なごみ処理の方法と発電を組み合わせて、それほど、もっ といい環境ができあがるのではないかなと。今は、そういった環境工場をつくるのには、うちはだめ だと、うちはそういった施設は持ってきたくないというような各自治体の意見でありますけれども、 いや、うちに持ってきてくれと。そういった技術が確立されているならば、その代わりその電力はう

ちが使わせてもらうよというぐらいのですね、それぐらいの目的はやっぱり持たんと、やはり今から 先はですね、それこそが我々この選ばれた議員の政策立案であり、そして町長に対するその議論の中 で充実させていかなければならないものだと私は考えております。私たちも任期はありますけれども、 きちんとそのこれからも発展する大津町であるためには、魅力ある環境を創り上げていかなければな らない、そういったことを考えますれば、この環境保全組合のこの新工場の建設というのは、非常に まだまだ甘いと感じます。町長はそういった形でいろんな先生方の話を聞きつつ進めていると言われ ましたけれども、大津町単体で考えた場合はどうでしょう。そういった流れに乗ったままでいいんで しょうか。それとも、もっともっと町長としてほかに負けない大津町をつくるという、そういったも のをまず前提に置くべきではないでしょうか。再度質問いたします。

### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 今後の環境保全のごみ焼却につきましては、いろいろと専門の先生たちと今後勉強しながらやっていきますけれども、そのほかに、やっぱり先ほど申しましたように、ごみを出さない、その町村の力でやっていく、これは環境保全組合の問題でなく、我々町村の問題でございますので、そのためにどうするかとなると、今おっしゃったように、先ほど私のほうからも水処理や汚泥処理関係で施設を改修するのに16億円ぐらいかかるというふうに聞いております。しかし、その下水道に汚泥が多くなります、そのディスポーザーをやった場合は。その汚泥関係を利用した下水道におけるバイオ発電というか、バイオを利用したものを検討するような形も今後検討していく中で大津町の家庭におけるそういう新しいものを取り入れることもできるんじゃないかなというような考えの中で、大津町の減量については十分今後関係機関、あるいは議会ともご相談しながら、今後の減量化に取り入れるかどうかというものもやっぱりやっていかなくちゃならない。そのためには、試験的にもある程度やってもいいんじゃないかなというような思いもしておりますけれども、もちろん環境保全組合関係についての下水道の単独は菊池市と大津でございまして、合志・菊陽は流域下水道に荷担しておりますので、その辺はまた向こうとの相談もあって対辺でしようけれども、菊池と大津であれば、若干検討する余地もあるんじゃないかなというような思いをしておりますので、今後勉強をしっかりしながら、その辺のところを今後対策として取っていければなというふうに思っております。

### 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

**〇13番(永田和彦君)** それでは、2問目に移ります。体罰について、教育長に対して質問をいたします。

最近、新聞等々で体罰問題、指導して指導がきつかったから指導死というようなものが熊日新聞とかにも出ておりました。そういった本を出した方もおります。そして、その先生の思いとその生徒の思いは合致合わなくて、そういった自ら命を絶つというような悲しい事件が最近でも起こりました。そういったことを考えたときに、文部科学省の有識者会議あたりでですね、ガイドラインあたりを出してきます。しかしそういったガイドラインを見たときに、何か知らぬその暖かみのない、血が通わない教育がマニュアル化されて、生徒と先生がそんなにマニュアルでいいのかなと思うような私は思いがあります。今回の質問におきまして、実際、私の学生のころを振り返ってみますれば、そういっ

た、現在で言う体罰ですね、ビンタを打たれたりとか、そういったこと、多々しました。しかしなが ら、自分が校則を破り、そしてまた担任を傷つけたりとか、いろんなことによるものの指導であって、 今もその私に、それこそ愛のムチです、そういった形で指導してくれた先生に対して、私は敬愛の念 を持っております。今回の質問で、何でそういったことが起きるのかとか、そういったものではない んですね、逆側です。先生、教師側の立場というものを、私はそういった文部科学省の有識者会議あ たりの客観性だけで終わらせていいものかなと。血が通うものにしなければならないと思います。実 際、先生たちが生徒と対峙したときに、そのときの先生が大人として、教師として、そのときの理性 を持って対処したことが生徒たちの伝わらない、理解していただけない、そういったもので精神状態 が不健全な状態になってしまうと申しますか、健全な状態を保てないということですね。ということ で、現実逃避をしてしまったりとか、SOSを出しても誰も気づいてくれないというものが現在の悲 しい結果に至っているのではないかなということを考えます。ということで、この体罰についてです けれども、体罰というと非常に聞こえが悪いんですね。そういった、本当に私も今考えても先生が、 永田、お前は言ってですね、ビンタを打たれたときに、中学生のときあたりを振り返ってみますれば、 本当に痛かったです。しかしながら、それは鼓膜が破れるとかですね、血が出るとか、そういったも のではないんですね。やはり先生はそのときに何でお前はそういったことがわからんのかという指導 の下に、それでも加減はされていたと私は思うんです。ですから、私は恵まれていたと思っておりま す。ですから、そういった中で、じゃ原因追及はきちんと各自治体の教育委員会がやったのかという ような、そういった問題もいろんなところで見受けられるんですけれども、先生たちにもですね、い ろんな事情があると思うんですよ。例えば、生身の人間ですから、公私混同はしてはいけないんです けれども、家庭の問題とか、私事を学校に持ち込んではいけないんですけれども、やはり悲しいこと があったとか、いろんな憤慨するようなことがあって、それでも教壇に付かなければならないという ようなことがあったりすると思うんですよ、人は。そんなとき、やっぱり事件が起きたりする可能性 もあるかもしれません。ストレスがたまっておられるというのもあるかもしれません。先生たちのそ の精神状態というものですね、そういったときの、冷静であったのかどうか、冷静な指導であったの かどうかというものに私は主眼を置きたいんです。手を挙げた、挙げないという問題ではないと思い ます。実際、私も今まで議員をさせていただいて、何か耳元で大会の時のスタートの拳銃のパンとや るやつですよね、あれを耳元で鳴らしたから鼓膜が破れて町は、教育委員会はその賠償金を払わなく てはならなかったとか、そういった事件も実際私が議員のときにありました。それって、もう先生が やっぱり非常にまずいことをやっているなというふうに思いましたけれども、先生たちの立場という ものをですね、きちんと把握されているのかなということです、私が聞きたいのは。もう本当に叱っ てもですね、指導しても言うことを聞かない生徒もいると思うんですよ。そういったときの先生が冷 静な状態でいてくれるのか。そして、またそういったときのいろんなガイドラインとか示しても、さ て、そのときにそのガイドラインを思い起こしてですね、こういったときはいけない、正しいとかい う判断ができるのかなと私は思うんですよ。ですから、親御さんも保護者の方々も、中にはモンスター クレーマーレベルの方もおられると思いますので、そういった形について、町の教育委員会におきま

してはですね、この教師の形というものはどうあるべきだというような、その本を見てですよ、足し 算、引き算、そんなものを恐れるんじゃなくて、人間学ですよ、それこそ。人としてこうあるべきだ と。ですから、あなたたちは教師としてこういった姿勢を示しなさい。それこそ、生徒たちには清く たくましく美しくとかありますよね。これは先生たちも一緒であります。そういったものを教育委員 会はどういうふうにこの町の教育を司る教育委員会は教師の方々に指導をされているのか、この点に ついてお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。
- **〇教育長(那須雪子さん)** 永田議員のご質問にお答えいたします。体罰に関わる問題でございます。 大津町の教育行政をどのように推進していくのか、地域の声とか、有識者による評価等を踏まえま して、大津町の教育基本構想や教育振興基本計画を策定いたしております。そして、これに基づいて 事業を推進したり、学校現場の指導助言にあたったりしている現状でございます。直接子どもの教育 に関わる教育理念や教育目標や重点努力事項、町内共通実践事項等は、教育基本構想に示して、その 具体的実践を各学校等に指導しているところでございます。基本理念は、私も機会あるごとにたびた びお話ししておりますけれども、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践をキャッチフレーズとし まして、生きる力を身につけ、良き社会の形成者して未来を開く子どもの育成であります。これは、 子どもたちが自分の近未来を展望して、人生を主体的・能動的に切り開いて社会を生き抜くとともに、 社会の担い手としての人間性や態度や能力、そして規範意識等を育成することを目指しているもので ございます。小中学校段階では、自分の夢や目標に向かって挑戦し、夢を叶えるための力として、知・ 徳・体のバランスの取れた力、中でも基礎学力の充実を図ることに力を入れております。そこで、指 導者である教師に求められるのは、教師としての優れた資質とプロとしての実践的指導力であります。 具体的に述べますと、子どもたちの学ぶ意欲を喚起し、学び合いを通してそれぞれの学びを深め合い、 学ぶ喜びを感じ、達成感を味わえるような授業が展開できる力を身につける必要があります。さらに、 魂に響く指導をするには、教育的愛と豊かな人間性が求められます。その基底は、一人一人の子ども の人権尊重であります。それらが具現化された教師像は、子ども一人一人の生活や学習実態を把握し、 思いや願いを知り、子どもを認め、励まし、伸ばすように支援していく教師であります。また、教師 自身が自分の夢を語り、困難なことにも挑戦している自分の姿を見せる教師である必要があると考え ます。なぜなら、教師は子どもにとっては大人のモデルであり、自分の夢につながる存在でもありま す。このことを教師は自覚しておく必要があります。さらに、教師は、子ども、保護者、地域などの 信頼が得られなければ教育効果は望めません。信頼は、まず子どものよき変容、成長を通して得るこ とになると思いますが、そのほか、教師としての使命感、責任感、倫理観等も問われます。これらの 要件を満たす教師を目指して、自己研鑽に努めることを基本にしながら、学校における研修会や町教 育委員会主催の研修会、学校訪問のときの指導・助言、まちの教育指導員による授業改善指導等によっ て、教師の資質、能力向上を図る取り組みを推進しているところでございます。年度初めに実施しま した町内小中学校教職員全員研修会におきまして、学校で直接子どもたちに関わるすべての職員に町 教育委員会が求めている内容としまして、これまで述べましたことについて教育長が話しをし、理解

と実践をお願いいたしました。これからも良好な教育環境づくりに力を入れますが、最も子どもへの 影響力のある教職員の資質・能力の向上を図る取り組みを重視していきたいと考えています。

次に、体罰に関してですが、今年の4月に文部科学省から全国一斉にいじめ体罰アンケートが行われました。児童生徒、保護者、教職員それぞれについて行われました。その結果、大津町では体罰の事例は児童生徒や保護者からは上がってきませんでした。しかし、教職員3名が体罰をしたと自己申告をいたしました。その内容を見てみますと、いずれも学習態度や生活態度の問題点を指導したにも関わらず、それを真摯に受け止めず、態度改善が見られなかったので頭や顔を叩いたというものです。体罰をしたことをすぐ校長に報告し、その日のうちにそれぞれ校長同伴で家庭訪問をし、経過報告と体罰をしたことの謝罪をし、生徒と保護者にはそれぞれ受け入れてもらえたということです。逆に、うちの子どもが悪かったですということで、逆にお詫びをされた家庭もあったと聞き及んでおります。生徒の問題行動を改善したいとの思いで指導したのですが、言葉での指導が通らなかったために叩くという行為に及んだわけです。学校教育法第11条で、体罰は加えることはできないと規定してあり、体罰は許されません。体罰によって、子どもが心身共に傷つくなら教育効果はないのです。やはり教師が感情的にならず、子どもの心に響き、自分の問題に自ら気付き、自ら改善していこうとするような指導をしなければならないと考えます。そのためには、先に述べました教師に求められる姿に近づく努力をそれぞれがやっていく必要があると思いますし、委員会としてもそれを支援していかなければならないと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 永田和彦君。

#### ○13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

町の教育委員会といたしましては、研修会を開いたりとか、そういった形で基本に沿って、その任 にあたってくれというのはわかります。ただ、先ほどちょっと申しましたように、先生も生身の人間 でありますから、いろんなことがあってストレスがたまったりします。私はこれが恐ろしいんですね。 例えば、学校教育法の11条で体罰が禁止されていると、法治国家でありますから守らなくてはなら ないのは当たり前でありますけれども、実際、人間も動物であります。家畜やペット、そういったも のは体罰をもって、体罰というか肉体の苦痛を味合わせて従わせるというようなことがあります。人 間も原点はそこにあるのかもしれないなというところは私は感じる部分はあります。しかし、それを、 体罰をやれと言っているわけでも何でもありません。人間の、人としてのですね、原点を考えるとき には、やっぱりそういった行動に出ること自体、それを何か知らぬその形で教師の方々が感じられて いるのかなということを感じます。実際、何日かに一遍ぐらいに、例えばいじめや体罰やそういった ものが新聞等々に出てきますと、本当に心配になるんですね。その中には異常な指導の仕方というの があります。先生から教師12人から1時間半にわたり立ちっぱなしで注意を受けた。この生徒は、 やはりお菓子を食べたんですよね、その友だちと。それが生徒会の子どもであったために、この子が 集中的に先生から叱られて、翌日命を落としてしまった。ごめんなさい、死にますと。ばかなことを してすみません。こういったことはですね、12人から1時間半にわたって生徒一人をですよ、こう いったこと自体、その12人もですよ、一つの学校におられたということ自体、そういったものを聞

くとですね、もう学校の中が非常に異常になっているんじゃないかなと思ったりします。逆に、その ストレスがたまっている方々がいっぱい集まっておられるのかなと。ストレスもたまるでしょう。実 際、本当に子どもで言っても聞かないから、先ほど言われたように態度改善が認められなかったとい うことで体罰に及んで、また謝りに行ったということを言われましたけれど、それこそですね、生徒 と教師の間だけじゃなくて、PTAが入ってきて、保護者の方々が入ってくる。そして年間行事あた りになりますと、来賓への対応とか、そんなことがあります。実際、私が最近感じたのが、我々議員 として町立の小学校、中学校行きますよね。卒業式や入学式。そこで、我々議員は、町長や議長がお られて、ずらっと前座にいて、その後に区長さんとかいろんな嘱託員の方々がおられます。もし私が そういった教師でですね、中学校の入学式だったんですけれども、新入生の皆さんと保護者の方々が 緊張の面持ちでこの入学式に臨んでおられる。そういった中、この前、選挙をして、マニフェストを もうきれいな言葉をいっぱい並べてした議員が一番前段で居眠りしている。こっくんこっくんと居眠 りしている。見ただけで、恐らくストレスたまるでしょうね。そういった方もいるんです。私はその ときに、起こそうかなと思ったんですけれども、やっぱりそういった場をわからないようなことがあっ て、それもストレスもたまりますよ。それが所管の委員長だったら、どうします。この前選挙があっ たばかりですよ。そういったことをですね、本当に町を思う、生徒たちを思う先生たちが目の当たり にしたときに、我々が先生の環境を悪くするようなことをやっている場合もあるんです。ですから、 先生たちのストレスがたまってないか、健全な状況でその任にあたる、いうならば授業にあたるとい うような、こういったものの換地の仕方、これは校長先生かもしれません。また、その学年主任かも しれませんけれども、本当に彼はちょっと今日、何かあったんじゃないの、元気がないね、それとも 何かカリカリしているねというような、そういった人としてのその感性がある人がやっぱりその上司 やいろんな中のグループの中の長としておられない限りは、こういった指導の問題というのはこれか らも出てくると思います。私は、その様々な状況の中でいろんなストレスがたまる、そういった教師 の方々の環境の改善も努めなければならないと思います。今、一つの中でいいましたけれども居眠り 議員がいたと。これは実際の話でありまして、もう議員なんか呼ばれない方がいいかもしれませんね。 本当にそういったときに、私は本当に自分で腹が立ったんですから、いうならば。そういった環境の 改善というものを今後はまた努めていかないと、先生たちは本当にいい環境で子どもたちを育てるこ とはできないし、子どもたちに影響するということです、言うならば。そういった形で、先生のそう いった環境の改善、こういったものに対して何らかの方策というものを持っておられないのか、再度 質問いたします。

### 〇議 長(大塚龍一郎君) 教育長那須雪子さん。

#### ○教育長(那須雪子さん) 再質問にお答えいたします。

ただいまお聞きしておりますと、教職員の立場のほうも理解していただいているようで、大変ありがたく思っております。確かに、今、教職員の8割以上が多忙感を持っているという中で仕事をしているわけでございます。教育委員会としましては、できるだけそれぞれの現場で教職員がストレスをため込まないように、特に管理職を通しましてですね、こまめにコミュニケーションを取ってほしい

ということ、それで教職員の実態をつかんでほしい。そして、これはちょっといつもと違うなと思うときにはですね、やっぱり個別に話し込みをしてほしいということをお願いしているところでございます。もう一つには、町内の小中学校には教職員がタイムカードを利用しております。それで、長時間勤務になりましたものにつきましては申請していただきまして、医師を交えて健康相談も受けることができるような体制をつくっているところでございます。

○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。午後2時10分から再開いたします。

午後1時58分 休憩

 $\triangle$ 

午後2時07分 再開

〇議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本重光君。

〇6番(山本重光君) 皆さん、こんにちは。6番議員山本重光が一般質問をいたします。質問内容は、 通告のとおりです。

1番、危機管理体制について。昨日も同僚議員から話がありましたけれども、昭和28年6月26日、白川大水害が発生いたしました。水防災行事実行委員会の資料によりますと、死者行方不明者422人、罹災者総数約38万8千人、流出及び全半壊家屋約3万1千戸、橋の流出85という甚大な被害でございます。その後、約60年、河川改修が進み、安心と思っていた白川も昨年7月12日、熊本市で氾濫しました。また、この大津町でも多くの被害を受けております。3.11東日本大震災もそうでありますが、自然災害は、常に危機管理意識を持てということを教えてくれております。危機管理といいますと、大災害、地震、津波に備えるということ捉えがちですが、身近な小さなことについても常に危機意識を持つことが必要だと考えます。

そこで、次の5項目について危機管理の意識から質問を進めてまいりたいと思います。

1項目目、サイバー攻撃について。農林水産省は、2013年5月24日、農水省の情報システムへのサイバー攻撃を受け、昨年1月から4月に掛けて5台のパソコンからの内部文書124点が流出した可能性があるとの調査結果を発表しました。同省内外の個人情報や業務に関わる情報も含まれております。調査結果を踏まえ、事務次官など8人の処分を決めたとの報道があっております。本町の電算システムがサイバー攻撃を受けることはないかもしれませんが、断言はできません。このことは、他山の石としてしっかりと受け止めなければならないと思います。本町の電算システムにも多くの町民の重要な個人情報や機密情報が含まれています。言うならば、役場は人のものを預かっているということでもあります。コンピューターウィルスなどの危険性に対して、その対策はどうなっているのか。万一発生した場合の陣頭指揮は誰が執るのか。バックアップ体制はできているのか、お尋ねします。

次に、2項目目、非常時の食料等備蓄についてでございます。文部科学省の調査で、2012年3 月末時点で全国の小中高校、これは私立学校も含みます、で非常食の備蓄をしているというのは全体の3割であるという報道があっております。都会になればなるほど、飲料水をはじめとした食料品の 備蓄割合が高くなっていますが、東日本大震災後も全体として備品の備蓄はあるが食料品の備蓄の割合は進捗していないということでもあります。町内の学校8校は、すべて災害時の避難場所になっています。いざというときには多くの避難民が学校に押し寄せてまいります。現時点では、食料品の備蓄がこの学校にはないと聞いておりますが、その避難場所である小中学校に懐中電灯・毛布などの備品類はあるが、飲料水、食料品が備わっていないというのが事実であれば、まさに危機管理意識がないということではないでしょうか。確かに食料品は費用も、入れ替えなどの手間がかかります。しかし、その場所で路頭に迷った多くの避難民が夜を明かすわけでございます。町の担当者は所定の倉庫から運搬しますとのことでありますが、災害時には道路の寸断や橋の流出も考えられます。冒頭話しました白川大水害時には、85もの橋が流されております。食料品等を災害発生時に慌てて避難場所に運んでいくというのは、非常に効率が悪い話でもあります。学校における生徒のみならず、地域住民の避難場所である各小中学校に非常食、飲料水を備蓄しておくべきではないでしょうか。お答えをお願いいたします。

続きまして、3項目目、AEDでございます。AEDは、自動体外式除細動器と訳されております。 日本では心臓発作により突然倒れて亡くなる方が年間約3万人いると言われております。発作で倒れた人を助けようと、まず救急車を呼びますが、一般的に連絡を受けた救急車が現場に到着するまで、約6、7分かかるとの統計もございます。一方、心停止して3分で死亡率50%となります。2002年に高円宮憲仁親王が心室細動により急逝したことの影響もあり普及したと言われておりますが、本町でも町施設14カ所に16台が設置してあると聞いております。住民の命に直結するものであり、さらに設置の増加をして、いざというときの住民の命を救うべきではないでしょうか。また、民間施設でもAEDの普及とともに設置が進んでいるやに聞いておりますが、その設置状況は不明でございます。設置状況を調査し、その情報を町民にも知らせていく必要があると考えますが、今後の対応をお尋ねいたします。

続きまして、4項目目ですけれども、公園の安全対策。町振興総合計画で安全安心な公園の整備の中で、町内の公園も設置後15年以上経過したものもあり、遊具や照明設備をはじめとした公園施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全で快適な公園利用に支障が出始めているとあります。先般、ある保護者から公園内遊具でボルトが緩んで危険だとの指摘・連絡がありました。早速役場担当者に連絡をしておりまして、使用禁止に現在はしてございますけれども、振興総合計画の中で公園が安全と思う人の割合の目標値が70%となっているのも腑に落ちないところでございます。町の将来を担う子どもたちが集う場所ですので、公園が安全と思う人の割合の目標値100%を目指すべく努力をするべきではないでしょうか。公園遊具の点検・修繕について、現在どのように行っているか、お尋ねいたします。

続きまして、5項目目、公金外現金、準公金でございます。これについては、熊本市の事例がございます。熊本日日新聞ほかでも何度か報道されておりますけれども、熊本市スポーツ振興課に勤務する40代の職員が約2千300万円を横領したという報道でございます。準公金の不正問題でございます。ほかにももう1件続けざまに起きておりますけれども、このことで熊本市長が7月分の給与を

全額カットしたという、そういう状態になっております。ここ大津町にも準公金がございます。39件の準公金が大津町準公金規定に基づき取扱いがございます。現在、39件、当初50件だったのが11件減って39件でありますけれども、取扱規定施行以降、適切に運用されていますかどうかをお尋ねいたします。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員のそれぞれの項目に対する危機管理体制についてのご質問でござい ますけれども、最近の行政を巡って発生する危機の内容は大きく変化をし、まさに多種多様なものに なっております。昨年の7月における北九州豪雨や、あるいはその前の地震、あるいは原爆関連等の 問題、そして竜巻あるいは鳥インフルエンザや新型インフルエンザ、口蹄疫などの感染症や、さらに は弾道ミサイルやテロなどの武力攻撃、または職員の不祥事なども危機の一つと思っております。そ のような危機に対する危機管理体制をきちんと確立することは重要なことと考えておりますが、小さ な問題や危機を見逃すと大きな危機につながってまいりますので、情報をいかに迅速にトップまで伝 え、そして的確な指示対応ができる体制を取れるかが重要であり、次年度の機構改革の中で危機感を 統一的に行う部署などの設置を考えていきたいと思っております。おのおのの諮問につきましては、 担当部長から説明をさせますが、電算システムのサイバー攻撃については、100%大丈夫とは言い 切れないのが実情です。しかしながら、危機管理としまして業務継続計画の策定に本年度から着手し ており、有事の際に適切な対応をできるよう体制を整えたいと考えております。災害時に広域避難所 になっている小中学校への食料などの災害用備蓄品の配備につきましては、本年度は各学校に非常用 発電機などの資機材を整備しますので、食料や飲料水については原則中央公園にある防災倉庫から運 送することにしております。ご提案の件につきましては、各学校長と避難所や防災訓練について打ち 合わせを行っていきますので、その中でどのような形がよいのか協議をしていきたいと思います。

次に、AED機器につきましては、町の公共施設を中心に計画的に整備してきたところです。地区の公民館等に整備する場合の助成制度としましては、地域の生涯学習施設等の備品購入事業費の補助金の助成制度が活用できると思います。今後も町民の皆さんが生活される上で必要な公共施設等には計画的に整備していきたいと考えております。町内には都市公園11カ所と町立公園7カ所があります。これらの公園・遊具の日常的な点検は1年ごとに専門業者に遊具点検業務を委託し、点検結果を基に翌年度に修繕計画を立てて修繕を計画・実施しています。公園は地域コミュニティ形成の立場や子どもたちの遊ぶ場として活用され、多くの人に利用されています。安全に利用できるように対応をしていきたいと思います。

また、職員の不祥事が発生しますと多くの職員が日に日に住民サービスの向上に努め、築き上げてきた住民の信頼を根底から覆すことになります。公務員倫理の問題もありますが、不祥事を生まないような仕組み、チェック体制も必要だと考えております。危機に対しては、あらかじめ決められたとおり迅速に対応することが重要であり、平素から危機発生時の対応について、ハード、ソフト両面から考えていきたいと思います。

それぞれの担当部長によって説明をさせていただきます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 企画部長木村 誠君。
- ○企画部長(木村 誠君) 山本議員のサイバー攻撃についてのご質問に関しましてお答えいたします。 サイバー攻撃などによりまして大津町の情報資産に対する侵害が発生した場合、または侵害の恐れ がある場合の情報セキュリティ対策といたしまして、まずハード面では今回の補正予算にも計上させ ていただいておりますけれども、役場ネットワークへの外部からの不正な侵入、アクセスを阻止する システムや各パソコン等の端末にウィルスが感染しないようにチェックするシステムなど、複数のサー バーの設置によるセキュリティ対策を取っております。また、町ホームページの管理では、地方自治 情報センターが行っておりますウィルス検知事業を平成23年度より実施し、町のホームページが不 正に改ざん等がされてないか、それぞれのチェックを行っております。事務用パソコンにつきまして は、来年サポートが終了いたしますウィンドウズXPをウィンドウズ7の機器に本年度中に更新し、 OSの脆弱性の解消に努めることといたしております。ソフト面につきましては、職員の情報セキュ リティの意識の徹底化を図るため、大津町情報セキュリティポリシーを設けまして、パスワードの管 理状況など内部の監査を定期的に行っているところであります。本年度は、さらにその見直しを行い、 より現状に即した対応することといたしております。また、電算業務に係る業務継続計画を今年度中 に策定する予定で、各課の優先業務の確認と対応、有事を想定した研修、訓練の実施を行うこととい たしております。なお、住民票の発行業務や税の付加業務などの総合システムにつきましては、平成 23年3月からクラウド化を行い、町が保有する住民情報等電算室以外のデータセンターで管理し、 万が一データセンターとの通信が切断した場合に備え、自庁内サーバーにデータのバックアップを行っ ております。また、町としましては直接サーバー攻撃の対象にならないといたしましても、攻撃の間 接的な影響を受け、総合行政のシステムの停止やデータの喪失が起こり得る可能性もありますので、 万一サイバー攻撃によりシステムやデータに障害が出た場合は、自動的に外部とのネットワークを遮 断し、自己システムとデータの保全を図ることを第一義に行うこととしております。そして、状況が 改善されるのを待ちながらデータやシステムの安全性を確認する間、住民サービスの提供につきまし てはバックアップデータで対応することといたしております。あってはなりませんけれども、万が一 にも情報漏洩が発生した場合には、被害拡大の防止に併せまして2次被害の防止など、情報漏洩によ る直接的・感染的被害を最小限に抑えるための対処などについて訓練・研修が必要でありますので、 今後やっていかなければならないと考えております。また、このような場合の責任は誰が取るのかと のことにつきましては、最終的にはもちろん町長になりますけれども、それまでの過程といたしまし て、大津町情報セキュリティポリシーに基づきまして最高情報統括責任者といたしまして副町長を定 めております。また、ネットワークの管理者として企画部長、情報セキュリティシステム管理者とし て企画課長並びに各課長等を定めているところでございます。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

地域防災計画に基づく災害時の避難につきましては、屋内施設を有します避難予定場所といたしま して、小学校、中学校を中心に17カ所、屋外の避難予定場所といたしまして中央公園となど5カ所 を指定しております。昨年の九州北部豪雨災害では、大津南小学校や野外活動等研修センターに避難所を開設いたしましたが、初めての広域避難所の開設ということで様々な課題も浮かび上がっております。そこで、各校区を周り一時避難場所や危険箇所などについて確認を行ったところでございます。避難予定場所の整備についてもいろいろお話があり、今年度は各学校に発電機や無線機を配備いたします。食料の備蓄につきましても、各避難所への配備要望もありましたが、中央公園に整備いたしました防災倉庫に乾パンやアルファ米など約5千食を備蓄しておりますので、第一義的にはこれらを活用したいと考えております。ただ、大規模災害になりますとこれらでは不足いたしますので、各家庭で3日分ぐらいの食料を備蓄しておくなどの自助による防災やボラティア団体と連携した炊き出し、事業者などとの応援協定など、いろいろな方策を考える必要があると思います。ご提案の各学校への食料や飲料水の備蓄につきましても検討課題でございますので、保管場所や夜間等の手配など、今後学校長との会議もございますので協議していきたいと思います。

次に、準公金につきましては、今から2年前の平成23年4月に職員による準公金の横領という極 めて重大な不祥事が発生いたしました。その背景には、職員の法令遵守、意識の欠如があったことは 言うまでもありませんが、組織としての準公金の不適切な管理があったことも事実であり、管理監督 責任や危機管理のあり方が問われる由々しき事態でもありました。そこで、この事件の後、直ちに職 員が取り扱う準公金の管理体制への見直しと対策を講じました。具体的には、管理規定を制定し、準 公金の定義を明確にするとともに、その取扱いに係る基本方針や会計事務の方法を定め、より一層準 公金等の適正な取扱いの徹底及び事故防止を図るように改善を行い、現在その運用を行っているとこ ろでございます。そもそも準公金とは、大津町財務規則の適用を受けない現金や預金のことで、具体 的には職員が職務上で会計事務を行っている協議会、協会、実行委員会などの所有に属する現金等で、 それを取り扱うことが町の取り扱う事務や事業と密接な関係があり、公益性や公共性を有しているも のでございます。準公金の取扱規定におきましても、これらの準公金は他の団体と町か共同で運営す る協議会等に係るものについて、当該協議会等の運営を町が主体となって行う必要があるなど合理的 な理由がある場合に限って職員が取り扱うことができると定めております。また、一方で職員が職務 上で取り扱うことの妥当性や必要性を常に検証して、その取扱いの見直しに努めなければならないと しており、取扱いの廃止なども含めた団体等への関係事務の移管について団体と協議しながら見直し を進めております。先ほど議員のほうからもお話がございましたように、実際にこの規定を設けた平 成23年度には約50件の準公金の取扱いがありましたが、これらの見直しの結果、団体等への移管 できたものを含めまして11件が取扱い廃止となり、現時点の平成25年5月末日現在での準公金の 取扱い件数は39件となっております。しかしながら、町が推進する事業の関係などで行政主導で働 きかけて立ち上げたという経緯がある団体なども多く存在し、団体に会計事務を移管することが極め て困難な状況にあるのも事実でございます。このように、職員が職務上取り扱う準公金につきまして は、件数としては減少傾向にありますが、今後も取扱いが継続するものも残っておりますので、取扱 い規定に従い、その適正な管理に努めていくことは当然のことでありますが、規定どおりに準公金や 預金通帳、公印、伝票等の帳簿類などが適正に保管・管理されているかなど、準公金管理者となって

いる課長級以上の管理監督者の内部チェック体制への強化と現金の収納や支出が適正な手続きを経て 行われているかなど、手続き業務処理の事実管理上の課題の改善などに取り組んでいきます。また、 一人の職員が準公金に係る業務全般を単独で受け持つことのないように、管理体制の改善を既に図っ ているところでございますが、複数の職員による業務の分担など業務の総合牽制により協議不正等の 発生を事前に防止・発見する内部牽制機能の強化などにも取り組み、不正を未然に防ぐ危機管理体制 の強化に努めてまいりたいと思います。

今後も職員一人一人が日常の業務の中で自分の職場からは一切不祥事を発生させないという強い意志を持ち、危機意識や倫理観をさらに高め、町民から信頼される町政運営を担保するための組織や仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思います。

### ○議 長(大塚龍一郎君) 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長(中尾精一君) AEDの設置状況についてお答えいたします。

AEDにつきましては、ご存じのとおり、突然心肺停止等を起こされ倒れた人を近くにいる人たちで命を救う対応ができる、救急時に必要な医療機器と考えております。現在のAEDの設置状況としましては、役場をはじめとする公共施設はもとより、各小中学校、高校、支援学校や公立・私立の幼稚園・保育園、学童保育施設に設置されております。また、企業や事業所におきましても12事業所16台が設置されております。そのほか、JA菊池大津中央支所や肥後銀行大津支店、ジャスコ大津店、それからパチンコ店5店舗に設置されております。町全体では90台が設置されております。なお、設置後の維持管理としましては、機器を効果的に使用するための定期的な訓練はもちろんですが、適正に使用するため、バッテリーやパット等の交換も町関係施設では計画的に実施しております。原則として4年間で交換ということになっております。ほかの施設等の維持管理についても、事業所や関係機関へ計画的に管理していただくよう連携を取っているところでございます。

次に、地区公民館や集会所の設置状況としましては、AEDの設置は現在されておりませんが、設置を希望される場合の助成制度としまして、町の地域生涯学習施設等備品購入事業費補助金として3分の1の助成制度が活用できると考えます。なお、AED機器価格が約30万円でありますので、地元の区、組の負担は20万円程度になるかと思われます。

そのほかに、先ほども言いましたけれども、パット等の交換の維持管理の費用が発生すると考えられます。また、民間施設での設置につきましては、任意の設置ということで助成等は行っておりません。設置率については低い状況だと思われます。

先ほども申しましたが、突然心肺停止を起こされた場合、近くにAED機器が設置されていれば早急な対応として救命行動ができ、大切な命を守る対応ができます。設置の重要性や利用できるAED機器の設置状況等について、住民の皆さんや事業所、関係者の皆さんへの周知・啓発につきまして、今後とも継続して行っていきたいと思います。

なお、事業所への相談、公共施設の管理状況を確認上、つかえるAEDがどこにあるのか、どれだけあるのか、住民への周知をどうするのか、今後関係部課で協議していきたいと思います。現在、移動用として大津町役場、老人福祉センター、運動公園にそれぞれ1台ということで3台移動用として

設置されております。

以上です。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 経済部長大塚義郎君。
- 〇経済部長 (大塚義郎君) 町長の答弁にもありましたように、町内には都市公園11カ所、町立公園 7カ所の計18カ所がございますが、都市公園は10カ所、町立公園は6カ所を農政課で管理してお ります。遊具の点検につきましては、専門業者に点検業務を委託し、翌年度にそれに伴う修繕を実施 しているところです。これにより、平成24年度は今述べました公園を含めまして41カ所の公園の 遊具等の修繕を行っております。この定期的な点検及び修繕以外にも、地元区長さんや公園利用者か ら不具合等の情報提供があった場合、速やかに現地を確認した上で、随時対応を行っているところで す。遊具点検業務委託に関しましては、点検項目を設けて遊具ごとに外部項目で破損、変形、割れ、 欠落、回転部の摩耗、ささくれ、突起物、コンクリートの露出、地盤の軟化、塗装状態、細部項目で 基礎不良、支柱部の腐食、部品類の紛失、ボルトやナットの緩み、部品の摩耗、以上を遊具ごとに点 検した上で判定したものを報告書として提出いただいております。その報告書を基に早急に対応が必 要な箇所は修繕等を行い、それ以外のものは修繕計画を立てて翌年度に予算措置をし、修繕を実施し て安全で安心な遊具の管理に努めているところでございます。平成24年度においても、平成23年 度点検報告を基に実施した修繕などで約400万円ほど予算執行させていただきました。今年は、遊 具点検業務を実施する年度となりますが、修理を要するものは随時修理をしてまいり、適正な遊具管 理を行うとともに、子どもたちが元気に安全で安心して遊べる場所を提供してまいりたいと考えてお ります。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。
- ○6番(山本重光君) それぞれについて再質問をいたします。4番の公園以外ですね、サイバー、食料品備蓄、AED、準公金について再質問をいたします。

まず、サイバー攻撃はですね、今、部長がお答えになったのは、私の質問もそうだったんですけれども、外部からの攻撃ということでした。今、話を聞きながら思いましたけれども、これは内部の人間がですね、この大事な町民の方々の情報を持ち出さないための方策、これをお答えください。

それから2番目、食料品の備蓄なんですけれども、これは私が今回一番力を入れるといいますかですね、ぜひともやってもらいたいということで上げさせていただきました。町長、今、学校長と打ち合わせると言われましたけれども、いつ打ち合わせられるのかですね、それをもう一度お尋ねしたいということと、私もよくは調べておりませんけれども、別府市というのがありますけれども、別府ではですね、やはりこの国の各小中学校への、あくまでも食料品なんですけど、食料品備蓄についての勧奨、進捗を言っております。これに基づいて、別府市は既に、それまでは別府アリーナというところにまとめて置いてあったやつをですね、各小中学校に食料品を分散・備蓄をしているという、そういう報道もあっております。私としてはですね、先ほどから言っておりますけれども、担当職員の方が防災倉庫から持っていきますと言われるんですけれども、災害が遭ったときに避難をしていく、その小中学校にですね、毛布はあるかもしれませんけれども、食べるもの、飲むもの、これがないとい

うのはですね、どうも理解ができません。水道はあるかもしれませんけれども、やはりこれは想定が 大災害ですので、水道も出ないということを想定しての話ですので、やはり食料品なり飲料水はです ね、どうしてもこの小中学校に置く方向といいますか、置くようにやりたいと私としては思っており ますので、再答弁のほうをお願いしたいと思います。

それから、3つ目のAEDについてですけれども、これ90台あるというのは私も今初めて聞いたんですけれども、どこにあるのかということですよね。だから、防災マップというのはありますけれども、例えば今後AEDマップとかですね、それとか、大体AEDがあるところは避難場所なんで、避難場所については標識がちゃんとあります。その標識の下にAEDの標識をするとかですね、そういうふうに町民に知らせてなんぼというAEDなんですよね。だから、この辺をしっかり考えていただいて、宝の持ち腐れじゃいけませんので、この90台のある場所ですね、これをどうやって町民の皆さんに周知徹底を図っていくか、これを真摯に考えていただきたいと思います。これも再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後の準公金についてですけれども、これは2年間に11件の解約といいますか、整理があっておりますけれども、2年間で11件整理ができて、50件が39件になっているんですけれども、残高一覧表では残高0というのもあります。先ほど部長の答弁でもわかりましたけれども、必要なものもあるかもしれませんけれども、やはりなければないほうがいいですね、シンプルイズベストという言葉もありますけれども、もう一回ここら辺はしっかり精査をし直していただいてですね、私はこういうのは無事之名馬ってあるんですけれども、職員の方々を信用してないわけじゃないんですけれども、その原因となるものがなければないほうがいいわけですよね。ということであれば、やはりなるべく39件がもっと減っていけばですね、それがいいと思います。

それから、取扱規程の中には、1年に1回報告義務があるというのがあるんですけれども、前向きにといいますか、1年に1回の報告義務じゃなくて、定期的な検査ですね、そういうものについての規定がございませんので、それをこれからつくるのか、つくらないのか、検討するのかですね、そういうことも併せて再度答弁をお願いしたいと思います。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 企画部長木村 誠君。

**〇企画部長(木村 誠君)** 山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどサイバー攻撃等に対します本町の電算システムの対策と同様に、町が保有する住民情報の保護につきましては、安全な情報システムの構築と職員の意識向上の両方は重要だとお答えしたところでありますが、そのためには、まず大津町情報セキュリティポリシーに基づき、大津町が所掌する情報資産に関する業務に携わる常勤、臨時職員も含めた全職員が常に危機意識を持って業務に当たらなければならないと考えております。その大津町情報セキュリティポリシーにより、情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできる機密性、情報の処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護するための完全性、許可された利用者が必要なときに確実に情報にアクセスできる可用性を維持するための対策を整備しているところであります。具体的な操作手順といたしましては、電算室、マシンルームには、常時もちろん施錠をいたしております。許可を受けたものしか入出できないこと

になっております。また、職員が使用しているパソコンには、IDとパスワードがふられておりまして、本人以外は起動できなくなっております。業務で使用します総合行政システムにおきましても、自分の業務以外のシステムには接続できません。例えば、税務課以外の職員が個人の税情報を業務で閲覧したい場合には、税務課長に情報の使用理由等を記載した申請を行い、閲覧期間を決めて、その税務課長の許可を得た後、ネットワーク管理者の企画部長に提出することになっております。また、データの持ち出しは原則不可といたしております。職員のパソコンには個人のUSBメモリーなどは接続できなくなっております。また、メールのやりとりや何をパソコンから印刷したか、インターネットの閲覧まですべて記録に残るようにいたしているため、業務以外の使用は堅く制限しているところであります。

このような、住民情報の保護のための施策を行っていますが、そのチェック体制といたしましては、 副町長を最高責任者とした内部監査の実施や情報セキュリティシステム管理者への各課等の長による 指導、電算連絡会、各課の電算事務推進委員への周知徹底、情報計画係による記録の点検などを行い、 情報漏洩事故の防止や住民情報の保護に努めているところであります。

### 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 中学校関連等の小中学校の施設関係についての食料備蓄でございますけれども、7月に入りまして11日ごろには学校長と相談したいというふうに思っております。ただし、保管関係の場所もございますけれども、できれば学校の中で保管しながら、そして訓練の折りにそれを活用しながら、子どものたちが訓練に対する危機意識をしっかり持っていただくのも一つの方法であるというふうにも考えておりますので、十分学校と相談をしていきたいというふうに思っております。もちろん、そのほかAEDの設置90カ所でございますけれども、この辺につきましても十分マップ関連等について、住民が知るべきものでありますので、またそこに設置してあるところの責任者関連等については、十分PR啓発ができるように指導をしていきたいというふうに思っております。

準公金につきましては、もちろん十分反省をやっておりますけれども、やっぱりどうしても担当職員の中でやっていかなくちゃならない、そういうサービス関係もありますし、そういう団体がしっかり力を付けて自分たちでやっていけるようなところになってくれれば、我々もそのような方でお願いができればなというふうにも考えております。もちろん、民生員関係等につきましては、昔は役場関連等でやらせていただいておりましたけれども、そちらのほうの団体で力をつけていただいておりますので、そちらのほうで十分対応をされておるようでございますので、そういう団体の支援関係の力強さを今後とも育成するのも我々の仕事である。そういうことによって、公金はなるだけ扱わないほうが危険性はないというのはもう十分でございますけれども、サービスの面もございますので、そういうところについても今後十分各種団体等についてもご相談をしながら、改良できるものは改良していきたいというふうに思っております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。

○6番(山本重光君) 町長の認識とそれぞれの部署での再進捗を図っていただきたいと思います。 続きまして、生活道路の安全対策についてでございます。これについては、事例が2つありますの

で、ちょっと細かい話で申し訳ありませんがお聞きいただきたいと思います。これは事故の事例でご ざいますけれども、昨年6月21日、室町横田マーケット横の交差点、熊日新聞の大津支局の横の交 差点ですけれども、単車に乗った70代男性が上井手のほうから単車に乗って降りてきた70代男性 がそのまま突っ切って、たまたま通りかかった60代男性が運転する軽自動車に跳ねられ亡くなられ ました。同じく、昨年10月20日、文洋堂から上がったところの酒井かまぼこ店横の交差点、四角 で囲って、ゼブラでこう斜線を引いてありますけれども、早朝5時48分、自転車に乗った20代男 性が松古閑、上のほうから降りてきて、上井手沿いの東西の道路を一旦停止することなく突っ切ろう とした、そこに20代女性が運転する乗用車が来て跳ねられなくなったという事故がございます。こ の事故2つをですね、私もあっちこっちから聞き及んで、それで生活道路の安全対策というお話をす ることになったわけなんですけれども、文洋堂から上がったところの交差点で跳ねられた方は、中国 の方です。日本に出稼ぎに来てですね、早朝仕事が終わって、陣内のほうの宿舎に戻る途中だったと いうことで、この事故が起きております。この2つの事故を見てですね、私はここで二人の方がなく なっておられますけれども、このお亡くなりになられた方からの声をしっかり聞きたいと思っており ます。申し上げるまでもなく、交通事故というのは被害者のみならず、加害者も苦しめるものでです ね、なければそれが一番いいものでございますけれども、文洋堂の上の事故はですね、この20代の 女性はたまたまこの早朝に上井手沿いの東西の道路を通りかかられたんですけれども、ここの交差点 はですね、そもそも道路構造法ですかね、から見て勾配がちょっときつすぎるという道路でもあるん ですけれども、そもそも昔からある道路ですのでどうにもならんということなんでしょうけれども、 見晴らしが良すぎて上から降りてくる人たちが一旦停止をしないという、そういう交差点のようです。 7時半から8時半まではですね、この昭和橋といいますか、昭和橋から上の松古閑のほうは進入禁止 になっております。しかしながら、歩行者と自転車は通れます。それで、自転車の若いものたちがで すね、朝は上からどっと降りてきて、あそこを止まらないでどんどん文洋堂のほうに降りていくとい う、そういう話も近隣の方からも聞いておりますけれども、かといって、今度は上井手沿いの東西の 道はですね、一旦停止じゃありませんので、ここは朝からどんどん通勤とかですね、そういう方が通 られます。私はこの室のほうの交差点の事故もありますけれども、この事故があった後、もちろん警 察とかの調整も必要なんですけれども、果たしてこの死亡事故から何を学んでいったのかという、そ ういうふうな気持ちがしました。上井手沿いに走ってきたこの20代の女性ですね、この方は、言う なら中国の方が交通ルールを守れば何てことはなかったんでしょうけれども、やはり跳ねて亡くなっ てしまったということで、加害者であっても非常な苦しみがその後ですね、続いているものと思いま す。それで、このなかなか難しい問題ではありますけれども、こういう危険な交差点というのはここ の2カ所だけじゃなくて、町内のあちこちに多分あると思います。これについては、やはりその場所 場所におられる区長さんなりですね、交差点の横に住んでいらっしゃる方々がしっかり情報をお持ち だと思いますけれども、そういう情報がですね、町のほうに入ってきているのかどうか、そういう危 険な交差点の一覧表というのがあるのかどうかですね。平坦な道とかいろんな道路の危険もあります けれども、あくまでも私はこの交差点ですね、交差点の危険性、これについてどの程度認識をしてお

られるかをこの際お尋ねをしたいと思います。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 山本議員の大津町における交通事故の、特に交差点関連の課題事故でございますけれども、もう今、2件の例を言われておりますけれども、その前に、もう死亡事故というのは上井手の上のほうの交差点関係もございますし、そういう死亡事故関連等に伴います、特に二輪車関連が多うございますので、そのような死亡事故等につきましては、しっかりと道路改良をできるようにやっていきたいということて、担当のほうにもしっかりと指示をしているところであります。もちろん、なかなか用地交渉関連等もございますので、そのような関係でしっかりとご理解を持っていただくような形の中で事業の改良工事を進めていきたいというふうにも思っております。もちろん、事故をなくすためには、やっぱり交通ルールをしっかりと守っていただく、そういう交通関係の啓発もしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思っております。これは、もう大人だけでなく、今回の日曜日にもありますように、自転車競技大会、学校関係もございますけれども、ぜひそういうところについても多くの子どもたちがそれぞれの学校内における自転車関連のルールもしっかりと覚えていただければなというふうに思っております。

ご質問の苦情要望関連等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 山本議員の質問にお答えいたします。

生活道路の安全対策につきましては、住民の方や各地区の区長さんから毎年数多くの苦情や要望が寄せられている状況になっております。苦情や要望にもいろいろございます。緊急を要する場合につきましては、その規模にもよりますが、職員によって早急な対応を行っているところです。ただ、道路改良、それから側溝改修、比較的工事規模の大きい分につきましては、なかなかすぐには対応できません。各区長さんから要望書を提出いただいて処理している状況でございます。

先ほど上げられました横田マーケットの分につきましては、今、ちょうど所有者の方が家を建てておられますので、用地を分けていただくような交渉をしているところでございます。そのほか、危険な交差点の情報等については、一覧表というのは課のほうには上がっておりませんけれども、一応危険な交差点がどこら辺にあるかというのは、職員で周りながらですね、ある程度見回っているような状況でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。
- ○6番(山本重光君) この2件の事故でですね、やはり被害者、加害者、関係者の方々のやはり苦しみを思うとですね、非常にやるせいないものがございます。中国の方もおられますけれども、同じ大津の町民でございますので、ぜひぜひしっかりこの事例を見つめていただきたいと思います。私としては、横田マーケットのほうはですね、はっきり言いまして、この2つとも大胆な発想といいますか、やり方をしないと、多分にですね、また起こるやに思います。これは提案になるかどうかわかりませ

んけれども、はっきり言いまして、この2つの交差点には私も15分か20分ぐらいずっと立って見よりましたけれども、熊日支局の側の塀を澄み切りといいますか、あそこを、何もないんですよね、あそこは、もうちょっと細かい話で申し訳ないんですけれども、熊日支局のほうは何もないので、あそこをぽすっと取ってしまってですね、降りてきてから右側の塀はもうちょっと低くするとか、そういうふうなことをしっかり考えないといかんと思います。それから文洋堂の上のほうはですね、これも無理な話かもしれませんけれども、上井手沿いのこの東西に走っている道路は、これはもちろん一旦停止はしませんけれども、上からばんばん降りてくるんでですね。発想の転換じゃないですけれども、東西の道路まで一旦停止をするとかですね、それぐらいしないと、あそこでは必ずまたいつの日か起こると思います。そういうふうな現状がございますので、再度最後に町長のほうから今後の取り組みをもう一度ご答弁をお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) おしゃるように、危険箇所関連等については、道路・・改良関連等の事業関係でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。もちろんおっしゃるように相手がおりますので、どこを一番にというのは大変厳しいんですけれども、今おっしゃるように、死亡事故が起きたところについては、優先的にやっぱりやっていかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう原因がそこにありますので、そういう意味において、大津町にもまだまだ我々の頭の中に町内の中でたくさんそういう箇所があります。県道矢護川大津線のところにも、上大津の曲がりのスピードを出しすぎたりいろいろする関係で、過去に3件の死亡事故が起きておりますし、あるいは先ほど言いました上井手のところのあの石垣の絡みの橋を渡ってすぐのところにも、私の知った人があそこで単車に乗って行く中で死亡事故が起きております。

いろんな形で、そういう道路の中でおっしゃるような交通規制の標識をつくるなり、あるいはまた上からの交通の流れがどうあるべきかというような形で、今、駅前楽善線も平成26年度で改良しますと、その辺の道路の流れと、車の流というのがおのずと変わってくるんじゃないかなと思いますけれども、今言ったような安全のための交通標識関連等についてもしっかりと道路管理者としてやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後についてはそういう方向で事故防止に努めていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 山本重光君。
- ○6番(山本重光君) 今の町長の認識に立った役場の皆さん方の今後のその方策とその実行がですね、 志半ばであそこで倒れられた方々の追悼の誠を捧げることになることを祈念しまして、私の一般質問 を終わります。ありがとうございました。
- ○議 長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。3時15分から再開いたします。

午後3時04分 休憩

Δ

午後3時13分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○10番(源川貞夫君) 皆さん、こんにちは。通告順番に従いまして、10番議員源川貞夫が一般質問を行います。防災について、特に昨年の豪雨に対しまして、昨日も今日も同僚議員のほうから質問があったようでございますので、なるべく重複しないように、特に今回は大津と西原村の境といいますか、であります鳥子川の河川についてお伺いしたいというふうに思っております。大津町には危険箇所、まだほかにもいっぱいありますけれども、白川の河川改修ももちろん大事でございます。今回は、この鳥子川についてお伺いしたいというふうに思っております。

昨年の7月12日の九州北部豪雨災害の検証がなされまして、大津町の校区別に6カ所で災害対策打ち合わせ会議が水害のあったその直後に、昨年の7月17日、19日、20日の3日間開催されております。その後、各地域で自主防災組織を設立したり、検討されている地域もあるようでございます。その会議のその場でもですけれども、区長さんや住民の方々から要望や意見等がありまして、防災対策及び防災計画を立て、町のほうでも今検討されていると思います。先日、配付されました検証の結果、校区別の災害対策打ち合わせ会議等の資料を見まして、その中の危険予測箇所の中の一つ、俵山を源流とする鳥子川の水が白川に直角に流れ込み、白川の水をせき止めるような形になっております。そのため、下森地区、それから鳥子川地区の住民の方々は、相当心配をされております。この鳥子川の管轄は町なのか、県なのか、またこの鳥子川の災害対策はどのように考えておられるのか、町長の考えをお伺いいたします。

自川の洪水はもちろんでございますが、西原村小森地区にある大切畑ダムのため池、この面積が約9~クタールでございますけれども、そこに流れ込んでくる俵山の直接間接流域は124倍の面積の11.6キロ平方メートルでございます。総貯水量851トン、ドラム缶にしまして4千255本分、これが堤防が決壊した場合、決壊しなくても堤防を超えた水は全て鳥子川の河川に流れ込んでまいります。大雨だけでなく、地震はありませんかもしれませんけれども、地震があったらと心配は常にあるとのことであります。60年前の昭和28年6月26日の白川の大洪水のとき、このときも大切畑ダムのため池の水がこの堤防の一部を越え、その後4メートルほど高く堤防をされたようでございますが、その後、ダム底もかなりの堆積物、土砂等が堆積しているものと思われます。特に西原村、そして大切畑ダムを管理されている小森土地改良区との情報提供と連携が必要ではないでしょうか。地元の消防団や区長さん、いち早く連絡が取れるシステムづくりの考えはないか、お伺いいたします。

また、鳥子川の河川にも目視のよる水位計の設置の希望もされております。この水位計の設置は、これも県の管轄とすれば、菊池事務所との連携を取りながら設置場所と調整を要望するものであります。防災リーダーをはじめ、誰でも危険度の判断ができて、自主避難や避難誘導がいち早く余裕を持ってできるからであります。特にこの地域は高齢者が多く、一人暮らしの方々など、避難するにしても急にはできない方もおられます。今回の補正予算で矢護川水系、平川水系、上井手、下井手に河川カメラ5台を設置、インターネットを経由して監視すると。それから、防災行政無線、戸別受信機を区長さん、民生児童員さん等の自宅に設置の計画がされているようでございます。県は6月10日に阿蘇市と南阿蘇村で本年度から始める予防的避難モデル実証事業の概要を発表いたしました。ほかの市

町村にも参加を呼び掛けておりますが、我が大津町はどうされるのか、お伺いいたします。

予防的避難を実施するのは、熊本気象台が午後4時半ごろ発表いたします翌日の天気予報で、1時間雨量80ミリ以上、2、1時間雨量が70ミリ以上で、かつ24時間雨量が250ミリ以上、3、台風の予想進路に県内が含まれるのいずれかに該当する場合、市町村の判断で実施できるとなっております。参加自治体は、防災無線等で住民に日没前の明るいうちに所定の避難所へ避難するよう促すということであります。昨日も話が出ておりましたが、サイレンを鳴らして知らせるのも一つの手段でしょう。それから、公共情報コモンズ、平成27年度までには全国の都道府県すべてに加入予定と12日にテレビ報道がなされておりました。災害時においては人命が最優先ですので、初動体制、情報伝達、避難誘導がまず第一であります。そのためには、地域自主防災組織、地域防災のリーダーの育成及び防災訓練が必要不可欠となります。今回の検証で、大津町にはほかにいくつもの危険箇所がありますが、その中の一つで、近隣の市町村との連携が必要な鳥子川について質問をいたしました。下森地区、鳥子川地区に災害をもたらす原因の一つであるところの俵山に降った雨が鳥子川へ、そして自川へ直角に流れ込む鳥子川に対する防災体制について、西原村と常に連携が取れるような、そして熊本県を含めた調整が必要でございます。防災組織なり連絡体制の充実等の考えはないか、町長にお伺いいたします。

以上でございます。

## 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

**〇町 長(家入 勲君)** 源川議員の西原の関連と、鳥子川、森地域の安全性についての取り組みにつ いてのご質問かと思いますけれども、まずはやはり人命が一番でございますので、まずは避難するこ とが一番ではないかなと。そのためにはどうするかというようなことが一番でありますので、その大 事なことは、やっぱり議員のおっしゃるように、西原村との協定というか、状況というか、その辺の 情報連絡が一番ではないかなというふうに思っております。もちろん、今までについては大切畑の灌 漑用のダムにつきましてお話聞くと、2系統での排水関連を考えておられますので、安全であるとい うような話でございますけれども、やっぱりそのような安全前提のもので考えておっては、いざとい うときには間に合わないというような状況でございますので、ぜひそのようなことがないようにしっ かりと地元鳥子との消防団、あるいは大津町の消防団との関連をしっかりと取っていかなくちゃなら ないんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、議員おっしゃるように、白川の水系の 関係も十分白川の上流から流れてくる水の高さと、それから鳥子川からの水の流れ込みの関係で、も しもそういう大変な状況になりますと、鳥子川はもちろんでございますけれども、森地域の下森につ いては、全部冠水してしまうというか、水害の災害に遭うのはもう確かでございます。そういう意味 におきまして、前に立野ダムの建設関連の説明が国交省の関係でありました折りに県のほうについて もしっかりと大切畑堤の警戒関連等についての心配をしておりますので、その辺の対策をしっかりとっ ていただくようにお話はしております。もちろん、そのときは立野ダム関連でございましたので、ど こまでしっかりと肝に銘じておられたのかわかりませんけれども、今後についてもしっかりとそのよ うに要望をしていかなくてはならないというふうに思っております。先ほどの質問で、阿蘇南郷谷あ

るいは阿蘇山関連等の消防の避難訓練棟につきまして、県が行う予定でありますでしょうけれども、 我々の地域におけるそれぞれの環境状況等も違いますので、できればやっぱり西原、大津の関連で避 難訓練関連等も計画をしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、 この辺につきましても十分西原の関係の消防団の皆さんと地域との連携が取れるような訓練をやっぱ りやっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。参加については、関係 消防団、学ぶべきものがあるかと思いますので、そちらのほうで参加できれば、そういう形で参加を していただければなというふうに思っております。

そういうことにおきまして、ぜひ非常時についての連絡体制に依存した避難方法は、やはり被害を大きくする恐れも予想されますので、まずは地域の自主防災組織等により状況把握等を迅速に行い、早めの避難対策を講じて、住民の方への避難誘導など安全確保行動を取ることが自らの命を守ることにつながりますので、最優先の対策であると考えておりますので、このように災害に関しては、今回地域防災計画を見直し、危機管理や災害対策における体制整備を強化しておりますが、近隣自治体との情報を共有し、危機管理に努めてまいりたいと思います。自主防災組織等の活動も含めて、地域における日ごろの訓練を行い、自助・共助・公助の観点の基に、さらに地域防災力を高める取り組みをやっていきたいというふうに思いますので、今後については関係機関、あるいは地元の皆さんと十分相談をしながら、訓練関連等に取り組んでいきたいというふうに思っております。

# **〇議 長(大塚龍一郎君)** 総務部長岩尾昭德君。

議員ご質問の中で、関係につきましての状況につきまして申し上げます。 〇総務部長(岩尾昭德君) 大切畑ダムにつきましては、ご存じのように、先ほど経過等につきましてお話ございましたけれど も、当初1855年に石堤が建設されたということで、その後、昭和28年の6月の西日本大水害、 白川大水害の後に改修されているというようなところで、堤防の高さが19メーターにその時点では されておるというふうな状況でございます。さらに、その後昭和46年の9月から昭和50年3月に かけまして、土地改良事業に伴います大切畑ダム関連付帯工事がございまして、先ほどもございまし たけれども、堤防高も4メーター上げられ23メーターとなっているところでございます。その後も 堤防の補給工事が行われているということをお聞きいたしております。ダム建設の経緯といたしまし ては、畑地灌漑計画によりまして、計画基準年、昭和36年となっておりまして、受益面積が717 ヘクタールの畑地灌漑用として建設されております。その流域面積は、先ほどございましたけれども 11.6平方キロメートル、ダム総貯水量85万1千立方メートルということで、利用水深は12.9 メーターということで、先ほどございましたように現在の堤防の高さが23メーターということで、 堤防の長さが125メーターとなっているところでございます。管理状況につきましては、西原村の 小森地区土地改良区が管理運営を行われております。ダム自体の貯水量につきましては、5月から8 月は田植えなどで水を使用するため満水になることはなく、また9月から12月に水を溜め、灌漑用 等で深迫ダムへ送水することになっており、満水になる時期は4月の田植え前までが多い状況と聞い ております。通常はダム周辺地域に降った雨が直接または間接的にこのダムに貯水をされているとい う状況でございます。連絡体制につきましては、小森土地改良区のほうで日々のダムを管理する当番

の方がいらっしゃいまして、その方が1日大体1、2回管理をされながら警戒につきましては理事長、 または各理事へ連絡する体制を取られているというようなことで、災害等の恐れがある場合につきま しては、西原村と土地改良区が協議し、対策を取るようになっているということでございます。

今回、また地震等の不安もあられるということで、今回、平成25年度から県の事業で農業用ため 池等の一斉点検が実施されるというようなことでございまして、ダムの耐震調査が予定されておりま す。これを機会に、さらに県と関係町村、それから土地改良区と連絡体制の整備を図ってまいりたい と考えております。

それから、昨年の7月12日の九州北部豪雨時の俵山付近の雨量につきましては、観測データでは最大時間雨量が俵山付近でございますけれども、午前3時1分の56ミリとなっている状況です。午前1時から午前9時までの合計213ミリの雨量であったということでございます。西原村に確認いたしましたところ、他の地域のような豪雨は発生していなく、ダムには余裕があったとのことでございました。九州北部と同じように短時間での雨量を記録しました昭和28年6月26日の白川大災害時にときと今回の7月12日の雨量の比較をしてみますと、昭和28年6月26日の熊本県内において、降水量が多かった小国町では最大1時間雨量が90.2ミリで、県内の豪雨のピークは6月25日から26日にかけてと記録がございまして、総降水量が1千2.6ミリとなっています。一方、昨年7月12日の九州北部豪雨では、阿蘇市黒川で最大の1時間雨量が124ミリ、24時間雨量で517ミリとなっている状況でございます。降水量から比較いたしますと、昨年7月12日の九州北部豪雨は短時間、長時間問わず記録的な豪雨となっているということだと思います。

このようなことを考えますと、先ほど町長からもございましたように、地域の自主防災組織や区長さん、民生委員さん、消防団等の皆様によりましての連携、それから早めの避難対策を講じての住民の方への避難誘導などを行うほか、町の防災対策関係機関との情報共有を常に行い、近隣自治体や関係機関等も含め、さらに連絡体制の整備に努めていかなければならないと考えております。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。

○10番(源川貞夫君) 今、言われましたように、幸いにも去年の雨量はですね、俵山は阿蘇の乙姫、 久木野、菊池とか、いろいろ調べましたけれども、雨量がほかに比べてですね、少なかったと、少な いといいますか、ほかに比べてですね、ということですけれども、気象台のほうに聞きましたら、俵 山には今雨量計はないそうでございます。あるのは、ミルク牧場の近くということで、集中的に地域 によって雨量が変わる場合も、移動する場合もありますけれども、あちらて、ミルク牧場の方面で降っ たのは、益城とか、あちらのほうに水は流れていきます。先ほど言いましたように、俵山周辺といい ますか、それの、特に大切畑堤に流れてくる流域ですね、それが面積にして120何倍の面積があり ますので、それに集中的に降った場合のことを心配されているわけでございます。

それと、鳥子川というのは、白川から、大津の場合ですね、西原との境界が、橋がありますけれども、あそこから距離にして200メートルぐらいだったと思うんですけれども、先ほど言いました、そこの管轄は大津になるわけですかね。それとも西原になる、その川自体の全体はですね、県のほうが管轄するのか、そちらのほうもお聞きしたいと思います。菊池振興局のほうに聞けばいいのかとか。

それと、先ほど言いました小森土地改良区のほうから西原村役場といいますか、こちらのほうに緊急の場合、情報を提供しますけれとも、それ以前にでもですね、地元といいますか、鳥子川流域の、特に大津の鳥子川、森あたりの消防団、区長さん、民生員さんあたりに対しての、向こうから連絡がなくてもこっちからでも連絡できるような体制といいますか、日常的にでも情報交換をされるようなシステムづくりとか、そういうのをしてほしいなということでございますけれども、その点についてもよろしくお願いします。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 源川議員の質問にお答えいたします。

鳥子川につきましては、一応県の管理になっておりますので、1級河川ということで県のほうが管理している状況です。あと整備については、私どものほうでは聞いておりませんので、菊池振興局じゃなくて阿蘇振興局のほうじゃないかなということで思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭徳君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 源川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの連絡体制でございますけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、西原村、それから土地改良区関係につきましてはですね、非常時等の場合につきましては、当然西原村と土地改良区が協議されてですね、対策を取り合っておられますけれども、近隣の大津町と西原という部分での連絡体制につきましては、先ほど申し上げましたけれども、あの地震等に対するそういったことも含めてですね、今回連絡体制の整備に努めたいと思います。

また、今回は、これに関しても含めてですね、西原村との協議も事前に行わせていただきまして、 こういった災害等の予防に努めるような形ですね、その辺は十分また近隣市町村との連絡体制は十分 努めてまいりたいと思っております。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。
- ○10番(源川貞夫君) それと、先ほども出てきましたけれども、大体避難所というものは、学校とか公園とか多いんですけれども、ほとんどマップとか何かで知らせる場合もありますけれども、そこに看板といいますか、そういうのを立てて、常日ごろから見えるところにですね、知らせるというのはどうでしょうか。そういう考えがあるのか。全部というわけにはいきませんけれども、特に周知徹底ですね、特に年輩の方、民生員の方が一番一人暮らしの方とか、足の不自由な方等おられることの一番把握されておりますので、そういう方に対しての連絡といいますか、そういうのもよろしくお願いしたいと思いますけど。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 質問にお答えいたします。

高齢者の方、要援護者の方を含めてですね、やはり危険箇所、またはそういった状況の中でですね、 やはり当事者の方が安全に避難していただく、生命に影響がないような対応をしていかなくちゃなり ませんので、関係所管と打合せしながら、その辺の対応を今後考えてまいりたいと思います。

〇議 長(大塚龍一郎君) 源川貞夫君。

- ○10番(源川貞夫君) そういうことで、今一つの鳥子川の件だけを言いましたけれども、大津町に はまだほかにも優先するといいますか、もっと危険な場所もあると思いますので、その点もよろしく お願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。
- **〇議 長(大塚龍一郎君)** これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時41分 散会

本 会 議

委員長報告

### 諸 般 の 報 告

- 平成25年第1回大津町議会臨時会会議録
- 平成25年第2回大津町議会定例会会議録

## 平成25年第3回大津町議会定例会会議録

平成25年6月19日(水曜日	)
田 席 議 員 4 番 松 田 純 子 5 番 桐 原 則 雄 6 番 山 本 重 7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博 9 番 吉 永 弘 10 番 源 川 貞 夫 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 16 番 大 塚 龍 一郎 欠 席 議 員 職務のため	
田 席 議 員 7番本田省生 8番府内隆博 9番吉永弘 10番源川貞夫 11番坂本典光 12番手嶋靖13番永田和彦 14番津田桂伸 15番荒木俊16番大塚龍一郎	$\ddot{-}$
出席議員 10番源川貞夫 11番坂本典光 12番手嶋靖13番永田和彦 14番津田桂伸 15番荒木俊16番大塚龍一郎 欠席議員 職務のため 局 長府内隆一	光
10番源川貞夫 11番坂本典光 12番手嶋靖 13番永田和彦 14番津田桂伸 15番荒木俊 16番大塚龍一郎 欠席議員 職務のため 局 長府内隆一	則
16番大塚龍一郎 欠席議員 職務のため 局 長 府 内 隆 一 出席した	隆
欠席議員       職務のため 局     長府内隆一       出席した	彦
職務のため局長府内隆一出席した	
出席した	
町 長家入 勲 企画部企画課長 杉 水 辰	則
地方自治法第 副 町 長 徳 永 保 則 会 計 管 理 者 徳 永 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永	太
121条第1 項の規定によ 総務部長岩尾昭徳 総務部よー 34	hehr
総務 部 白 石 浩 り説明のため 企 画 部 長 木 村 誠 出席した者の	範
職氏名       福祉 部長中尾精一企画課財政係長羽熊幸兼ねて行革推進係長	治
土 木 部 長 中 山 誠 也 教 育 長 那 須 雪 日本	子
経済 部長大塚義郎 教育部長松永喜	春
子 育 て 支 援 課 松 永 髙 春 農業委員会事務局長 松 岡 秀	雄
総務部総務課長田中令児	

# 会議に付した事件

発議第 4号	「地方交付税削減に対する意見書」の提出について				
議案第43号	大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について				
議案第44号	大津町長等の給与の特例に関する条例の制定について				
議案第45号	平成25年度大津町一般会計補正予算(第2号)について				
議案第46号	都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2請負契約の締結について				
議案第47号	都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の締結について				

## 平成25年第3回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情番 号	件名	審査の結果	所 管 委員会
平成25年 3月5日 請 願 第 1 号	後迫区内の町道拡幅に関する請願	採 択	経済建設

議事日程(第4号) 平成25年6月19日(水) 午後2時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 4号 「地方交付税削減に対する意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 議会活性化特別委員会の設置について 議決

日程第 6 議案第43号 大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に

ついて

日程第 7 議案第44号 大津町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第45号 平成25年度大津町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 9 議案第46号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2請負 契約の締結について

日程第10 議案第47号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の 締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第11 平成25年度議員派遣について

議決

日程第12 人権擁護委員の答申について

質疑、討論、表決

午後1時58分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容及び平成25年第1回大津町議会臨時会会議録及び平成25年第2 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

#### 日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長(永田和彦君) ただいまから、経済・建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第39号関連、議案第40号、議案第42号、請願第1号の4件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、6月12日に関係する15カ所の現地調査を行い、13日に委員会C室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。また、請願については、紹介議員の説明、委員からの質疑後に審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第39号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。 農業委員会関係では、委員より、耕作放棄地対策と名が付いておりますが、抜本的に耕作放棄地解消 につながっていくのかという質問に対して、執行部より、みんなで取り組む耕作放棄地活用事業は、 東洋新薬に貸借している農地の裏作として地元の住民組織がひまわり・コスモスを植えるもので、ご 指摘のとおり直接解消にはつながらないと思いますが、耕作放棄地緊急対策事業は、現在遊休農地で ある農地に耕作をするものでありますので、面積は少ないですが、解消にはつながるものと思います と答弁がありました。また、意見といたしまして、機械がないと今の農業は難しいと思われます。こ のことから新規就農は設備投資もかかわってくるので、増えないのではないかと考えられます。この ことがネックであるという意見もあり、担い手が減少していけば、耕作放棄地が増えるという悪循環 となるわけで、そろそろ何か違う対策を打つときがきたのではないか思われるという意見が出ました。

経済部農政課関係につきましては、委員より、農業構造改善費の工事請負費のうち泉源ポンプのオーバーホールに関する工事が約400万円との説明だが高額ではないか。ポンプのオーバーホールは何台行うのかという質問に対し、執行部より、オーバーホールは使用中のポンプ及び予備の計2台を行います。このほか、ポンプに付随する電気ケーブルの老朽化に伴う交換、温泉をくみ上げるグラスファイバー製の管の劣化に伴う交換を行うため前年度に比べて工事費が上がっておりますと説明がありました。

委員より、鉄やステンも腐食はしますが、グラスファイバーは泉源管として適しているのでしょうか。隔年に2台オーバーホールした場合と、毎年1台実施した場合の経費等について検討はしたのか。精査し、無駄な出費がないようにする必要があるとの質疑に対して、執行部より、2台一度に実施する場合と毎年1台ずつ実施する場合について、経費や予備のオーバーホールの実施期間も含め今後精査いたします。泉源管は、グラスファイバー管となっており、当時における鉄やステンの検討状況までは今はわかりません。グラスファイバーは、腐食等に強いのですが、ガラス繊維であるため、管の構造上、引き上げ時のねじる力を加わった場合、管の接合部が破損する場合がありますとの説明がありました。

なお、この岩戸温泉につきましては、資料を各議員のポストの中に入れておりますので、ぜひご参照をお願いしたいと思います。この説明書は、会館当時から今までの入館数、そしてまたこの施設の

改修費用、そういったものを全部出しておりますので、皆様方が今までにかかった経費等々を比較されるのに非常にこれは必要になるかと思いますので、お目通しをお願いしておきたいと思います。

また、委員より、農地整備予算に非農用地売払収入と公有財産購入費の用地費が歳入歳出ともに同額で計上してあるが、どのような売買をされるのかとの質疑に、執行部より、この非農用地は県営迫井手圃場整備事業で、当初から設定された土地改良区の土地になります。企業誘致用地におきましては、土地改良区と町と企業で売買の話を進めているところで、企業が決まり次第、町が土地改良区から買って企業等に売り払うことになります。売買後は、雇用対策や固定資産税の収入も見込まれると思いますとの答弁がありました。

また、委員より、里山保全事業は、緊急雇用創出基金事業であるが、今後も継続されるのかとの質疑に対し、執行部より、本来は昨年度で終了予定でありましたが、平成25年についても事業を継続するということで、「NPO法人里山まもり隊・どんかっちょ」さんに竹炭釜の規模拡大し、労力を増やしていきたいと要望もありましたので、本事業にて対応したいと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、事業終了後、里山保全事業の継続は可能かとの質疑に対し、執行部より、竹炭の販路を広げており、継続される見込みでありますとの答弁がありました。

また、委員より、大津町森林認証材利用促進補助事業で対象となるのは、スギ・ヒノキなのか。また、本事業のPR方法はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、スギ・ヒノキとなります。PR方法は、町広報誌とホームページを考えておりますとの答弁がありました。

委員より、災害復旧の補助金で3分の2が自己負担では農地の復旧が進まないとのことだが、近隣の補助率はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、国庫補助率は各市町村で異なりますが、 
菊陽町では国庫補助率94.2%で、残りの2分の1を町が補助し、個人負担は2.9%です。国庫補助に該当しない場合も同率で町が補助しておりますとの答弁がありました。

委員より、補助金はすべて一般財源となるが、大義はあるか。また、この要綱は今回限りなのかとの質疑に対し、執行部より、農地の復旧が進まないと耕作放棄地が増えることとなり、農地保全のために必要と考えます。また、今回の要綱は、平成24年7月の梅雨前線豪雨に限り適用するものでありますとの答弁がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、地蔵まつり補助金の増額があるか、目玉はあるのかとの質疑に対し、執行部より、照明灯を増やし、来場者の安全を図る予定であるとの答弁がありました。

委員より、それは環境整備ではないかとの意見があり、執行部より、踊りにつきましては参加団体 や参加者を増やして賑わいを図る予定でありますとの答弁がありました。

委員より、予算を増やしたら参加者は増えるのか。踊りの参加者が減るとイメージが悪くなるとの質疑に対し、執行部より、昨日地蔵祭の第1回目の運営委員会が行われ、今までの踊りは2曲でありましたが、若い人の参加が少なかった。そのため、若い人が参加しやすい曲を考えてもらえないか、大津のまつりを考える会に、これは仮称であります。に新しい曲ができないか投げかけてあるとの答

弁がありました。

委員より、広域連携プロジェクト推進事業は、県外からお客を呼び込むとなっているが、どのようなものを考えているのかとの質疑に対し、執行部より、平成24年度にアンケートを行った結果、県 北地域に来ているのは福岡県と大阪からのお客が多い。新幹線や飛行機を利用して来られたお客に観 光バス等による圏域内の観光ツアーを予定しているとの答弁がありました。

委員より、うまく町をPRしてもらいたい。全国展開支援事業もあり、観光協会もできたが、うまく連携をしてもらい都市圏にPR活動を行ってもらいたいと思っているが、連携はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、県北連携プロジェクトは、県の振興局が中心となりまして、5市5町で協議会を設立し行っております。今年度はプロポーザルでコンサルタントを決めて観光ツアーをつくってもらい、その結果を地元の観光協会で観光ツアーなどを継続して行ってもらう予定であります。全国展開支援事業では、平成24年度に17品目のスイーツや食品を開発して、今年は10品目にさらに絞り、福岡や大阪に持っていく予定でありました。観光協会の企業支援型地域雇用創造事業も利用して、お互いに連携しながら関東、関西にPRできるように情報交換をお願いするところでありますとの答弁がありました。

委員より、関連ですが先日の還暦の御祝いのときに大津太鼓がありました。町長もホンダの応援に 太鼓を持っていくと言われた。日本一の太鼓をアピールしないといけないと思います。 PRはタイミ ングが大切であり、ホンダが毎年行けるわけではないので、今回のチャンスを観光協会も一緒に行く なりして使わない手はないと思います。

「くまモン」や「からいもくん」は行くとは思いますが、都市対抗野球大会に行って熊本出身の人に熊本に来てくださいというのもいいのではないか。観光協会は二足のわらじであり、言葉だけではなく行動も必要だと思います。ホンダと連携してアピールをしないといけないという意見がありまして、執行部より、委員が言われたとおり、大津の日本一をPRしないといけないと思います。太鼓については、ホンダと協議をしているところであり、大津のPRを行う予定であるとの答弁がありました。

土木部環境保全課関係におきましては、委員より、太陽光発電システム補助金の増額分の23件は確定しているのかとの質疑に対し、執行部より、いいえ、今後の見込みの件数であります。予算は、5月末でなくなっており、美咲野地区を中心として昨年に比べて本年度はニーズが多くなっているため増額の補正をお願いするものでありますとの説明がありました。

委員より、ホンダソルテック製の申請状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、本 年度はホンダソルテック製品の申請はあっておりませんとの答弁がありました。

委員より、ホンダソルテック製の補助内容は、その他のメーカー製品と比べてどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、補助内容につきましては、地場企業育成に観点からホンダソルテック製品を優遇しております。ホンダソルテック製品は、補助金が1キロワット当たり4万円で補助限度が20万円に対しまして、その他のメーカー品は補助額が1キロワット当たり2万円で補助限度額は10万円としております。2分の1であります。平成24年度の実績は、ホンダソルテック製品が6

件で、その他のメーカーの製品が35件となっております。なお、1キロワット当たりの工事単価は ホンダソルテック製品がその他のメーカーに比べ安くなっているようですとの答弁がありました。

委員より、ホンダソルテック製品とほかのメーカーの製品についてどのくらいの期間で元が取れるのか。それぞれ分岐点を出しておかないといけないと思う。ホンダソルテック製品のほうが工事単価が安いのであれば、もっとPRをしていかなければならない。住民にとって大切なのは、費用がどれだけ安いかということではないのかとの質疑に対し、執行部より、ホンダソルテック製品については、曇りの日に強く、暑い日でも発電能力が落ちにくい。障害物に強いなどのメリットがあるようです。このようなメーカー独自の利点も含めて、PRに努めていきたいと考えておりますという答弁がありました。

土木部道路整備課関係におきましては、委員より、町道杉水水迫線道路改良事業について、以前も計画され、用地交渉が難航したと聞いているかが、どのような状況だったのかとの質疑に対し、執行部より、こちらが提示した用地補償費と相手方の駐車場用地やフェンス舗装工事等の条件が合いませんでしたと答弁がありました。委員より、道路と水路の測量設計となっておるが、団地開発の際に水路整備はしていない。現在の住宅地から北へ向かい、中部農免道路までは通学路として小学生が通っているが、道幅が狭く、木が茂っていてうす暗い。早急に道路を整備すべきである。現在、調整池はないか、また開発の際の条件はどうかとの質疑に対し、執行部より、そよかぜ台団地には調整池はありません。排水に関しては、計算上処理できれば地下浸透させても構いませんとの答弁がありました。

委員より、町道新小屋桜山線歩道整備事業について、歩道はきちんとしたものができている。植樹帯の整備をする以外に多めに剪定を行う等でできることがあるのではないか。また、今後も同様なことが考えられるため、植樹の選定には管理業務を十分考慮していただきたいと意見がありまして、執行部より、調整する時間を設けさせていただき、予算執行に関しましては維持管理費での検討もさせていただきますとの答弁がありました。

委員より、道路整備の優先順位の付け方はどうなっているのか。いくつかの項目があったが、道路の維持管理が主体となる中に改良等の優先順位の決め方は我々も理解すべきである。地域から要望があった場合のシステムはどうなっているのかと質疑があり、執行部より、各区より年間100以上の要望があります。すぐに対応できる小規模なものから大規模なものまで様々であります。まずは側溝や道路の段差など、危険度の高いものは優先します。予算的なものも影響しますし、その効果も見極めなければなりませんとの答弁がありました。

土木部都市計画課関係におきましては、委員より、室地内排水調査は用途地域の見直しまで考えているのかとの質疑に対し、執行部より、まず現況調査を先にして、その後はマスタープラン計画を考えていると答弁がありました。

委員より、調整池はこれぐらいは必要なのかとの質疑に対し、執行部より、準用河川を2カ所含んだところ、最低でも日向川は必要箇所と考えておりますと答弁がありました。

委員より、宅地開発が進んでいき、将来について整備を考えなければ今後の予測がつかないとの質 疑があり、執行部より、美咲野が完売して、現在この沿線の要望が強く上がってきております。宅地、 工業系が張り付き、また文教地区で学校等もあることから、開発の要因は大きいと思われます。以上 のことから、調査を考えているところであると答弁がありました。

土木部下水道課関係におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第39号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第40号、平成25年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、人事異動に伴う金額にしては大きいようであるが、業務には支障はないのかとの質疑に対し、執行部より、異動した者の年齢差は10歳でありました。今年度から臨時職員1名をお願いしましたということで答弁がありました。

採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、平成25年度大津町工業用水道会計補正予算(第1号)についてであります。 人事異動に伴う人件費の補正のみのため、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号、後迫区内の町道拡幅に関する請願についてであります。審議の最初に紹介議員の手嶋議員より請願内容の説明を受けました。各委員より疑問点について質疑を行いました。その後、執行部より、各行政区からの道路改良・新設など要望状況、予算化するにあたっての基準等の説明を受け、審議をいたしました。執行部においては、行政区より年間100以上の要望等を受け、危険度、事業効果、事業費等を見極め施工箇所を決定しております。この請願箇所の用地について、地権者から無償で提供していただく誠意は尊重しなければならないが、請願箇所の中で危険度が高い部分の拡幅は必要であると意見を付して採択するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 文教厚生常任委員長源川貞夫君。
- **○文教厚生常任委員長(源川貞夫君)** ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第38号、議案第39号関連、議案第41号の3件であります。当委員会は審議に先立って、6月12日に関係する11カ所の現地調査を行い、13日に役場4階大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第38号、大津町こども医療助成に関する条例の一部を改正する条例について。

委員より、本会議でも質疑がありましたが、こども医療費の拡充で喜びの声がある一方、子どもに対してだけにお金を使うのではなく、福祉にもっとお金をかけてほしいという声もあることについて、 先日の説明では理解が難しい。何故やるのかを、例えば将来の人口増が見込めるなどといったような 具体的な説明をしてもらいたいという質問がありました。執行部より、子育て支援の町として、いろ んな施策に取り組んできたところです。以前から住民の皆さんからの要望もあっておりまして、そう した点を踏まえての拡充です。 委員より、菊池地域での状況はどうなのかという質問に対しまして、執行部より、菊池市と菊陽町 が実施済みですという答弁がありました。

委員より、例えば、隣の町が15歳まで助成していて、大津町が12歳までのままだと人口が隣の町へ流れていってしまって税収が減るなどの定量的な根拠などはないのか。執行部より、こども医療費の助成拡充については、町長のマニフェストである福祉政策・子育て施策の一環でもあるし、以前からの懸案事項でございました。少子高齢化が進行する中で町への定住化対策を考えてみると、大津町に住みたいという理由に「子育てしやすい町」という声が数多く聞かれます。その点でも、子育てに力を入れることが定住促進には効果的と考えます。また、税収からみると定住促進によって住民税・固定資産税という収入が増えることで、将来的に財政の安定化も図れることから、子育てに力を入れるものであります。超高齢化社会を迎える中で、担い手を育てるための子育て支援はもちろんですが、ほかの福祉の施策も含めて「住みよい町づくり」を進めていかなければならないものと考えております。

委員より、実際に件数はどのくらい増えることが想定されているのか。臨時職員賃金や時間外手当など増えているようだが、何割ぐらい増えるのだろうかという質問に対しまして、執行部より、今回計上している臨時職員賃金や時間外勤務手当については、新たに発生する中学生への申請受付並びに受給者証の交付に係る事務によるものです。件数としては町内の中学校に通っている中学生が960名、町外の中学校に通っているのが60名、全体で、1千20名ぐらいではないかというところでございます。中学生まで拡充することによってどの程度増えるかと言うと、今のところ2千万円程度ではないかと考えます。

採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号関連。平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)について。福祉 部健康福祉課関係では、委員より、子育て支援センターのカーペット張替えは、カーペットの問題で はなく下地の問題だと思いますが、対策はどう考えているか。執行部より、湿気で下地のコンクリー トが盛り上がりカーペットがめくれている状況です。下地を削って張りなおしますという答弁でした。

委員より、自殺対策について、うつ対策などだと思いますが、相談を待つという状況でよいのか。 また、臨時職員で専門知識を持った人がフル稼働できるのか。何をどういうやり方でしようとしてい るのかという質問に対しまして、執行部より、役場に配置し、原則は面談での相談を受けることです が、面談ができない方については電話での相談も受けます。また訪問も進めていきます。職員と臨時 職員の二人で対応を考えております。臨時職員は、精神保健福祉士か社会福祉士、保健師、看護師等 のいずれかの人を任用する予定でございます。雇用した専門職は各種団体等への啓発や事業主に対す る啓発、面談相談とゲートキーパー育成、遺族の心のケアを行っていただくこととを考えております ということでした。

委員より、県からの補助ということで財源的には大丈夫だと思うが、公金を使う以上は結果が問われる。この事業は結果がわかりづらいのではないか。民生委員等を増やすなどでの対応はできないかという質問がありました。執行部より、事業の評価や成果については、相談内容は公表できませんが

相談の件数をあげることはできます。相談は長時間にわたることが多く、内容も多岐にわたります。 職員での対応が困難な状況も見られますので、専門職の対応をみることで職員の資質向上も図ります ということでした。

委員より、職員の資質向上が図れることは理解できる。成果としては、相談時間を計上することで数値化できるのではないか。どうしても長時間になりがちな相談時間が、相談員を置くことで職員の事務時間を確保することができる。委員より、必要な事業だと理解している。もって行き方が難しいのではないかという意味での議論だったのではないか。是非、成果が上がるやり方をしっかり検討して進めてほしいと思う。委員より、相談窓口を設けることで、本当に来てくれるのか。また相談にあたる専門員が臨時職員で、遺族の心のケアなどまで任せても良いものかという質問に対しまして、執行部より、現在も生活保護などの相談は、相談員のみでなく職員も一緒にあたっております。自殺予防対策においても、職員2人で対応するところを専門の相談員が一緒ならば職員は1人対応にあたることで済みます。

委員より、高精度体成分分析装置のリースにするメリットは何か。また、健診時、健診後の保健指導等において使用とあるが、いつでも誰でも使えるようにはできないのか。子育て・健診センターは日ごろ利用していない者には少し入りづらいところがあるのではないか。もう少し気軽に入れるような工夫も考えてもらいたい。執行部より、医療機器なので、技術の進歩が著しいため、購入ではなくリースとしました。また、この機器は大人から子どもまで住民の皆さんに広く使ってもらいたいと思っているので、広報を利用して周知し、いつでも使える状態にします。子育て・健診センターにも、気軽に入っていただけるよう工夫していきますということでした。

委員より、社協の補助金にボランティアセンターの強化とあるがどのようなことかという質問に対しまして、執行部より、ボランティアセンターは、活動を行いたい人とボランティアのニーズを受け止め調整を行います。現在、センターとしてフォローが足りていない状況なので、社会福祉士等の資格を持った職員による事務局的な活動を行う予定でございます。ボランティア連絡協議会の支援や災害ボランティアセンターとの連携も行いますということでございました。

次に、福祉部保健医療課関係では、委員より、先ほどの議案第38号に関連した質問でございますが、臨時職員や時間外勤務手当等は、あくまで準備段階でかかるところであって、拡充後の事務が回り始めてからは必要ないのかという質問に対しまして、執行部より、現行の電算システムを拡大して処理する形なので、新しく中学生までの助成制度がスタートした以降は、償還払いなどの発生もあるので全く業務日が増えないというわけではありませんが、改めて追加計上はしていませんという答えでした。

委員より、3月議会で聞いたと思いますが、扶助費についてはたしか600万円ぐらいと聞いたと思いますが、今回の額との違いは何ですか。執行部より、実施時期の遠いによるものです。当初はなるべく早い時期でということで10月からの実施を考えていたところで、600万円としていたのではないかと思います。しかし、手続き上どうしても難しいということで、12月実施へと変更したことによるものでありますという答弁でございました。

次に、子育て支援課関係では、委員より、こども子育て支援新制度についての説明がありましたが、 私立保育所を利用する場合と認定子ども園などを利用する場合は違いがあるのかと問いに対しまして、 執行部より、現在、国が考えているのは、私立保育所は今までどおり保護者と市町村の契約となり、 認定子ども園などを利用する場合は、保護者と施設・事業者との契約を想定しております。

委員より、地方版子ども・子育て会議についてはどう考えているのかという問いに対しまして、執行部より、現在、国の子ども・子育て会議において、新制度の実施に向けて基本指針案など制度全般について議論が始まりました。その議論の結果を踏まえて、地方版子ども・子育て会議については、設置努力とされていますので、今後しかるべき時期に会議の設置について、議会ともご相談したいと考えておりますとの答弁でございました。

次に、子育て支援課、大津保育園関係では、質疑はありませんでした。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、護川小学校の体育館改修費2千万円に対して設計費の500万円は高すぎやしないか。また、設計費には監理業務を含んでいるのかという問いに対しまして、執行部より、校舎の天井・屋根改修の設計業務費を含めております。なお、監理業務委託は含んでおりませんという答弁でした。

委員より、護川小学校の体育館改修に関しては、完成当初からの問題ということで請け負った業者の手直しもあっているようだが、今回の改修にあたり十分な検証は行っているのかという問いに対しまして、執行部より、県の関係機関(県産業技術センター)に調査を行っていただき、概算の工事費を調査しております。

委員より、大津小学校のプレハブ撤去が500万円ということだが、解体工事としては高額ではないかという問いに対しまして、執行部より、プレハブ撤去後の学級園・学校園の復元工事、排水等の改修も含んでおりますということでした。

委員より、地域の元気臨時交付金をフルに活用しなければもったいないのはわかるが、基金の造成は考えなかったのか。また、繰り越しも想定しているのかという問いに対しまして、執行部より、基金の造成はできましたが、少しでも早く取り組みたいとの思いで基金の造成は行っていません。また、本来は初年度に設計を行い、翌年度に工事を実施するのが理想ですが、学校現場と調整を行いながら、なるべく今年度に完了するよう努めたいと思います。

委員より、小学校の学校管理費をもう少し細かく説明してほしいという質問がありまして、執行部より、大津小学校は、プレハブ撤去・体育倉庫設置・敷地内舗装・門扉の改修・受水槽内部及び天板修理、臭気がひどい校舎トイレの配管改修が主なものであります。室小学校は、敷地内舗装・黒板修理・ごみステーション設置工事が主なものです。大津南小は、運動場フェンス改修・敷地内舗装・建具・クレセント修理が主なものです。大津東小は、グラウンド整備・児童昇降口改修が主なものです。護川小は、グラウンド整備・黒板改修が主なものです。それから、大津北小学校は、防球ネット改修・敷地内舗装が主なものでが、各学校からの修繕要望箇所を確認しながら予算計上しておりますという答弁でございました。

委員より、コミュニティ・スクールについて、美咲野小学校の関係者からは何をやったらいいのか

わからない。護川小学校の関係者からは人事異動があり停滞しているという声を聞くが、コミュニティ・スクールの進捗状況はどうなっているかという問いに対しまして、執行部より、護川小は6月18日に第1回目の会議、美咲野小については、今回の補正予算でその費用を計上しております。現在、美咲野小学校において保護者、ボランティア、地域有識者等の人材発掘に努めている状況です。美咲野小学校は2年間文部科学省の研究指定を受ける予定であり、調査研究を進めながら、より良い地域・学校づくりが進められると思います。また、コミュニティ・スクールを全市・全町的に導入を行っているのは、県内では玉名市と氷川町などですが、護川小は2年間文部科学省の研究指定を受け、その期間の取り組みの成果と課題を踏まえて、今年から本格始動いたします。昨年、地域と合同で防災訓練を開催したことなどは、コミュニティ・スクールとしての1つの成果でもあります。

委員より、美咲野小については、進行スケジュールがあってしかりだと思うが。また、コミュニティ・スクールに関しての情報の公開も必要だと思うがという問いに対しまして、執行部より、9月には第1回の会議を開催したいと考えています。それまでは人材の発掘が肝要だと考えております。文部科学省から無償で講師を派遣し、学校や地域に対してコミュニティ・スクールの導入へ向けた研修メニューもあるようでございますので、そういったものも活用したいと考えておりますという答弁がありました。

委員より、コミュニティ・スクールに関しては、町民にも情報の公開が必要ではないか。執行部より、7月の町広報において、コミュニティ・スクールに関する記事を掲載する予定でありますという答弁がありました。

次に、教育部幼稚園関係では、委員より、陣内幼稚園の設計費300万円は高額ではないか。また、 どこに増築するか決まっていないのに工事請負費を計上するのは少し乱暴ではないかという問いに対 しまして、執行部より、増築に関しては町の建築技師と確認して金額を計上しておりますという答弁 がありました。

次に、教育部学校給食センター関係では、質疑はありませんでした。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、本会議で質疑があったオークスの雨漏りについての原因についての検証はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、設計が悪いか、施工が悪いかということについては、これからの工事を実施する上で十分に検討しながら工事を実施するところでありますという答弁がありました。屋根の雨水が集まるところが一部、陸屋根的構造になっており、その構造に問題があったのではないかと思います。雨水の滞留時間が長くて屋根に染み込むようです。また、枯れ葉や泥の堆積で雨どいの機能が弱まったためと思います。ガラス屋根については、コーキング材の劣化が原因に挙げられます。コーキング材は、5年ぐらいで劣化するものだと思いますので、今後計画的な補修が必要になってきます。経費を考えると他の改修にくらべてこの方法がいいと思います。ただ、今回の改修については、今までの経緯を十分に検討して、実施してまいりますという答弁がありました。

委員より、他の施設も含めて失敗しないように原因等について検証をしっかりと実施し、同じ過ち を繰り返さないようしてほしい。執行部より、はい、しっかりと検証しながら検証結果をきちんと引 継いで事業実施したいと思いますという答弁がありました。

委員より、社会教育総務費の賃金にある社会教育指導員補助、地域教育コーディネーターの補助アドバイザーについてどういった内容かという問いに対しまして、執行部より、現在、学校支援地域本部事業というのがあって、学校の授業に協力いただくボランティアの方々と学校とを結ぶコーディネーターが各小中学校にそれぞれいます。そのコーディネーターを統括する統括コーディネーターという役割を社会教育指導員の一人の方にお願いしております。今後事業展開する上で、これまでの北中校区に加え大津中校区にも拡大していくところですが、統括コーディネーター一人では何かと困難なため、その補助を行ってもらう方を1人、賃金として予算を計上しています。

委員より、北中校区と大津中校区とに、一方は統括コーディネーターを配置し、もう一方は統括コーディネーターの補助を配置するということか。社会教育指導員の方と補助の方とでは、違いがあり過ぎるのではないかという問いに対しまして、執行部より、あくまでも事業の展開は、各小中学校のコーディネーターで実施してもらいます。その取りまとめをお願いするのが、統括コーディネーターです。北中校区、大津中校区の2つの中学校区でそれぞれ取りまとめをしますが、取りまとめにあたっては、あくまで統括コーディネーターの方とその補助の方の2人で話し合いながら事業を推進してまいります。一方に統括コーディネーター、もう一方に補助というように別々に配置するものではありませんという答弁でございました。

次に、教育部公民館関係では、委員より、生涯学習センターについては、平成15年、18年、19年に補修してきたということだが、屋根の改修が何回も繰り返されているのではないか。執行部より、昭和58年にできて、平成15年に改修工事を実施しております。その後は保証期間だったので、それに基づいて補修を実施してもらいました。ただ、抜本的な問題解決とまでは至っておらず、どうしても雨漏りが継続してきたところでございます。今回、太陽光発電の設備を設置することとそれに伴う屋根の改修についてが、地域の元気臨時交付金の対象になるということで、全体的な改修を実施することにいたしました。これにより、10年から15年は施設の延命化が図られると考えております。

委員より、今回初めて、費用が発生するのかという質問に対しまして、執行部より。平成15年の 改修には1千600万円ほどかかっております。その後は、保証期間ということで費用はかかってい ません。

委員より、昭和58年に建てて、平成15年に改修して、その後、平成18年、19年は保証の範囲で実施したということかという問いに対しまして、執行部より、はい、そうでございますということです。

委員より、今回改修をした後、何年保証があるか。執行部より、10年の保証になります。保証の 内容については、今までの経緯を踏まえて万全な対応が取れるよう契約をしたいと思っております。

委員より、生涯学習センターに限らず、雨漏りがする建物が多い。契約にあたっては、瑕疵担保を きちんとうたってほしい。執行部より、十分協議したいと思いますという答弁でございました。

次に、教育部図書館関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第39号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。委員より、4月の人事異動による人件費が今回の補正で一般会計から入ってくることは一般的なのかという問いに対しまして、執行部より、はい、そのとおりですと。委員より、人件費と特別会計の中で処理されるべきではないのか。それとも一般会計から繰り入れが一般的なものなのかという問いに対しまして、執行部より、はい、定められた中で行っておりますという答弁でございました。

採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。議員各位におかれましては、当委員会の決定 にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。 以上でございます。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 総務常任委員長荒木俊彦君。
- ○総務常任委員長(荒木俊彦君) ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、 委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第 39号関連の1件であります。当委員会は審議に先立ちまして、6月12日午前中に関係する3カ所 の現地調査を行い、午後1時から役場4階委員会A室で、執行部より説明を求めながら審議を行いま した。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第39号関連で、款1議会事務局備品購入費について、委員より、パソコンは何台予定か、あるいは、またプリンターはどうするのかという質疑に対し、執行部より、パソコン2台を予定し、A3カラー、FAX、スキャナー、こうしたことに対応できる複合機を予定しているという答弁でした。

款2総務費、総務課関係で、消防費の中で、委員より、防火水槽設置に関して防火水槽の水を飲料用として利用できるのかどうか。また、災害で水が使えない、そういうときは対処はどうするかという質疑に対して、執行部より、消防団の訓練や火災の消火時に使う以外、防火水槽内の水は溜まったままであり、飲料水としての使用は衛生的に難しいと思われる。最近では、災害時に飲料水としても利用できる防火水槽もあるが、水槽内の水を常に循環させる構造であり、水道企業団と協議する必要がある。また、価格もかなりの高額となる。災害の時は、消火栓の水を活用したり、配水池から貯水タンクで水を持ってくる体制をとっている。また、防火水槽の水をろ過して利用することが可能かどうかも検討したいとの答弁でした。

委員より、備品購入で戸別受信機について、機種、価格、購入方法はどうなっているか。今回の戸別受信機の貸与の範囲と台数について質疑があり、執行部より、現在使っている機種と同じものであり、防災行政無線の放送と連動する機種である。設置工事は不要であり、価格は4万円から5万円程度で、入札による購入を考えている。今回貸与するのは、地域の防災リーダーとして活動をしていただく、区長さんや民生委員、児童委員の皆さんを中心に200台を予定しているとの答弁でした。

委員より、受信機は、個人でも購入可能か。戸別受信機は、家にいないと聞こえないが、メールなどでの連絡で対応ができるのではないかとの質疑に対し、執行部より、役場に相談していただければ自己負担での購入は可能である。メール利用について、現在、携帯電話メールは県防災情報メールサー

ビスに登録して災害情報を知る方法と、地域を限定したエリアメールを使って自動的に災害情報を知らせる方法の2つがある。また、スマートフォンでは、県防災情報システムにアクセスして情報を得ることも可能である。町では、現在、消防団が利用しているメール送信システムがあるが、どこまで対象者を増やすことができるか、システム費用と併せて検討していきたいとの答弁でした。

委員より、自主防災組織活動支援事業についての内容。また、地域づくり支援事業との整合性は図られているかどうかという質疑に対し、執行部より、各地区で新たに自主防災組織をつくられる場合や現在ある組織の活動を支援するため、防災資機材などを整備する、そのための費用10万円を限度に全額補助を考えている。本年度は、50団体、500万円予定。自主防災組織として、まずこの補助金を活用していただいて、その後は資機材などの整備費用の3分の2を補助する地域づくり支援事業による支援を考えているとの答弁でした。

委員より、地域コミュニティ助成事業の内容について質疑があり、執行部より、宝くじ助成事業であり、今回4地区要望から要望があり、3地区が採択された。下町区とつつじ台区は、地域コミュニティ無線の整備、室北区は防災用資機材の整備で、主にハンディ無線機を購入される予定であるとの答弁でした。

委員より、工事請負費の河川監視カメラの効果はどうか。また、夜間はこれで確認できるのかとの質疑に対し、執行部より、24時間静止画を確認することができ、水位などを確認できる。夜間は、太陽光発電システムによりライトで照らすので、確認が可能である。また、役場のパソコンで確認しながら、より早い情報の把握に努めたいとの答弁でした。

委員より、カメラに頼りすぎず、目視による確認も重要であり、地元区長さんや消防との連携も必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、監視カメラは、住民の皆さんに早期の避難を呼びかける一つの手段であり、関係の皆さんと更なる連携を図りたいとの答弁でした。

委員より、災害対策費の中で講師謝礼の内容について質疑があり、執行部より、防災士の資格を持った方に、自主防災組織の立ち上げのアドバイザーや地域防災訓練の指導など、地域の防災力向上のための指導をお願いしたい。

委員より、防災士とはどんな資格か。町内に何人おられるのかとの質疑に対して、執行部より、防 災や救急救命に関する幅広い知識や技能を持っていると認められた人で。認定試験はNPO法人日本 防災士機構が行い、取得のための費用は6万円程度必要とされている。町内には5人ほどおられ、肥 後大津防災クラブという自主組織もつくって活動をされているとの答弁でした。

総務部の税務課関係では、質疑はございませんでした。

総務部の住民課関係で、委員より、国民年金の事務の内容と財源として国費の補正はないのかとの 質疑に対し、執行部より、国からの法定受託事務として、年金保険料収納以外の、国民年金の異動届 や免除申請をはじめ、年金相談などを行っている。今回の補正は人事異動に伴う人件費分で、歳入と しての国費は3月に補正を予定しているとの答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、備品購入費の内容と需用費の遊具の修理とはどういう内容か との質疑に対し、軌行部より、屋外で使用が可能な音響システムとワイヤレスマイクの購入を予定し ている。児童館の遊具について、毎年行っている安全点検で危険を指摘されたブランコ、スイングロー プを修理する予定であるとの答弁でした。

企画部企画課関係で、委員より、企画費の講師謝礼20万円はどのような内訳か。また、講師はどのように決めるのかとの質疑に対し、執行部より、年2回の開催を想定し、専門家などを外部から招く費用であり、旅費を含めたところで計上している。まちおこし大学所属団体やエネルギー問題等に取り組んでいる団体等とも協議しながら講師を決めていきたいとの答弁でした。

委員より、電子計算費に関しての詳しい説明を求めるとの質疑に対し、執行部より、情報システムサーバー機器類借上げ料については、情報ネットワークの管理やウイルス感染防止のためのサーバー、無停電電源装置など5種について、いずれも保守が切れた後も使用していましたが、これ以上の使用は危機管理上問題があると判断し、今回60カ月のリース契約で購入を予定している。事務用パソコンは146台のパソコンが基本ソフトとしてウィンドウズXPを使用しているが、来年4月にメーカーの延長サポートが終了し、その後は新たな脆弱性が発見されても修正プログラムが提供されず、サイバー攻撃による重要情報の流出などの被害をもたらす恐れがあり、総務省から4月22日付で速やかな対応を講じるよう注意喚起の通知が届いています。危機管理の面からも、改めて検討した結果、年次計画で買い替えを行い、その際、全ての基本ソフトをウィンドウズ7に更新する予定である。そのうち、平成21年度に購入した30台については、アップグレード用基本ソフトを購入して対応し、残りの116台は、60カ月のリース契約で購入したいとの答弁でした。

委員より、庁舎事務用パソコンの1台の単価はいくらになるか。また、市場価格と比べて高いのではないかとの質疑に対し、執行部より、納入の予算価格として1台当り20万円でみている。確かに大手家電店のチラシなどには10万円程度の商品が出ているが、事務用パソコンのビジネスモデルは、家庭用と比べて耐久性や堅牢性などに優れたものになっているため、機器の本体自体1、2万円程度高めとなっている。また、使用する事務用ソフトについても、家庭用オフィスではワードなど3つのソフトだけだが、業務で使用するものはパワーポイントなどが加わったもので価格も2万5千円ほど高く、それ以外の事務用ソフトやセキュリティ対策ソフトなども必要であり、故障した際の無償保証などを含めると、どうしてもこれくらいの設計単価が必要と考えているとの答弁でした。

委員より、パソコン納入業者は何社くらいあるのか。またサーバー類やパソコン借り上げは、リース会社による入札になるのかとの質疑に対し、執行部より、昨年備品購入での入札実績では、9社指名をし、応札が6社、3社が辞退であった。入札は、まず、町の仕様に基づき、機器の最低価格を応札した納入業者を決定し、納入価格をもとにリース会社を指名し、最も安い金利で応札してきたリース会社と契約するとの答弁でありました。

当委員会に付託されました案件の主な質疑は以上のとおりであります。質疑の後、討論はありませんでした。採決の結果、議案第39号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げ、総務常 任委員会の報告を終わります。

○議 長(大塚龍一郎君) 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後3時03分 休憩

 $\wedge$ 

午後3時11分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(大塚龍一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第38号、大津町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、議案第39号、平成25年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、各委員長の報告のとおり可 決されました。

次に、議案第40号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、議案第41号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第42号、平成25年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、請願を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。請願第1号、後追 区内の町道拡幅に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長 の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定しました。

#### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- ○議 長(大塚龍一郎君) 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。 各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があっております。 お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- **○議 長(大塚龍一郎君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

#### 日程第4 発議第4号 「地方交付税削減に対する意見書」の提出について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第4、発議第4号、「地方交付税削減に対する意見書」の提出について を議題といたます。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第4号、提出者、佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) こんにちは。地方交付税の削減に対する意見書についてご説明いたします。 まず、意見書の案を朗読いたします。

平成25年度地方財政対策においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げ、地方交付税の別枠加算が確保されたものの、通常収支分の地方交付税が削減された。

なかでも「地方公務員給与費の臨時特例」による削減措置は、地方交付税制度、地方公務員制度の 根幹に関わる対応であり、以下の理由から極めて遺憾なものと言わざるを得ない。

- 1. 地方交付税は、自治体の固有財源であり、国が条件をつけ、又はその使途を制限することができないものである。今回の措置は、国の政策目的のため自治体の固有財源を一方的に削減する、それも職員の給与削減という具体的施策を実質的に強制するというものであり、地方自治の本旨に反する。
- 2. 地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。国家公務員の給与水準を、その目安とする方式には一定の合理性はあると考えるが、今回の国家公務員の給与削減は東日本大震災復興のための緊急・一時的な措置であり、これをもって地方公務員の給与も削減すべきとは考えることはできない。よって、国会および政府におかれては、今後、不合理な根拠に基づく、地方交付税の一方的な削減を二度と行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

という内容のものです。

補足説明をいたします。資料のほうを、お手元のA4横の資料をご覧いただきながら聞いていただければと思います。今回、荒木議員に賛同いただきまして提出をさせていただきました地方交付税の削減に対する意見書について、内容及び提案理由を説明いたします。よろしくご審議をお願いします。

まず、ここで申しております地方交付税の削減とは、平成25年度法律第4号地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正する法律において、地方公務員給与費の臨時特例として、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に、単位費用の額を改正したと説明されているものです。

資料のほうをごらんください。意見書の趣旨は上段の欄にありますとおり、平成25年度に行われる地方交付税における地方公務員給与分の削減は、地方交付税の性質及び地方自治、地方分権の本旨に反するものであり、このような一方的な措置をふたたび行わないように要望するというものです。ひとつここで前提としてご理解いただきたいのが、この意見書においては公務員給与削減の是非を取り上げているのではないということです。皆様方には、公務員の給料が民間に対して高すぎるとか、低すぎるとか、財政状況にふさわしくないとかご意見は様々にあろうかと思いますが、今回の意見書では、その部分ではなく、国が一方的に地方交付税を削減することを決めたということで、たまたまそのターゲットが公務員給与であったということに立脚しているということをご理解いただきたいと思います。

資料の右側に問題点を3つ記載しております。まず1つ目は、皆さんもご承知のとおり、地方交付税は自治体の固有財源であり、自治体はこの財源の使途を自ら決定することができるものですが、それを地方との協議が不充分なままに削減するということは許されないはずだということを書いております。2番目には、この削減は、削減対象を地方公務員の給与と明示しているということで、これは自治体が決定すべき交付税の使途に制限を加えているということにほかならないということです。もう一つ、本来地方公務員の給与は、合理的な検討を踏まえて地方自治体が決定すべきものであって国から強要されるべきではないというものです。これらの点からすれば、今回の削減は国が地方交付税制度を盾に地方の意志決定に介入するという地方自治、地方分権の本旨をゆがめるものであって容認

できるものではないと考えます。ここで、地方の反対の声をきちんと国に伝えておかければ、また今度は地方の行政サービスの水準を低下させかねない、今度は違ったターゲットを定めた削減が行われるということも懸念されるわけであります。

以上の理由から、この意見書を提出いたしました。また、同様の意見書が大津町及大津町議会も、 その構成員であるところの全国町村会、全国町村議長会を含む地方6団体からも国に提出されており ますことを申し添え説明を終わらせていただきます。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長(大塚龍一郎君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) ただいまの意見書に対しまして質疑を行います。

国からは、削減の内容といたしまして、東日本大震災の復興財源確保のためという大義を持ってき ております。我々国民としてどう応えるべきかというところです。対局はどこにあるか。地方の権利 というものを言う、言うなとは言いません。しかしながら、給与にだけを指摘しているものではない ということを今説明されましたけれども、例えば我が町におきましては、議会活性化特別委員会をつ くろうではないとかということを、この次に出てきますけれども、こういったものも予算措置が必要 となる場合が多々あるということです。東日本でああいった、それこそ未曾有の災害があって、国家 一丸となるべきときに、我々はあってもなくてもいいような、基本的な勉強もしてないのに議会活性 化特別委員会なんて、なんか笑われるようなことをやろうと言っている。そんな経費を使うと言って いるんですよね。どちらが大義があるのかなと思ってしまいます。ですから、どれに置いたものでは ない、給与だけではないとか言われますけれども、地方は今試されている部分というのを考えなくて はならないと思うんです。今このときにですね、そんなことを我が議会は話し合っているわけでしょ う。というならば、もう少しこの点について賛同が欲しいならば、その前に、みんな議員さんおられ るわけですから、今日は朝からでも構いません。その前からこれは用意していたんでしょうから、そ の前でも全員に説明すればいいじゃないですか。ですから、地方交付税の削減に対して、削減するな と、我々の権利だよというのであるならば、そこの点の説明をもう少しお願いしたいなと。地方は試 されていると思うんですよ。我々が減らさない。しかし、国は減らすというような形で、給与の削減、 減額措置というのも、国自体はもう去年の4月1日から始めているんですね。それに対して、我が地 方は何もやらなかったと。1年以上過ぎて、今度やろうとする形で今度追加議案として今日出ており ますので、そういったことを考えればですね、今この意見書は出すべきではないと私は考えてしまう わけですけれども、地方として無駄なものを削り、こういった国家一丸となるために協力するべきで はないかと私は考えますが、この点について、できる範囲でいいですからお答え願いたいと思います。

#### 〇議 長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

**○3番(佐藤真二君)** 永田議員の質疑に対して、きちんとした答えになるかどうかわかりませんが答 えさせていただきます。

永田議員の質疑の趣旨としては、大義の問題だったかと思います。大義ということであれば、確か

に東日本大震災の復興、これはもう大きな大義であると考えられますけれども、同様に地方分権の本旨というものを守るというものも、これも立派な大義であるのではないかなというふうに考えるところです。東日本大震災の復興財源に関しては、この手法以外にも多くの財源が確保されており、正式な名称は忘れましたけれども、何らかの税率のアップとかですね、そういった措置もなされているかと思います。そうした代替する手法があるわけですから、あえて地方の財源を削減するようなことは必要ないのではないかなと考えるところであります。

以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 反対の立場から討論をいたします。

議席について目を通させてもらいましたけれども、その地方のそういった権利や地方自治、独立的 であると、独立的に考えるべきであると、いろんなことを言われますけれども、私は都合のいいとき だけ地方は国を利用しているというのも否めない事実だと思うんですね。もしこれをですね、例えば 意見書を出してどうなるか、それはわかりません。しかしながら、こういった意見が高まれば、国と いうものは、先ほど答弁の中で手法ということを言われましたけれども、たくさんの手法を持ってい るのは国側なんですね、残念ですけれども。まず何をやるかというならば、当たり前のごとく基準財 政需要額の算定方式を変えてきます。そして、あなたたちの自治体は今100だったけれども80で 十分やれるはずだという数字を出してくるでしょう。根本的に恐らくやられると思います。これは、 国家公務員はもう既に1年前から、我々はその削減できるところはやっているよということをまず示 して、その後にいろんなことを出してきますので、やはりこれは計画的にですね、他年度にわたって 出してくるだろうと思います。また、こういった意見書もうちだけではなくて、恐らくほかの自治体 からも出てくるとは思うんですよ。ですから、我々じゃ今何をするべきかということは、やはり我々 もですね、国民の一人として、この地方自治体の一員として、やはり経費削減、そういったものをき ちんと精査して進めなければならないということです。私は先ほども議会活性化特別委員会なんかと いうことを言いましたけれども、経費がかかるようなことを、やらなくてもいいようなことを未だに やろうというようなことを、みんなでやろう、やろうとかいうのは、何かその同じ国民であって、東 日本の方々の立場に立ってないんじゃないかと思います。今でも思い返されますけれども、あの震災 後にいろんな形で自粛ということを掲げて、歓送迎会、送迎会でもお酒は出さないとかいろんなこと をやってきました。そしたら、その被災地の酒蔵の方が、売れなくて困っていると、皆さん飲んでく ださい、騒いでください、経済を回してください、こんなに理解が違うということを私は本当に痛感 しました。我々が今何をやるべきものかというものは、もちろん国税、県税、町民税ありますよ。我々 は、その国税に頼らないようなまちづくりを構築することがまず一義的であって、こういった国の意

見を、すべて私これ、なるほどいい意見だなと思う部分もいろんなことはありますけれども、やはり 相対的に考えてみると、やはり反対だなと思う部分があるんです。やはり今は非常時なんです。ここ が重要と思います。この非常時であるときにですね、我々は公金について深く考えて、我々議員自ら 経費を多く使わないようにしなければならない。今回の追加議案に対しても、議員の報酬削減までは いってませんよね。実際、我々議員は人数を減らして、しかしながらこれは議員の質が低下してしま うから、逆に報酬を上げようという話まで実際はあったんです。しかしながら、やはり今の国家の状 況を見てみれば、その国家の借金だけでも1千兆円と言われます。そういったことを考えれば、我々 は国民として国がつぶれたならば我々地方自治体もひとたまりもないですよ。当たり前のことです。 そういった認識を強く持って、これは国の役割でやるべきものはやってくれと。我々が国家公務員を 選んでいるんですから、そしてその代議士、我が自治体にもおりますけれども、そういった方々に頑 張っていただいてですね、国を建て直してもらいたい。そこで、まずはそういったところに活躍する 場で、それこそ自由闊達に我が郷土の代議士さんにもぜひ頑張ってもらいたいというのが私は応援で あり、この日本の復興のためには、そういった精神が必要ではないかなと思います。まず一義的に、 最初にこういったものは皆さんに理解する前に、その前に説明があったほうがよかったということと、 国家として考えるべきこと、国は国、我が地方公共団体はそれは別というようなことでは今はないと、 そういうふうに思います。

以上のような観点から、私はこの意見書提出に対して反対の立場を表明いたします。議員各位のご 賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論はありませんか。
  荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 私は、ただいま説明がございました意見書に賛成の立場から討論を行います。今回の地方交付税を事実上削減するということで、東日本大震災復興を名目ということで、そこに大義名分があるということはあえて否定はいたしませんが、この意見書は、意見書そのものは、地方公務員の給与の上げ下げの問題からは切り離して提案がなされております。ご承知のとおり、地方交付税は、先ほど説明がありましたように、地方自治体の固有の財源であることは間違いないわけであります。地方自治体の運営には地方交付税はなくては成り立ちません。つまり、全国民の暮らしを支えているのが地方交付税であり、そのために地方交付税が地方自治体の特定の固有の財源として認定がなされているわけであります。また、百歩譲って大震災復興に寄与するべきであるということでありますが、もう既に復興財源を確保するための増税が所得税を中心として、所得税は25年間増税が、恒久的な増税が決定されております。もし大震災の財源が足りないということであれば、所得の多い、少ないに応じてこうした全国民が税でもってそれを支えるということであればそれでいいと思います。

そういう意味でですね、今回の意見書が全国民の、全自治体支えている地方交付税に対して、国が これを勝手にコントロールすることは許されないという趣旨のものでありますので、議員各位のご賛 同をお願い申したいと思います。

以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議 長(大塚龍一郎君)** ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第4号、「地方交付税削減に対する意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

**○議 長(大塚龍一郎君)** 起立多数です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議会活性化特別委員会の設置について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第5、議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件については、議員全員を委員として構成する議会活性化特別委員会を設置し、 これに付託して、平成29年2月まで調査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議会の活性化を図るため、委員会条例第5条第1項の規定によって、議員全員を委員として構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して平成29年2月まで調査することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、本件については、議員全員を委員として構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して、平成29年2月まで調査することに決定いたしました。

ご連絡いたします。委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。 委員会の会議を議員控え室で行います。しばらく休憩いたします。

午後3時38分 休憩

Δ

午後3時47分 再開

○議 長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって、議会活性化特別委員会の委員長に手嶋靖隆 君、副委員長に佐藤真二君、豊瀬和久、金田英樹君が互選されました。

これで報告を終わります。

### 日程第6 議案第43号から日程第10 議案第47号まで一括上程 提案理由の説明

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第6、議案第43号、大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する 条例の制定についてから、日程第10、議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工 区)請負契約の締結についての5件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第43号から議案第47号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なり」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第47号までの 5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、 一言お礼を申し上げたいと思います。本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきまして、 ご承認、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。

では、早速追加提案いたします案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定ついて、及び議案第44号、大津町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、国家公務員の給与の改定、及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置の趣旨を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員及び町長等の特別職の給与減額措置を実施するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第43号及び議案第44号につきましては、条例の制定でこざいますので、地方自治法第96 条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第45号、平成25年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、 今回の補正は、第84回都市対抗野球大会九州地区予選において、大津町のホンダ熊本が代表の座を 勝ち取り、3年連続8回目の本選への出場が決定しました。町としましても大変うれしいニュースで あり、大津町代表でありますホンダ熊本を、町をあげて応援するため、7月12日から東京で開催さ れます本大会での試合の応援とともに、町のPRをするために、都市対抗野球応援団派遣事業補助金 1千200万円の補正をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5千715万1千円としたものでございます。

議案第45号につきましては補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改正工事(2工区)その2請負契約の締結について、及び議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の締結についてでございますが、この物件は4月8日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月27日入札を実施いたしました。入札の結果、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2の

請負契約の締結については、村上・益田・丸木建設工事共同企業体、代表、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役村上裕輝様と1億6千537万5千円で工事請負契約を、また議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の締結については、宇都宮・鎌田建設工事共同企業体、代表、菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設代表取締役、宇都宮義次様と7千980万円で工事請負契約をそれぞれ締結したいと思うものでございます。

議案第46号及び議案第47号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または 処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議 決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 議案第43号、大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は1ページから4ページ、説明資料は1ページから3ページになります。説明資料によりご説明させていただきますので、1ページから順次お開き願います。

この条例につきましては、東日本大震災を契機として、防災及び減災のための事業に積極的に取り 組む必要性とともに、長引く景気の低迷を受け、地域経済への活性化を図る事業を行うことが国の喫 緊の課題であることに鑑み、一層の支出の削減が不可欠であることから、国家公務員の給与の改定及 び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、町職員の人件費を削減す るために、大津町一般職の職員の給与に関する条例の特例を臨時的に定めるものでございます。

なお、特例期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間としております。 第2条で、給与条例の特例の第1項で、特例期間においては国家公務員の給与減額措置を踏まえ、 国家公務員の給与水準まで一般行政職の給料月額を平均で4.67%減額いたします。また、減額にあ たりましては、国に準じて次のように給料表における職務の級ごとに支給減額割合を定めております。 なお、今回は臨時特例的な措置であるため、給料月額自体を変更するものではありません。支給減額 割合等は、1級から2級の職員は3%、対象者61人、3級から4級の職員は5%、対象者98人、 5級から6級の職員は6.8%で対象者33人となっております。また、1級から6級までの各職務は、 記載のとおりでございます。なお、職員一人当たりの平均削減月額は1万5千830円、特例期間9 カ月分の平均削減額は14万2千201円となっており、今回の減額措置に伴う技能労務職員を含め た職員全体205人の給与の減額削減総額としては2千915万円を見込んでおります。

次に、第2項第1号の管理職手当につきましては、管理職に支給される管理職手当は国の措置に準じて支給月額の一律10%を減額することにしています。削減後の支給月額は、部長が4万2千200円から100分の10を減額した金額の3万7千980円とします。次長が3万9千100円から100分の10を減額した金額の3万5千190円とします。課長、審議員等が2万8千200円から100分の10を減額した金額の2万5千380円とします。なお、管理職手当支給対象者33人の特例期間中の削減総額を92万2千円と見込んでおります。

次に、第2号の地域手当は、民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される地域手当についても国の措置に準じて給料と同じ支給減額率分を減額することにしています。対象者は、経済産業省派遣職員1人で、1番の地域手当支給率は東京都の特別区で給料月額の18%となっております。2番の当該職員職務給2級の給料の支給減額率は3%で、現在の支給月額4万2千768円から100分の3を減額した金額の4万1千485円とします。なお、地域手当支給対象者1人の特例期間中の削減総額を1万4千円と見込んでおります。

次に、第3号の休職者の給与は、給与条例第16条に定めてある休職者の給料や諸手当についても、 次の休職の事由ごとに減額支給についての規定に合わせるよう定めております。アで、給与条例第1 6条第1項の公務上もしくは通勤による負傷または疾病の場合、イで給与条例第16条第2項または 第3項の結核性疾患またはそのほか心身の故障の場合、3ページをお願いします、ウで給与条例第1 6条第4項の刑事事件に関し起訴された場合に減額支給の対象としております。

次に、第3項の特例期間におきましては、給与条例の第11条、第12条、第13条及び第14条の額の基礎となる勤務1時間当たり給与額を減額支給についての規定による減額後の給与額を用いて 算定することを定めております。

次に、第3条の職員の育児休業等に関する条例の特例につきまして、育児休業条例では、第9条の部分休業の規定において、勤務しない1時間につき給与条例に定める勤務1時間当たりの給与額を減ずるよう規定していますので、この勤務1時間当たりの給与額を特例期間においては、この臨時特例条例の第2条第3項に定める額とするものでございます。

次に、第4条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例につきましては、第3条と同じく勤務時間条例では第15条の介護休暇及び第16条の組合休暇の規定において、勤務しない1時間につき給与条例に定める勤務1時間当たりの給与額を減ずるよう規定していますので、この勤務1時間当たりの給与額を特例期間においては、この臨時特例条例の第2条第3項に定める額とするものでございます。

次に、第5条の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の特例につきましては、公益法人等への派遣職員に対する給与支給額の上限について、特例期間においてはこの臨時特例条例の第2条第1項及び第2項の規定による減額後の給与額に引き下げることを規定しております。説明資料に載せておりませんが、第6条で、企業の減額支給に伴う端数計算の処理方法について規定をいたしております。 附則で、この条例の施行日を平成25年7月1日とし、平成26年3月31日限りでその効力を失うことを規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第44号、大津町長等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は5ページから7ページ、説明資料は4ページになります。説明資料によりご説明させていただきますので、4ページをお開き願います。この条例につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置の趣旨を踏まえ、町長等の特別職についても給与を減額するために大津町長等の給与の特例に関する条例を制定しようとするもので

ございます。町長、副町長の給与月額は、大津町長等の給与及び旅費に関する条例第3条において、町長が74万7千円、副町長が59万3千円とされています。また、教育長の給料は大津町教育委員会教育長の給料、勤務時間及びそのほかの勤務条件に関する条例第3条において54万2千円とされております。今回定めようとする大津町長等給与の特例に関する条例では、これらの条例の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間、給与の減額実施のための趣旨を第1条で規定しております。第2条、第3条で、町長等の給与の特例、教育長の給与の特例について規定しております。町長の給与の月額74万7千円から100分の5を減額した金額70万9千650円とするものでございます。副町長の給与の月額を59万3千円から100分の3を減額した金額57万5千210円とするものでございます。教育長の給与の月額を54万2千円から100分の3を減額した金額52万5千740円と規定するものでございます。

なお、資料説明には載せておりませんけれども、第4条で給与の減額支給に伴う端数計算の処理方法について規定しております。

附則で、この条例の施行日を平成25年7月1日とし、平成26年3月31日限りでその効力を失うことを規定しております。

続きまして、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は9ページから10ページ、説明資料は5ページから9ページになります。

今回の工事請負契約案件は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2で建設工事の種類といたしまして土木一式工事になります。公共工事の入札に際しましては、ご存じのとおり大津町財務規則入札心得、そのほか関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に関係する部分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど土木部長からご説明をいたします。説明資料の6ページをお願いいたします。まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は、土木一式になります。共同企業体の構成員数は2社もしくは3社といたしております。次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員が町格付けA、構成員2が町格付けAまたはB、構成員3が町格付けBといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属するもものの組み合わせが原則となっており、これに準じた格付けAまたは格付けBの組み合わせといたしました。また、営業所の所在地は代表構成員及び構成2、3共に大津町内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として企業体

の代表構成員は平成15年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として代表構成員は、1で先の施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要するものであります。②で、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了書を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、すべての条件を満たす技術者を選任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成25年4月8日に条件付き一般競争入札の公告を行っております。

次に、戻りまして5ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果について、ご説明申し上げます。工事名は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2です。工事内容については記載のとおりですが、詳細については後ほど土木部長からご説明いたします。本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った6社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、5月27日に入札参加者6社で入札を実施しております。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、村上・益田・丸木建設工事共同企業体、代表者大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝様が1億6千537万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成26年3月20日までといたしております。なお、予定価格については、左下の欄に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は11ページから12ページ、説明資料は10ページから13ページになります。今回の工事請負契約案件は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)で、建設工事の種類といたしましては土木一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、議案第46号と同様に大津町財務規則入札心得、そのほか関係規定等によりその業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札につきましては、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び手続きの一層の透明性及び公平を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に関係する分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、同様、後ほど土木部長からご説明をいたします。

説明資料の11ページでございます。まず、工事に係る競争入札の参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は、土木一式になります。共同企業体の構成員数は2社もしくは3社といたしております。

次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員が町格付け A、構成員2が町格付けAまたはB、構成員3が町格付けBといたしております。この組み合わせに つきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級属するものの組み合わせが原則となっており、これに準じた格付けAまたは格付けBの組み合わせといたしました。また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、3 共に大津町内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績といたしまして、企業体の代表構成員は平成15年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として、代表構成員は①で、先の施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要するものであります。②で、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了書を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成25年4月8日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

戻りまして10ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。 工事名は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事 (3工区)です。工事内容については記載のとおり でございますが、詳細については同様、土木部長のほうからご説明いたします。本案件は、共同企業 体への発注ということで、既に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った6社すべてに 入札参加資格が確認されております。その後、5月27日に入札参加者6社で入札を実施いたしまし た。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入 札の結果、宇都宮・鎌田建設工事共同企業体、代表者、大津町大字室2137番地2、株式会社宇都 宮建設、代表取締役、宇都宮善次様が7千980万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を 経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成25年12月24日までと いたしております。なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載をさせていただいております。 以上、よろしくお願いいたします。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君) 議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事 (2工区) その2の請負契約の締結について、この工事内容を追加説明資料綴りに基づき説明いたし ます。

資料の7ページをお願いいたします。この駅前楽善線につきましては、平成20年1月16日付けで、当初計画からの路線変更の許可を受け、同年2月6日付けで国の事業認可を受けた都市計画道路になります。起点を県道大津植木線と県道大津停車場線の交差点とし、終点が町道三吉原北出口線と町道杉水大津線の交差点までの総延長1014メートル、片側一車線、幅員12メートルで計画された道路です。なお、図面に赤く示しておりますのが、今回議決をお願いしている工事2カ所の位置図になります。

8ページをお願いいたします。黄色で示している道路部分は、平成23年度に施工し、既に供用開始した区間になります。今回の工事区間につきましては、起点を上井手とし、北側に延長約191メー

トルを施工するものです。工事の概要としましては、この部分は昨年度の工事において水路約130 メートルの施工と合わせて道路東側の擁壁基礎部分を施行しておりますので、今回はその上の部分の 道路を整備するものです。また、計画道路が現在の室谷川という水路を横断するようになっておりま すので、これを昨年新設した水路へ切り替えを行います。さらに、本路線西側には擁壁を設置しまし て、上部の舗装まで仕上げることになっております。ただし、今回の工事では現在水源町方面から下 りてきている町道平川室線との接続は行いません。

9ページをお願いいたします。この図面は、8ページに示しておりますナンバー8、ナンバー12の2カ所の横断図になります。西側の水路部分にL型擁壁を設置し、その横には自由勾配側溝を敷設し、現在の町道平川室線も舗装することとしております。

5ページに戻っていただきたいと思います。工事の内容としまして、土工事として掘削の土量が310立米、床堀で2千16立米、埋め戻しで680立米となっております。擁壁については、起点側に重力式擁壁2.1メートル、プレキャストと現場打ちを合わせたL型擁壁を110.3メートル、さらに終点側にはテールアルメを331平米、延長として112.8メーター施工する予定です。水路については、プレキャストアーチカルバートが8メートル、水路を接続するためのU型カルバートを27メートル設置するようにしております。舗装工につきましては、車道、歩道、私道を合わせて2千389平米を施工するようにしております。また、擁壁の基礎部分については、地盤改良工を深さ2メーターから6.5メーターの範囲で2千80立米行うようにしております。そのほか、各種の側溝などを施工する計画になっております。

続きまして、議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)の請負契約締結について、その工事内容を説明資料集に基づきまして説明いたします。先ほど駅前楽善線の全体の経緯を説明しましたので、本議案につきましては工事概要にのみ説明いたします。

12ページをお願いいたします。 3工区の工事につきましては、以前、水道企業団の給水ポンプ施設があった地点から北側に延長244.4メーターの区間を施工します。この区間には、計画路線の法面上に室共有地の墓地がありましたので、道路用地として平成23年度から24年度にかけまして13件の墳墓補償の用地交渉を行い、うち無縁墳墓4件もありましたので、平成23年7月19日付けで官報へ掲載し、1年間の報告後、対象墳墓の移設を完了しております。

13ページをお願いいたします。この図面は12ページに示しておりますナンバー24、ナンバー27の2カ所の横断図になります。この区間の法面につきましては、墓地部分を除きまして平成23年度に切り土法面、平成24年度に切り土法面を施工しております。また、道路東側の部分の一部につきましては、重力式擁壁を設置することになっており、今回の工事で舗装まで施工する予定になっております。

10ページに戻っていただきたいと思います。工事の内容としましては、土工事として掘削工の土量が3千600立米、床堀工で1203立米、埋め戻し工で722立米となっております。擁壁工としまして、重力式擁壁が297立米、延長55.6メートル、コンクリートブロック積みが44平米、延長17.1メートルとなっております。舗装工としまして、車道、歩道と私道を合わせて2千654

平米施工するようになっております。また、先ほどの2工区の議案と同様に、擁壁の基礎部分については地盤改良、深さ2.4メーターから3.8メートルの範囲で1194立米行うようにしております。 そのほか、各種側溝やガードパイプなどを施工する計画になっております。

なお、この3工区についても、現道との接続は行いません。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(大塚龍一郎君) 経済部長大塚義郎君。
- ○経済部長(大塚義郎君) 補正予算書に関する説明書の11ページをお願いします。款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金補助及び交付金で、補助金5都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千200万円の補正内容についてご説明いたします。実行委員会への補助金の主なものは旅費でありまして、1回戦に町民の方々の応援団を60人、実行委員会随行職員などを40人、第2回戦及び決勝戦に町民の応援団をそれぞれ20人、実行委員会随行職員などをそれぞれ20人としまして、合計で町民の応援団を100人、実行委員会随行職員を80人と予定し、その180人分の旅費を1千225万円と見込み、昨年と同額程度を計上しております。なお、1回戦の旅費につきましては、安価なパック料金で計算していますが、2回戦、決勝戦は通常料金で計算しております。また、広報費として、庁舎北側と南側及びビジターセンターに設置する応援用看板などの制作費用を30万円、観光PR関係費としてパンフレット、会場でのPR用の唐芋、銅銭糖代及びオーロラビジョン放映用のPRビデオの制作費用など73万円、消耗品費や荷物送料等の事務関係費65万円を計上しています。なお、町民の応援団につきましては、個人負担を昨年同様に旅費の3割で194万円の収入を予定し、差し引き合計の1千200万円の補助金をお願いしているところでございます。

その次の予備費で同額を減額しております。

以上、よろしくお願いします。

○議 長(大塚龍一郎君) これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

**〇15番(荒木俊彦君)** 質疑を行います。

第1点は、議案第43号におきまして、国家公務員との給料の比較でラスパイレス指数がよく出されますが、大津町のその指数と、そもそもその指数が客観的な合理性があるのかどうかお尋ねをいたします。

次に、議案第46、47、都市計画道路関係でお尋ねをいたします。私は以前、経済建設委員会におりましたので、改めてですね、この都市計画道路の雨水の処理がどうしても心配でならないでおります。今回、工事に係るところは、いわゆる水源町というところで、町内でも水が集中をする場所と理解しております。いわゆるその調整池がないわけですね、この設計で。以前の説明では、調整池はなくても上流からの水を十分に処理することができるという説明は聞いてまいりましたが、改めてですね、昨年のような大雨の事例もありますし、今までは上流からの雨が水源町あたりで地下浸透もやっていたと思うんですけど、それがコンクリートの水路に取って代わるということで、大量の雨水が相

当集中、また急速に流れてくるんではなかろうかという心配をどうしてもぬぐいきれません。そういう意味で、改めてそうした雨水対策は万全なのか。併せてですね、万が一、水がオーバーするような事態、ないとは言えないわけですね。もしそういう事態に至った場合ですね、この水源町あたりに遊水池をつくることは想定はしなくていいのかどうかということですね。この2点についてお尋ねをします。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 総務部長岩尾昭德君。
- ○総務部長(岩尾昭徳君) 荒木議員のご質疑にお答えします。

先ほどお尋ねのラスパイレス指数の関係でございますけれども、ご承知のように地方公務員の給与水準につきましては、国家公務員を基準として100を標準といたしまして用いられているところでございますけれども、今回の給料の減額率等につきましては、平成25年1月24日に閣議決定されました地方公務員の給与改定に関する取扱いの中で、総務大臣の通知の中で、当該団体において必要となる新たな措置の範囲といたしまして、ラスパイレス指数が100となる水準まで給料を減額するように示されております。その中で、大津町の場合の一般行政職のラスパイレス指数につきましては、国の削減後で105.2となっておりますので、減額率の算定にあたりまして、平成24年4月1日現在の一般行政職の給料水準から算定されましたラスパイレス指数を基準といたしまして、この時点で職員構成等給与の額を基に指数が100となるような減額率を求めていく方法を取っております。そこで、給料の級ごとに減額率を設定いたしまして、ラスパイレス指数が100となる水準になるように減額率を求めておるところでございます。

なお、実際に減額が始まる7月支給分の給料で、国家公務員との比較を行い、減額後のラスパイレス指数が算定されると思いますが、今回の減額措置はあくまで平成24年4月1日現在での職員での比較を行っております。そういったことから、現時点での職員構成に比較すれば若干の差が生じることは予想されるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- **○議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 荒木議員の質疑にお答えいたします。

道路の雨水の処理に関する件なんですが、今回一番以前から問題になっておりましたのが楽善交差 点の雨水であります。その件に関しましては、現在楽善交差点のところに雨水浸透枡5基を設置する 予定で準備を進めております。それによりまして、今まで水源町のほうに流れてきた水といいますか、 そのあたりが随分減るものというところで考えております。その他、今、すべて水源町に集まってき ている水につきまして、若干既設の町道で分散する方法も今検討を進めているところでございます。

- 〇議 長(大塚龍一郎君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 担当部長が計算上問題、雨水の心配は要らないということだろうと思いますが、それでもこの水源町の谷間には相当な水が集中をするところだと思います。万が一、その洪水を起こすような事態になった場合は、やっぱり調整池をつくらないと、とりわけ上井手に直角に流入してまいりますので、今度は上井手の心配も出てくるということで、そういう調整池の検討は全くなさ

れてこなかったのかなということを再度確認をしておきたいと思います。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

一応、調整池の検討は進めてきております。ただし、調整池の地質調査等を行いましたところ、全く吸い込みをしないというような場所でございました。特に神社の裏のほうに調整池を一応検討して、浸透等の調整、地質調査を行いましたけれども、浸透しないということで、効果が非常に少ないということで楽善の交差点部分であれば浸透のほうがある程度見込めるもんですから、そちらのほうで処理したいということで現在進めているところです。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 追加議案の43号に対しまして質疑いたします。

ラスパイレス指数の、今お話が出ましたけれども、実際今度国家公務員の給与削減というものに指数計算をしてみますれば、実際は削減されたんで、大津町のほうが町の給料が上がってしまって105.2%になってしまうということですよね。その前、削減されなければ97.2%ということでずっと下だったわけですね。ということは、この105.2を100として削減したのが今回の給与削減を計算しますれば4.67%になりましたということで解してよろしいんでしょうか。ということは、このことによって100を若干切るというのは何%になるんですか。ラスパイレス指数の何.何になるというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、こういった職員の給料の減というものを考えますときに、何がポイントになるかなと。先ほどいろんな形で地方交付税とか、そんな形で議論しましたので重複は避けたいと思うんですが、交付税が減らされる、じゃどうやって対応するか、給料をやっぱり国家公務員が減るから我々も準じようじゃないかと。町は今まで国家公務員が上げるとき、要するに景気がいいときですね、準じるのは早いんですよね。ところが、国家公務員は昨年度の4月1日から既に7.8%を減額しているということです。ということは、その後において、我々は7月1日から来年の3月31日、9カ月間じゃないですか。国家公務員は2年間、我々が、これが可決されたとしても9カ月ですよね。ここのところの考え方は、これは町長が答えることかなと思います。

それと、誰しもやっぱり給料を下がるのを、これ喜ぶ人はおりませんよ。上がるのは誰でも喜びます。ということは、この地方公共団体というものは町長が大統領、大統領制ですよね。ということは、町長がこれだと言ったときには、もう嫌と言えんわけです。全体で4.67%削減しますよと言ったならば、それで終わりなわけですけれども、そのときに町長は、職員に対して諭しの言葉をかけなければならないと思うんです。町長がそう言うんであるならば納得しましたというような、これかリーダーと思うんですよね。これがなければ、国がしよるけん、しょんにゃあたいって、お前どんもちょっと削減せいというぐらいであるならば、長としてこれはちょっといかがなもんかと思いますし、そこのところをこれをぜひ提案するもんね、だから職員のみんな、頼むぞというような、何かそういった言葉掛けといいますか、指示というのはちょっと、命令ではないですよね、協力してくれというような

言葉というものはあったのか。この点について質疑いたします。

- ○議長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- 〇町 長(家入 勲君) 今回の職員、そして我々の特別職の関連につきましては、町村会につきまし ては、先ほどされたように、やはり今後の交付税関連等についてはしっかりと国のほうに要望してい くというような形でお願いをしていきたいというようなことで町村会としては考えております。もち ろん、今回のこの件についてはいろいろ議論なされておりますけれども、いろいろありますけれども、 やっぱり我々としては、町村会としては、一応じゃ東日本の問題もあるし、それから我々の大津につ いても災害関係で一般財源関係計を持ち出さなくちゃならないというような特別な事情の要綱関係を つくらせていただいておりますので、そういうことについて、職員のほうにご理解を得るということ で、まずは国の100の線に合わせていきたいというようなことを関係町村のほうと話しております。 もちろん、その幅率というのはお互いその町村によって違いますし、その中でいろいろ今新聞等にも 出てきているような状況でございますので、そういう意味におきまして、我々も大津町としても近隣 の町村の皆さんとご相談しながら、100に合わせたところの減額をお願いしていきたいというよう なことで、いろいろ組合ともしっかりとご相談をさせてご協力をお願いしたというような状況でござ いまして、組合のご了解があってこそ、この減額率が出て、今回の提案というような状況になってお ります。もちろん、大津町よりも財政的に厳しいところもあります。県下でも5つぐらいのところは なされてないところもあります。そういうところは、もうラスが全体において90ちょっとぐらいと いうような状況でございますけれども、大体そうでないところも益城なんかもございますけれども、 大体的には町村としては今回について国民としてのご協力をしていきたい。しかし、今後については、 絶対許されないというような形で国に要望していきたいというようなことで、今回の100のラスに 合わせていきたいというふうなことで組合のほうにもお願いしてきたわけでございます。もちろん、 ラスというのは計算によって交付税であれしてきますから、どこをどうするかというのはなかなか厳 しい状況でございます。もちろん、保育士や、あるいは税務職員は、その中に計算に入ってないとい うようなこともありますけれども、我々としては高い職員もおったり、あるいは若い職員もおるとい うような状況もいろいろありますけれども、標準的に100に合わせたところでの今回の提案という ような状況で組合のほうにもご理解を得ながら、今回、議会のほうにお願いをしておるというような 状況でございます。
- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ありませんか。 手嶋靖隆君。
- 〇12番(手嶋靖隆君) 議案第46号と47号関連でお尋ねをしたいと思います。

契約の内容等がわかりませんので、一応確認したいと思います。契約締結にあたってですね、履行 保証措置というのはどういうふうに捉えているのか。

それから、これは共同体ですから、その保証も連帯なのか。

それから、そのランクごとによっての保証なのか、その辺のパーセント等がありましたら伺いたい と思います。

- **〇議 長(大塚龍一郎君)** 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君)** 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

一応、履行保証というのは、企業体として求めるようになっております。三者連名でたしか履行保証を出していただくようになっていると思います。

履行保証については、西日本保証協会を通じてパーセントは決まっておりますので、その中で、た しか保証金額は10%じゃなかったかなと思います。それで総額保証する、ちょっと手元にありませ んのではっきりわかりませんが、そういう保証になっていたと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。
  金田英樹君。
- ○1番(金田英樹君) 私からは、議案第45号、補正予算について質疑をさせていただきます。こちら本田技研への都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千200万円ということで、私も本田技研の貢献度ですね、例えば法人税であったり、雇用創出であったり、あるいは関連職員による住民税だったり、そういった効果のところは十分踏まえておりまして、そこの中で本田技研を応援していかなければならない、支援していかなければならないという気持ちは十分わかります、必要性も感じております。しかし、一方で住民のほうからはですね、この1千200万円に対して、例えば生活道路だとか、学校だとか、そうったところがお金がないという理由で先伸ばされる中で、一体どういう位置づけなのかという疑問の声が聞こえております。よって、その点に関して、町としてこの1千200万円に中長期的、あるいは短期的にどういった効果を見込んでいるのかというところをもう少し詳しくご説明いただければと思います。
- 〇議 長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 本田技研、町代表として都市対抗の東京ドームで本戦があるわけでございますけれども、町代表というのは全国でも大津町だけというようなことで、大変うれしく思っております。もちろん、今、議員おっしゃるように、ホンダさんについてはいろいろと町との連携の中でいろんな形で応援をしていただいております。法人税は若干下がってきておりますけれども、固定資産税関連等についたり、いろんな形で貢献される中で、その辺のことも一つの条件というか、支援をという考えもあります。もちろんそれとともに、大津町をこの際しっかりとPRをしたいということで、町代表として東京ドームにおいての大津町のPRをしっかりやりながら、全国に都市対抗を通して町をPRしていきたいというようなことを考えながら、今回の応援、支援をやっていきたいというふうに予算を提案しているところでもあります。
- O議 長(大塚龍一郎君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

佐藤真二君。

**○3番(佐藤真二君)** 先ほどの流れで、ここで反対をしないわけにはいきませんので、お話をさせて

いただきたいと思います。反対の立場から発言をいたします。

議案第43号及び第44号ですね、の給与の関係になります。削減に関してはですね、確かに必要なものであるということは理解はできるんですけれども、この削減に関してはですね、先をほどから話がありましたように、内容に対して一定の理解はできるところではあるんですが、やはりその手法が地方交付税の削減というやり方によって、半ば強制されたものであるというところに対して、どうしても納得できない部分がございます。その点において、私はここで反対をしたいと思います。

- ○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。
  永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第43号、44号について、賛成の立場から討論を行います。

質疑でもポイントとして町長に質疑しました。やはりこの場合のポイントは、行政を司るこの町長 の立場というので、町村会あたりで話し合いがあって、その後にそういったものはやはり国は横暴で あるとか、いろんな意見書も提出されて通りましたけれども、そういった意見も出たけれども、今は やはり国民として準じていこうじゃないかと。やはり国も苦しいときじゃないかという説明が、答弁 がありました。まさにそこに大義を感じるわけでありますけれども、実際、私も国の計算の方法、ラ スパイレス指数というのは本当に曖昧なんです。これはですね、上級職とか、いろんな者は数字に入っ てないし、我々のこの地方自治体というのは、昇格・降格によってかなり数値というものが変わって きます。もし、その指数を変えたいというのであるならば、例えば何人か、5人ぐらい、言うことき かん職員を町長が降格処分にすると言ったらどんと下がるんですね。だから、おもしろい計算の方法 が、何か国はそういったところは、まやかしのところはあると思いますが、今回はやはり先ほどの意 見書のときにも申し上げたとおり、やはり国の今の状況を見ますれば、やはり国民として協力の立場 を取らなければならないということです。そして、また町長の質疑に対する答弁の中でもきちんとし たほかのいろんな経費の見直し、そういったものを努力して、やっぱりそういった配分あたりを考え ていかなければならないという理解をされていたと思いますので、そういったことを考えますれば、 町民の立場、いろんなものを考えますれば、やはりここは、この43号、44号は、やはり通すべき であると私は考えます。国家公務員は2年、我が大津町は9カ月ですか、傷みが生じますけれども、 そこは全体の奉仕者という公務員の立場、だからこそできる部分でもあるかなということも考えます ので、43号、44号につきましては、賛成の立場から討論をするものであります。議員各位のご賛 同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長(大塚龍一郎君) お知らせします。本日の会議時間は、議事が遅れておりますので、あらかじめ延長いたします。ご了承ください。

ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 私は、議案第43号について、反対の立場から討論いたします。なお、44号は提案者が町長であります、自らでありますので、あえて反対はいたしません。43号は、町の一般職の職員の給与の、いわゆる引き下げであります。これまで地方公務員の給与は、これまでも連続

して削減をなされてまいりました。しかし、その上にですね、今度は、まず人事院勧告という制度があるのにもかかわらず、この制度さえ無視をするということは、まさにルールを勝手に国が無視してしまうという点で反対するものであります。とりわけ、地方においては地方公務員の給与の引き下げは、公務と民間の賃下げ競争をもたらす。現在、政府はアベノミクスで景気のデフレ経済から脱却するんだと。片方では盛んに言っておきながら、地方において大きな比重を占めております公務員の給料を下げるということは、このデフレ不況をさらに加速させてしまう。つまり政府がやっている、多くの国民がデフレを説出してもらいたいという願いに逆行をする政策でもあるということであります。アベノミクスにも関わらず、デフレ経済不況からまだ脱出できてはおりません。さらに、こういうことを続けていけば、デフレ経済にまた足を踏み込んでずるずる落ち込んでしまう。その結果は、税収もさらに落ち込んで大変借金国であります国家財政も破綻にも近づいてしまう。こういう意味で反対をするものであります。地方交付税の問題は先ほど申し述べましたのでダブりますので割愛をいたします。

もう1点は、今、全国的にも今回の政府による事実上の地方自治体コントロールと、強制措置に対してどうどうと反対する自治体、または堂々と反対する議会が表れているということであります。我が大津町の議会も、本来守られるべきルールを守るという点から、公務員の生活を守ると同時に、地方の町民の暮らしを守るということにも直結する立場から、今回の議案第43号に対して反対を表明するものであります。

以上です。

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号、大津町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立 願います。

[起立多数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、大津町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採 決は起立によって行います。議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願いま す。

[起立多数]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成25年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。こ

の採決は起立によって行います。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その2請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(3工区)請負契約の締結についてを 採決します。この採決は起立によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成 の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 平成25年度議員派遣について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第11、平成25年度議員派遣についてを議題といたします。 お諮りします。議案派遣の件につきましては、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと 思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、平成25年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

#### 日程第12 人権擁護委員の答申について

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第12、人権擁護委員の答申についてを議題といたいます。 町長から議席に配付のとおり人権擁護委員の推薦について意見を求める件が提出されております。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(大塚龍一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件は、議席に配付しました答申案のとおり、伊東祐紀君、阪田良一君、玉永多水 子さんを答申したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議 長(大塚龍一郎君)** 異議なしと認めます。したがって、本件は議席に配付しました答申案のと おり、伊東祐紀君、阪田良一君、玉永多水子さんを答申することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第3回大津町議会定例会閉会します。

午後5時01分 閉会

### 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成25年6月19日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 桐原則雄

大津町議会議員 山 本 重 光